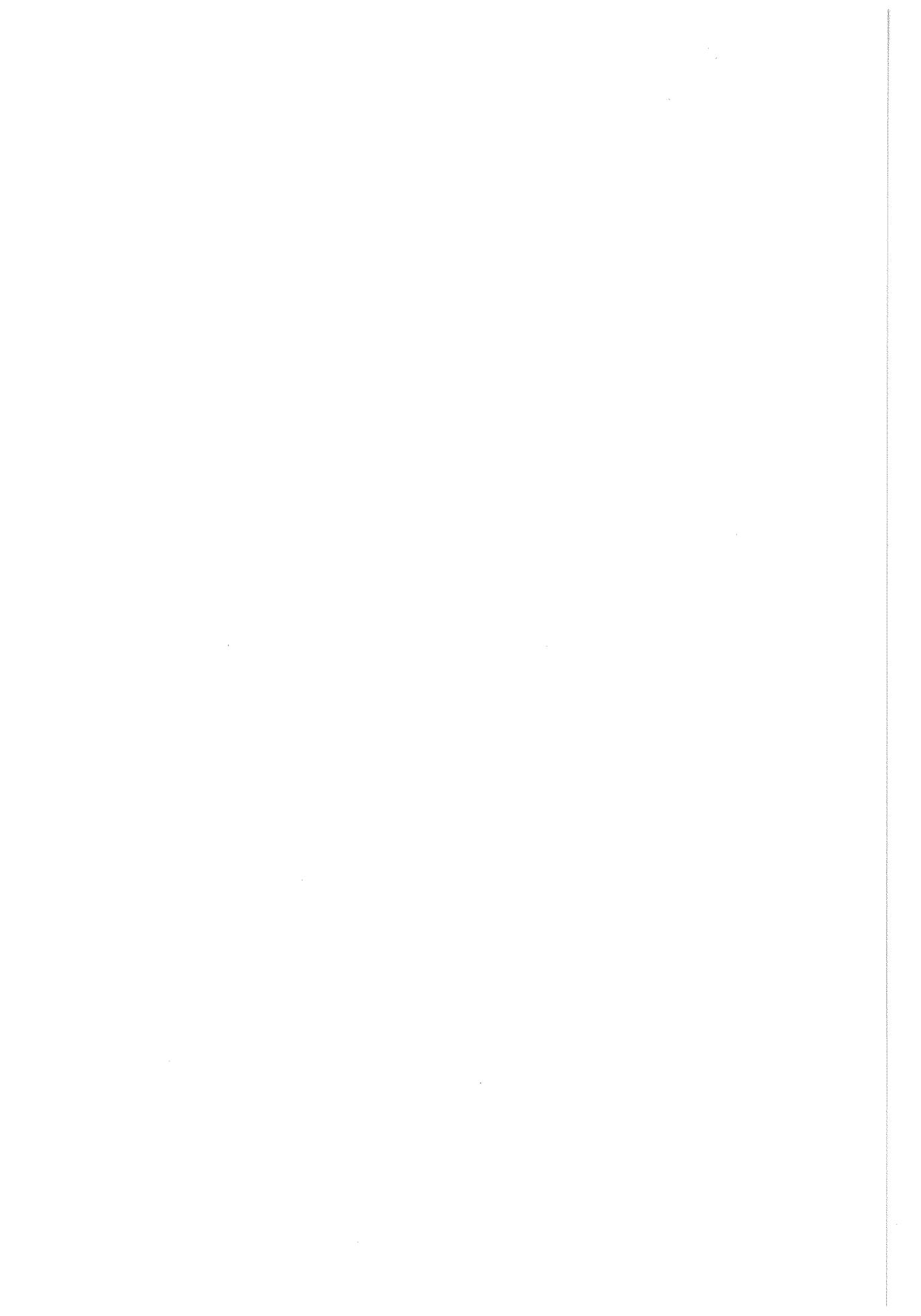


宇土城跡（城山）

宇土市埋蔵文化財調査報告書第10集

1985

熊本県宇土市教育委員会



う と
宇 土 城 跡 (城山)

宇土市埋蔵文化財調査報告書第10集

1 9 8 5

熊本県宇土市教育委員会

序

昭和53年から引き続き実施しておりました宇土城跡（城山）の発掘調査は昨年で完了し、本年度は出土遺物の整理と本報告書の作成を行なってまいりました。

この7年間の調査によって、現在残っている宇土城の縄張の大半が小西行長没後の所産であり、しかもそれが加藤清正自身の隠居所とするための造作であったことが明らかになりました。とはいえ、小西行長時代の宇土城は下層に埋もれたままであり、今回の調査においてもその時期の遺構や遺物が発見されております。

昭和61年度をもって宇土城跡（城山）の公園も完成しますが、この宇土城跡の西に位置する中世の宇土城跡（国指定史跡）の整備も進行中であり、一部はこの3月で一般に開放することができます。これらの市民の憩の場が、郷土の歴史を学ぶうえでの生きた社会教育の場として活用されれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査を実施するにあたって御協力いただきました文化庁・熊本県教育委員会をはじめ各位に対し、厚くお礼を申しあげる次第です。

昭和60年 3月

宇土市教育委員会

教育長 船 田 至

例 言

1. 本書は、宇土市教育委員会が昭和53年度から昭和59年度までに国庫・県費補助を得て行なった宇土城跡（城山）の発掘調査報告書である。
2. 調査の実施にあたっては、第1章3に記したとおり諸先生方をはじめとして文化庁・熊本県教育委員会の指導があり、多くの方々の助言・協力を得ることができた。
3. 諸般の事情で遺構・遺物の詳細な内容を報告することが出来ず、多くを割愛せざるを得なかったが、遺構の大半については既刊2冊の発掘調査概報に掲載済みであり、それを参照されたい。遺物については概報でも取りあげなかったが、本書で収録できなかったものや遺物の詳細な分析については、機会をみてその責を果たしたい。
4. 遺構・遺物の実測・製図・写真撮影は、各調査担当者のほか、河北毅・古城史雄がこれにあたった。
5. 実測図で用いたレベルは海拔標高である。
6. 本文の執筆・編集は高木・木下が行ない、観察表は一部、古城が分担した。
7. 城郭の調査という性格から史料調査が必須であり、その収集を井上正氏にお願ひし、巻末に縦組の形で収録した。収集史料は膨大な量であるが、諸事情で多くを割愛せざるを得ず目録のみにかえたところもある。史料の校訂・編集にあられた井上氏と、校正に御尽力いただいた光永文熙氏の御労苦に謝意を表します。なお、収集に御協力いただいた各機関にも厚くお礼申しあげる次第です。
8. 出土遺物、その他関係資料については宇土市教育委員会が保管している。

目 次

1	序説	
1.	調査に至る経過	1
2.	調査の経過	2
3.	調査の組織	3
2	立地と環境	
1.	立地と地理的環境	5
2.	歴史的環境	5
3	調査の記録	
1.	層序	8
2.	遺構	9
3.	遺物	13
4	まとめ	78

史 料 編

挿 図 目 次

第1図	位置図・周辺遺跡分布図…………… 6	第25図	遺物実測図 (21) 磁器 5 ……………33
第2図	A-T 8 土層断面図…………… 8	第26図	遺物実測図 (22) 備前焼 1 ……………34
第3図	A-T 12遺構実測図……………12	第27図	遺物実測図 (23) 備前焼 2・その他 陶器 1 ……………35
第4図	遺構実測図 (井戸) ……………12	第28図	遺物実測図 (24) 陶器2・瓦器1 ……36
第5図	遺物実測図 (1) 弥生式土器 1 ……13	第29図	遺物実測図 (25) 瓦器 2 ……………37
第6図	遺物実測図 (2) 弥生式土器 2 ……14	第30図	遺物実測図 (26) 各種の刻文…………38
第7図	遺物実測図 (3) 弥生式土器 3 ……15	第31図	遺物実測図 (27) 瓦 1 ……………39
第8図	遺物実測図 (4) 弥生式土器 4 ……16	第32図	遺物実測図 (28) 瓦 2 ……………40
第9図	遺物実測図 (5) 弥生式土器 5 ……17	第33図	遺物実測図 (29) 瓦 3 ……………41
第10図	遺物実測図 (6) 弥生式土器 6 ……18	第34図	遺物実測図 (30) 瓦 4 ……………42
第11図	遺物実測図 (7) 弥生式土器 7 ……19	第35図	遺物実測図 (31) 瓦 5 ……………43
第12図	遺物実測図 (8) 弥生式土器 8 ……20	第36図	遺物実測図 (32) 瓦 6 ……………44
第13図	遺物実測図 (9) 弥生式土器 9 ……21	第37図	遺物実測図 (33) 瓦 7 ……………45
第14図	遺物実測図 (10) 弥生式土器10…22	第38図	遺物実測図 (34) 瓦 8 ……………46
第15図	遺物実測図 (11) 弥生式土器11…23	第39図	遺物実測図 (35) 瓦 9 ……………47
第16図	遺物実測図 (12) 弥生式土器12…24	第40図	遺物実測図 (36) 瓦10……………48
第17図	遺物実測図 (13) 弥生式土器13…25	第41図	遺物実測図 (37) 瓦11……………49
第18図	遺物実測図 (14) 弥生式土器14…26	第42図	遺物実測図 (38) 瓦12・石製品1…50
第19図	遺物実測図 (15) 弥生式土器15…27	第43図	遺物実測図 (39) 石製品 2 ……………51
第20図	遺物実測図 (16) 土器片加工品…28	第44図	遺物実測図 (40) 鉄製品 1 ……………52
第21図	遺物実測図 (17) 磁器 1 ……………29	第45図	遺物実測図 (41) 鉄製品 2 ……………53
第22図	遺物実測図 (18) 磁器 2 ……………30	第46図	遺物実測図 (42) 銅・鉛製品…………53
第23図	遺物実測図 (19) 磁器 3 ……………31	付図 1	遺構配置図
第24図	遺物実測図 (20) 磁器 4 ……………32		

表 目 次

第1表	検出遺構一覧表……………	9	第7表	出土遺物観察表（石製品）……………	74
第2表	出土遺物観察表（弥生式土器）…	54	第8表	出土遺物観察表（鉄製品1）……	75
第3表	出土遺物観察表（土器片加工品）	60	第9表	出土遺物観察表（鉄製品2）……	76
第4表	出土遺物観察表（磁器）……………	61	第10表	出土遺物観察表（銅・鉛製品）…	77
第5表	出土遺物観察表（備前焼・陶器・瓦器）……………	68	第11表	出土遺物観察表（古銭）……………	77
第6表	出土遺物観察表（瓦）……………	71	第12表	関係年表……………	83

図 版 目 次

図版1	宇土城跡（城山）空中写真	図版19	出土遺物(16)磁器1
図版2	A-T12	図版20	出土遺物(17)磁器2
図版3	井戸	図版21	出土遺物(18)磁器3
図版4	出土遺物(1)弥生式土器1	図版22	出土遺物(19)備前焼1
図版5	出土遺物(2)弥生式土器2	図版23	出土遺物(20)備前焼2・その他の陶器・瓦器1
図版6	出土遺物(3)弥生式土器3	図版24	出土遺物(21)瓦器2
図版7	出土遺物(4)弥生式土器4	図版25	出土遺物(22)瓦1
図版8	出土遺物(5)弥生式土器5	図版26	出土遺物(23)瓦2
図版9	出土遺物(6)弥生式土器6	図版27	出土遺物(24)瓦3
図版10	出土遺物(7)弥生式土器7	図版28	出土遺物(25)瓦4
図版11	出土遺物(8)弥生式土器8	図版29	出土遺物(26)瓦5
図版12	出土遺物(9)弥生式土器9	図版30	出土遺物(27)瓦6
図版13	出土遺物(10)弥生式土器10	図版31	出土遺物(28)瓦7
図版14	出土遺物(11)弥生式土器11	図版32	出土遺物(29)瓦8
図版15	出土遺物(12)弥生式土器12	図版33	出土遺物(30)石製品・鉄製品1
図版16	出土遺物(13)弥生式土器13	図版34	出土遺物(31)鉄製品2・銅製品
図版17	出土遺物(14)弥生式土器14		
図版18	出土遺物(15)弥生式土器15・土器片加工品		

第1章 序 説

1. 調査に至る経過

宇土市古城町字古城から神馬町字古城にかけて所在する宇土城跡（城山）は、かなり古い段階から既に、それが小西行長の築城になる城であることが知られていたようである。しかしながら、廃城になった時期が古く、建物は勿論のこと、石垣も殆んど残っていないという状況であったため、縄張などはあまり知られていないというのが実情である。

宇土城の古い段階の縄張図と、天保（1830）以後に写された縄張図にはかなりの隔絶があり、当然のことながら後者の縄張図が現況に近くなっている。その段階では既に堀は「から堀」と書かれており、廃城によって崩された石垣や裏込め石、更には大量の土砂によって水堀は完全に埋まってしまっていたことがわかる。

慶長17年（1612）の破却につづき、寛政14年の島原の乱の後、更に徹底的に破壊された宇土城はその後一切の作事を禁止され、城跡としてわずかに名残を止めていたにすぎなかったようである。しかし明治に入ってからには畑や墓地になったり、僅かに残っていた石垣も、周辺地域の土木工事の石垣用に持ち出され、台地として残った一部の土砂も埋め立て用に運び出されるなど、城としては悲惨な末路を辿ってきたのである。そのため、近年では石垣も殆んど残っておらず、本丸の石垣がどのように巡っていたのかさえ明らかでない状況であった。

そのような近世・近代の状況のなかで、この城に関する記述は、地誌などにいくつか取りあげられ、築城主である小西行長を論じるなかでもふれられているが、あくまでも城の存在を明示するにすぎない。

城の縄張や構造・立地・出土遺物など総合的な見地での本格的な研究は現在までもなされたことはなく、工事に伴う緊急調査が戦後になって行われるようになって、発掘調査をもとにした考古学的な調査が数回実施されている。

参考までに、これまで行われた宇土城跡（城山）の調査を年代順に示しておこう。なお、宇土城跡は弥生・古墳時代の集落・墓地遺跡でもあり、それに関する調査も併記する。

昭和38年 9月(1963)	富樫卯三郎氏・宇土高校社会部調査	弥生時代中期大型甕棺発掘 ^(註1)
昭和41年 春(1966)	〃	弥生時代前期末袋状貯蔵穴調査 ^(註2)
昭和43年 冬(1968)	〃	〃
昭和44年 5月(1969)	〃	三ノ丸石垣発掘 ^(註3)
昭和46年 8月(1971)	〃	〃
昭和48年 8月(1973)	〃	〃
昭和55年 9月(1980)	熊本県教育委員会調査	本丸石垣・堀発掘 ^(註4)

昭和56年9月(1981) 宇土城三ノ丸跡発掘調査団調査 三ノ丸・弥生時代前期末環濠発掘^(註5)
昭和53年8月～59年(1978～1984) 宇土市教育委員会調査 本丸・三ノ丸発掘^{(註6)(註7)}

今回の調査は、この宇土城跡(城山)を公園化するということで実施されることになったものであり、工事に先行する形で年度毎に行なった。なお、次章以下で述べるごとく今回の継続調査によって、現在残っている縄張が小西行長没後に、加藤清正が慶長5年以後に大きく造り直したものであることがわかり、検出した石垣の大半も加藤期の所産であることが明らかとなるなど、従来の研究で明らかにされることがなかった重要な調査となった。(高木)

註

- (1)富樫・佐藤・村井「宇土市発見の石蓋甕棺」九州考古学20・21、1964年、福岡。
- (2)富樫卯三郎「弥生時代の貯蔵穴―宇土城跡の崖面出土―」石人11-1(通巻124号)、1970年、熊本。
- (3)卯野木盈二「宇土城(小西城)調査報告」宇土城跡(西岡台)、宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (4)木下洋介「熊本県教育委員会の調査」宇土城跡(城山)調査概報Ⅰ、宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (5)富樫・安達・高木・河北ほか『宇土城三ノ丸跡―弥生時代前期のV字溝と近世城郭遺構の調査―』宇土城三ノ丸跡発掘調査団、1982年、宇土。
- (6)木下洋介「宇土城跡(城山)調査概報Ⅰ」宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (7)木下洋介「宇土城跡(城山)調査概報Ⅱ」宇土市埋蔵文化財調査報告書第7集、1982年、宇土。

2. 調査の経過

宇土城跡(城山)の発掘調査は、昭和53年度から昭和59年度までの7ケ年度にわたり行なった。調査費については、54年度を除く6ケ年度には、国・県の補助を受けた。各年度単位で断続的に発掘を行なった。調査時の主な事柄は次のとおり。

53年度 昭和53年5月15日発掘調査を開始する。同時に城跡全域の測量(委託)も開始。本丸(A地区)にトレンチ7ヶ所、内堀(B地区)に3ヶ所のトレンチを設定し、11月28日まで行なう。A-T1では地表下約1.8mの地点で礎石建物跡(下層期)、A-T2では城郭以前、中世期の土師器が出土。A-T3～T7では、城郭の破壊が著しかった事を物語るように巨石や礫・瓦片が散在していた。

54年度 当初発掘の予定はなかったが、公園整備事業が54年7月に認可され、55年度から工事が実施されることになったので、市単費で55年2月18日から3月まで行なった。

55年度 54年度調査を引き続き行ない10月31日に終了した。発掘はA地区3ヶ所(A-T8～10)を行ない、A-T8では、二時期の城郭遺構が存在することが判った。上層期の遺構は礎石建物跡、下層期は石塁が重なり合っており、下層期に属する遺構が従来言われてきた小西

行長築造の城郭であり、上層期は「宇土軍記」のなかに記されている加藤清正修築の部分に該当することが判った。A-T9では、地表下約1.8cmの地点で検出した灰層からの出土遺物とA-T10出土の弥生式土器を一括資料として取り扱う。発掘終了後は整理作業を行ない、これまでの調査概要を概報Iで報告した。

56年度 6月18日に開始。A-T11では排水溝（上層期）を検出し、9月8日まで行なう。9月9日からは、ユンボを使用し、B地区（B-T4～T9）の調査を行なう。本丸を回る石垣のほぼ4分の3が明らかになった。その成果は、概報IIに収録した。

57年度 7月の集中豪雨で三ノ丸西端に井戸が出土、8月1日から7日まで行なう。5月12日から6月30日まではA地区A-T12、13の調査を実施した。

58年度 58年度の調査は12月1日から翌年1月31日までC地区と西岡地区の発掘を行なう。合わせて、関係史料の調査も行なう。

59年度 年間を通じて、遺物整理・報告書作成を行なう。多量に出土した瓦や弥生式土器の整理・復原作業等に時間がかかり、これらの遺物を含め遺物の観察・実測などが十分に出来なかった。
(木下)

3. 調査の組織

昭和53年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 菩提哲哉

係長 一 宗雄

参事 内田憲子

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事補 木下洋介（調査担当）

昭和56年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 山村 茂

係長 一 宗雄

参事 内田憲子

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事補 木下洋介（調査担当）

昭和55年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 久森庸助

係長 一 宗雄

参事 内田憲子

昭和57年度

調査主体 宇土市教育委員会
教育長 船田 至
社会教育課文化係
課長 山村 茂 (前任)
課長 本郷裕幸 (後任)
係長 一 宗雄
参事 内田憲子
主事 平山修一 (調査担当)
主事 高木恭二
主事補 木下洋介 (調査担当)

昭和58・59年度

調査主体 宇土市教育委員会
教育長 船田 至
社会教育課文化振興係
課長 本郷裕幸
係長 一 宗雄
主事 中野照子
主事 高木恭二 (調査担当)
主事 木下洋介 (調査担当)

調査指導

井上 正 (宇土市文化財保護審議委員)、 卯野木盈二 (元熊本県立宇土高等学校教諭)、
大田幸博 (熊本県教育委員会文化課技師)、 大橋康二 (九州陶磁文化館)、
椎葉昌美 (元熊本県立宇土高等学校教諭)、 鈴木 喬 (元熊本市教育委員会文化課長)、
鶴田倉造 (キリシタン史研究会々員)、 富樫卯三郎 (熊本地名研究会会長)、
名和達夫 (八代史談会会員)、 松本雅明 (熊本大学名誉教授)、
光永文熙 (宇土市史研究会々員)、 森山恒雄 (熊本大学教授)
文化庁記念物課、熊本県教育委員会文化課

調査参加者

揚村浩之、石村洋子、内田哲朗、浦田信智、緒方初枝、河上正二、河北 毅、川西賀世子、木下誠吾、木下俊恵、木下春千代、白石 徹、武内由起子、竹下真由美、谷口 茂、田端幸代、中熊朔子、野田英治、東 厚子、平井利枝、古城史雄、松尾法博、宮川栄助、宮本恵吾、八木稔、山神孝弘、吉本恵子、渡辺千恵、熊本県立宇土高等学校社会部

調査助言・協力者

安達武敏、江口秋穂、大塚康洋、城本年枝、勢田広行、平野満春、中田幸史、国立国会図書館、伊藤光建設、鏡建設、東洋航空事業株式会社、中村コンサルタント、宇土市役所都市計画課・土木課 (木下)

第2章 立地と環境

1. 立地と地理的環境

熊本県のほぼ中央部から西方に突出した宇土半島は大岳（標高478m）を主峰とし、有明海・不知火海を隔絶するかのよう位置している。

宇土半島は全体に山が多く、小さい出入りが微小な平地をいくつも形成している。その宇土半島基部は半島側の山塊と九州山地側に位置する木原山の間には沖積平野をつくっている。この平野は北に広大な熊本平野が、南に八代平野が広がり、その中間に位置する。古代から近・現代に至るまで重要な拠点であり、また交通の要衝としても栄えてきた。

この平野の北西約6kmの地点が現在の有明海の汀線であるが、当時は城下近くまで船寄が可能であったとみられ、海上交通にも便利だったことがわかる。

宇土城跡（城山）は、この沖積平野の西よりに位置する独立丘陵で、この丘陵全体を利用した平山城である。

最高所（本丸跡）の標高は16.3mで、周辺沖積平野との比高は約13m。本丸は眺望にすぐれ、好天気の際には熊本平野を通して熊本城を見通すことも可能である。

この宇土城跡（城山）の西方に位置する独立丘陵（標高39m）は、中世における宇土城であり、南北朝から室町・戦国期にかけてのこの地方の政治的中心地であった。そこには宇土氏・名和氏が居城しており、天正16年の小西行長の宇土入部はこの中世宇土城であり、小西氏は翌17年に新城の築城にとりかかった。

中世の宇土城は名和城とも呼び、国の指定史跡となっているところから史跡宇土城跡、あるいは宇土城跡（西岡）と標記する。所在地は宇土市神馬町字千畳敷・三城・西岡・日平・西平にまたがる。

近世の宇土城は小西城とも呼んで、宇土城跡（城山）と標記し、市の指定史跡である。宇土城跡（城山）は熊本県宇土市古城町字古城から神馬町字古城にかけてひろがっており、城域は外堀（現状では水田）で劃される。東西550m・南北500mをはかり、北東隅を要とする扇形を呈する。面積約200,000㎡。

2. 歴史的環境

宇土城跡（城山）の位置する宇土半島基部一帯には数多くの遺跡が点在する。縄文時代から弥生・古墳・奈良・平安時代にかけての古代遺跡だけでなく、中・近世遺跡、それに城郭・寺院址などもかなりの数にのぼる。

本節では、紙数の関係もあるので今回の宇土城跡発掘に関連する弥生時代と近世初期に限って、その歴史的環境についての概要を述べることにする。



第1図 位置図・周辺遺跡分布図 (国土地理院発行 1 : 25,000 地形図宇土・松橋を使用)

当該地方の弥生時代遺跡は第1図にみるごとく12遺跡を挙げることができ、そのなかでも当宇土城遺跡が最も古く位置づけできる。時期的には前期中葉にまで遡る可能性があるが、その時期の明確な遺構の検出はできていない。しかし、前期末に位置づけ可能な環濠や袋状貯蔵穴などが確認されており、当地方でいち早く弥生時代人が住みついたと考えられる。

ひきつづき、石瀬・境目・畑中・山内遺跡・塚原貝塚などが中期の前半頃までには形成されており、中期から後期にかけては北平・西岡台・古保里・出町・下松山遺跡などがこれに加わる。

これらの各遺跡の調査は単発的なものが多く、その実体はあまり明らかでないが、この地域における弥生時代の2大拠点集落として宇土城遺跡と境目遺跡を挙げるができる。そしてそれは弥生時代終末から古墳時代前半にかけても同様であり、九州でも有数な前期古墳の集中地帯のひとつとなっている当地方の社会を考えるうえで重要な点である。

中世末の段階までの宇土城は、現在の宇土市神馬町字千畳敷を中心とする旧城（国指定史跡宇土城跡）であって、南北朝期から宇土氏・名和氏などが引き続き当地方の政治的拠点として居城していた。

天正16年（1588）、小西行長はその宇土城に入ったが、翌天正17年に東約200mの地に新城の普請にとりかかった。これが今回発掘調査を実施した宇土城（市指定史跡、宇土城跡城山）であって、小西氏は肥後南半（益城・宇土・八代の三郡）を領した。支城として隈圧城・木山城・愛藤寺城・麦島城の四城を築き、それぞれに城代を配した。

小西氏は豊臣秀吉による2度にわたる朝鮮出兵（文禄・慶長の役）の先峰として朝鮮半島に渡り、宇土城にどれほど留まったかは明らかでないが、あまり長くなかったと推察される。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いによって小西行長は没し、同時に行長の弟隼人が城代として守っていた宇土城も落城し、宇土城は肥後一円を支配するようになった加藤清正のものとなり、清正はそこに並河金右衛門氏之を城代におき、つづいて中川太郎平豊後にかえている。

清正はこの間に、宇土城を自分の隠居所とするための普請を行なっているが、隠居することなく慶長16年（1611）に没してしまった。

翌、慶長17年（1612）には幕命により宇土城は破却せられ、寛永14年（1637）の島原の乱がおこったことによって宇土城は更に徹底的に取り壊されてしまった。その後、城内における一切の建築が禁止されたため、堀は埋もれたまま放置され、近年は畑地や荒地として破壊された状態に何らの手もほどこされないまま今に至っている。

（高木）

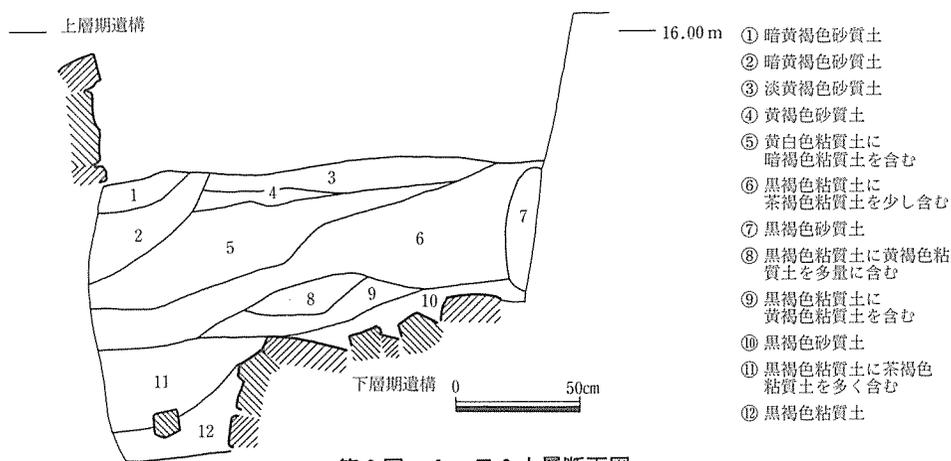
第3章 調査の記録

1. 層 序

宇土城跡の位置する台地が弥生前期から古墳時代にかけての集落・墓地であったことは周知の事実であり、それに関する遺構・遺物も数多く検出され、既にいくつかの報告（第1章第1節註参照）がある。

今回の調査ではA-T10の地表下50cmにおいて検出された黒色土の下層から弥生終末期に属する土器（第5図～第19図）が一括で出土している。その遺構の性格については明らかでないが集落に伴うものとみてよからう。また、A-T2の地表下約3mの地点（A-T2第20層）からは中世に属すると思われる土師器血約80枚が出土し、当該地が中世においても利用されたことをうかがわせる。^(註1)

また概報^(註2)でもふれたごとく、A-T8において上・下2層の城郭遺構を検出できたことが、今調査のあり方を大きく変えさせたといってもよからう。即ち、第2図にみるようにA-T8において、破壊されて一部が残存する石垣の下に長さ38.7mに及ぶ石塁が新たに検出され、それぞれが時期の異なる城郭遺構として認定できることである。



第2図 A-T8土層断面図

この調査においてはそれぞれを上層期遺構・下層期遺構と呼び、各遺構の大半はそのいずれかに属するものであることが明らかとなった。（高木・木下）

註

(1)木下洋介「宇土城跡（城山）」宇土城跡（城山）調査概報I、宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、10頁、1981年、宇土。

(2)註1書、16頁

2. 遺 構

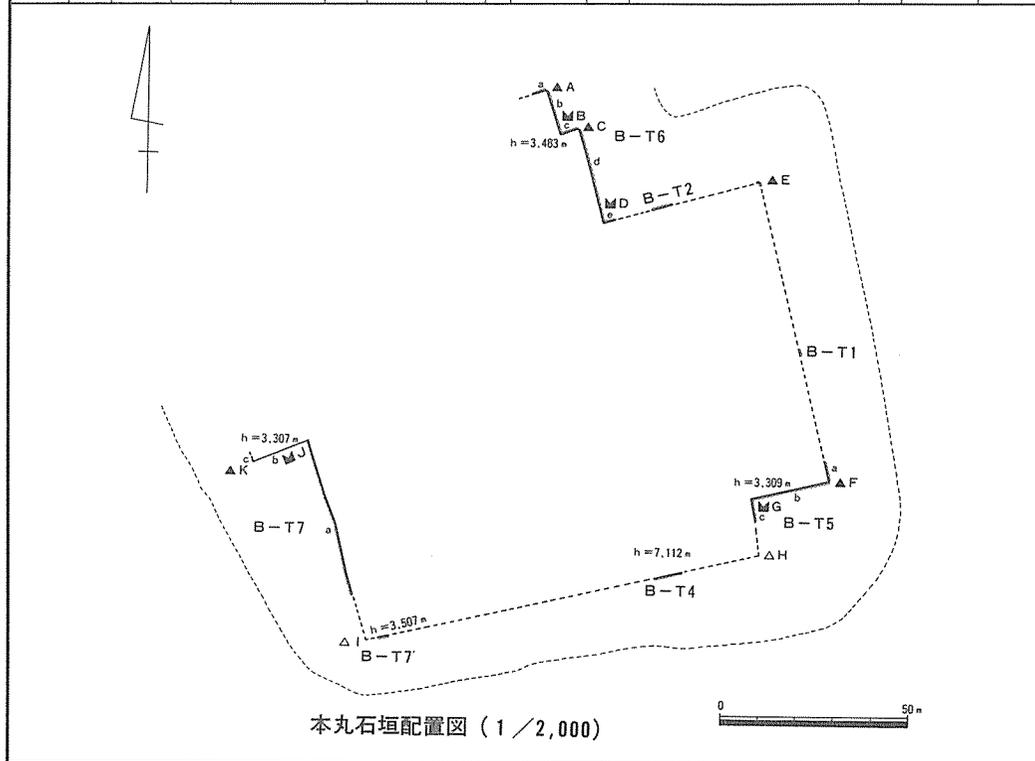
第1表 検出遺構一覧表

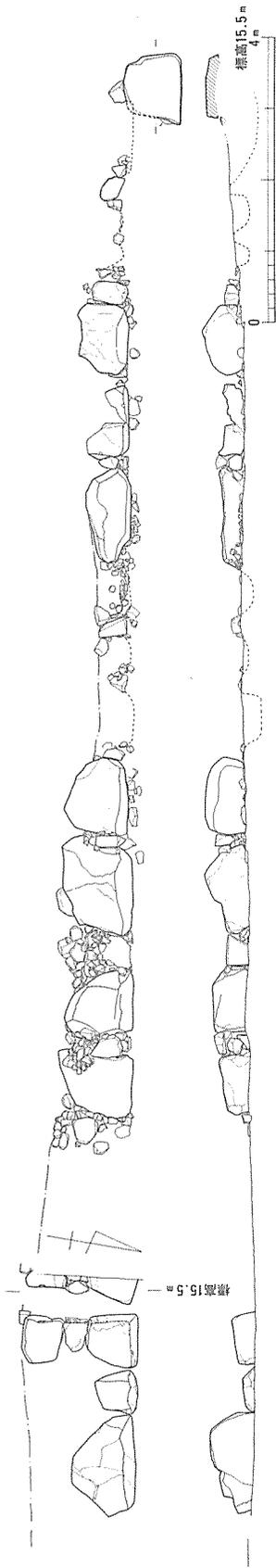
調査区	年度	遺 構	時 期	実 測 図	図 版
A-T 1	53	礎石建物跡。礎石と敷地を画する石列から成る。石列は、N80°Eで南面し、長さ7.4mを測る。偏平横長の安山岩を使用。礎石は60cm×35cm程の大きさで、柱間S2・S3は1.3m、S3・S4は2.0mを測る。この建物の規模は、S1まで広がるとと思われる。	下 層	I-Fig 6・9	I-Fig 7・8
A-T 2	53	土師器皿一括出土。地表下約3m。標高13.2mの地点から約80個の土師器が、重なった状態で出土した。	下層期以前	I-Fig 11・12	I-Fig 10
A-T 3	53	本丸跡の中央に位置する調査区。トレンチ中央南北に、10cm～30cmの礫と1m程の巨石が密集する。	上 層	I-Fig 13	
A-T 4	53	地表下約80cmの地点で、瓦片まじりの角礫群とピット群を検出。性格を十分把握することが出来なかった。		I-Fig 14	
A-T 5	53	本丸跡の西側に10m×2mのトレンチを設定した。ほぼ中央に拳大～人頭大の礫を含む隅丸長方形のピットを検出した。長径2.2m、短径不明、深さ1.3mを測る。礫と共に瓦片・石臼が出土。性格については不明。		I-Fig 15	I-Fig 16・17
A-T 6	53	トレンチ西端に、100cm×75cm×50cmの礎石を検出。立方体をなす安山岩。掘り込みからは、円礫にまじって瓦細片が出土している。		I-Fig 18・19	I-Fig 18
A-T 7	53	本丸台地の上面より2.5m～3.0mほど下がった位置に、南北約45m、東西約10m、標高13m～14mの腰曲輪の一部と思われる地域があり、B-T 1石垣の上部にあるため塀などの施設を想定したが城郭に伴う遺構の検出はなかった。		I-Fig 22	I-Fig 21
A-T 8 A-T 8'	55 56	礎石建物跡。本丸跡の北西部、入隅(ⅢD)の上部に位置する。遺構は周囲の三方向を法面に囲まれ北に開く凹地に礎石6、石列・石垣6方向、排水溝1を検出。建物跡は、規模・礎石の配置などから櫓門と思われる。石畳。野面積みで築かれ、方向は南北(N-8°-W)、幅2.8m、長さ38.2m。北端は東へ直角に折れ1.2mで消滅。南端は、城門跡と考えられ末端部との2個の礎石を検出。	上 層 下 層	I-Fig 23・26 II-Fig 4 I-Fig 23・30	I-Fig 27 II-P L 5～7 I-Fig 24・28 ・29
A-T 9	55	石列。東側を直線に揃え、扁平な転石と凝灰石の切り石を2～3段垂直に積み上げている。N-11°-Wの方向でA-T 1の石列と直角をなす位置にある。	下 層	I-Fig 31・33	I-Fig 34・35
A-T 10	55	弥生式土器一括出土。本丸上面より約2.5m下がった標高13.3mの地点に位置する。A-T 7同様、腰曲輪と思われる。地表下50cmで黒色土に達し、弥生式土器が多量に出土。これにまじって貝層・獣骨も検出。また、上層からは開元通寶・紹聖元寶が出土した。	弥 生		
A-T 11	56	石組排水溝。本丸南西に位置し、方向はN-77°-Eで内堀(B-T 7-a石垣)と直角な位置にあり全長18.7mを測る。溝の東側は、東90cm、深さ80cmを測り、40cm～60cm大の河原石を2～4段積む。西側部分は小ぶりの角礫を4～5段積み上げ幅40cm～55cm、深さ70cmを測り、底には扁平な石を敷く。2ヶ所に暗渠状の施設がある。	上 層	II-Fig 5	II-P L 8～10
A-T 12	57	本丸跡南端部に位置し、幅約2mの通路を確認、東側に2.8m、西側に14mの石垣を検出。方向はN-84°-E、面は北向き、裏込めより内側は消滅している。	上 層	本書-第3図	本書-図版2
A-T 13	57	城郭に伴う施設の検出はなかったが約1.3mの盛土層を確認。			

調査区	年度	遺構	時期	図	写
大塚宅	57	井戸は、城跡の南西端の外堀に面する位置にある。豪雨による崖崩れで井戸の上部は崩れていたが、石積み32段、約5.8mが遺存していた。深さ約8m、径1.35m（標高7m）、下端で1.2m、上部に僅かに広がる円筒形を呈する。石組は、幅30cm、高さ20cm、控え30cm程の凝灰岩の切り石を使用。石組からさらに砂層を掘り込み中央に井筒（上部径75cm、下部径65cm、高さ65cm）を置く、底の標高は2.4m、湧水の水位は約5mまで達する。また標高7m-8mの間には、凝灰岩の切り石を多量に確認。底からは廃棄時に投げ込んだと思われる大きめの安山岩を数個検出した。	上層	本書 第4図	本書 図版3

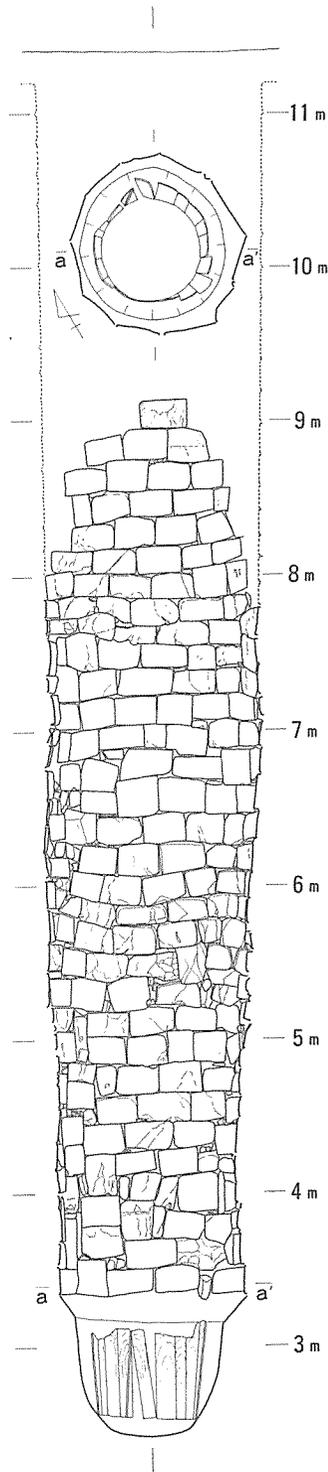
調査地	年度	位置	遺構名	方向	向き	検出長 (m)	検出高 標高 (m)	段	傾斜角	堀幅 (m)	備考	時期	実測図	図版	
B-T1	53	本丸 東中央部	B-T1 石垣	N-7.5° -W	東	4	3~6.6	10	68° (4~5m)	21	断面形はわずかに弓状、裏込め石10~30cmの円礫、石垣面から地山まで1.1m前後	上層	I-Fig39	I-Fig 37,38	
B-T2	53	本丸 北東部	B-T2 石垣	N-80° -E	北	6.5	3~3.8	2	71°	22	裏込め石10~25cmの円礫、石垣面から地山まで1.2m、地山は黄褐色砂質土	上層	I-Fig42	I-Fig 40,41	
B-T3	53	本丸 北東部									B-T6参照		I-Fig45	I-Fig 43,44	
B-T4	56	本丸 南中央	B-T4 石垣	N-83° -W	南	9.5	7~8.9	5	63°	22	△H~△Iの石垣は曲折もなく一直線と考えられ長さ約107mを測る。	上層	II-Fig7	II-PL 11	
B-T5	56	本丸 南東隅	B-T 5-a 石垣	N-13.5° -W	東	6.5	3.4 ~4.9	4	58°	18	△E~△F間81.0mを測る。	上層	II-Fig8	II-PL 12	
			B-T 5-b 石垣	N-75° -E	南	21.2	3.4 ~5.6	6	55°	37	△F~△G間21.2mを測る。			II-PL 12,13	
			B-T 5-c 石垣	N-8.0° -W	東	7	3.4 ~4.3	2	54°	39	△G~△H間約14.5mを測る。			II-PL 13	
			出隅 (△F)								算木積み、傾斜を整えるために合石をたくみにつめている			II-Fig8	II-PL 12
			入隅 (△G)							噛み合せは深くなく、裏込めは厚く大ぶりの栗石を使用。	II-Fig8	II-PL 13			
B-T6	56	本丸 北東部	B-T 6-a 石垣		東	西	北	—	—	2	—	積み石の遺存も悪く測定値不明。	上層		II-PL 14
			B-T 6-b 石垣	N-12.5° -W	東	27	3.4~5	3	61°	27	△A~△B間は12.5mを測る。	II-Fig9		II-PL 14	
			B-T 6-c 石垣	N-75° -E	北	5.1	3.4 ~4.4	2	58°	—	△B~△C間は5.1mを測る。	II-Fig9		II-PL 15	
			B-T 6-d 石垣	N-13° -W	東	25.9	3.4 ~5.8	6	—	23	ハラミが著しい。△C~△D間は25.9mを測る。	II-Fig9		II-PL 16,17	
			B-T 6-e 石垣	N-78° -E	北	5	3.4 ~6.2	6	77°	—	△D~△E間は42.6mを測る。	II-Fig9		II-PL 18	
			出隅 (△A)									水面下に存在するので確認出来なかった。		II-Fig9	II-PL 14
			入隅 (△B)									特に大きい石材の使用は認められない。噛み合せもほとんどない。		II-Fig9	II-PL 15
			出隅 (△C)									算木積みに見られるような深い噛み合せはない。		II-Fig9	II-PL 15

調査地	年度	位置	遺構名	方向	向き	検出長 (m)	検出高 標高 (m)	段	傾斜角	堀幅 (m)	備考	時期	実測図	図版
			入隅 (M D)								交互に噛み合うように積んではいるが深くはない。		II-Fig9	II-PL 18
B-T7	56	本丸 南西部	B-T 7-a 石垣	N:11.5° -W	西	43	3.4 ~10	18	51° (3.4 ~4.4) 66° (9 ~10m)	20 ~30	検出石垣の下位はハラミが生じている。上位はわずかな弓状を呈する。△I~M J間は54.5mを測る。	上層	II-Fig10	II-PL 19, 20, 21
			B-T 7-b 石垣		南	16	—	3	—	—	M J~K間は16mを測る。置存が悪くほとんどが水面の前後である。			II-PL 22
			B-T 7-c 石垣	南北	西	—	—	1	—	16	石垣の検出はほとんどない。			
			入隅 (M J)								使用石材は大きくなく噛み合せもほとんどない。			II-PL 21
			出隅 (△K)											細部については不明。
B-T7	56	本丸 南西部	B-T7 石垣	東西	南					13	現況の堀の中央部に検出した	上層		II-PL 23
B-T8	56	本丸 南辺部		東西	南						△H~△I 石垣の一部	上層		
B-T9	56	本丸 南辺部		東西	南						△H~△I 石垣の一部	上層		
C-T1	58	三ノ丸 東側	C-T1 石垣	東西	東南	10.7m	1m	2				上層		
C-T2	58	三ノ丸 東側	C-T2 石垣	東西	南	5m	0.3m	1				上層		



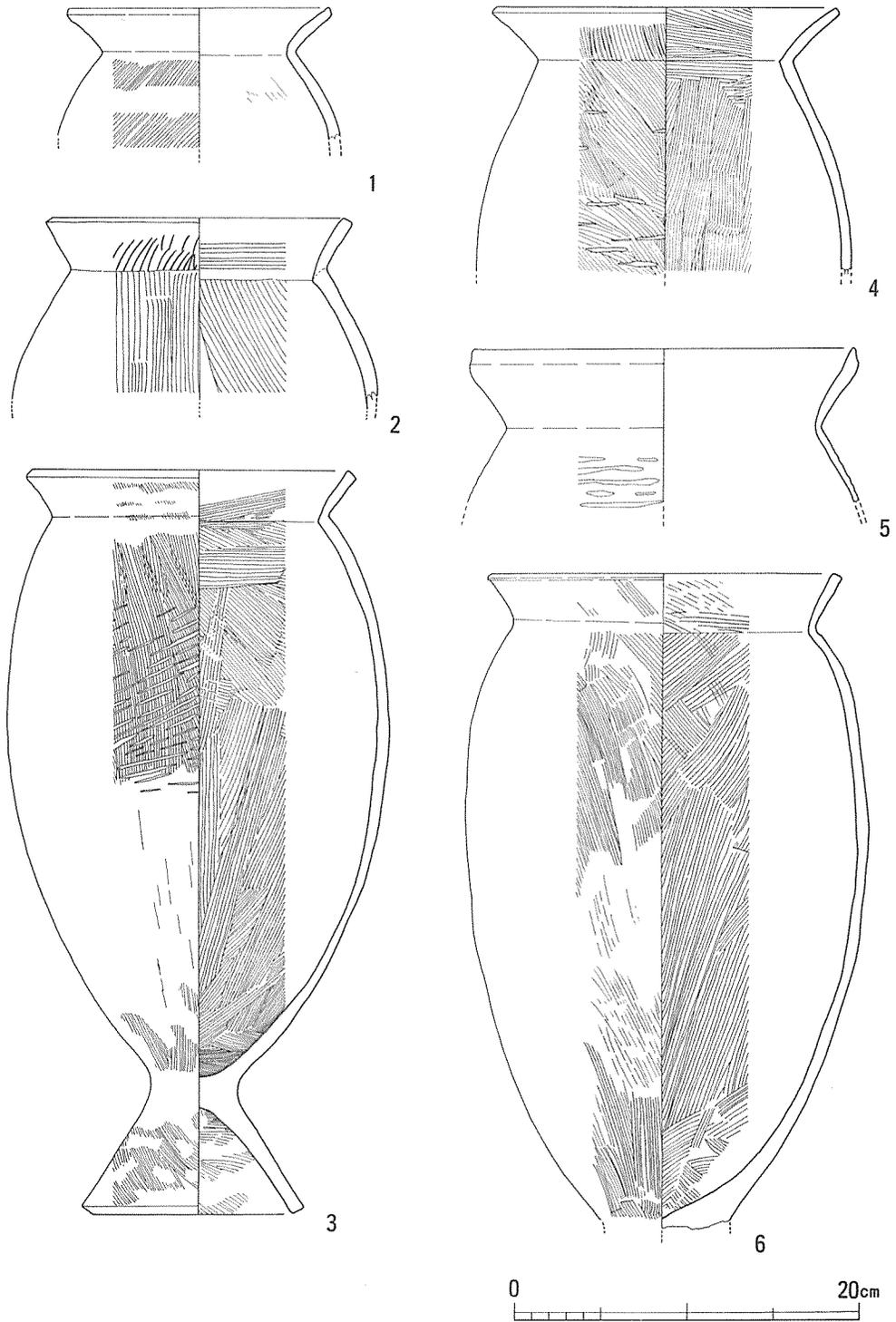


第3图 A-T12遺構(検出石垣)実測図(1/100)

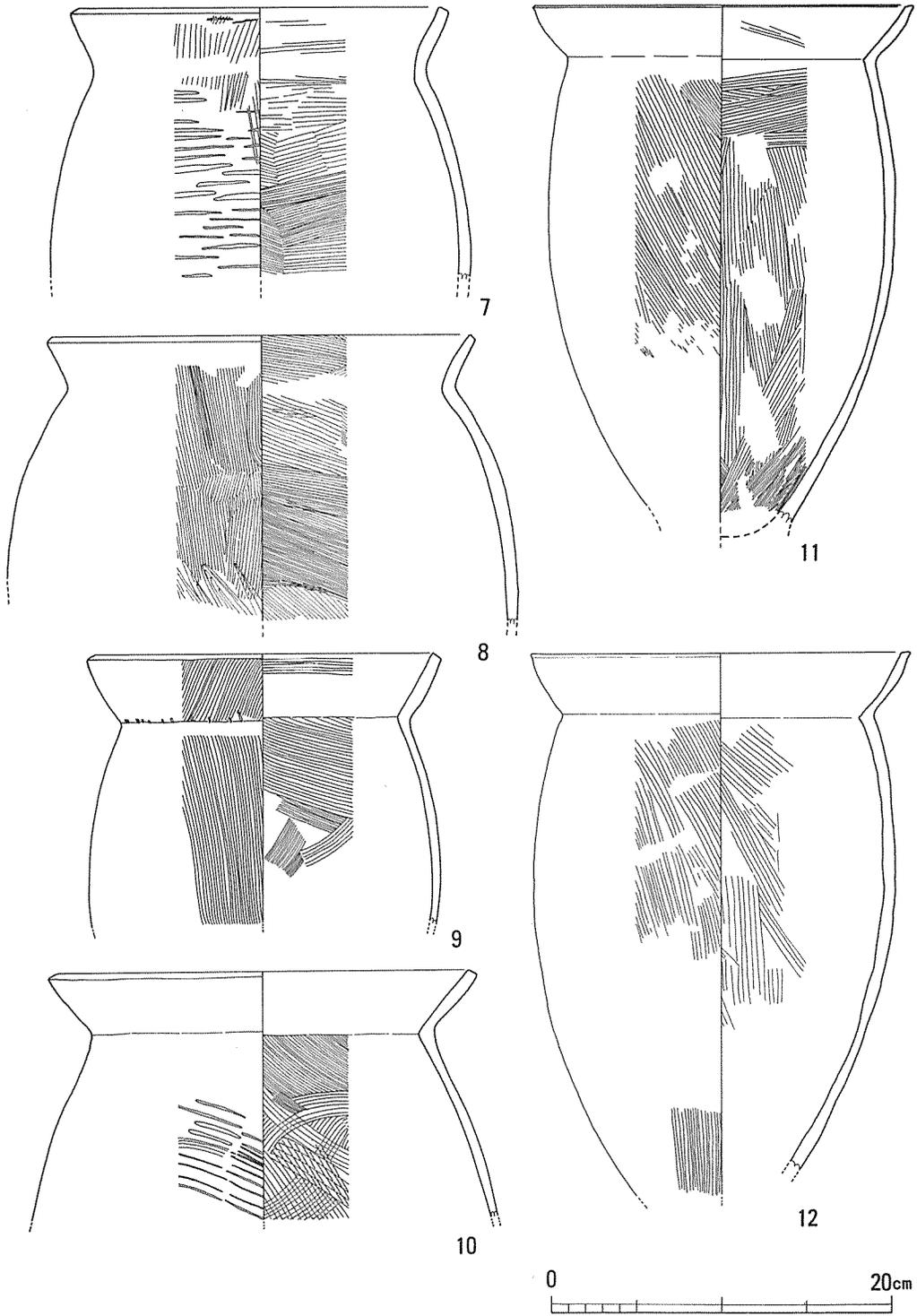


第4图 遺構実測図(井戸)(1/50)

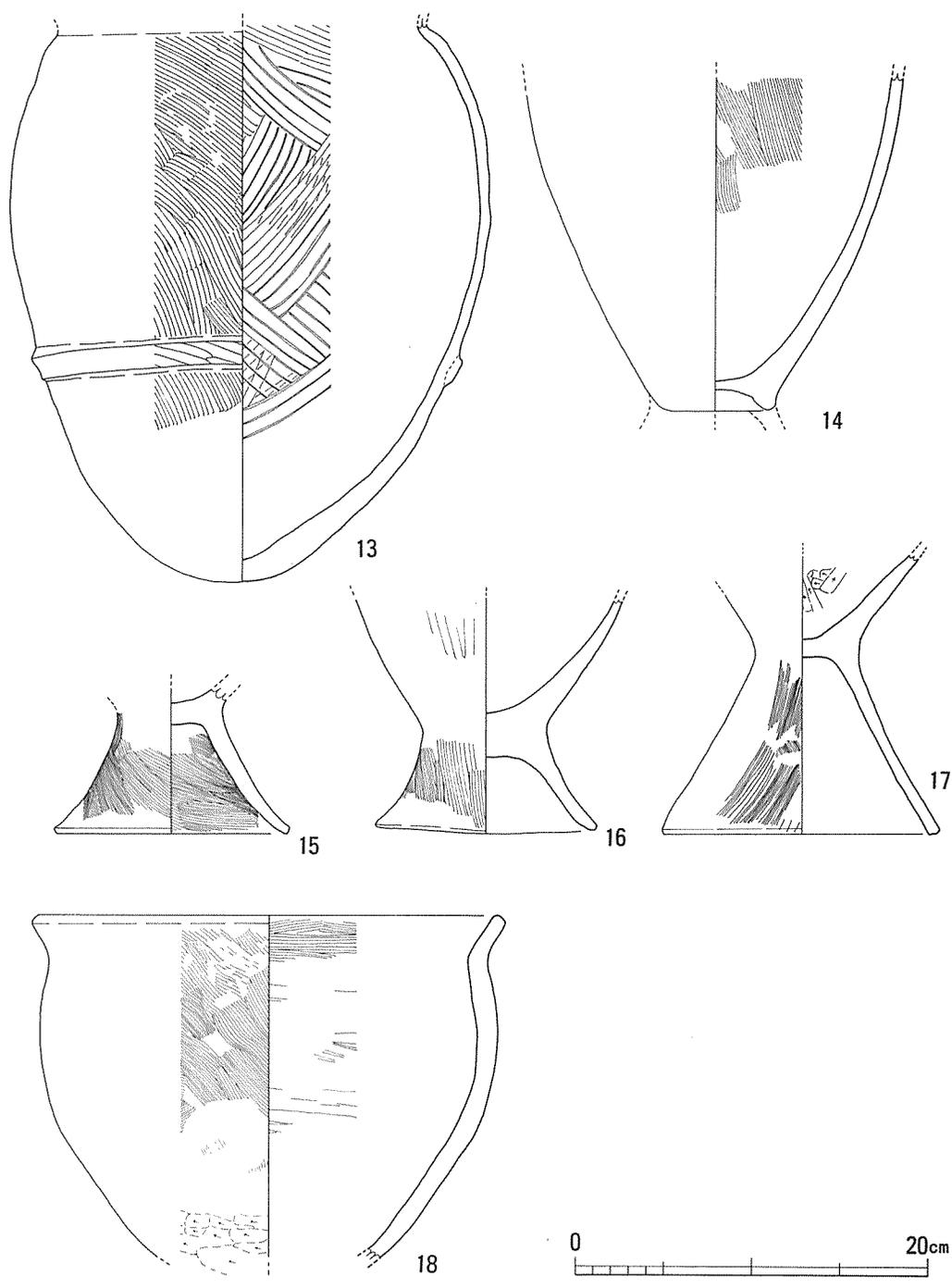
3. 遺 物



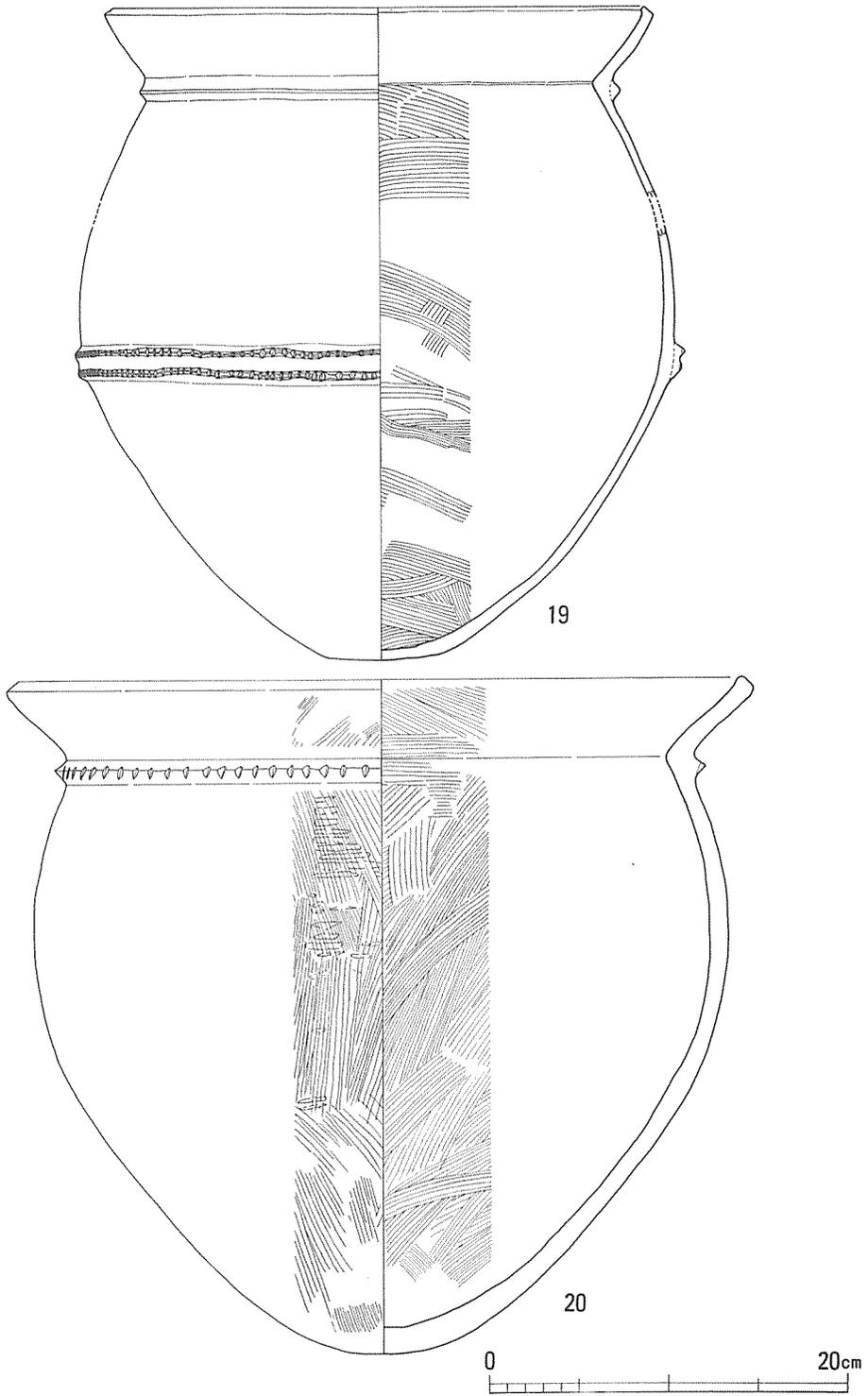
第5図 遺物実測図(1) 弥生式土器 1



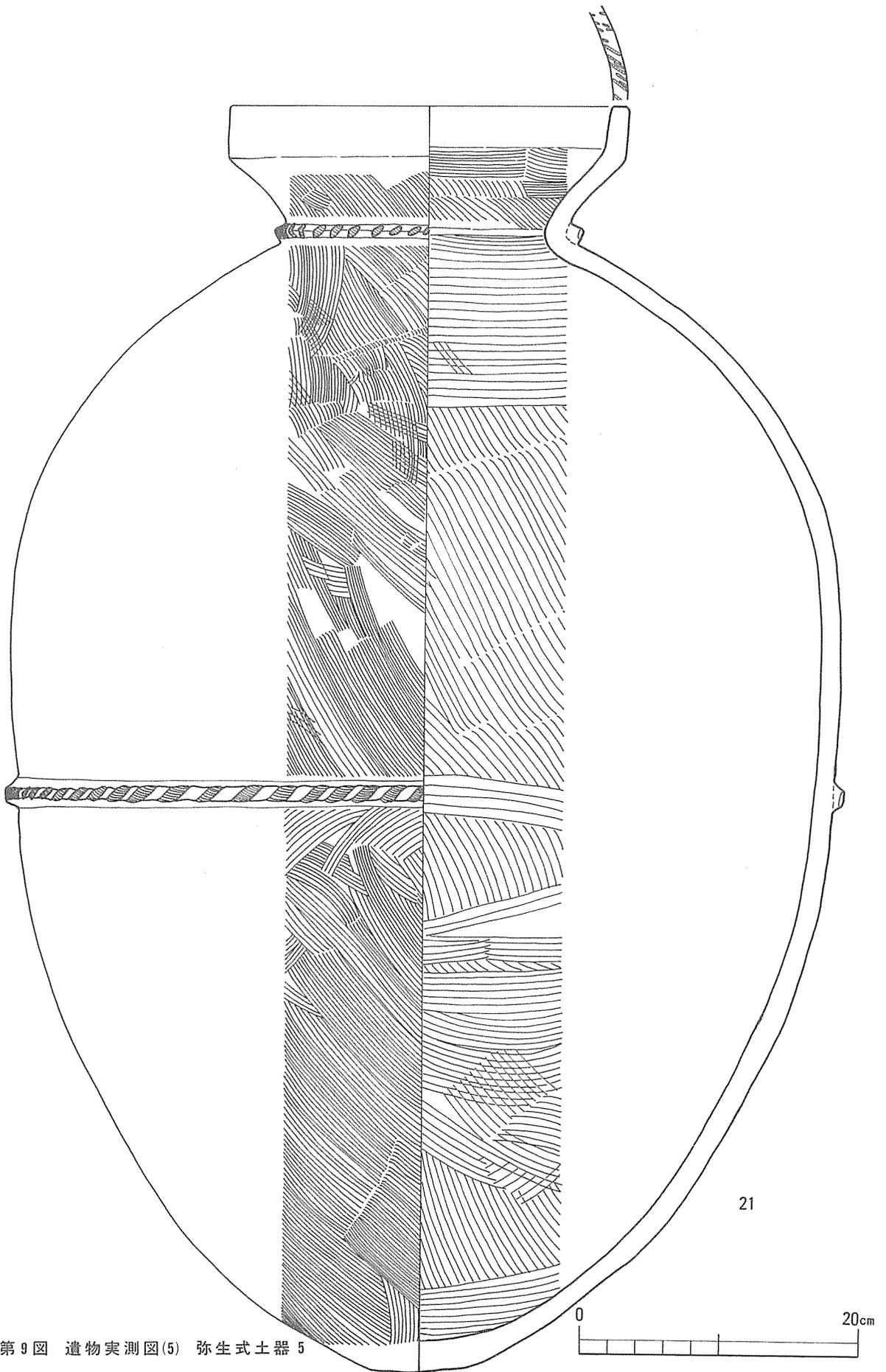
第6図 遺物実測図(2) 弥生式土器 2



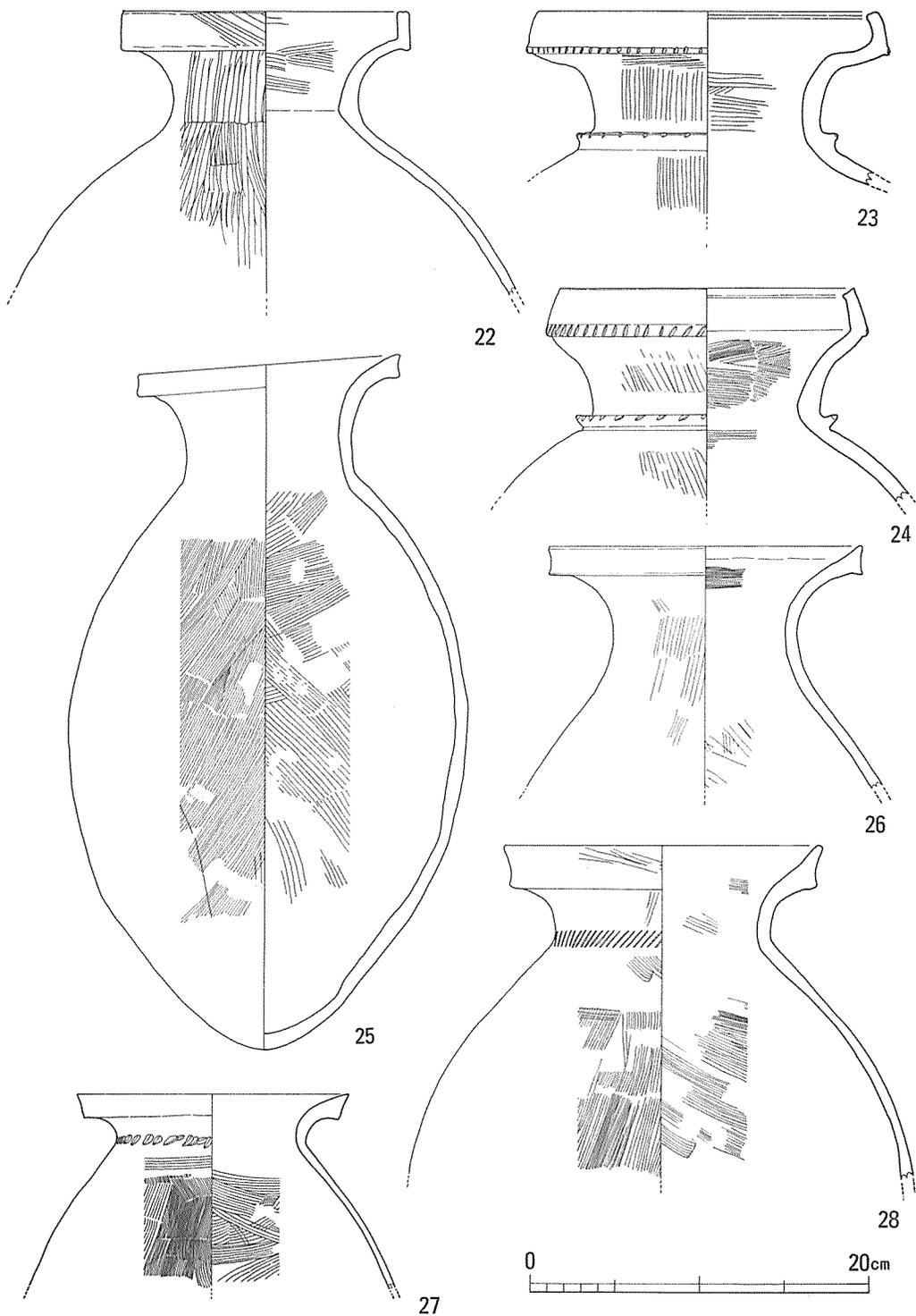
第7圖 遺物実測図(3) 弥生式土器 3



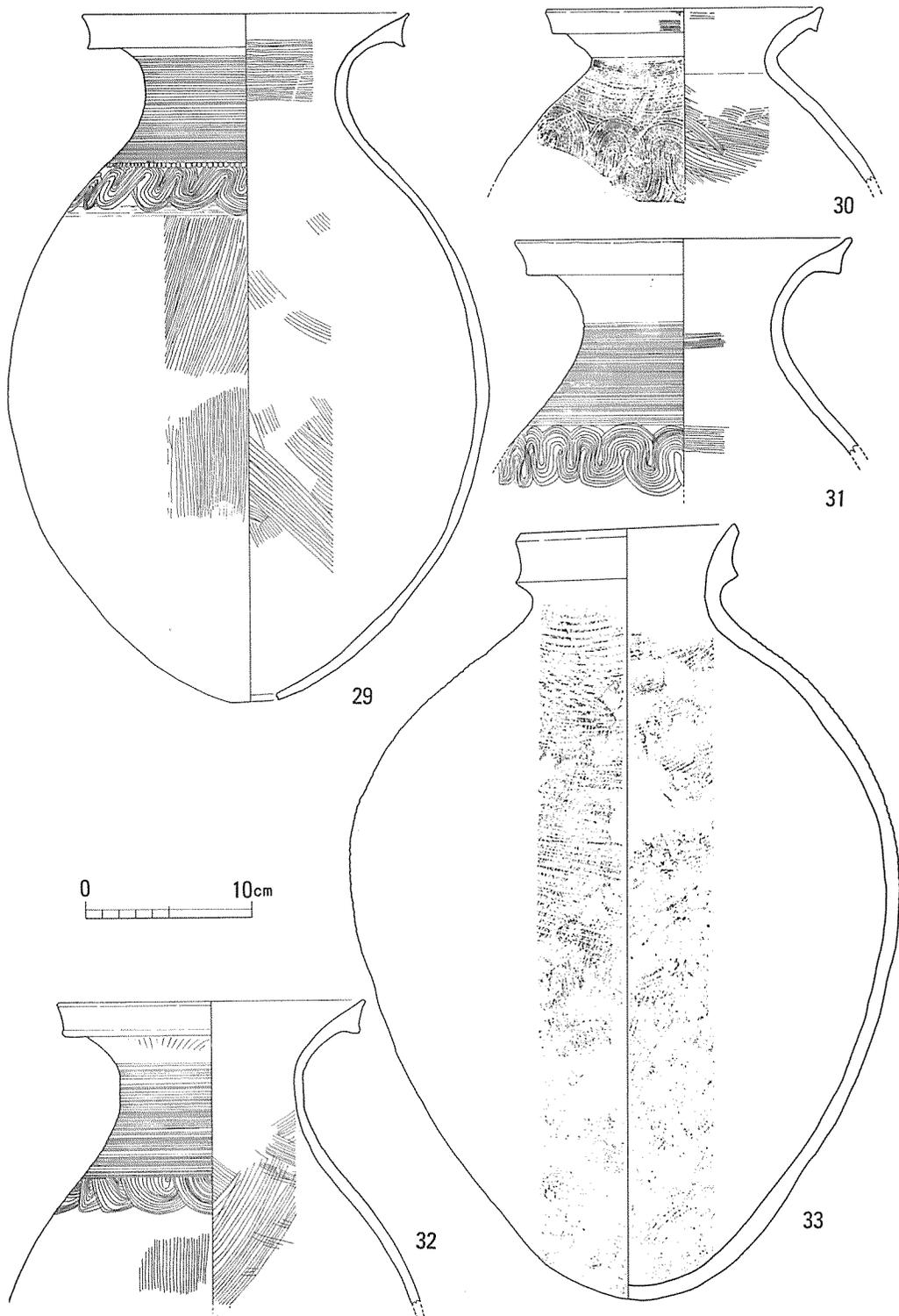
第 8 図 遺物実測図(4) 弥生式土器 4



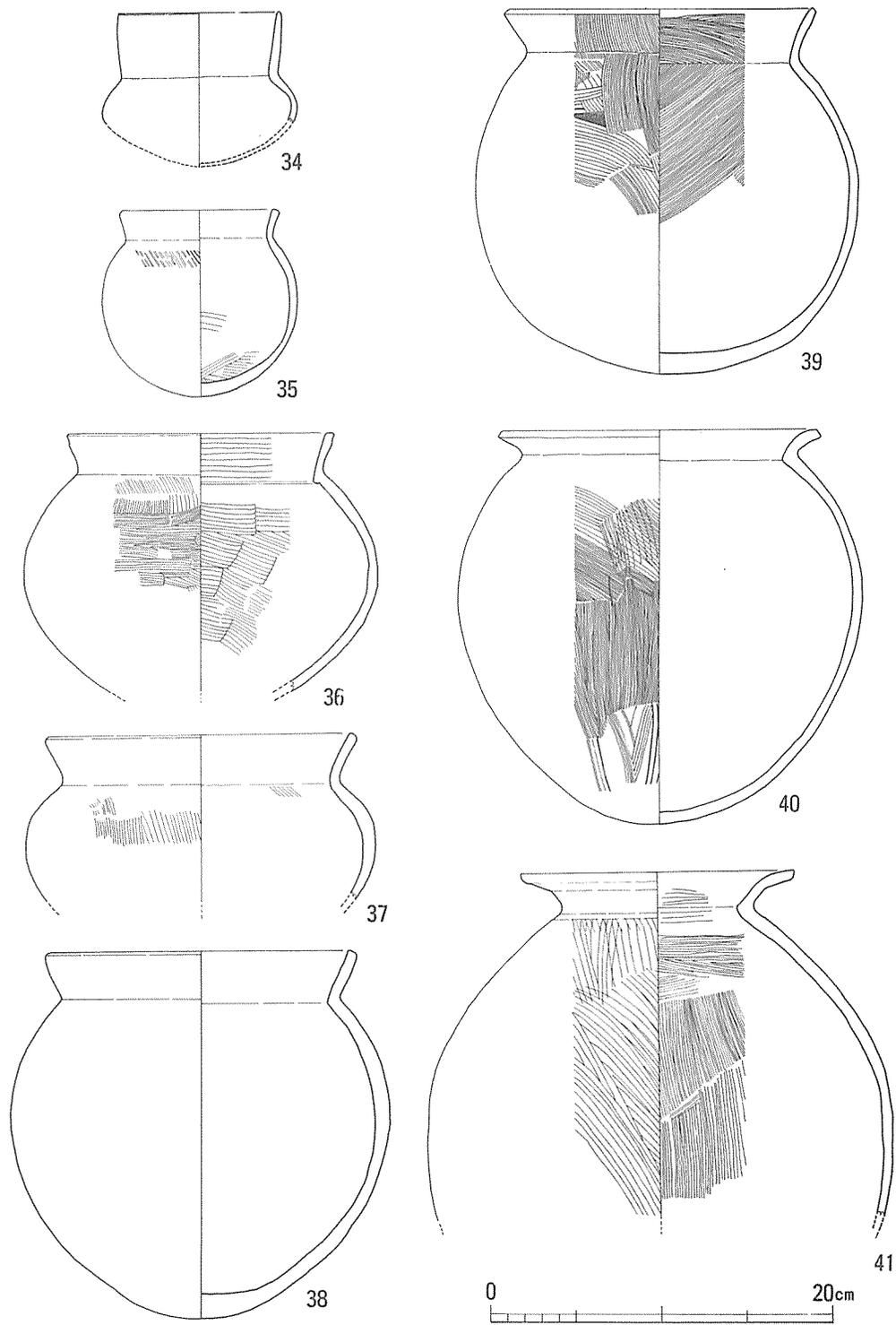
第9図 遺物実測図(5) 弥生式土器 5



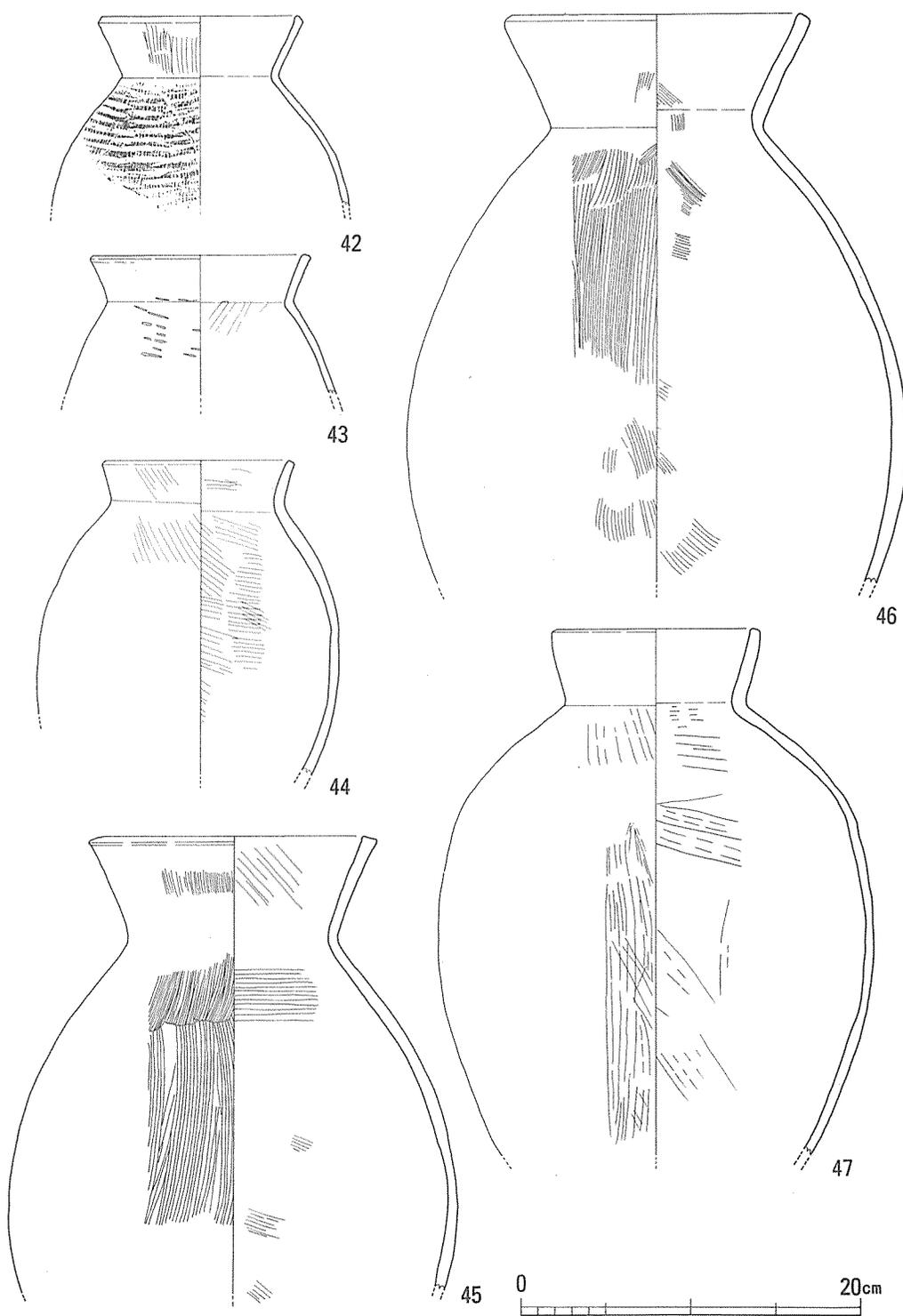
第10図 遺物実測図(6) 弥生式土器 6



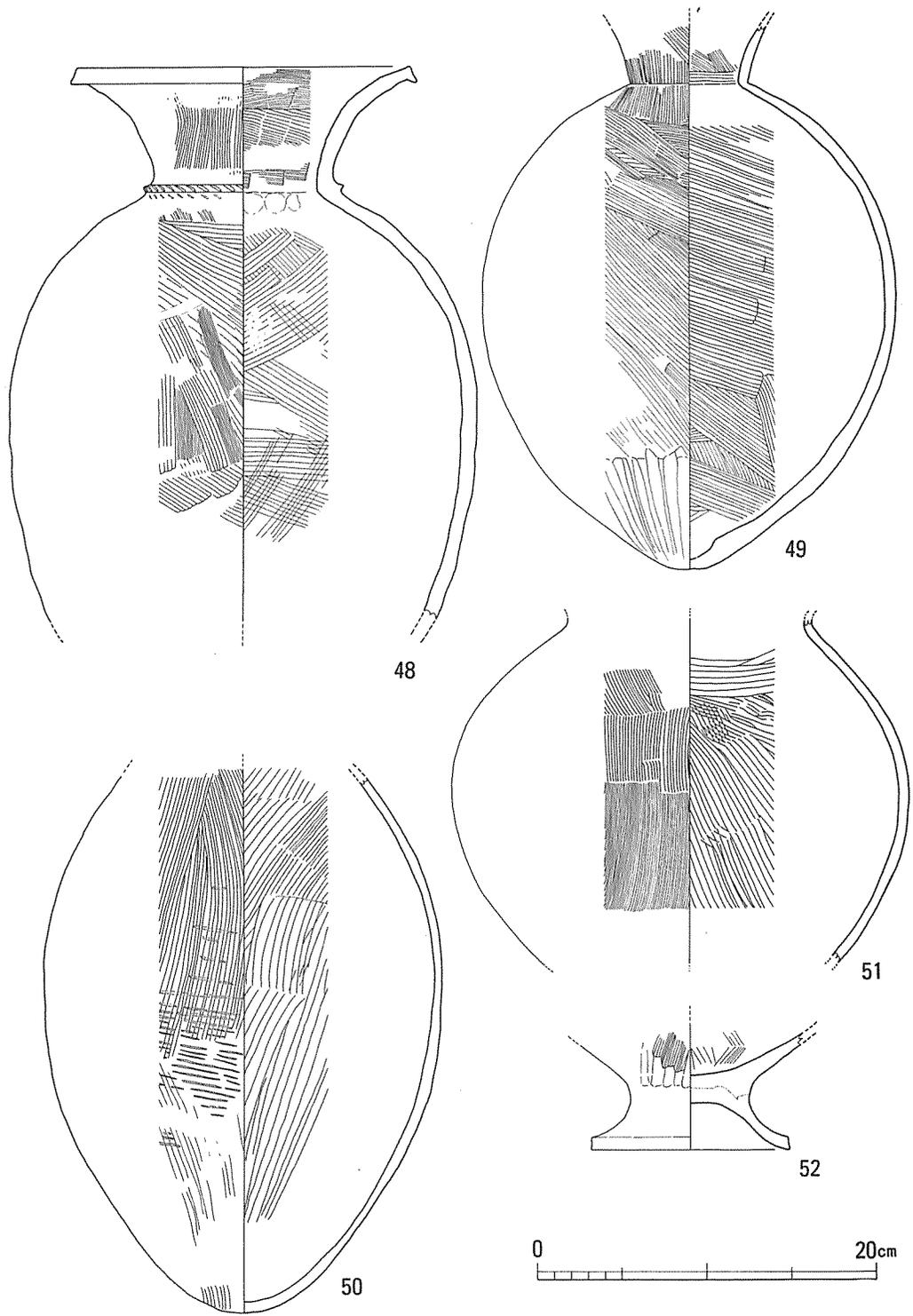
第11図 遺物実測図(7) 弥生式土器 7



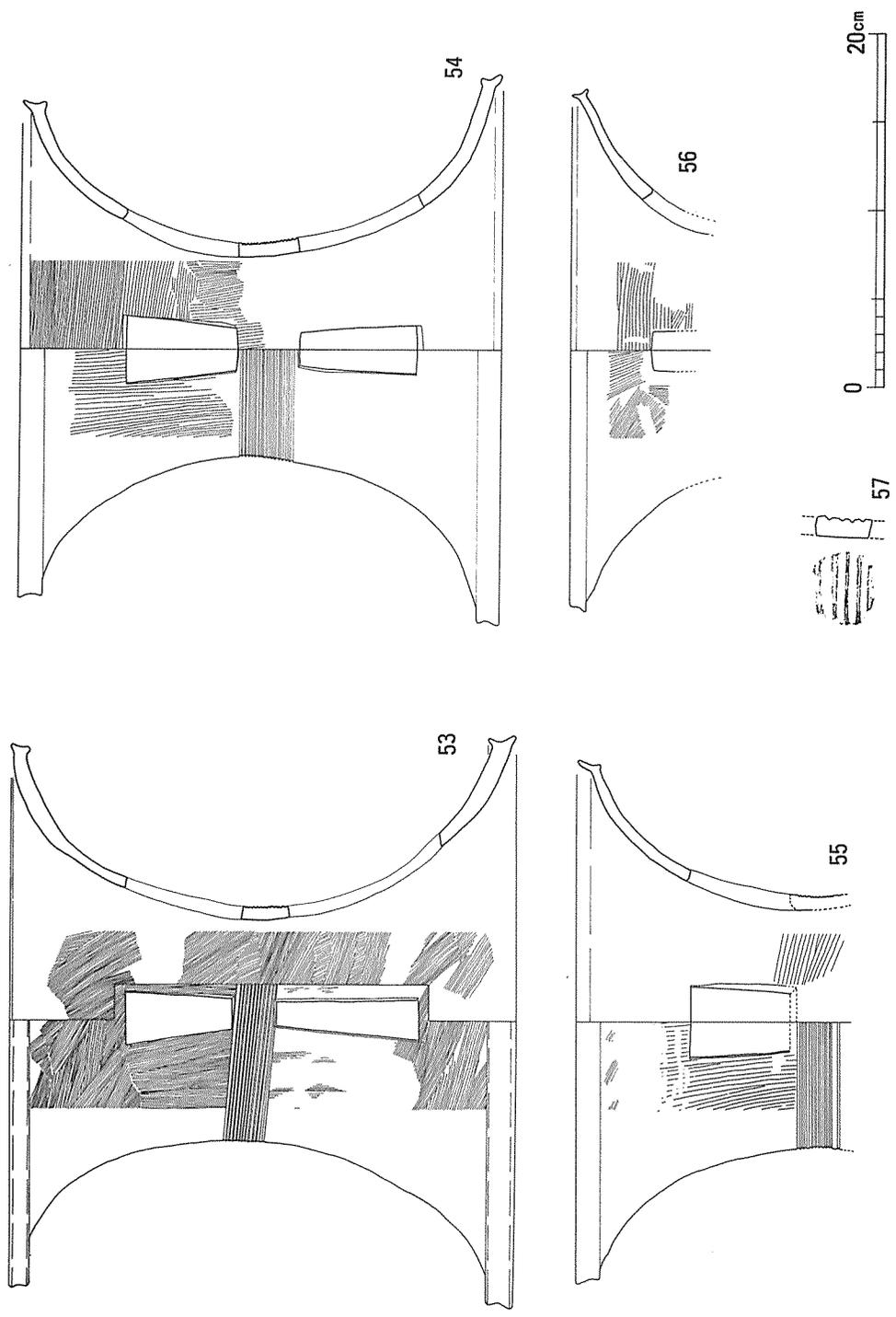
第12図 遺物実測図(8) 弥生式土器 8



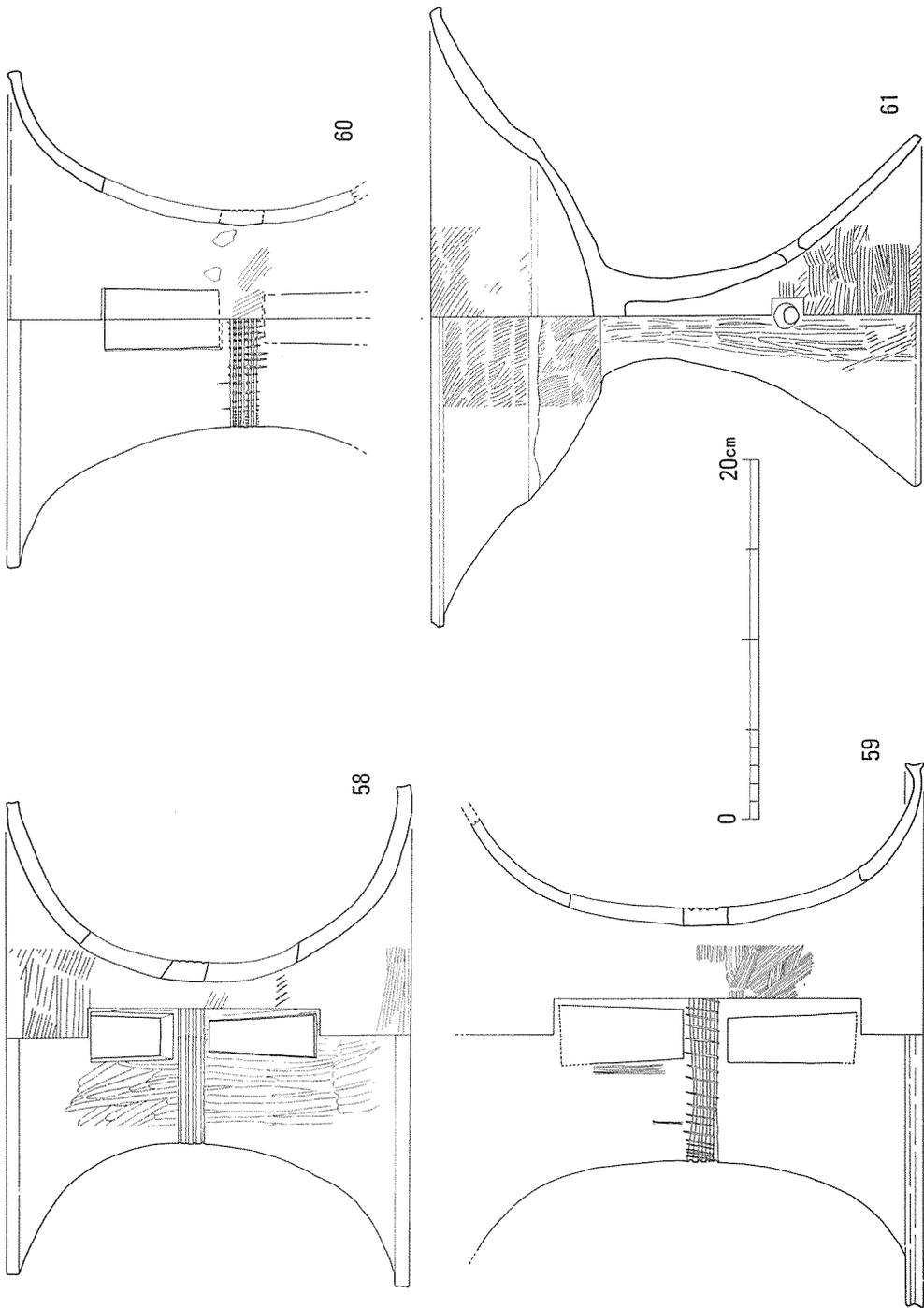
第13図 遺物実測図(9) 弥生式土器 9



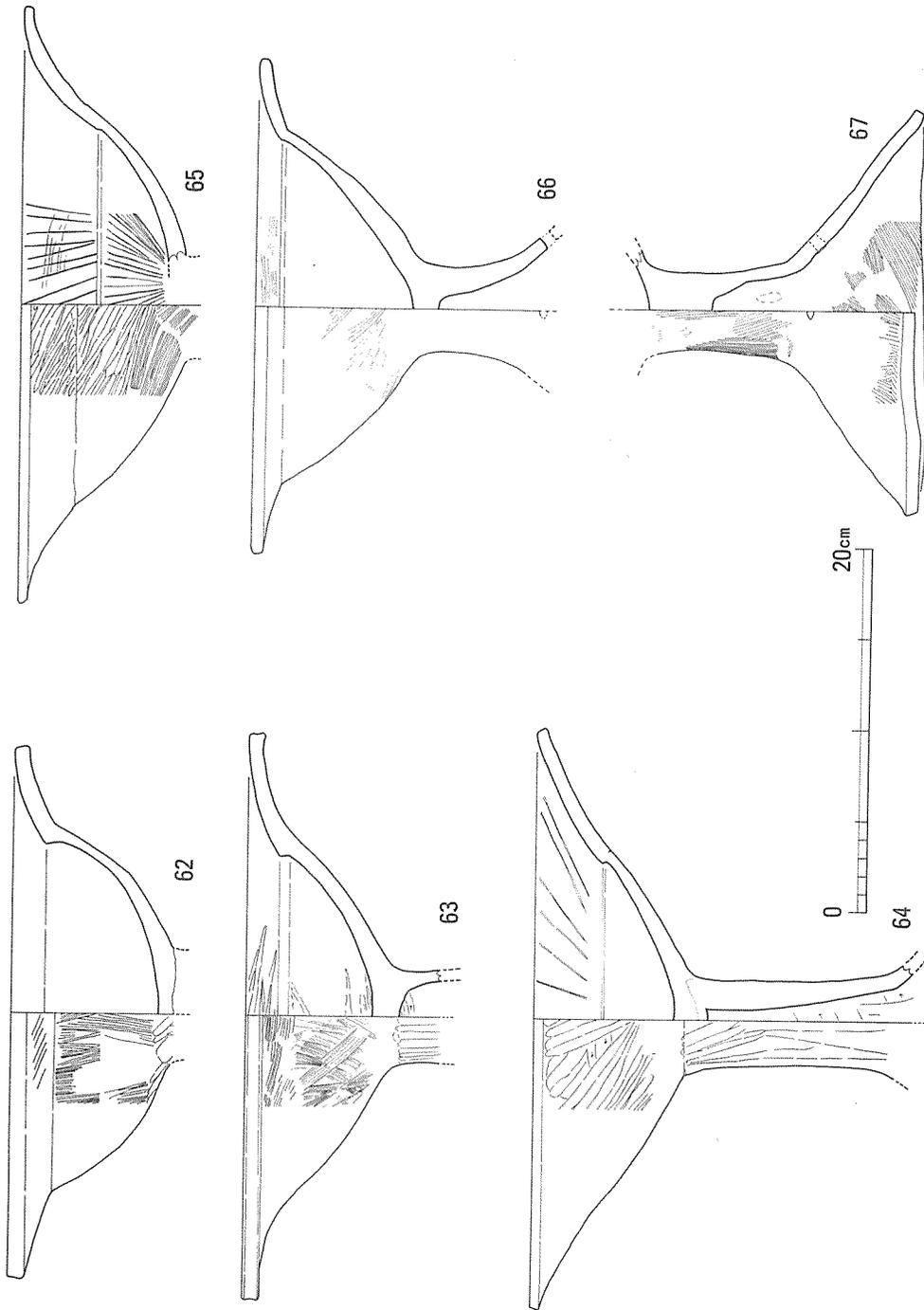
第14图 遺物実測图(10) 弥生式土器10



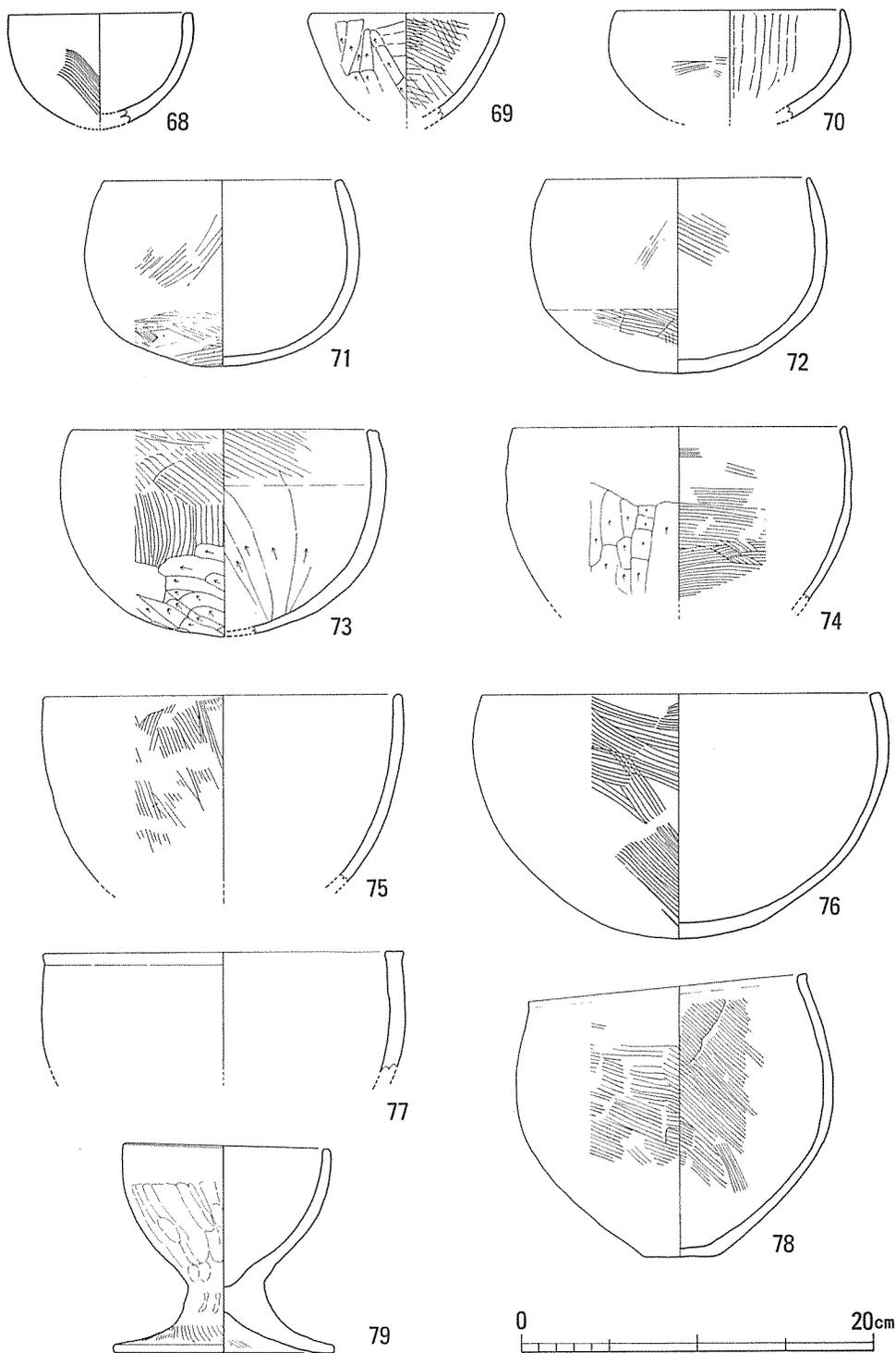
第15图 遗物実測図(11) 弥生式土器 11



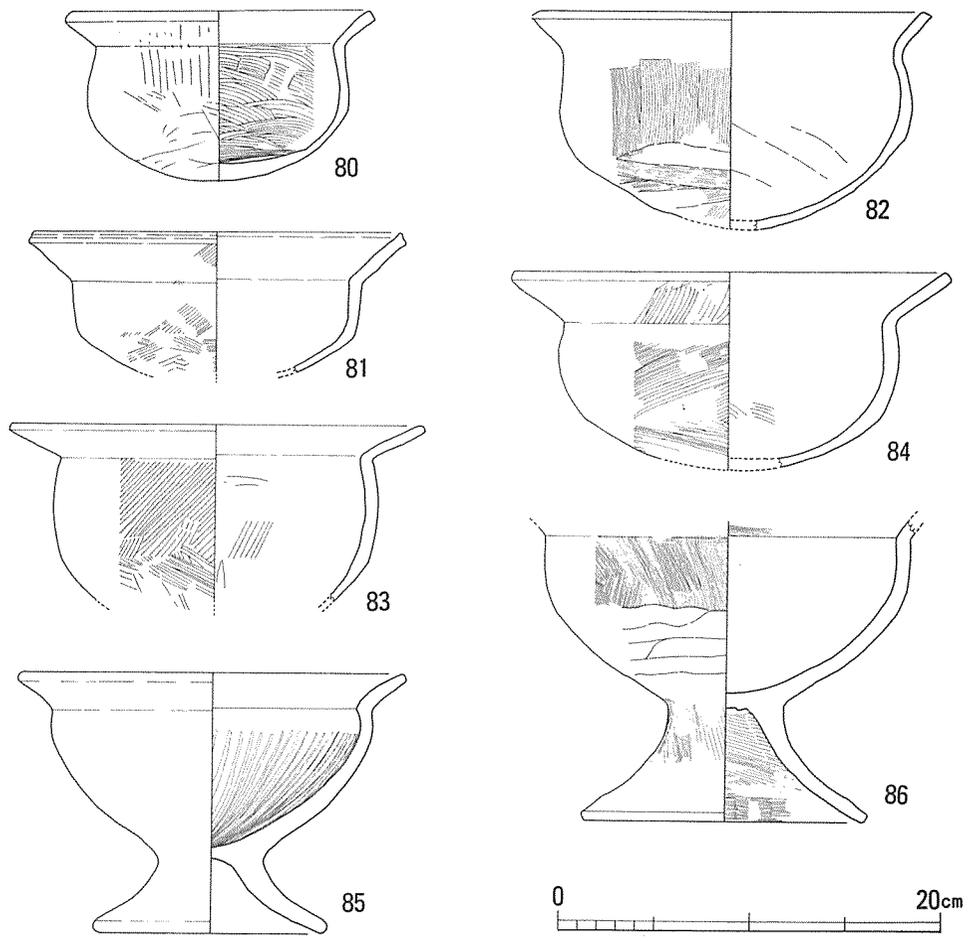
第16图 遺物実測図(12) 弥生式土器12



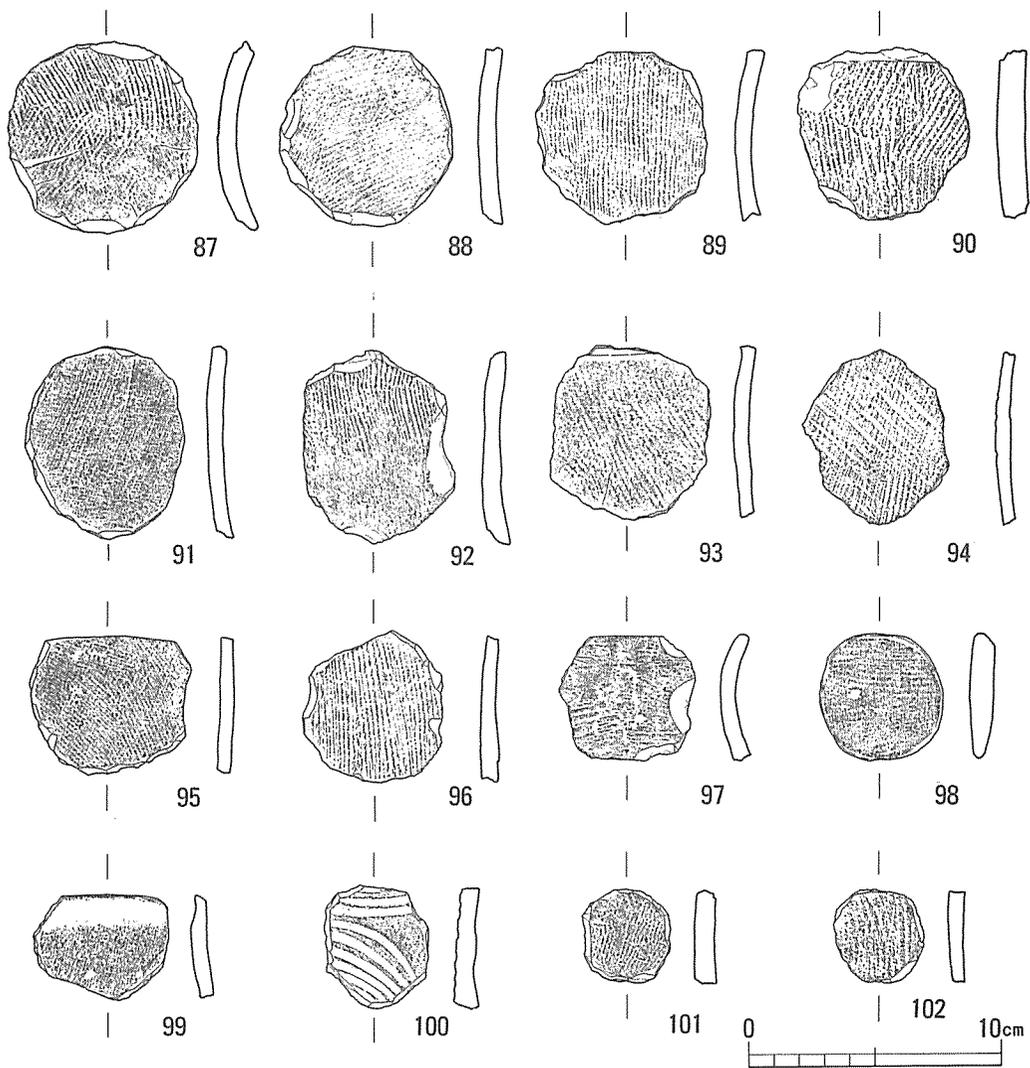
第17图 遺物実測図(13) 弥生式土器 13



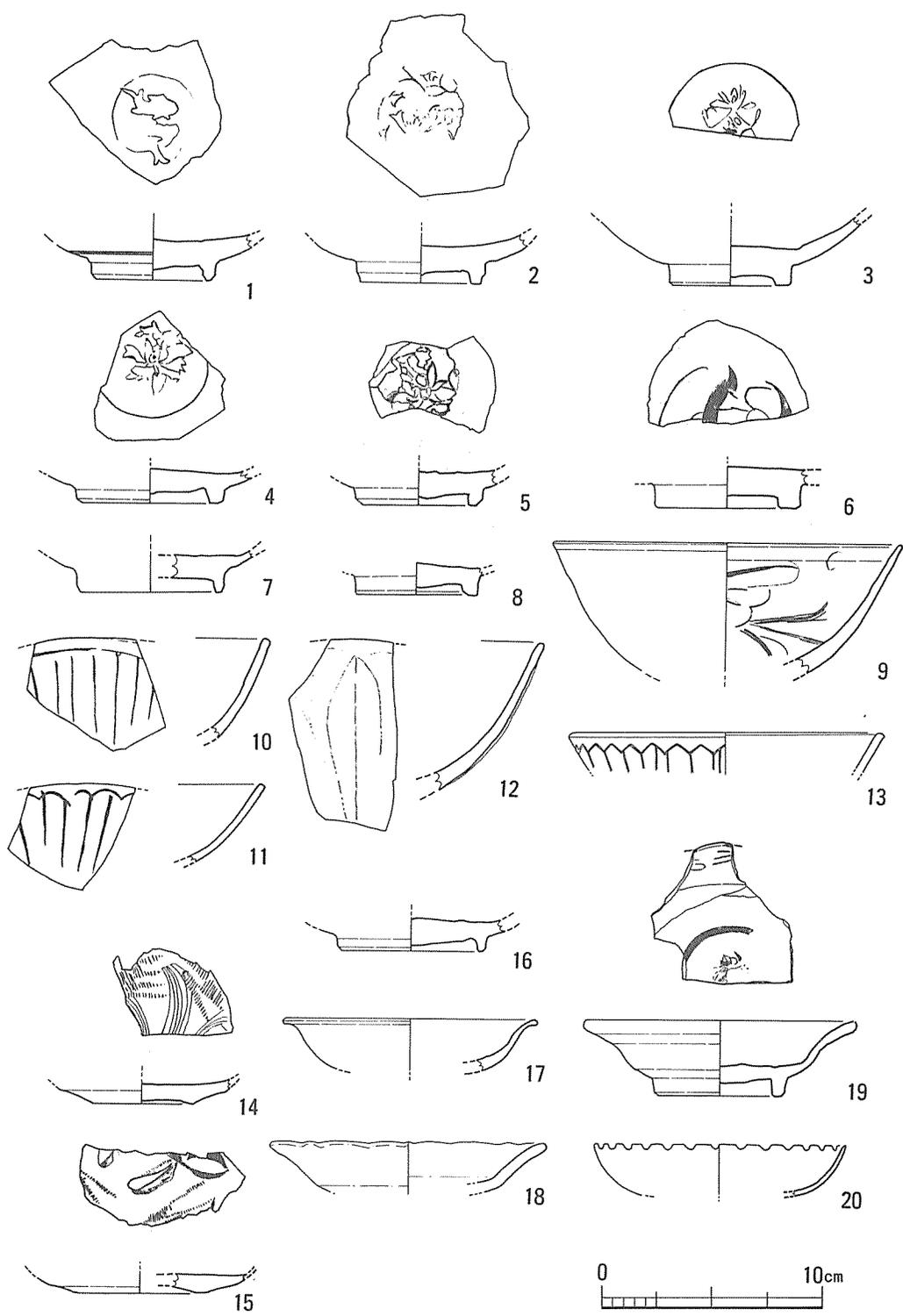
第18図 遺物実測図(14) 弥生式土器14



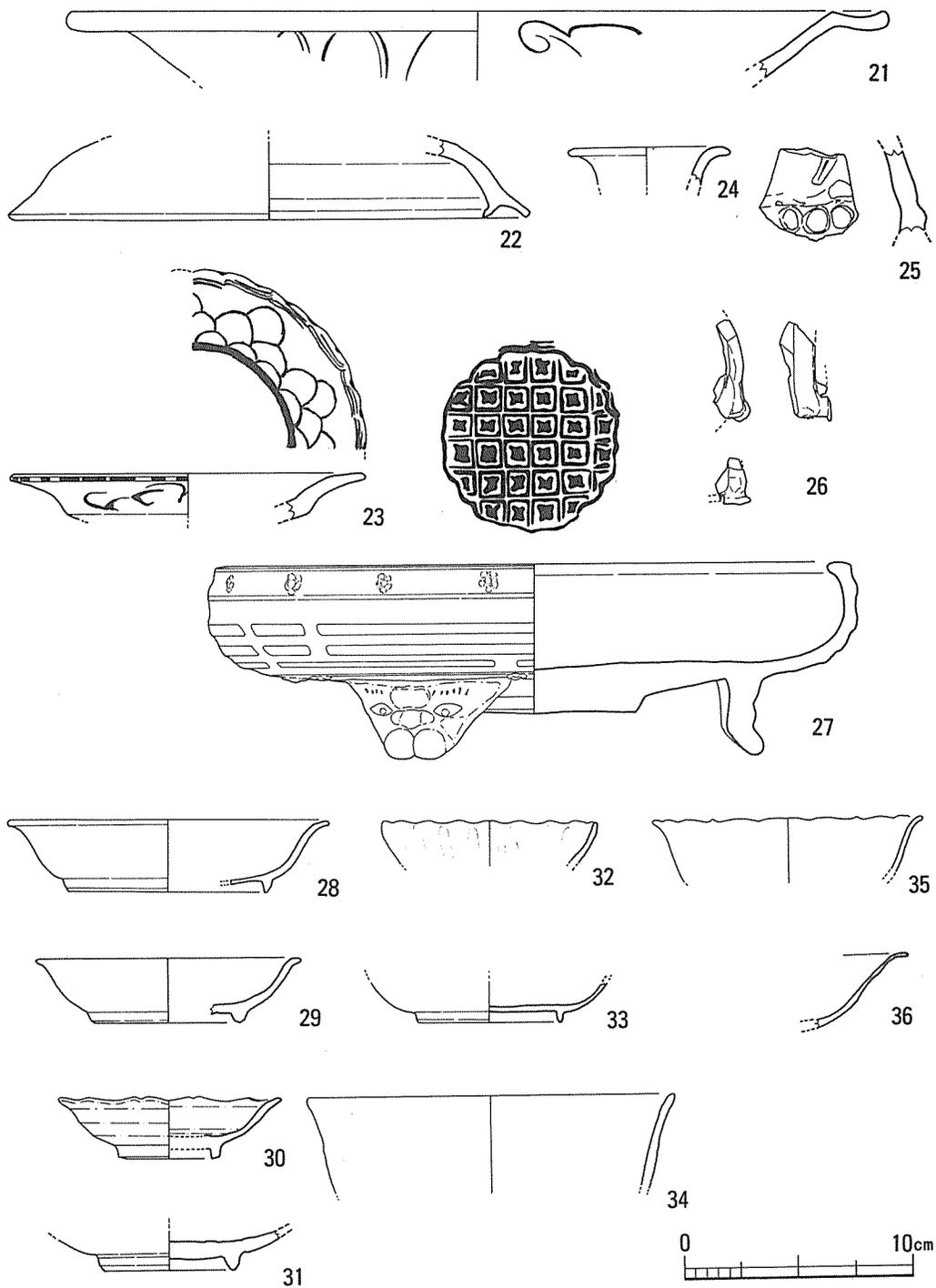
第19図 遺物実測図(15) 弥生式土器15



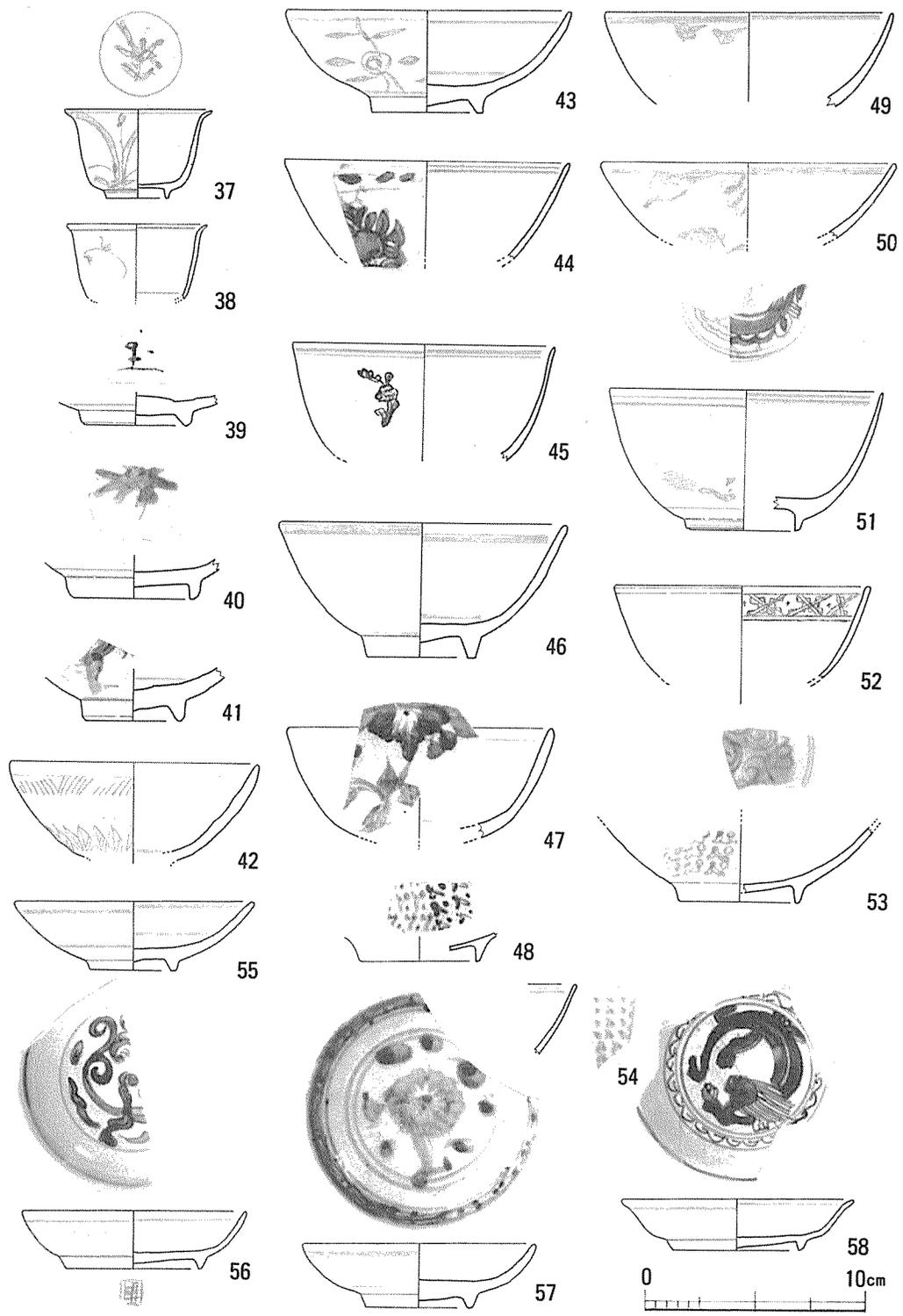
第20图 遺物実測図(16) 土器片加工品



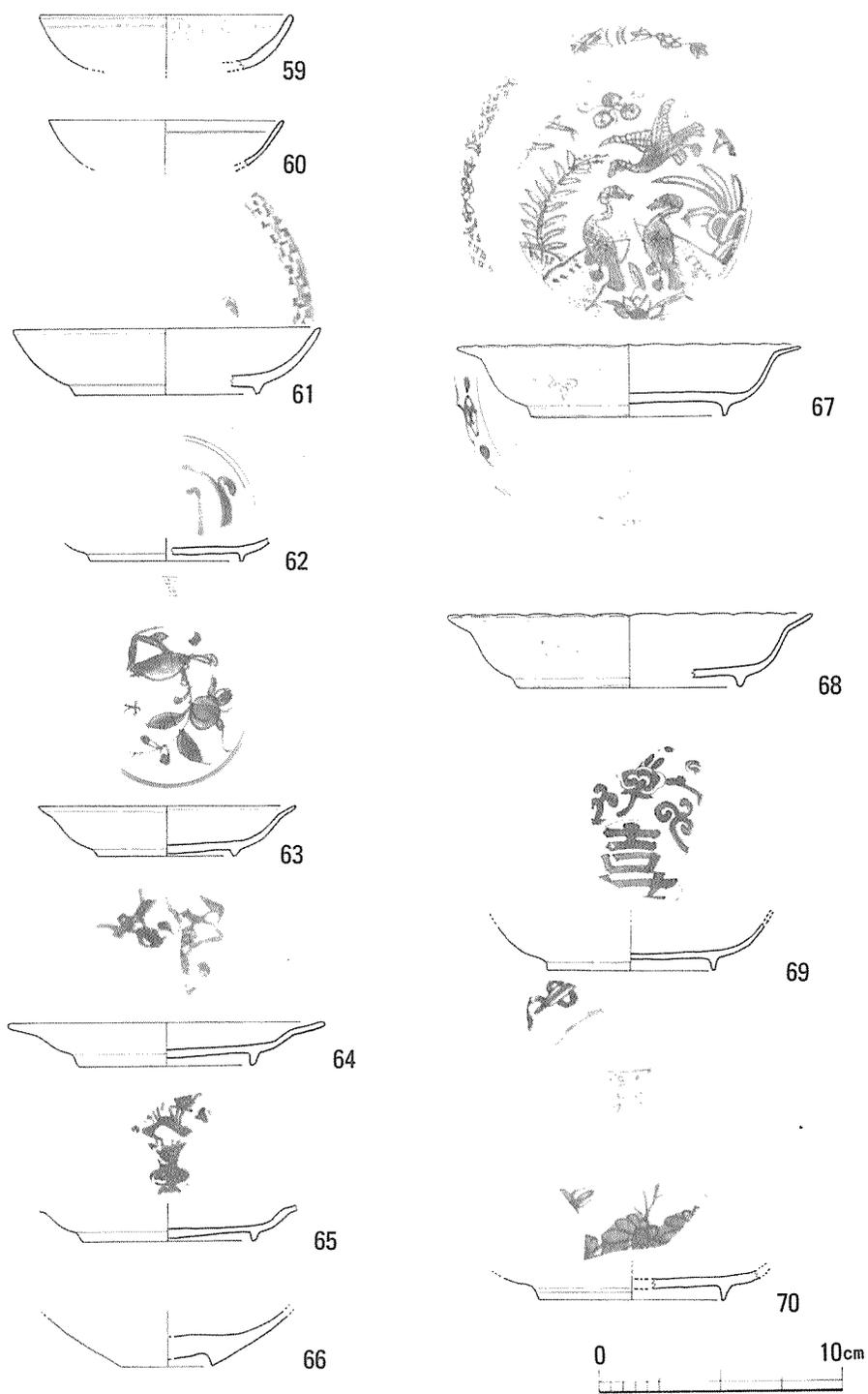
第21图 遺物実測図(17) (磁器 1)



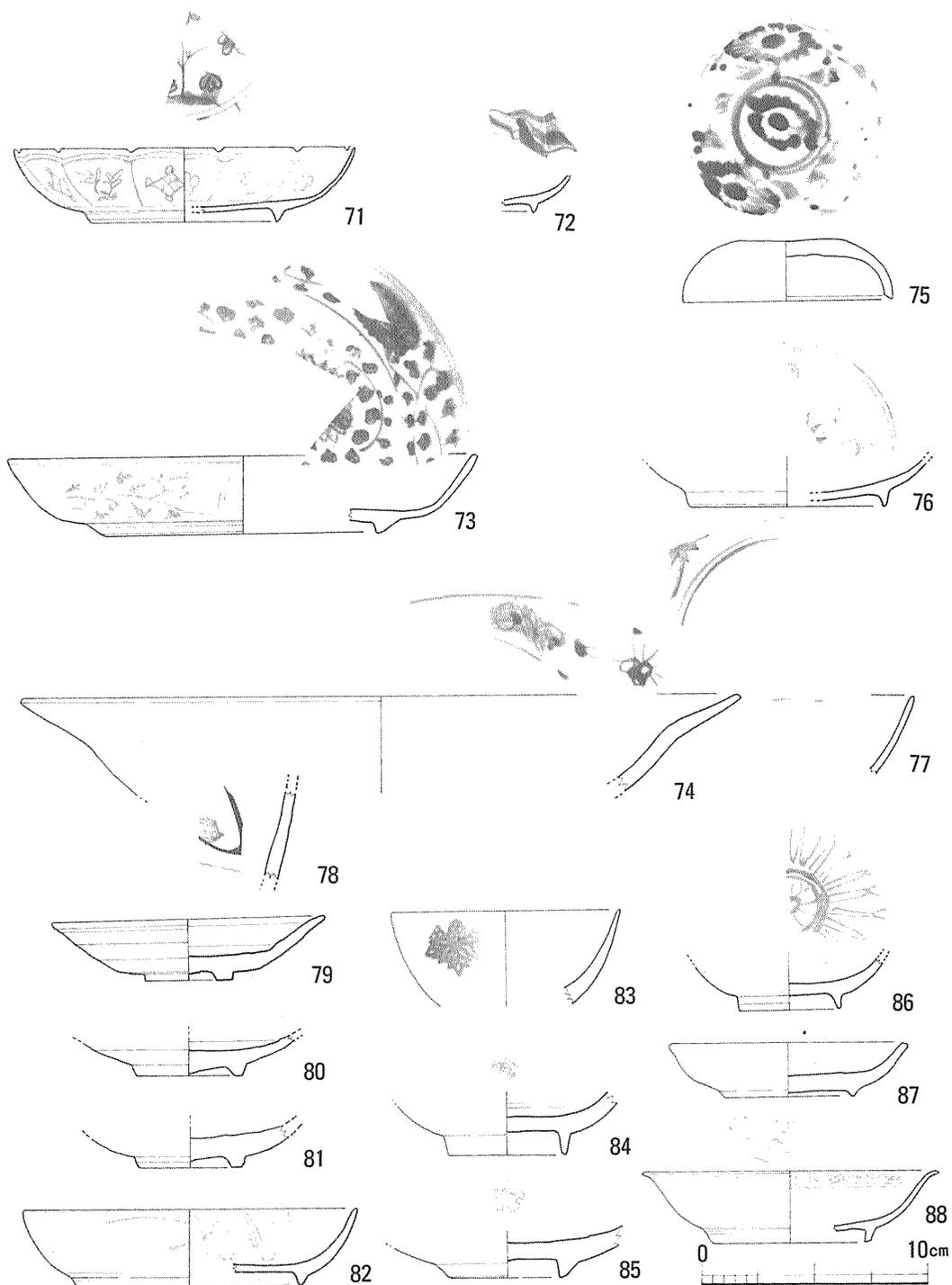
第22図 遺物実測図(18) (磁器 2)



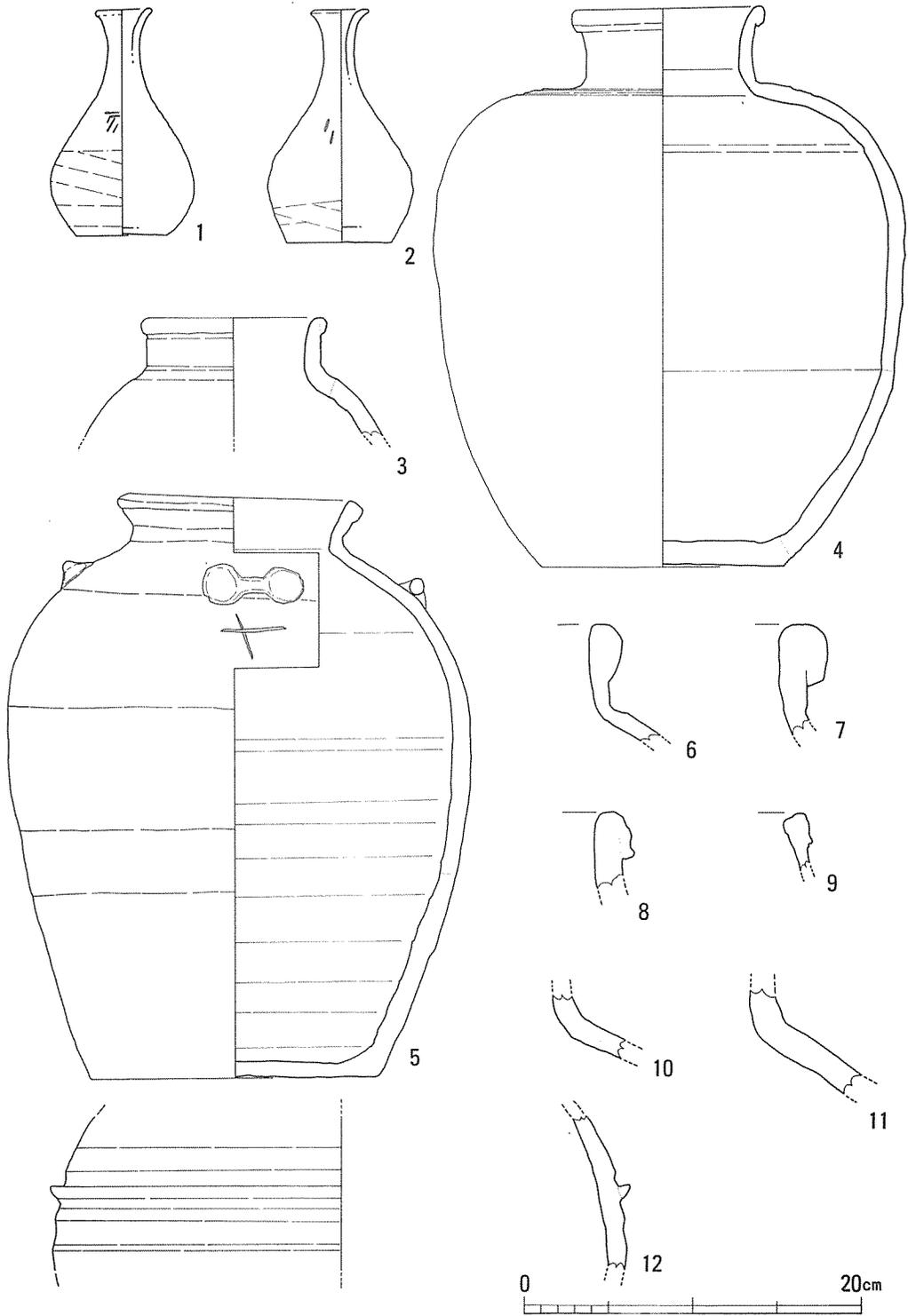
第23図 遺物実測図(19) (磁器 3)



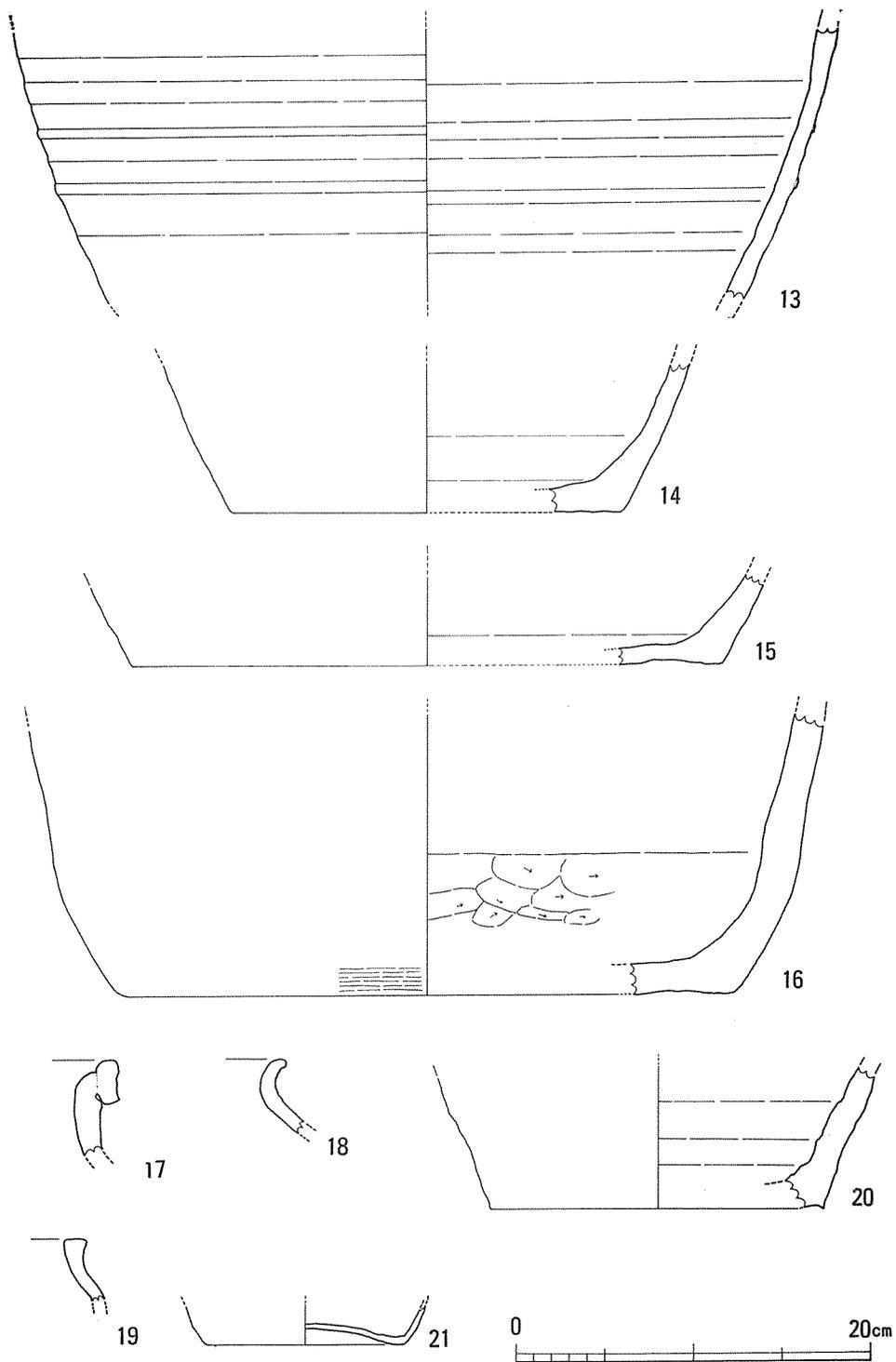
第24图 遗物実測図(20) (磁器 4)



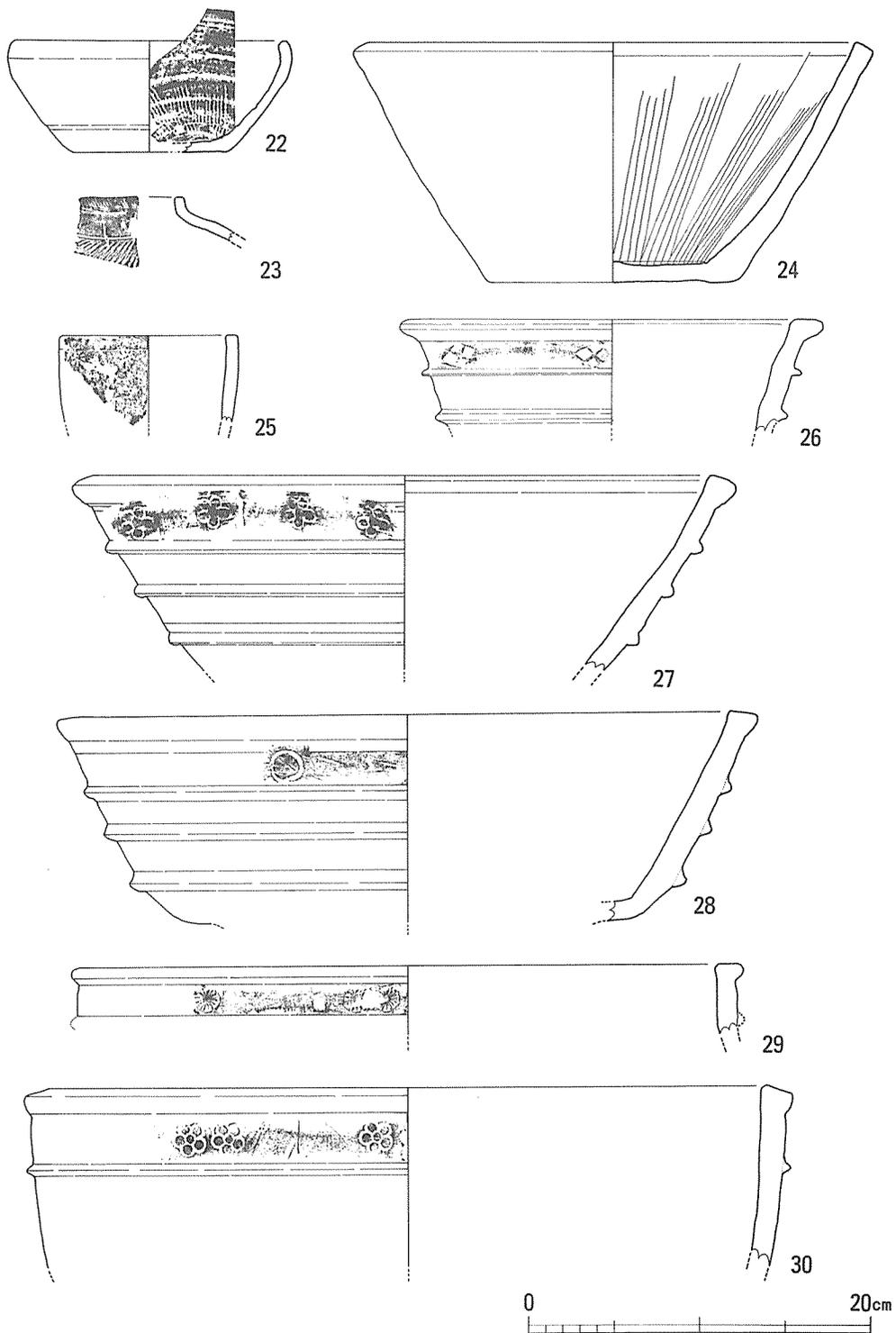
第25图 遗物实测图(21) (磁器 5)



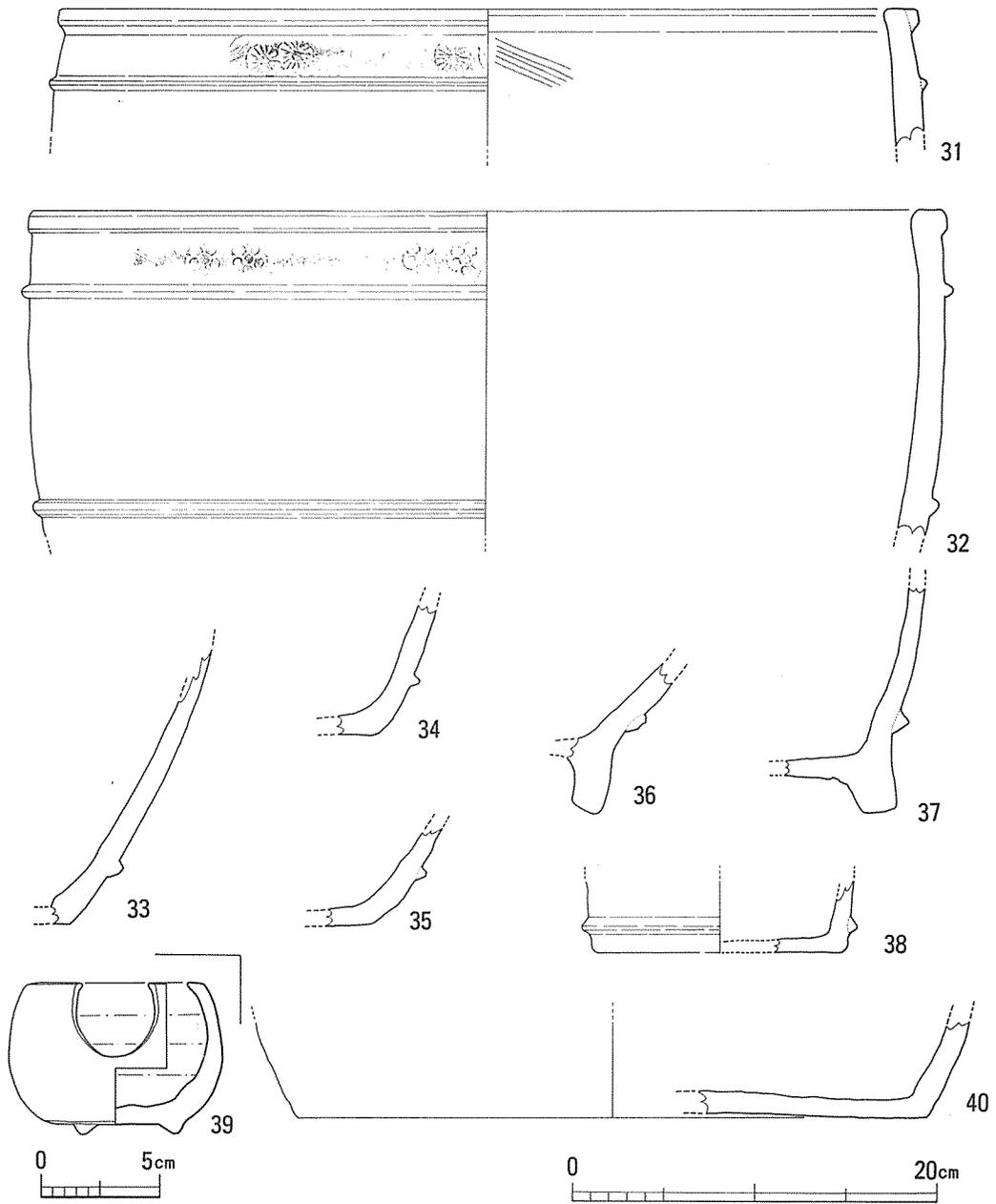
第26图 遺物実測図(22) 備前焼 1



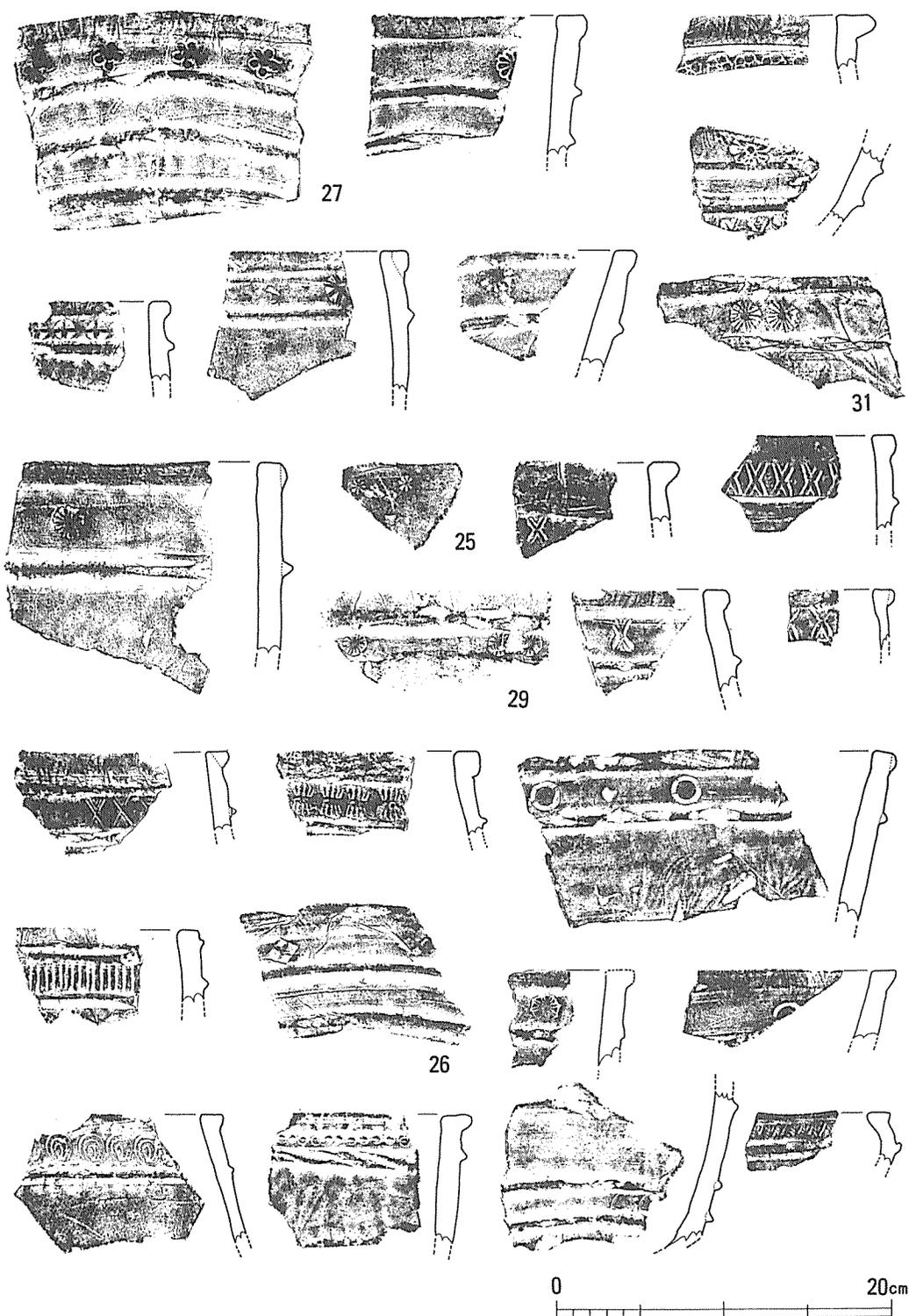
第27図 遺物実測図(23) 備前焼 2・その他陶器 1



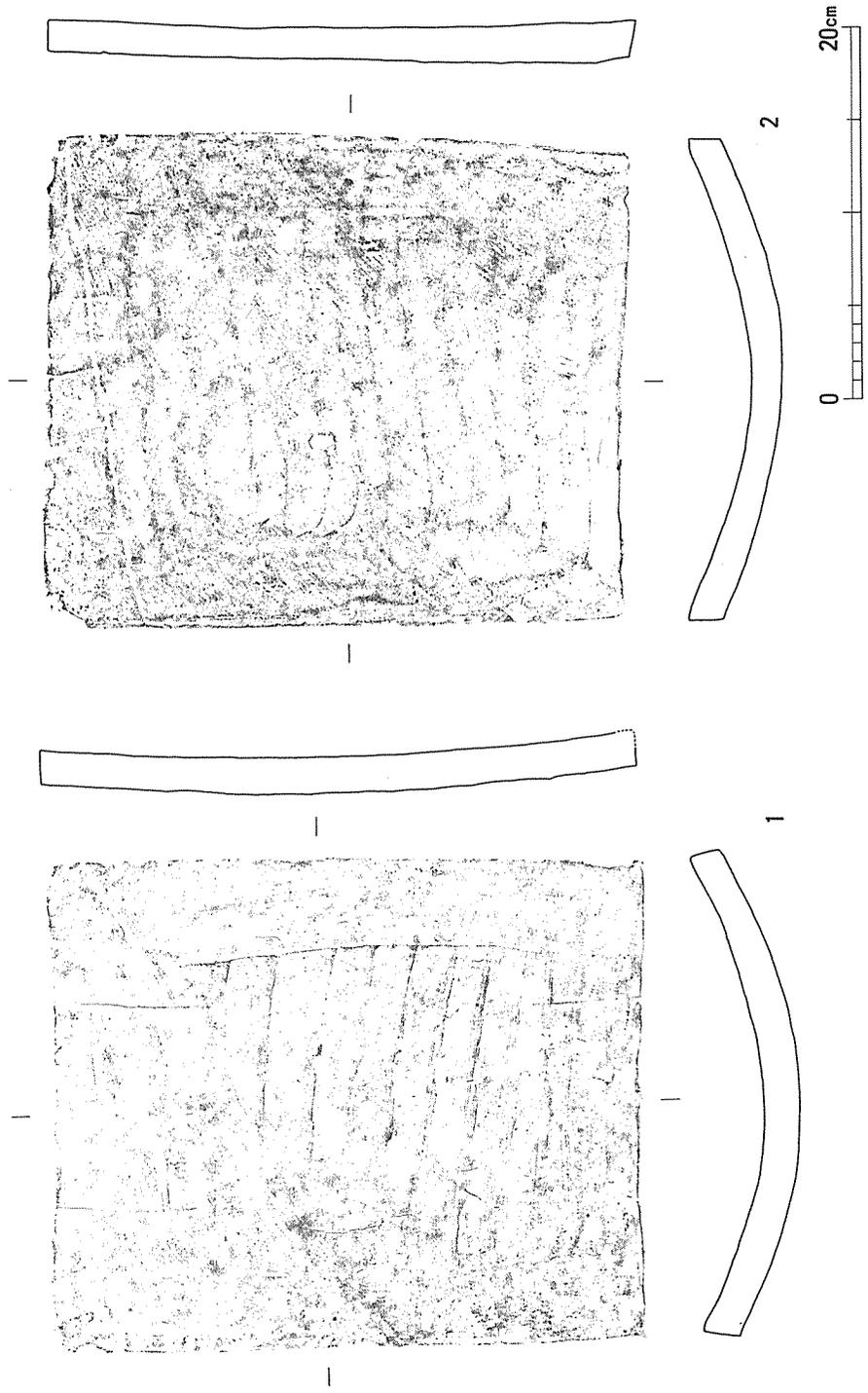
第28图 遺物実測図(24) 陶器 2・瓦器 1



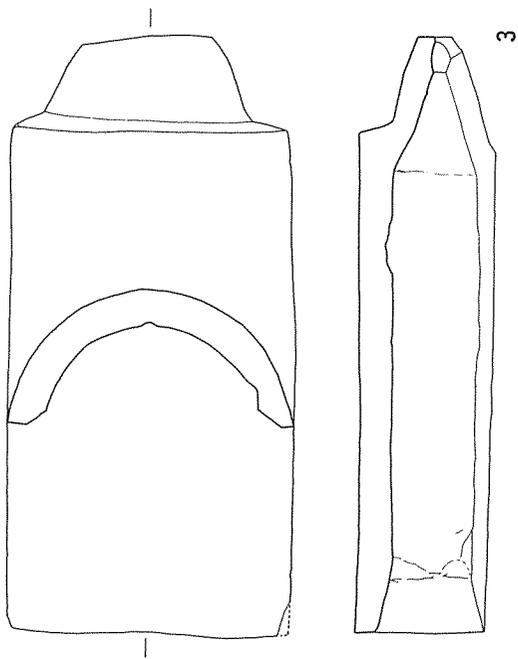
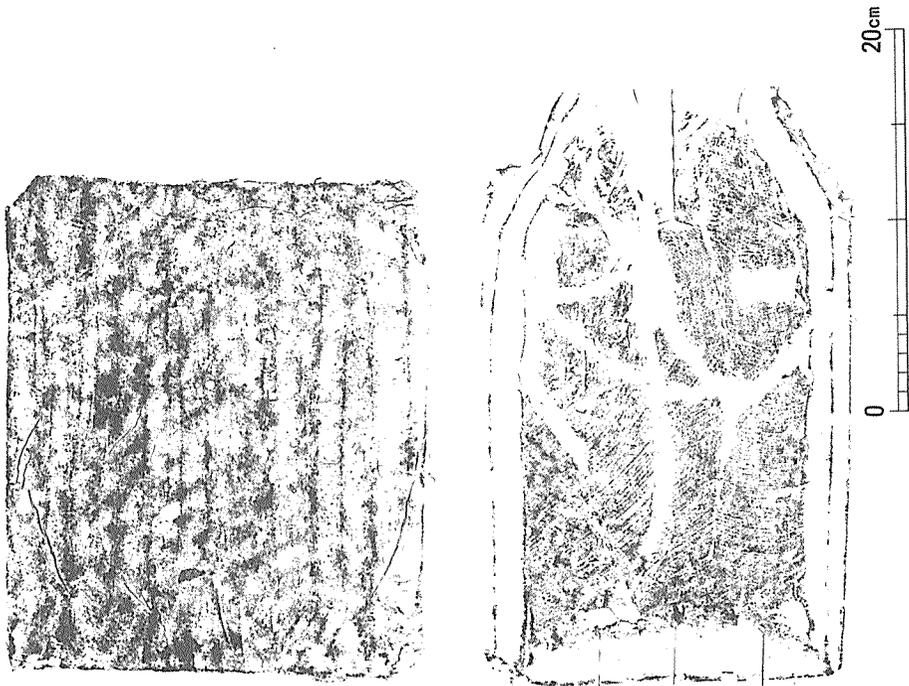
第29图 遗物实测图(25) 瓦器 2



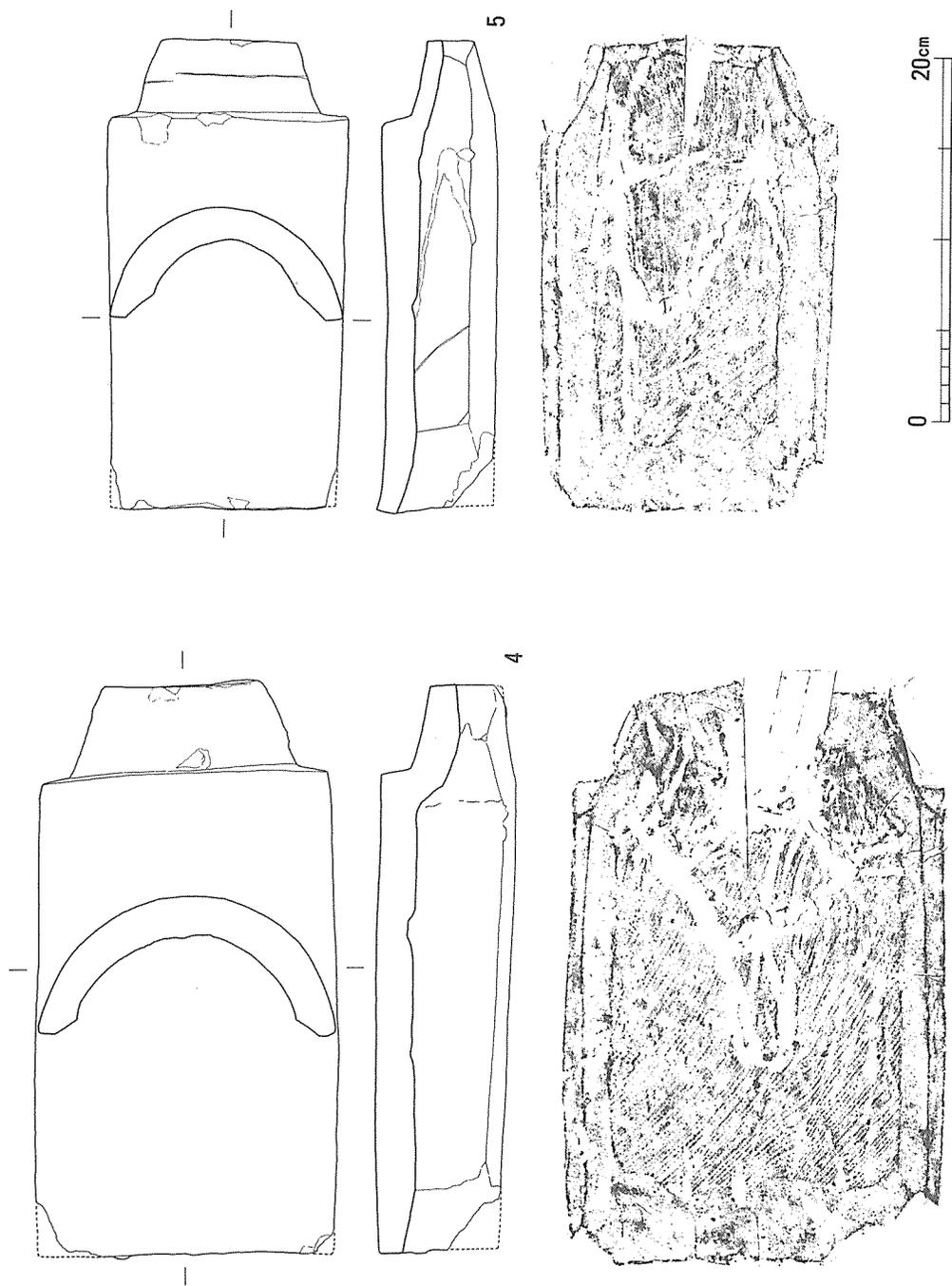
第30図 遺物実測図(26) 各種の刻文



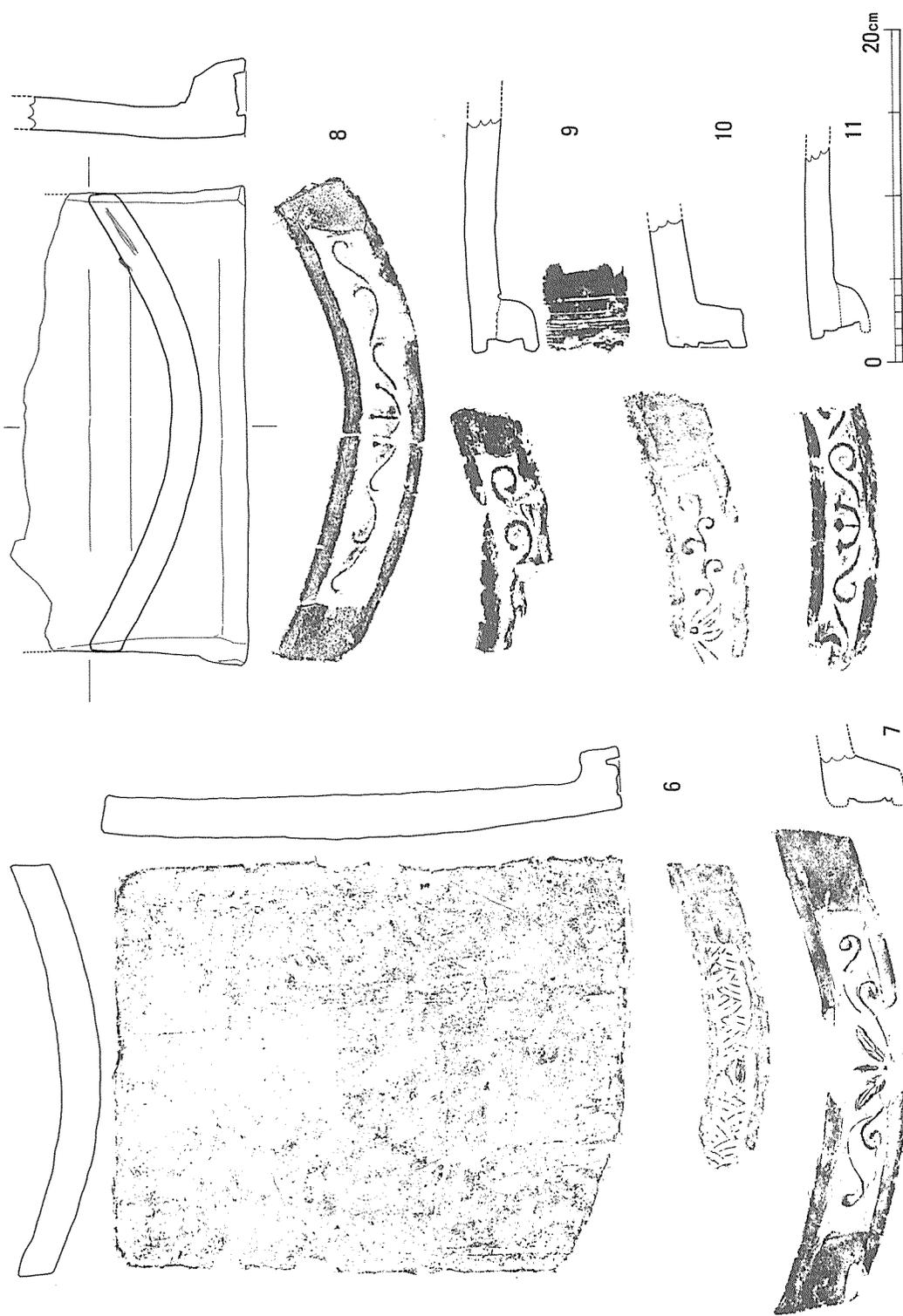
第31图 遺物実測図(7) 瓦 1



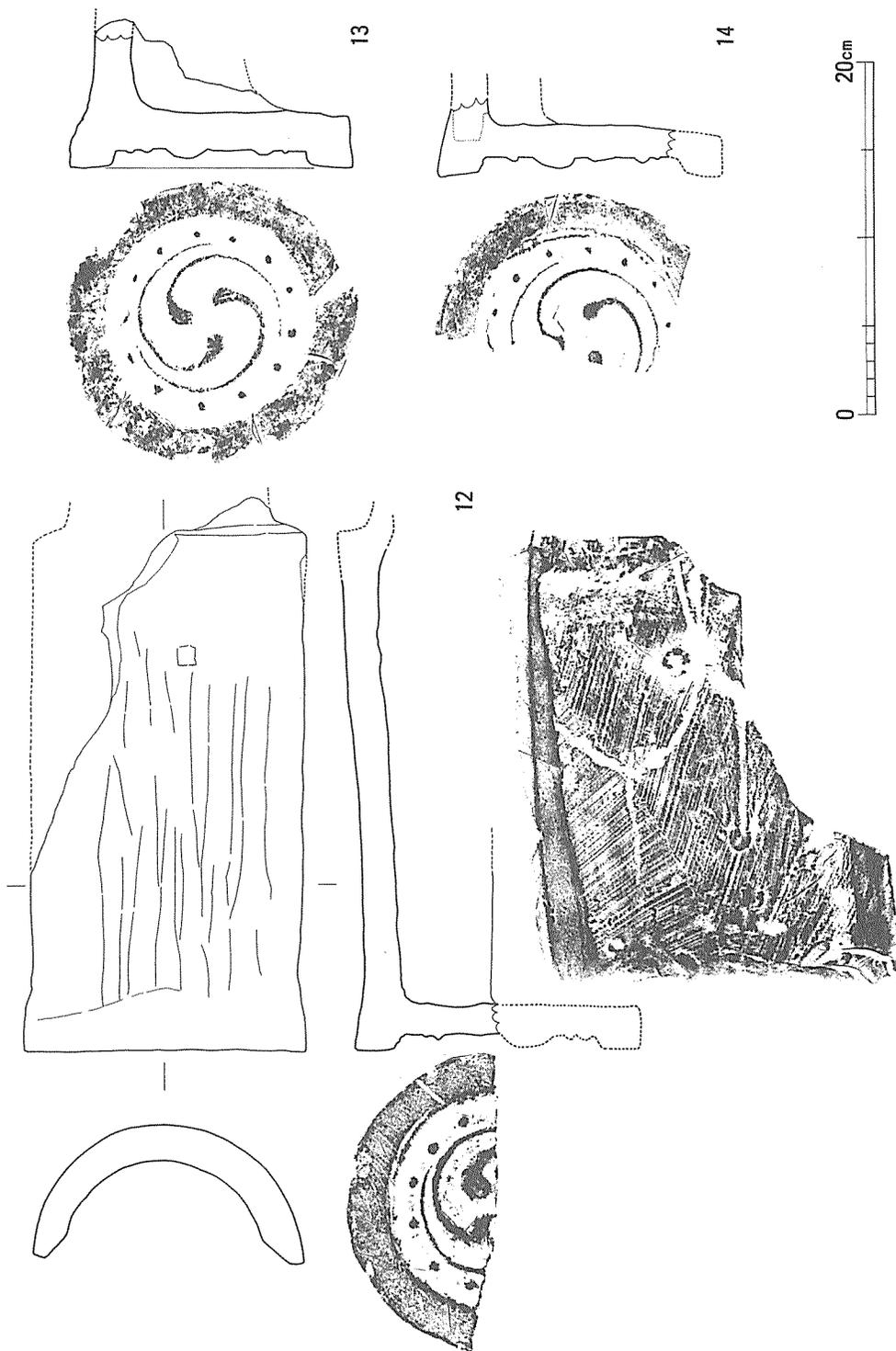
第32图 遺物実測図(28)瓦 2



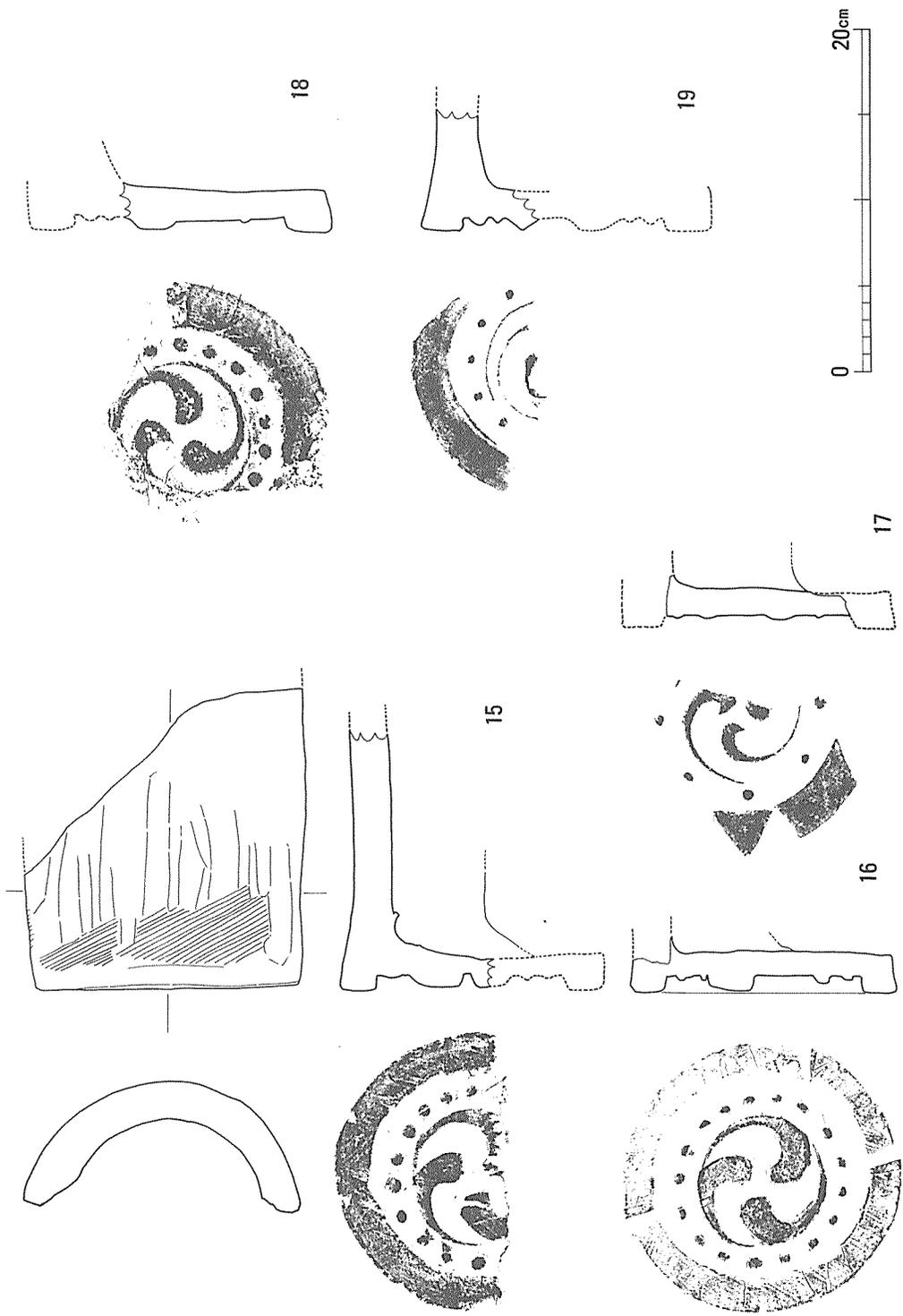
第33图 遺物実測図(29) 瓦 3



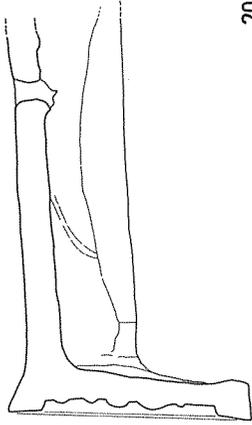
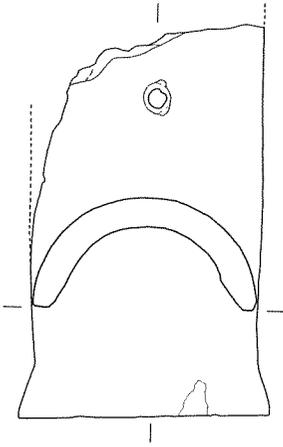
第34图 遗物実測图(30) 瓦 4



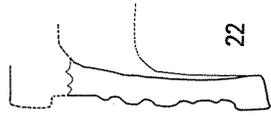
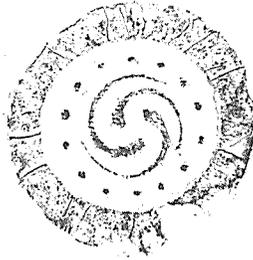
第35图 遺物実測図(31) 瓦 5



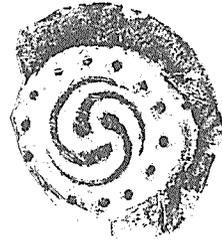
第36图 遗物实测图(瓦) 6



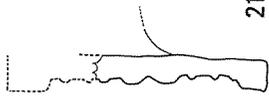
20



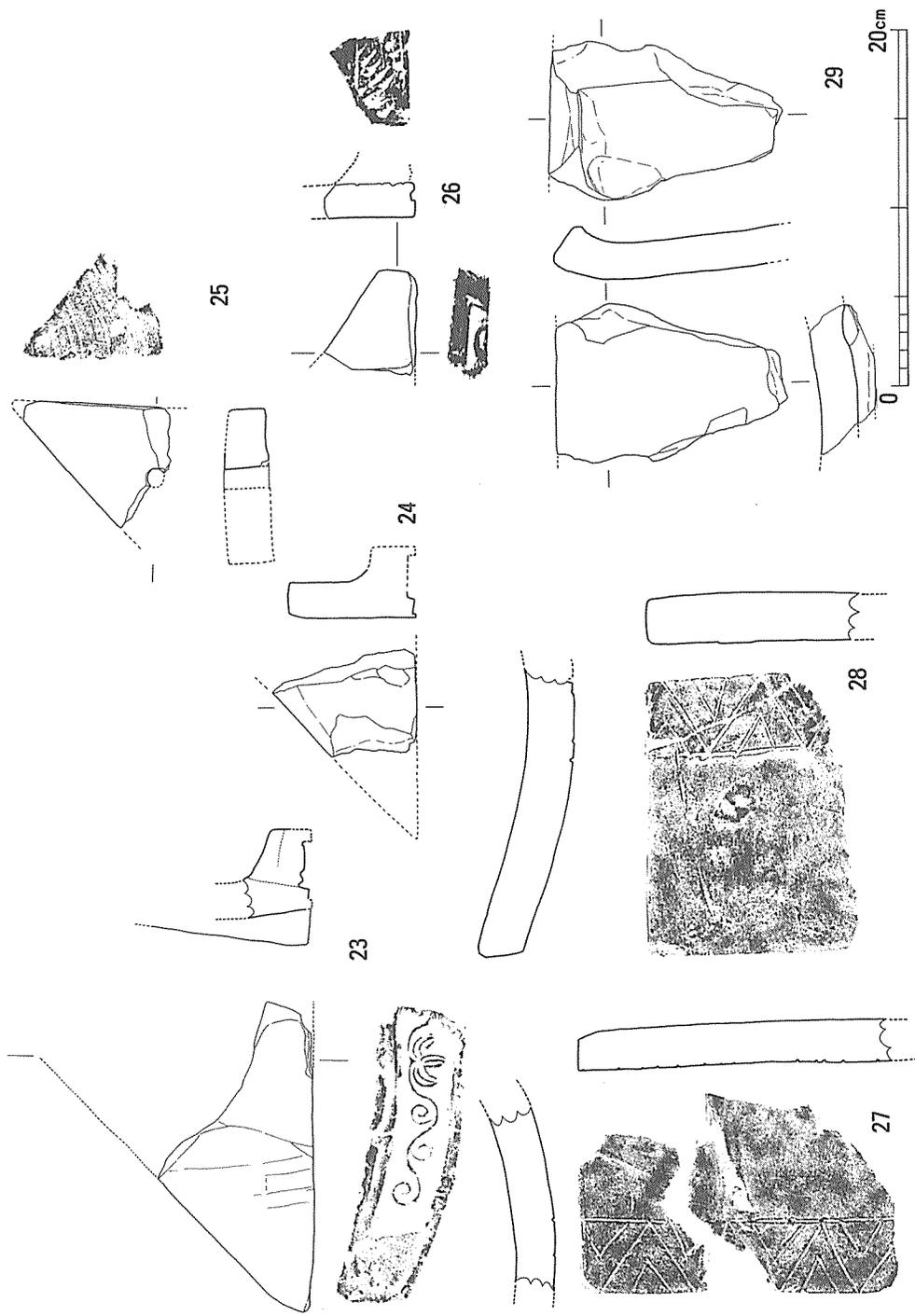
22



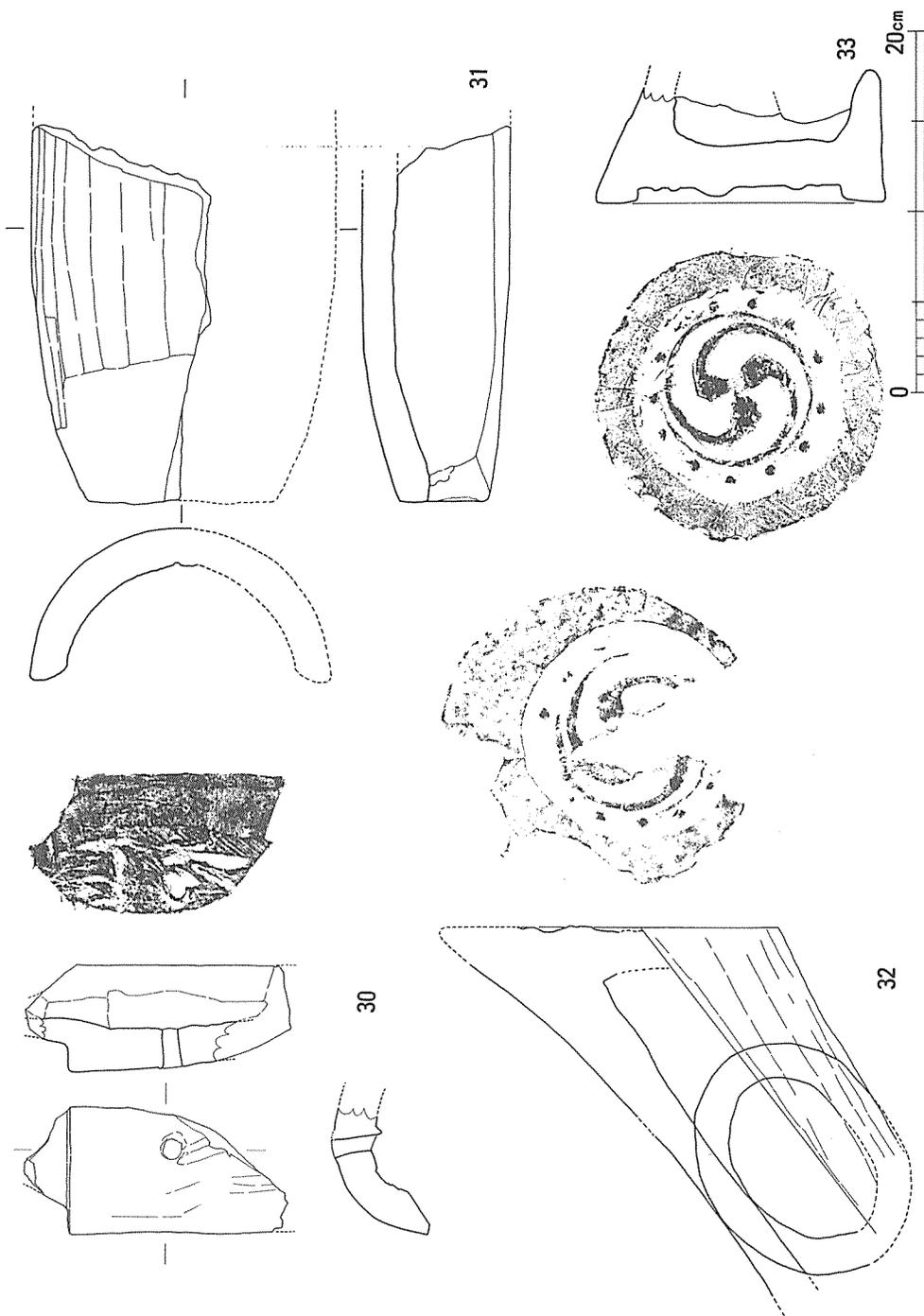
21



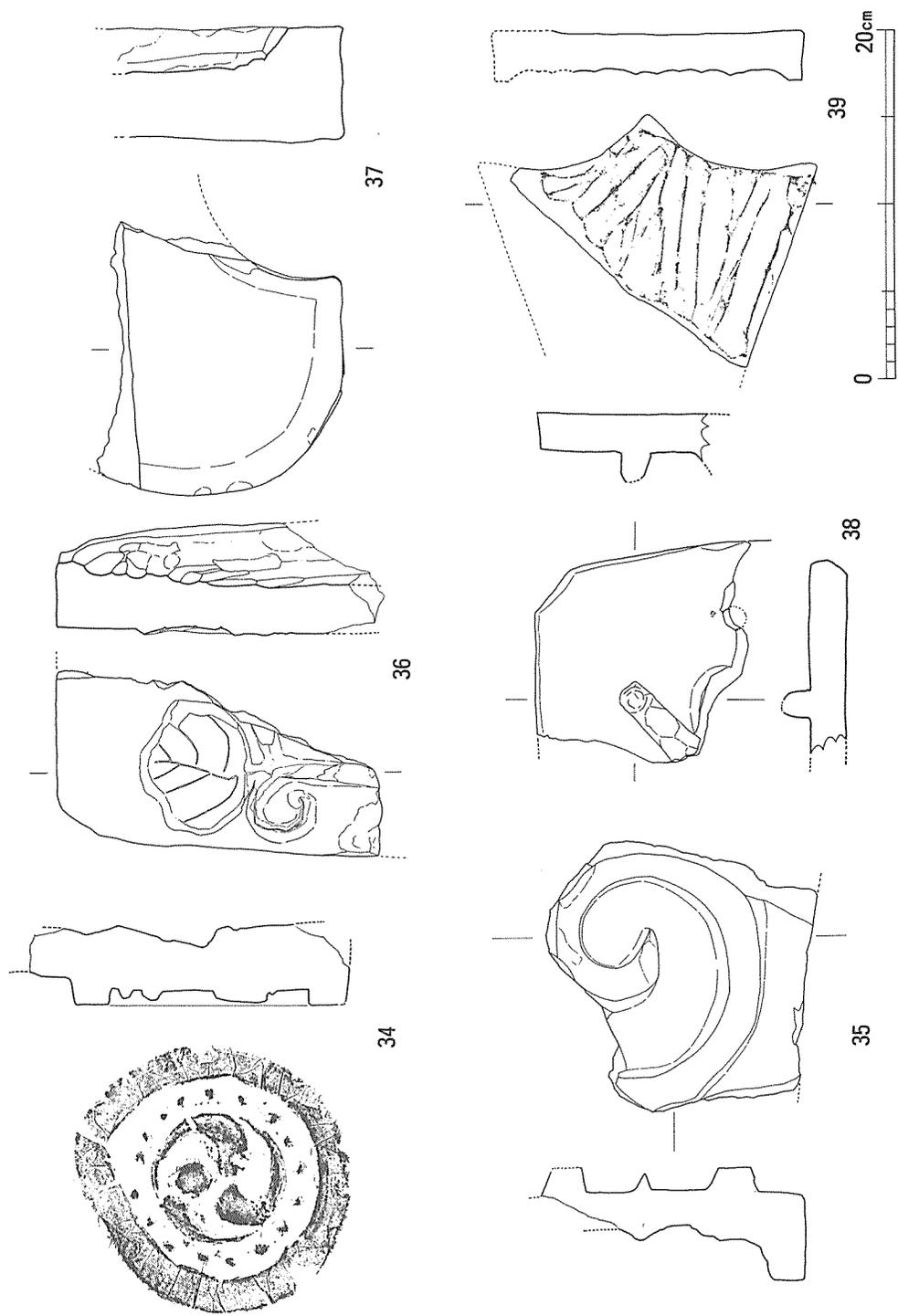
第37图 遺物実測図(3) 瓦 7



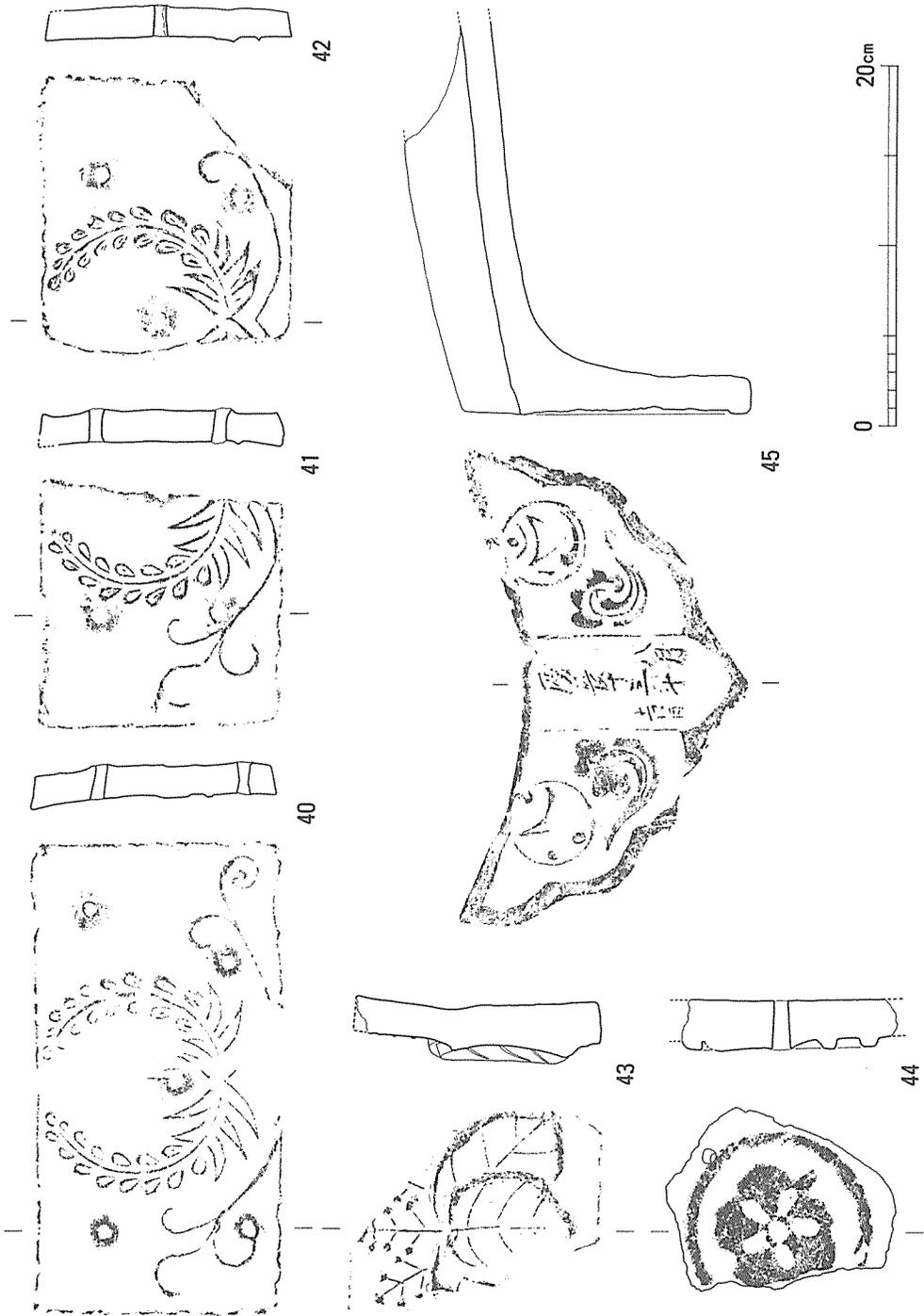
第36图 遺物実測図(34) 瓦 8



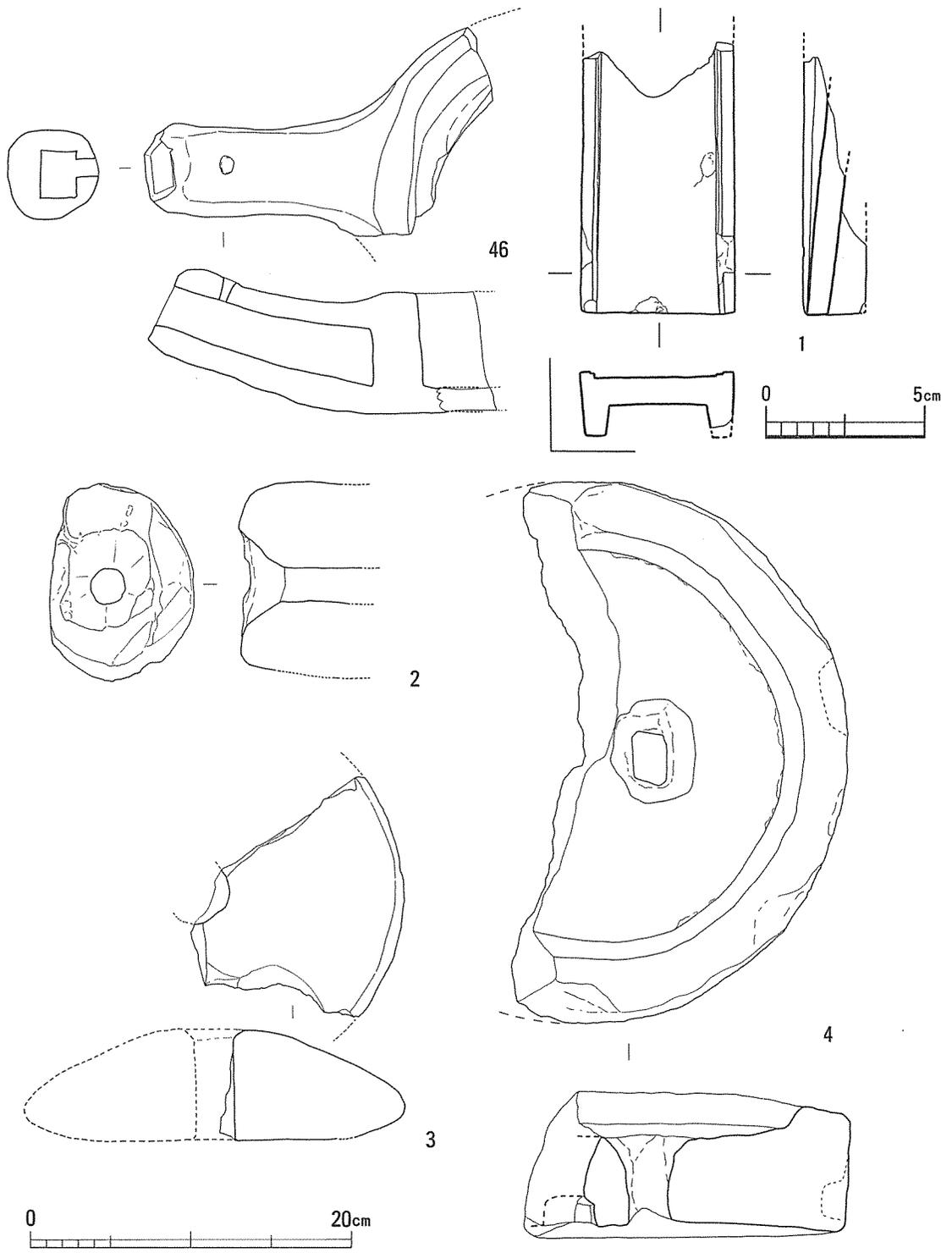
第39图 遺物実測図(36) 瓦 9



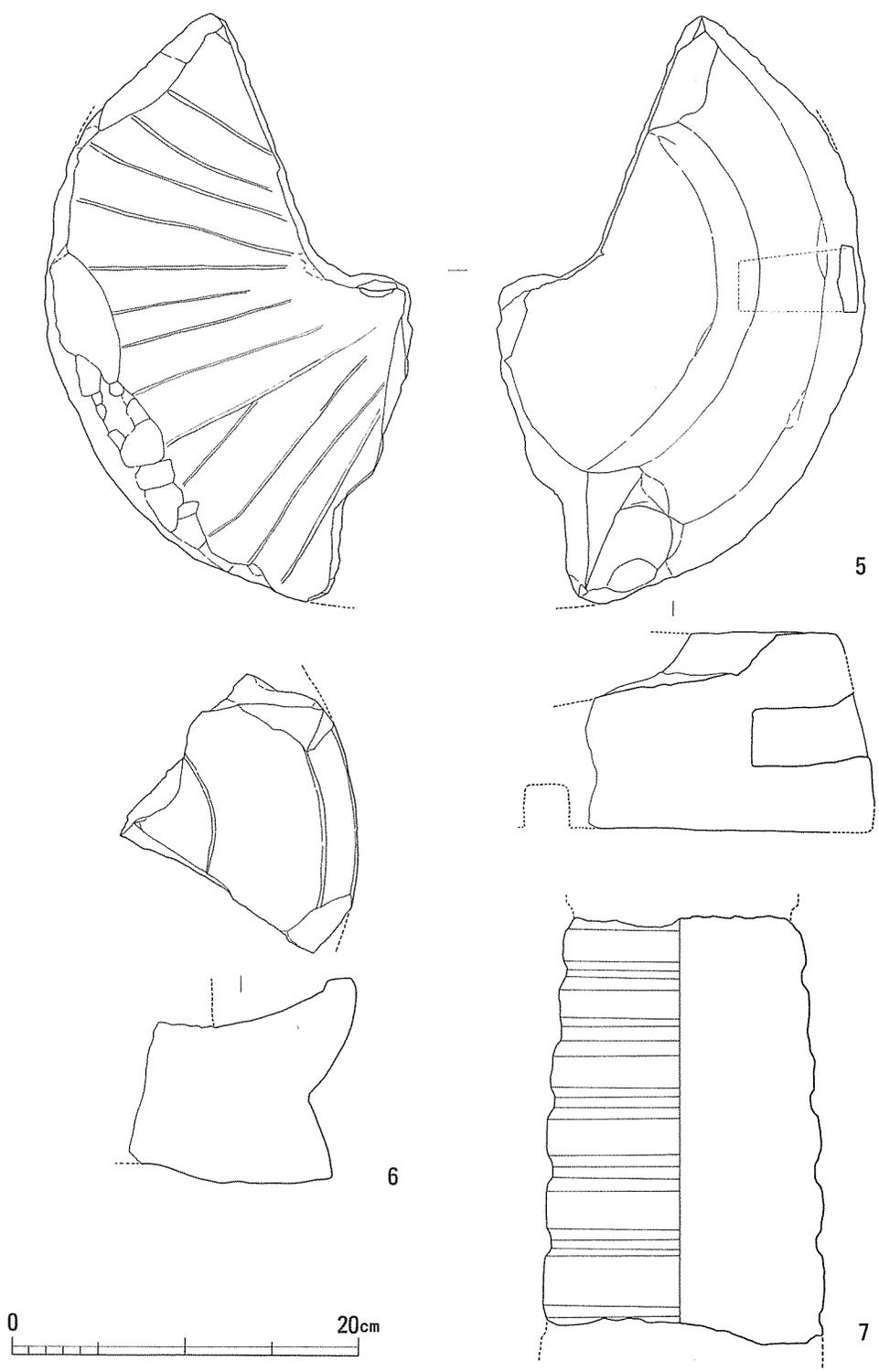
第40图 遺物実測図(36)瓦10



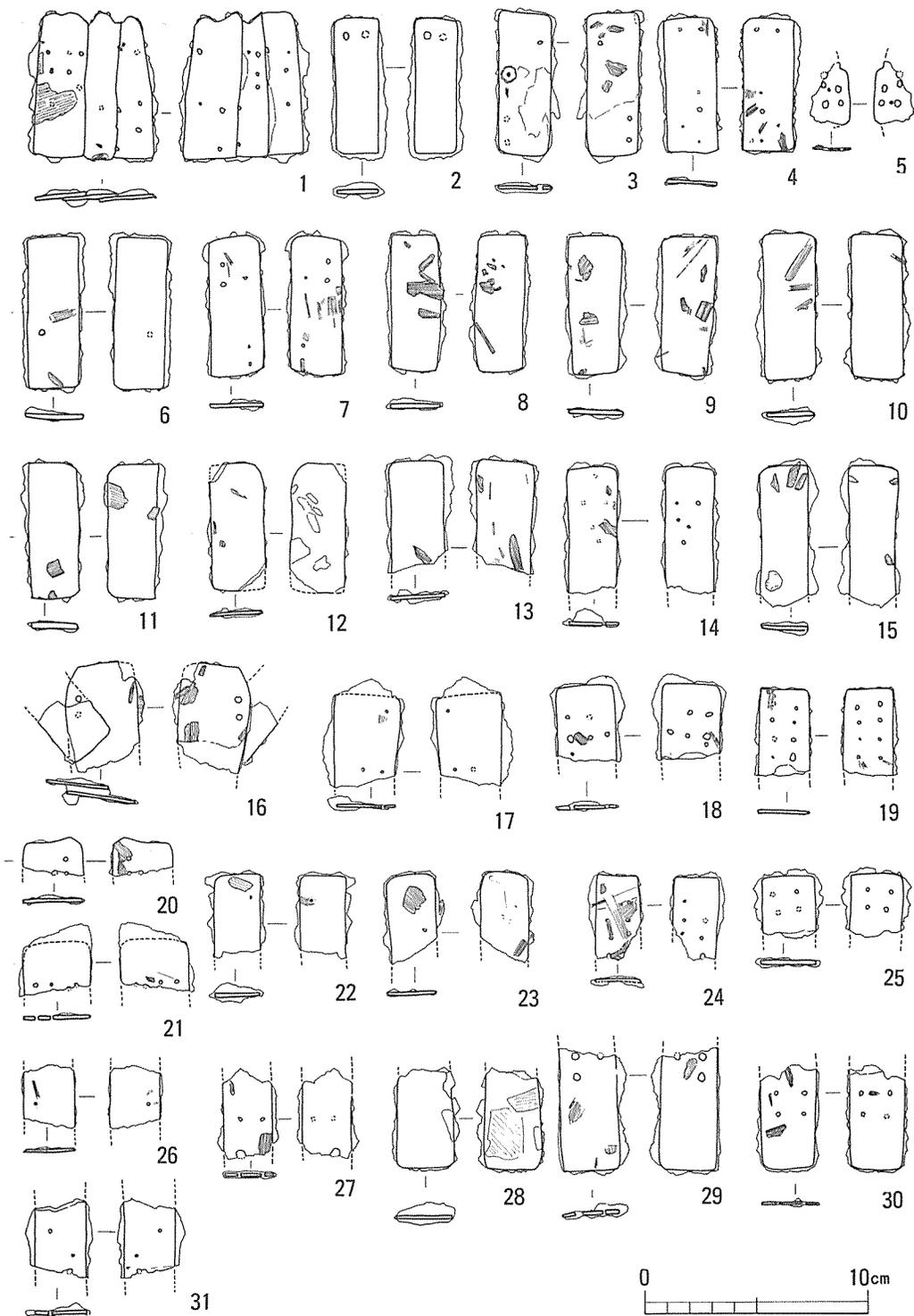
第41图 遗物实测图(37) 瓦 11



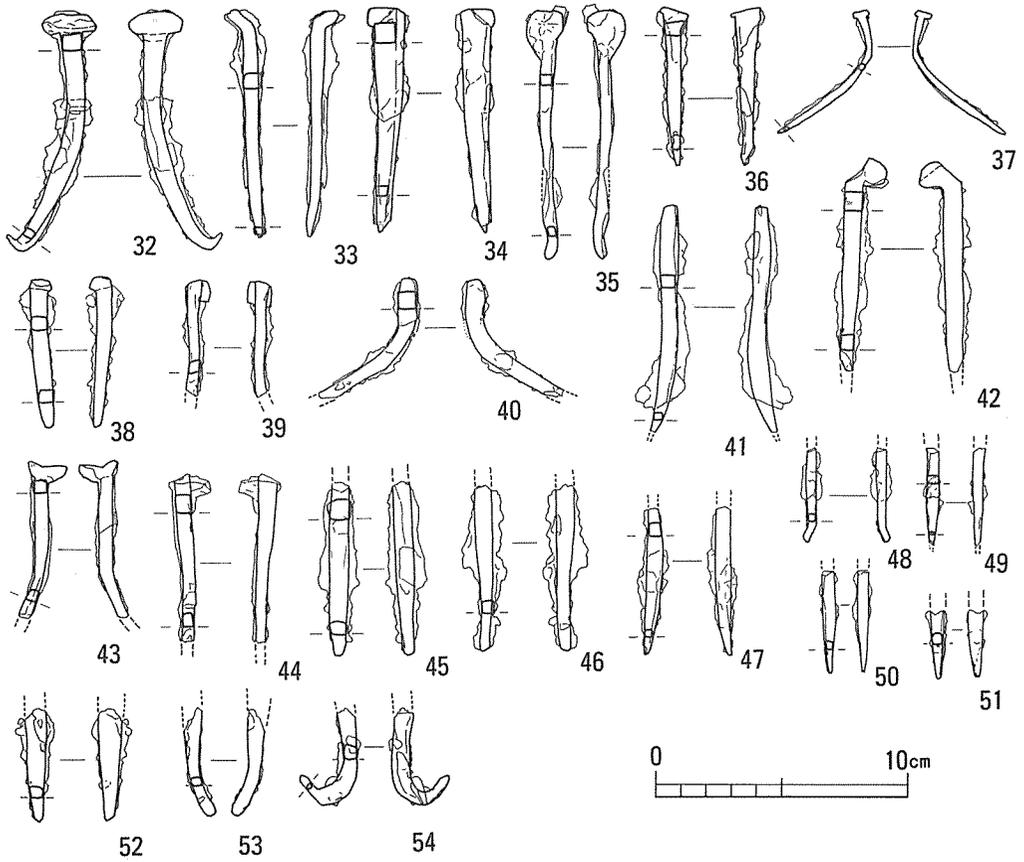
第42図 遺物実測図(38) 瓦12・石製品1



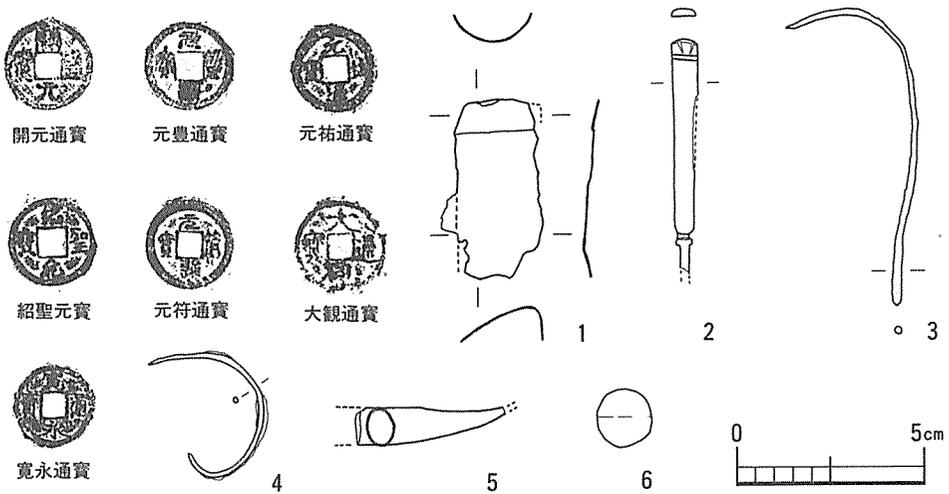
第43図 遺物実測図(39) 石製品 2



第44図 遺物実測図(40) 鉄製品 1



第45図 遺物実測図(41) 鉄製品2



第46図 遺物実測図(42) 銅・鉛製品

第2表 出土遺物観察表（弥生式土器、A-T10土器溜一第5図～第19図）

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
1	甕	15.3				内外面共ハケメ、口縁部はヨコナデ	良好	外面はにぶい橙色、内面は淡橙色	ち密。砂粒を含む	
2	甕	17.8		21		内外面共ハケメ	良好	内外面共淡褐色	微砂粒を含む	
3	甕	19.2	42.8	22.1	12.9	外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	内外面共浅黄橙色	細砂粒を含む	
4	甕	20.1		22.3		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	不良	内外面共灰白色	細砂粒を含む	
5	甕	22.6				外面はタタキ、内面はナデ	良好	内外面とも灰白色	密	
6	甕	20.6		23.9		内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡赤橙色	密	
7	甕	22.1		24.6		外面はタタキ、内面はハケメ	良好	外面はにぶい橙色、内面は橙色	細砂粒を含む	
8	甕	25		29.9		内外面ともハケメ	良好	外面は明褐灰色、内面はにぶい橙色	細砂粒を含む	
9	甕	20.7		20.6		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	細砂粒を含む	
10	甕	25.2				内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
11	甕	22.3		20.3		内外面ともハケメ	良好	外面は茶褐色、内面は灰黄色	微砂粒を含む	
12	甕	22.2		21.3		内外面共ハケメの後ナデ	良好	外面は浅黄橙色、内面は黒色	ち密。黒色砂粒を含む	
13	甕			22.4		内外面ともハケメ	良好	外面は黒褐色、内面は白茶褐色	微砂粒を含む	胴部下半に幅広突帯
14	甕					外面はナデ、内面はハケメ	良好	外面は黒色、内面はにぶい黄橙色	微砂粒を含む	底部欠失後再使用
15	甕				13.4	内外面ともハケメ	良好	内外面ともにぶい橙色	ち密	脚部

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
16	甕				12.6	外面はハケメ、内面はナデ	良好	外面はにぶい橙色、内面は黒褐色	ち密	脚部
17	甕				15.6	外面はハケメ、胴部内面はヘラ削り	良好	外面は橙色、内面は浅い黄色	砂粒を含む	脚部
18	甕	26.9		26		外面上部はハケメ、下部はヘラ削り。内面は研磨	良好	外面は灰黄色、内面はにぶい橙色	砂粒を含む	
19	甕	30	35.9	34	6.1	外面はナデ、内面はハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	くびれ部に突帯、胴部に刻目突帯あり
20	甕	40.4	37.4	38.7		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	外面は灰白色、内面は黒褐色	密	くびれ部に刻目突帯あり
21	壺	28.8	90.4	60.4		内外面ともハケメ	良好	内外面とも茶褐色	微砂粒を含む	口唇部上面に刻目。クビレ部と胴部に刻目突帯あり
22	壺	16.5				内外面ともハケメ	良好	内外面とも明赤褐色	砂粒を含む	
23	壺	10.2				内外面ともハケメ	良好	外面は淡橙色、内面は浅黄褐色	ち密	口縁下とくびれ部に刻目突帯あり
24	壺	19				外面は研磨、内面はハケメ	良好	外面は黄橙色、内面は赤褐色	砂粒を含む	口縁下とくびれ部に刻目突帯あり
25	壺	15.5	39.8	23.5		内外面ともハケメ	良好	内外面ともにぶい橙色	ち密	
26	壺	18.4				内外面ともハケメ	良好	内外面とも浅い黄褐色	ち密	
27	壺	16				内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡褐色	砂粒を含む	くびれ部に刻目あり
28	壺	18.6				内外面ともハケメ	良好	内外面とも橙色	ち密	くびれ部に刻目あり
29	壺	19.6	40.8	28.8		内外面ともハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は薄茶褐色	ち密	胴部上面に櫛描波状文。底部に二次穿孔あり
30	壺	16.4				外面はナデ、内面はハケメ	良好	外面は浅い黄褐色、内面は灰白色	ち密	胴部上面に櫛描波状文あり
31	壺	20.1				外面はナデ、内面はハケメ	良好	内外面ともにぶい橙色	ち密	胴部上面に櫛描波状文あり

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
32	壺	18.4				内外面ともハケメ	良好	外面は褐灰色、内面は橙色	ち密	胴部上面に櫛描重弧文あり
33	壺	13.3	45.6	32.8		外面はタタキ、内面はハケメ	良好		ち密	
34	壺	9.5	9	11.4		内外面ともナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
35	壺	9	10.8	11.5		内外面ともハケメ	良好	内外面とも赤褐色	砂粒を含む	
36	壺	15.6		20.6		内外面ともハケメ	良好	内外面とも橙色	砂粒を含む	
37	壺	17.6		20.4		内外面共ハケメのちナデ	良好	外面は赤橙色、内面は橙色	砂粒を多く含む	
38	壺	18.2	21.4	22.2		不明	良好	外面は淡赤橙色、内面は赤橙色	砂粒を多く含む	
39	壺	18.5	21.2	23.5		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
40	壺	19	22.9	23.8		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
41	壺	16		27.3		内外面共ハケメ	良好	外面は浅黄橙色、内面は明褐灰色	ち密	
42	壺	11.6				外面はタタキのちハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも淡橙色	ち密	
43	壺	12.8				外面はタタキのちナデ、内面はナデ	良好	内外面共黄橙色	ち密	
44	壺	10.3		17.8		内外面共ハケメ	良好	外面は浅い黄橙色、内面は灰白色	ち密	
45	壺	18		25.9		内外面共ハケメ	良好	外面は橙色、内面は黄橙色	ち密	
46	壺	18		29.6		内外面共ハケメ	良好	外面は淡赤褐色、内面は淡橙色	ち密	
47	壺	11.6		25.6		内外面共ハケメのちナデ	良好	内外面共橙色	砂粒を含む	

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
48	壺	20.5		27.6		内外面共ハケメ	良好	外面は淡赤褐色、内面はにぶい橙色	砂粒を含む	くびれ部に刻目突帯あり
49	壺			24.5	2.1	内外面ともハケメ。外面下部はヘラ削り	良好	外面は橙褐色、内面は白灰色	砂粒を含む	
50	壺			23.5		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	外面は赤黒色、内面は灰白色	ち密	
51	壺			27		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
52	壺				11.7	内外面ともハケメ	良好	内外面とも暗灰色	密	
53	器台	30.5	29	13.4	34.2	内外面共にハケメ、端部はヨコナデ	良好	内外面共に、にぶい橙色	精選、微砂粒を含む	沈線は12本。スカシは上下二段各4ヶ所
54	器台	28	27.3	12	31	内外面共上半はハケメ、その他はヨコナデ	良好	にぶい黄褐色	精緻、微砂粒を含む	沈線は16本。スカシは上下二段各4ヶ所
55	器台	29.6		14.2		外面はハケメ、口縁から内面上半にかけヨコナデ、下半はハケメ	良好	橙色	微砂粒を含む	沈線は11本。スカシは4ヶ所、上下二段と思われる
56	器台	29.8				内外面共にハケメ、さらに口縁部はヨコナデを施す	良好	にぶい橙色	微砂粒を含む	スカシは4ヶ所に付く。下位は不明
57	器台					内面はヨコ方向ハケメ	良好	明褐色	微砂粒を含む	上下のスカシに挟まれた部分、4本の太い沈線を描く
58	器台	26.3	22.8	28	28	外面はヘラ研磨。口縁・底部はヨコナデ。内面はハケメ	良好	外面は淡茶褐色。内面は黄褐色	密。砂粒を含む	沈線は4本。スカシは上下二段各4ヶ所
59	器台			14.1	30.5	内外面共にハケメ後ヨコナデ	良好	外面は黄茶褐色。内面は暗茶褐色	ち密。砂粒を含む	4本の沈線の後、下から上へヘラによる沈線を施す。スカシは二段
60	器台	27.7		12.1		内外面共に口縁部はヨコナデ、他はタテナデ	良好	外面は浅黄褐色黒斑。内面淡褐色	ち密(精選)	沈線は5本、ヘラで縦の線を加える。スカシは二段4ヶ所
61	高杯	34	27.7	4.5	19.2	杯部は内外面共ハケメ、脚部は外面ヘラ研磨、内面ハケメ	良好	外面暗褐色 内面杯部橙色 脚部浅黄褐色	密	脚部に3ヶ所の焼成前穿孔
62	高杯	29				外面ハケメ、内面ヘラ研磨	良好	外面にぶい橙色、内面橙色	砂粒を含む	
63	高杯	31		5		杯部は外面ハケメ内面ヘラ研磨。脚部は外面ヘラ研磨内面ヘラ削り		外面 褐灰色、内面にぶい橙色	密	

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
64	高杯	31.6		4.6		杯部は、内外面共へら研磨。脚部は、外面へら研磨内面へら削り	良好	内外面共橙色	ち密	口縁部内面に暗文
65	高杯	32.8				内外面共ハケメのちへら研磨	良好	外面は浅い黄橙色、内面は黄橙色	ち密	
66	高杯	27.3		4.6		内外面共研磨	良好	内外面共明褐灰色	密	脚部に焼成前穿孔あり
67	高杯			4.2	22.4	脚部は内外面共にハケメ	良好	内外面共に、にぶい黄橙色	砂粒を含む	脚部に3ヶ所の焼成前穿孔あり
68	鉢	10.5	6.5	10.7		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
69	鉢	10.9		11.2		外面はへら削り、内面はハケメ	良好	外面はにぶい橙色、内面は黒褐色	砂粒を含む	
70	鉢	13.1		13.9		内外面共へらミガキ	良好	外面は浅黄橙色、内面は浅黄橙色	ち密	
71	鉢	13.6	10.5	15.7		外面はハケメのちナデ	良好	外面は浅い黄橙色、内底面は灰黒色	ち密	
72	鉢	15.2	11	16.4		内外面共ハケメのちナデ	良好	外面はにぶい橙色、内面は浅黄橙色	砂粒を含む	
73	鉢	17.5		18.6		内外面共上部はハケメ、下部はへら削り	良好	外面はにぶい橙色、内面は黒褐色	ち密	
74	鉢	19		19.7		外面はへら削り、内面はハケメ	良好	外面は黒褐色、内面は暗褐色	ち密	
75	鉢	20.5		20.6		外面はハケメのちナデ、内面はナデ	良好	外面にぶい赤褐色、内面にぶい橙色	やや砂粒を含む	
76	鉢	22.7	13.8	23.7		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
77	鉢	20.3		20.6		内外面共ナデ	良好	外面は淡赤橙色、内面は淡い青色	やや砂粒を含む	
78	鉢	15.9	15.9	18	4.1	内外面共ハケメ	良好		ち密	
79	脚付鉢	11.8	11.7	11.9	12.6	外面はケズリ、内面はナデ	良好	内外面共にぶい橙色	ち密	

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
80	鉢	16.4	8.9	13.7		内外面共ハケメ	良好	内外面共浅黄橙色	砂粒を含む	
81	鉢	19.9		15.1		外面はハケメのちなデ、内面はナデ	良好	内外面共赤橙色	ち密	
82	鉢	21	11.3	18.5		外面上部はハケメ、下部はヘラ削り、内面はヘラ削り	良好	内外面共浅黄橙色	ち密	
83	鉢	21.9		17.1		内外面共ハケメ	良好	外面は黄橙色、内面は浅黄橙色	ち密	
84	鉢	23.2		18		外面はハケメのちなデ、内面はナデ	良好	内外面共浅黄橙色	砂粒多い	
85	脚付鉢	20.6	13.4	16.9	12.3	外面はナデ、内面はヘラ磨き	良好	内外面共にぶい橙色	ち密	
86	脚付鉢			19.2	15	外面はハケメとヘラ削り、内面はナデ	良好	内外面共浅黄橙色	ち密	

第3表 出土遺物観察表（土器片加工品—第20図）

No	長径 mm	短径 mm	厚さ mm	重量 g	外面調整	内面調整	焼成	色調	胎土	備考
87	75.6	75.2	8.2	62	ハケメ	ハケメ	良好	橙色	白色砂を含む	甕又は壺片
88	70.5	68.4	7.1	45	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒褐色 裏：橙色	緻密	甕又は壺片
89	68.6	66.7	6.5	44	ハケメ	ハケメ	良好	表：にぶい橙色 裏：橙色	黒色砂粒を含む	甕又は壺片
90	66.4	65.3	11.5	62	ハケメ	ハケメ	良	赤褐色	白色砂を含む	壺片
91	75.4	62.4	6.0	37	ハケメ	ハケメ	良好	にぶい橙色	黒色微砂粒を多く含む	甕の胴部片
92	75.7	58.3	8.3	44	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒色 裏：にぶい褐色	黒色砂粒を含む	甕の胴部片
93	67.8	61.5	6.2	33	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒褐色 裏：褐色	微砂粒を多く含む	甕の胴部片
94	68.4	55.4	6.5	26	ハケメ のち タタキ	ハケメ	良好	表：浅黄橙色 裏：にぶい黄橙色	黒色砂粒を含む	甕片
95	64.0	54.0	6.0	28	ハケメ	ハケメ	良好	淡橙色	緻密	甕の口縁片
96	56.0	55.0	8.0	22	ハケメ	ハケメ	良好	表：赤褐色 裏：にぶい橙色	緻密	甕又は壺片
97	53.7	49.4	7.2	24	ハケメ	ナデ	良好	表：にぶい橙色 裏：褐色	大きめの白色砂を含む	鉢の口縁片
98	49.4	48.3	10.0	25	ハケメ	ナデ	良	表：橙色 裏：褐色	白色微砂粒を多く含む	周囲を磨いている
99	52.5	41.6	6.6	17	ナデ	ナデ	良好	橙色	黒色微砂粒を多く含む	甕の口縁片
100	47.0	40.0	9.0	22	ナデ	ハケメ	良好	表：淡赤橙色 裏：橙色	黒色砂粒を含む	重弧文土器片
101	37.0	34.4	8.0	16	ハケメ	ハケメ	良好	表：にぶい黄橙色 裏：にぶい橙色	黒色砂粒を含む	甕又は壺片
102	36.0	34.0	6.9	10	ハケメ	ハケメ	良	表：赤褐色 裏：にぶい橙色	黒色砂粒を含む	甕又は壺片

第4表 出土遺物観察表 (磁器-第21図~第25図)

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
1	青磁	碗	高台径- 5.5cm 高台高- 0.9cm	文様-見込に双魚のスタンプ 外面、底部近くに2本の沈線、高台端は両面取り、貫入	高台削り出し、高台及び高台内露胎	色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	B-T1 4層
2	青磁	碗	高台径- 5.6cm 高台高- 1.1cm	文様-見込に印花	高台削り出し、高台内露胎	色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T2 9層
3	青磁	碗	高台径- 5.3cm 高台高- 0.8cm	文様-見込に印花 外面、蓮弁文、貫入	高台削り出し、高台内露胎、鉄錆を塗る	色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	B-T1 黒色土
4	青磁	碗	高台径- 6.5cm 高台高- 0.7cm	文様-見込に印花と1条の沈線、貫入	高台内削り出し、高台は施釉	色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T1 3層黒色土
5	青磁	碗	高台径- 5.4cm 高台高- 0.7cm	文様-見込に印花 高台は片面取り	高台内削り、見込は露胎	色調-灰オリーブ 胎土-密 焼成-不良	A-T8、 7区 東側栗石中
6	青磁	碗?	高台径- 6.7cm 高台高- 1.0cm	文様-見込にヘラによる花文。 高台幅は厚く、高台内は浅い	高台内削り露胎	色調-黄灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 黄褐色砂質
7	青磁	碗	高台径- 6.7cm 高台高- 0.9cm	文様-見込に双魚?のスタンプ 高台は片面取り	高台内削り、露胎、高台は施釉	色調-淡緑色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 5区中央部
8	青磁	碗	高台径- 5.7cm 高台高- 0.8cm	無文、細かい貫入	高台削り出し、高台内は露胎、高台は施釉	色調-黄灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 1区西側耕作土
9	青磁	碗	口 径-15.8cm	文様-内面割花文 口縁端は丸い		色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T1 2層
10	青磁	碗		外面-11よりさらに簡略化した蓮弁文 口縁端は丸い		色調-緑灰色 胎土-密 焼成-良	A-T8 5区耕作土
11	青磁	碗		外面-簡略化した蓮弁文 剣先を波状に、弁間を線刻で表現		色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 No2セクション用ブリッジ
12	青磁	碗		外面-蓮弁文 口縁端は丸い、貫入		色調-灰オリーブ色 胎土-密 焼成-良好	B-T1 黒色土
13	青磁	碗	口 径-14.3cm	外面-簡略化した蓮弁文		色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 石墨北側コーナー、石墨に伴なう
14	青磁	皿	底 径- 4.6cm	文様-見込に櫛描雷光文 底部は碁笥底	底部は削り出して露胎である	色調-明緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 黄褐色砂質
15	青磁	皿	底 径- 6.1cm	文様-見込櫛描雷光文 底部は碁笥底	底部は削り出して露胎、鉄錆を塗る	色調-黄灰色 胎土-密 焼成-良好	表採

No	種別	器種	法 量	形 態 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・焼成	備 考
16	青磁	碗	高台径 - 6.8cm 高台高 - 0.6cm	見込平坦、高台内凸状、壺付が丸い、貫入	高台内、見込共に蛇ノ目袖ハギ、鉄錆を塗る 高台施釉	色調 - 明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 黄褐色砂質
17	青磁	皿	口 径 - 11.4cm	体部は内湾し、口縁部はすどく外反する、細かい貫入		色調 - 明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側溝状掘り込み
18	青磁	皿	口 径 - 12.5cm	輪花皿 体部と口縁部の屈曲が強く、口縁部は外反する、細かい貫入		色調 - 緑灰色 胎土 - 陶質 焼成 - 良	A-T8 石塁北側コーナー石塁に伴なう
19	青磁	皿	口 径 - 12.4cm 器 高 - 3.4cm 高台径 - 6.0cm 高台高 - 0.8cm	輪花皿 文様 - 見込に双鱼?のスタンブ 口縁部に沈線文様、細かい貫入	高台内袖ハギ	色調 - 黄灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 4区北東側耕作土
20	青磁	皿	口 径 - 11.4cm	輪花皿 口縁部は波形を呈する、体部は丸く内湾し、器壁は薄い		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側
21	青磁	盤	口 径 - 36.0cm	文様 - 内面へラ描きの草花文 外面はへラ描き蓮弁文。体部は大きく外へ開き、やや内湾する。口縁部上面はくぼみ、端部は丸くなる		色調 - 淡緑色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
22	青磁	蓋	径 - 22.7cm	体部は内湾し、口縁部でやや外反する。口縁部内面に長いかえりをもつ。細かい貫入	内面無釉	色調 - 淡明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T4
23	青磁	皿	口 径 - 15.6cm	輪花皿 文様 - 口縁部内面に3条の沈線波形文 外面は草花文 体部から口縁にかけ著しく外反する		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東壇耕作土
24	青磁	瓶	口 径 - 0.7cm	口縁は強く外反する		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側灰黒色土
25	青磁	瓶		外面 - 円形の浮彫	型作り?	色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 No2セクションブリッジ
26	青磁	香炉		底部は肥厚	足は貼付	色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
27	青磁	盤	径 - 27.4cm 器 高 - 8.4cm 底 径 - 9.5cm	文様 - 外面算木文、上下に16個と9個の花文の浮彫 見込に格子目状の祥瑞文スタンブ 獸面三足		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
28	白磁	皿	口 径 - 14.0cm 器 高 - 3.2cm 高台径 - 8.7cm 高台高 - 0.6cm	体部は内湾し、口縁部は外反する。端部は丸い。高台は片面取り	高台端は露胎	色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側灰黒色土、石塁に伴なう
29	白磁	皿	口 径 - 11.6cm 器 高 - 2.3cm 高台径 - 6.7cm 高台高 - 0.4cm	稜花皿? 体部は開きぎみに内湾し、端反り	見込は蛇ノ目袖ハギ 高台端は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
30	白磁	皿	口 径 - 9.7cm 器 高 - 2.7cm 高台径 - 4.5cm 高台高 - 0.4cm	稜花皿 高台片面取り	見込は蛇ノ目袖ハギ 高台内は露胎	色調 - 緑味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T9 灰層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
31	白磁	皿	高台径 - 5.8cm 高台高 - 0.6cm	高台両面取り、貫入	見込は蛇ノ目軸ハギ、高台削り出し	色調 - 灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
32	白磁	皿	口径 - 9.4cm	菊花皿	カンナによる菊花文	色調 - 灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層 二次焼成
33	白磁	皿	高台径 - 6.2cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 内面に草花?の浮彫 見込は平坦、高台は薄く低い、器壁は全体に薄い	高台端に砂付着	色調 - 青味白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T8 Ⅲ区石畳前面 黒色土、 石畳に伴う
34	白磁	碗	口径 - 16.0cm	口縁部は外反し、端部は丸い 体部に穴あり 一部貫入		色調 - 灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良好	A-T8 石畳北側コ ーナー、石 畳に伴う
35	白磁	碗?	口径 - 11.8cm	輪花碗 文様 - 内外面劃花文 体部は真すぐのび、口縁部で外反する。器壁は薄い	型作り	色調 - 白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
36	白磁	皿		文様 - 劃花文 体部は真すぐのび、口縁部で外反する。器壁は薄い	型作り	色調 - 白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T1 3層 黒色土層
37	染付	坏	口径 - 6.8cm 器高 - 3.9cm 高台径 - 2.9cm 高台高 - 0.3cm	文様 - 見込は草花文 内面口縁近くに1条の界線 外面、体部に大きく草花文 その上下に1条の界線 見込平坦、底部から屈曲した体部は真すぐに立ちあがり口縁部で水平に反り、端部は鋭い	呉須の発色はよい	色調 - 青味白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
38	染付	坏	口径 - 6.3cm	文様 - 内面、口縁と見込に1条の界線 外面、口縁に1条の界線と体部に「バツク」を描く 35同様に体部は真すぐに立ち上り、口縁で反る。端部はやや丸い	呉須の発色はあまりよくない	色調 - 青味白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
39	染付	碗	高台径 - 4.8cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込に「玉」の字を描く	高台削り出し、露胎。見込は蛇ノ目軸ハギ	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
40	染付	碗	高台径 - 6.0cm 高台高 - 0.8cm	文様 - 見込に草花文と二条の界線 外面高台近くに2条の界線	畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
41	染付	碗	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込に1条の界線 外面高台近くに1条の界線と体部には草花文	畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 (高台内に薄く褐色土を塗る。一部器壁内に混入) 焼成 - 良	A-T9 灰層
42	染付	碗	口径 - 11.5cm	文様 - 内面口縁と見込に1条の界線 外面は波濤文・芭蕉文を描く。貫入 体部は内湾し、端部は丸い	呉須の発色はあまりよくない	色調 - 黄灰色 胎土 - 粗 焼成 - 不良	A-T8 石畳北側コ ーナー 石畳に伴う
43	染付	碗	口径 - 13.0cm 器高 - 4.4cm 高台径 - 5.0cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 内面口縁と見込に1条の界線 外面体部に草花文、上下に1条の界線を描く 体部は内湾し、端部は丸い 高台の断面は台形を呈する	高台削り出し、見込及び高台内は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
44	染付	碗	口径 - 12.9cm	文様 - 内面口縁部に2条の界線 外面は草花文 体部は極くわずかに内湾し端部は鋭い		色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
45	染付	碗	口径-11.9cm	文様-内面口縁部に2条の界線 外面は草花文 体部は極くわずかに内湾し、 端部は鋭い		色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
46	染付	碗	口径-13.1cm 器高-6.0cm 高台径-4.9cm 高台高-1.0cm	文様-口縁部内外面と見込 及び高台近くに1条 の界線 高台が高い 貫入	見込、高台及び高台内は露胎	色調-乳白色 露胎部分は橙色 胎土-陶質 焼成-不良	A-T9 灰層
47	染付	碗	口径-12.2cm	文様-内面口縁部と見込に 1条の界線 外面に草花文	厚手の釉薬	色調-青味白色 胎土-微砂粒を含む 焼成-良好	A-T8 III区石墨 前面黒色土 石墨に伴う
48	染付	碗	高台径-5.5cm 高台高-0.7cm	文様-見込に連点文 外面高台部分に2条の界線 見込は凹む。高台から体部 にかけての屈曲はなめらか	畳付は露胎	色調-青味白色 胎土-緻密 焼成-良好	A-T9 灰層
49	染付	碗	口径-13.2cm	文様-内面口縁部に1条の 界線 外面口縁部に1条の界線と 連点。体部は内湾、端部は 丸い。貫入	呉須は青緑色	色調-黄灰色 胎土-粗 焼成-不良	A-T9 灰層
50	染付	碗	口径-13.4cm	文様-内面、口縁部に1条 の界線 外面草花文 貫入、虫くい		色調-黄灰色 胎土-粗 焼成-不良	A-T9 灰層
51	染付	碗	口径-12.4cm 器高-6.3cm 高台径-5.2cm 高台高-0.6cm	文様-見込は獅子文 外面にも獅子文? 界線は見込、口縁内外面高 台にそれぞれ2条。底部は 肥厚、体部から口縁部にか け薄くなり端部は鋭い	畳付は露胎 高台内の削りが深い	色調-青味白石 胎土-微砂粒を含む 焼成-良好	A-T9 灰層
52	染付	碗	口径-11.6cm	文様-内面は四方禪文 体部から口縁にかけ厚さ一 定 端部は丸い	外面塗金	色調-内面青味白色 外面は淡緑色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 III区石墨 前面黒色土 石墨に伴う
53	染付	碗	高台径-5.4cm 高台高-0.7cm	文様-見込は草花文と2条 の界線 外面は連点文。高台に2条 の界線。見込凹状	畳付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 石墨南端 前面黒色土 石墨に伴う
54	染付	碗		文様-口縁内外面に2条の 界線 外面体部に連点文	呉須の発色がよくない	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
55	染付	皿	口径-10.8cm 器高-3.1cm 高台径-3.9cm 高台高-0.4cm	文様-内外面2条の界線 高台は台形状 高台径が小さく、体部は大 きく開く。貫入	見込は蛇ノ目釉ハギ 高台及び高台内無釉	色調-青味灰色 胎土-やや粗 焼成-良	A-T9 灰層
56	染付	皿	口径-10.2cm 器高-2.6cm 高台径-6.1cm 高台高-0.4cm	文様-見込は獅子文、口縁 内外面に1条の界線と 高台部に1条の界線 袖裏銘を記す 見込部分は広く、体部は短 く立ち上がる	畳付は露胎、砂付着	色調-青味灰色 胎土-やや粗 焼成-良好	A-T9 灰層
57	染付	皿	口径-10.5cm 器高-2.9cm 高台径-4.8cm 高台高-0.4cm	文様-見込は花卉文、内面 は四方禪文 外面は口縁と高台近くに1 条の界線 見込部分は広く、体部は内 湾し端部は丸い		色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
58	染付	皿	口径-10.5cm 器高-2.3cm 高台径-5.7cm 高台高-0.4cm	文様-見込は獅子文、山形 文 口縁内外面と高台に1条の 界線 見込部分は広く、体部は短 く外反し口縁は開く 器壁は薄手	畳付は露胎、砂付着	色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
59	染付	皿	口径-10.4cm	文様-内面四方禪文 外面口縁1条の界線 体部内弯、端部は丸い 貫入		色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
60	染付	皿	口径-9.6cm	文様-内面、口縁部に1条 の界線 体部は内弯、器壁は薄手		色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
61	染付	皿	口径-12.6cm 器高-2.7cm 高台径-7.5cm 高台高-0.3cm	文様-見込は獅子文の2条 の界線 外面高台に1条の界線 内面、口縁部に四方禪文	畳付は露胎、砂付着	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
62	染付	皿	高台径-6.3cm 高台高-0.3cm	文様-見込は獅子文と2条 の界線 外面高台に1条の界線 袖裏銘「福」を描く 見込平坦、高台は薄く低い	畳付は露胎、砂がわずかに 付着	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
63	染付	皿	口径-10.7cm 器高-2.1cm 高台径-5.8cm 高台高-0.3cm	文様-見込は小鳥と樹木と 2条の界線 口縁内外と高台に1条の界 線 袖裏銘は不明 見込は広く、体部は短い。 口縁部は大きく開き、端部 は鋭い	高台内の袖葉が厚い 畳付は露胎、砂付着	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
64	染付?	皿	口径-13.0cm 器高-1.8cm 高台径-7.3cm 高台高-0.5cm	文様-見込は花文 高台内にも小さく花文を描 く 見込は広くわずかに凹状 体部は著しく短かく、底部 からすぐ口縁部となり、口 縁部は大きく外反する	畳付露胎、砂付着	色調-白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層 五彩の二次 焼成?
65	染付?	皿	高台径-7.1cm 高台高-0.4cm	文様-見込に花文 高台内にも小さく花文?を 描く 見込は広く、わずかに凹状 体部は短かく、底部からすぐ 口縁部となり、口縁部は 大きく外反する	畳付は露胎、砂付着	色調-白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層 64同様五彩 の二次焼 成?
66	染付	皿	底径-3.7cm	文様-見込と外面にあるが 不明 底部は萐荷底 底部は厚いか体部は薄くな る。貫入		色調-淡緑色 胎土-やや粗 焼成-良	A-T8 石塁、北側 コーナー前 面黒色土 石塁に伴う
67	染付	皿	口径-14.1cm 器高-2.9cm 高台径-8.1cm 高台高-0.5cm	輪花皿 文様-見込に花鳥文 口縁には花文を描く 体部外面には3ヶ所に鳥を 描く 見込は広く、体部は内弯し、 口縁部はほぼ水平に開く、 端部は鋭い	畳付は露胎。わずかに砂が 付着。袖葉が青味がかって いる	色調-淡青色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
68	染付	皿	口径-15.0cm 器高-3.0cm 高台径-9.1cm 高台高-0.5cm	67同様、輪花皿 文様-67同様花鳥文と思わ れる 口縁は四方禪文 体部外面に鳥(?)を描く 見込は広く、体部は内弯 口縁部は外反する	畳付は露胎	色調-乳白色 胎土-密 焼成-二次焼成が著 しい	A-T9 灰層
69	染付	皿	高台径-6.9cm 高台高-0.5cm	文様-見込中央に「喜」を 単体で描き、周りを 唐草文が囲む 袖裏銘「大明宣徳年造」 見込は広く、体部は内弯し、 器壁は薄い	畳付は露胎、砂付着 呉須の発色がよい	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T13 盛土、褐色 砂質土層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
70	染付	皿	高台径 - 7.6cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込に花虫文と2条の界線 高台内の2条の界線に囲まれた釉裏銘は不明 見込部分が高い	畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T13 盛土、褐色 砂質土層
71	染付	皿	口径 - 15.1cm 器高 - 3.3cm 高台径 - 8.2cm 高台高 - 0.6cm	輪花皿 文様 - 見込草花虫文 内面：花と虫を交互に描く 外面：草花と菱形を交互に描く 体部は内弯	畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T1 3層
72	染付	皿	高台高 - 0.4cm	文様 - 詳しくは不明 体部やや内弯	畳付は露胎、砂付着	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T9 灰層
73	染付	皿	口径 - 20.8cm 器高 - 3.5cm 高台径 - 11.9cm 高台高 - 0.5cm	文様 - 見込、内外面共に唐草文 見込部分はやや凸状で広い 体部はわずかに内弯し、口縁部で肥厚する	口唇部虫喰い 畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T9 灰層
74	染付	皿	口径 - 32.0cm	文様 - 口縁部に草花文 外面は口縁部に2条の界線 体部は内弯し、やや開き気味。口縁部で屈曲し大きく外反する。端部は丸い。 貫入		色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T9 灰層
75	染付	蓋 (合子)	口径 - 9.2cm 器高 - 2.7cm	文様 - 外面に大きく3ヶ所に花文 上部やや凹状、端部は角ばる	内面露胎	色調 - 青味灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A - T8 石塁 前面黒色土 石塁に伴う
76	五彩	皿	高台径 - 8.6cm 高台高 - 0.5cm	文様 - 見込、外面共に草花文 見込部分は凹状で広い 体部は内弯	畳付は露胎 釉薬 (緑・赤)	色調 - 乳白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T8 石塁北側コーナ 前面 黒色土 石塁に伴う
77	五彩	碗		文様 - 口縁部内面、四方禰文 外面は格子 体部は内弯、口縁部は丸い		色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T9 灰層
78	鉄絵			文様 - 不明	ロクロ整形	色調 - 浅黄橙色 胎土 - 密 焼成 - 良好	磁州窯？ A - T8 黒色土黄褐色 下灰層 石塁に伴う
79	唐津 (陶器)	皿	口径 - 12.0cm 器高 - 2.7cm 高台径 - 3.9cm 高台高 - 0.4cm	高台内凸状 高台は厚く低い 口縁部外反	高台及び体部外面は無釉 高台削り出し 見込に胎土目	色調 - 明青灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T8墳 現代の石垣 のウラゴメ
80	唐津 (陶器)	皿	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.4cm	高台内凸状 高台断面台形 見込と体部の境に段がつく	全面施釉 見込及び高台に砂目4ヶ所	色調 - 明青灰色	A - T8墳 現代の石垣 のウラゴメ
81	唐津 (陶器)	皿	高台径 - 4.5cm 高台高 - 0.5cm	高台は厚く低い	見込に胎土目 底部は無釉 高台削り出し	色調 - 内面：緑灰色 外面：にぶい赤褐色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	B - T1 W側
82	伊万里	皿	口径 - 14.7cm 器高 - 3.4cm 高台径 - 9.8cm 高台高 - 0.5cm	文様 - 内面格子状 外面不明 見込部分が広く、体部は内弯する	口鏽 畳付は露胎	色調 - 青味白灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B - T5 排土
83	伊万里	碗	口径 - 10.1cm	文様 - 外面に桐 体部から口縁にかけ著しく器壁が薄くなる	コンニャク判	色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T8 門跡に伴う

No.	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
84	伊万里	碗	高台径 - 5.2cm 高台高 - 1.0cm	文様 - 見込中央に五弁花 高台は薄く高い	コンニャク判 畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A - T8 門跡東辺 溝状掘込み
85	伊万里	皿	高台径 - 5.2cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込中央に五弁花 高台断面三角形	コンニャク判 見込蛇ノ目釉ハギ 畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A - T2 内層 黒褐色土
86	伊万里	碗	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 内外面ともに網目文 高台は薄い	畳付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A - T11 耕作土
87	黄瀬戸 (陶器)	皿	口 径 - 10.5cm 器 高 - 2.4cm 高台径 - 5.7cm 高台高 - 0.2cm	高台は低く薄い	ロクロ整形 筒状の窯道具の跡 見込は円形の釉ハギ	色調 - オリーブ黄色 胎土 - 粗 焼成 - 良	A - T11溝
88	染付	皿	口 径 - 13.1cm 器 高 - 3.2cm 高台径 - 7.1cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込 見込凹状、体部は内弯、口 縁部外反	畳付は露胎 呉須の発色が薄い	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A - T11溝

第5表 出土遺物観察表（備前焼・陶器・瓦器—第26図～第30図）

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
1	備前焼	徳利	口径—3.6cm 胴部径—8.4cm 底径—5.2cm 高さ—13.1cm	頸部が大きくくびれる	ロクロ成形 胴部より上は水びき横ナデ 胴部下半はヘラ削り	色調—暗赤褐色 胎土—細砂粒を含む 焼成—良好	A—T9 灰層 完形 ヘラ記号あり
2	備前焼	徳利	口径—3.4cm 胴部径—8.3cm 底径—6.2cm 高さ—13.6cm	頸部が大きくくびれる	ロクロ成形 胴部より上は水びき横ナデ 胴部下半はヘラ削り	色調—灰白色 胎土—密 焼成—良好	A—T9 灰層 二次火熱をうけている ヘラ記号あり
3	備前焼	壺	口径—11.0cm	口縁部は僅かな玉緑状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調—少し赤みを帯びた焦茶色 胎土—砂粒を多く含む 焼成—良好	A—T13 盛土
4	備前焼	壺	口径—11.4cm 胴部径—28.0cm 底径—14.5cm 高さ—32.7cm	口縁部は玉緑状のおりかえし	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた焦茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T8 S—Wビット 肩部に2条の沈線
5	備前焼	四耳壺	口径—14.5cm 胴部径—27.4cm 底径—17.0cm 高さ—34.1cm		ロクロ成形 横ナデ	色調—暗茶色 胎土—緻密 焼成—良好	肩部の四箇所の把手 ヘラ記号あり
6	備前焼	甕		直立した口縁部で僅かに玉緑状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T2 S—Wビット
7	備前焼	甕		口縁部は玉緑状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T11 S墳1号溝 黒色土層
8	備前焼	甕		口縁部に凹線あり	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた茶褐色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T13 東側掘りこみ
9	備前焼			口縁部	ロクロ成形	色調—赤みがかった茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T9
10	備前焼	甕		肩部		色調—赤みを帯びた暗茶褐色 胎土—砂粒を多く含む 焼成—良好	A—T8 石組中
11	備前焼	甕		肩部	ロクロ成形	色調—赤みを帯びた暗茶褐色 胎土—砂粒を僅かに含む 焼成—良好	A—T9 石垣前面 灰層下層
12	備前焼	壺?	胴部径—34.1cm	肩部	ロクロ成形	色調—暗黒茶色 胎土—砂粒を少し含む 焼成—良好	A—T8 東側耕作土 1条の突帯
13	備前焼	甕?		胴下半部	ロクロ成形 横ナデ	色調—濃茶褐色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T11 S—Wビット 2条の貼付突帯
14	備前焼	壺?	底径—22.0cm	底部	横ナデ	色調—黄褐色 胎土—砂粒を多く含む 焼成—良	A—T2 第VI層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
15	備前焼	甕?	底径-33.3cm	底部	横ナデ	色調-暗茶褐色 胎土-砂粒を多く含む 焼成-良	
16	備前焼	甕?	底径-34.5cm	底部	ロクロ成形	色調-赤みを帯びた茶褐色 胎土-砂粒を多く含む 焼成-良好	
17	常滑焼	甕?		口縁部	ロクロ成形 横ナデ	色調-赤みのある茶色 胎土-砂粒を多く含む 焼成-良好	A-T8 東側灰黒色土
18	陶器	壺		口縁部が大きく外反		色調-赤褐色地に灰白色の自然釉がかかる 胎土-細砂粒を多く含む 焼成-良好	表採 (中国製?)
19	陶器	広口壺		口縁上端部に平坦部をつくる	ロクロ成形 横ナデ	色調-黒褐色 胎土-密 焼成-良好	表採
20	陶器	壺?		底部	横ナデ	色調-暗緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T8、石垣3 前面黒色土 二次火熱をうけた可能性あり
21	陶器		底径-11.0cm	底部(あげ底)		色調-外面:黄灰色 内面:黒灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T2 W側ビット
22	陶器	播鉢	口径-推15.9cm 器高-6.5cm	口縁部は内弯	内部のカキ目は10条	色調-外面:灰褐色 内面:灰褐色地に灰白色の自然釉がかかる 胎土-密 焼成-良好	A-T12 IV層
23	瓦器質	短頸壺				色調-灰色 胎土-やや粗い 焼成-良好	A-T9 黄褐色砂質層
24	瓦器	播鉢	口径-30.2cm 底径-14.5cm 器高-13.9cm	口縁部は単純にひらく	カキ目は5条	色調-暗白灰色 胎土-砂粒を少し含むが、密 焼成-不良	A-T2 8層、9層
25	瓦器		口径-10.3cm	口縁部は直口	外面上部に花文あり、 外面ナデ	色調-茶褐色 胎土-わずかに砂粒を含むが、密 焼成-普通	B-T1 E拵第2層
26	瓦器	火鉢	口径-24.6cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも2条の突帯がある	口縁部突帯の下部に四つの菱形をくみあわせた花文あり	色調-外面:淡茶褐色 内面:白灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T1 石組裏込
27	瓦器	火鉢	口径-38.5cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも2条の突帯がある	口縁部突帯の下部に、 五花弁をもった花文あり 横ナデ	色調-灰褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-やや不良	A-T8 中央部
28	瓦器	火鉢	口径-40.6cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部に3条の突帯がある	口縁部突帯の下部に、 1条の円を描いた花文あり 横ナデ	色調-白灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-やや不良	A-T8 1号土壙

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
29	瓦器	火鉢	口径-39.1cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも突帯あり	口縁部突帯の下部に、菊花文に似た花文あり 横ナデ	色調-黄褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T8 東辺ブリッジ 栗石内
30	瓦器	火鉢	口径-推44.7cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも1条の突帯あり	口縁部突帯の下部に、五花卉をもった花文あり 横ナデ	色調-暗灰褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-やや不良	A-T3 暗黄褐色 北側盛土
31	瓦器	火鉢	口径-推47.6cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも1条の突帯あり	口縁部突帯の下部に、菊花文に似た花文が2個づつつく 横ナデ	色調-暗灰褐色 胎土-砂粒をわずかに含む 焼成-良	A-T2 IX層(灰)層
32	瓦器	火鉢	口径-50.7cm	口縁部外側に低い突帯をつけ、胴部に2条の突帯あり	口縁部突帯の下部に五花卉をもった花文あり 横ナデ	色調-黒灰色と黄褐色 胎土-砂粒をわずかに含む 焼成-良	CT1 灰層
33	瓦器	火鉢		胴部下半。突帯あり	横ナデ	色調-黒灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	
34	瓦器	火鉢		胴部下半。突帯あり	横ナデ	色調-外面：茶色 内面：白灰色 胎土-密 焼成-良	A-T8、東側P3 A-T8 1号土壇直上
35	瓦器	火鉢		底部。突帯あり	横ナデ	色調-外面：褐色 内面：黒灰色 胎土-細砂粒を含む 焼成-良好	A-T8 1号土壇直上
36	瓦器	火鉢		底脚部。突帯あり	横ナデ	色調-淡黄褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T3 II層
37	瓦器	火鉢		底脚部。突帯あり	横ナデ	色調-外面：褐色 内面：黄褐色 胎土-石英を含む 焼成-良	A-T8 東側灰黒色土層
38	瓦器	香炉?	底径-13.4cm	底部。突帯あり		色調-黄褐色 胎土-密 焼成-良	A-T8 西側耕作土
39	瓦器	香炉	口径-7.3cm 底径-5.8cm 器高-9.2cm	3脚。半円形の切りこみあり	ヘラ研磨	色調-灰黒色 胎土-密 焼成-良好	井戸
40	瓦器?	火鉢?	底径-34.6cm	底部。内底にスス付着	ロクロ整形	色調-外側：白灰色 内側：暗黒茶色 胎土-密 焼成-良	A-T13 盛土 カッ色砂質

第6表 出土遺物観察表 (瓦-第31図~第42図)

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
1	瓦	平瓦	幅 { 25.5cm 27.0cm 長さ - 32.5cm 厚さ - 1.8cm 谷の深さ - 3.8cm 重さ - 2.8kg	平面形はやや台形を呈する 厚さはほぼ均一 側辺は鉛直	一枚作り 凹面は横方向のヘラナデ調整 後、両側端近くを幅広く縦方 向のヘラナデを施す 凸面は簡単な縦方向の指ナデ 弧線を数ヶ所に残す 側辺面はヘラ切り	色調-灰色 胎土-密 焼成-良	A-T2 W側ピッ ト
2	瓦	平瓦	幅 { 24.9cm 26.1cm 長さ - 32.2cm 厚さ - 2.0cm 谷の深さ - 3.2cm 重さ - 3.05kg	平面形わずかに台形、側辺 がやや弧を描く 側辺は鉛直	一枚作り 凹面は糸切りの跡が残る。調 整は横方向のヘラナデ、両側 端近くを幅広く縦方向のヘラ ナデ。最前部に水切りのため の大きな面取りを施す。 凸面も糸切りの跡を残し、簡 単な縦方向のナデ 側辺面はヘラ切り	色調-灰色 胎土-密 焼成-良	A-T2 W側ピッ ト
3	瓦	丸瓦	全長 - 31.4cm 幅 - 15.1cm 高さ - 7.0cm 厚さ - 1.7cm 胴の長さ - 27.0cm 玉縁の長さ - 4.4cm 重さ - 1.7kg		胴部外面は縦方向のヘラナデ 玉縁側部横方向指ナデ 内面は糸切り、布目、紐の圧痕 布目 { 縦: 12本/cm 横: 10本/cm 紐径: 7mm・3mm、2種類 内面の面取り: 先端部 3cm 玉縁端 1.9cm 側辺1.2~1.8cm	色調-灰色 胎土-密 焼成-良	A-T2 swpitt
4	瓦	丸瓦	全長 - 31.5cm 幅 - 16.7cm 高さ - 7.2cm 厚さ - 2.4cm 胴の長さ - 27.0cm 玉縁の長さ - 4.5cm 重さ - 2.25kg	胴部先端がわずかにひらく	胴部外面は縦方向のヘラナデ 端部は横方向の指ナデ 玉縁外面は横方向指ナデ 内面は糸切り、布目(一部)、 紐の圧痕 紐径: 6mm 内面の面取り: 先端部 4cm 玉縁部 3cm 側辺1.3~1.7cm	色調-灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T2
5	瓦	丸瓦	全長 - 26.0cm 幅 - 13.5cm 高さ - 6.8cm 厚さ - 1.9cm 胴の長さ - 22.0cm 玉縁の長さ - 4.0cm 重さ - 1.2kg	小型 胴部先端が狭くなる	胴部外面は縦方向のヘラナデ 端部は横方向指ナデ 玉縁外面は横方向指ナデ 内面は糸切り、布目、紐の圧痕 布目 { 縦: 18本/cm 横: 18本/cm 内面の面取り: 先端部 4.5cm 玉縁部 1.0cm 側辺2.1~2.3cm	色調-黒色 (一部灰色) 胎土-砂粒を含む 焼成-良好	B-T2 内堀
6	瓦	軒平瓦	幅 { 25.0cm 24.0cm 長さ - 31.3cm 厚さ - 2.2cm 谷の深さ - 2.4cm 垂れの長さ - 3.7cm 重さ - 3.2kg	瓦当面の文様、青海波状文、	凹面の調整は横方向のヘラナデ 両側端近くは縦方向のヘラナ デ 凸面は簡単なナデ 側辺はヘラ切り 垂れの接合部の調整はヨコナ デ	色調-灰色 胎土-砂を含む 焼成-良好	A-T8
7	瓦	軒平瓦	幅 - 29.5cm 厚さ - 2.2cm 谷の深さ - 3.5cm 垂れの長さ - 4.8cm	瓦当面の文様、均正唐草文 中心、飾りは3葉 唐草は左右対、中心から下 方、上方、巻き込みが強く 肉太	凹面は横方向のヘラナデ調整 垂れはヨコナデ、上面は水切 りのための面取り 瓦当面にはなれ砂付着	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-良	A-T8 II区 溝状掘り 込み
8	瓦	軒平瓦	幅 - 28.0cm 厚さ - 1.8cm 谷の深さ - 4.9cm 垂れの長さ - 4.5cm	瓦当面の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から 下方、上方、下方、巻き込 みも少なく、細く低い	凹面は横方向のヘラナデ調整 両側端近くは縦方向のヘラナ デ 凸面糸切り、簡単なナデ 側辺はヘラ切り 垂れは粘土帯貼付→ナデ	色調-灰色 胎土-砂を含む 焼成-良	A-T8 7区 2トレンチ

No	種別	器種	法 量	形 態 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・焼成	備 考
9	瓦	軒平瓦	厚 さ - 1.9cm	瓦当面の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から 下方、上方、下方に巻く	凹面は横方向のヘラナデ調整 側端近くは縦方向のヘラナ デ 凸面はナデ 垂れは粘土帯の貼付、接着面 には横方向櫛目	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-不良	B-T1 2層 黒褐色土
10	瓦	軒平瓦	厚 さ - 2.0cm 垂れの長さ - 4.7cm	瓦当面の文様、均正唐草文 中心飾りは下向き3葉 唐草は左右5対、中心から 上方、下方、上方、下方、 上方に巻く	凸面はナデ 垂れ上面は水切りのための面 取り 垂れは粘土帯貼付	色調-灰色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 II区 石組み
11	瓦	軒平瓦	厚 さ - 1.4cm 垂れの長さ - 3.7cm	瓦当面の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から 下方、上方、下方に巻き、 連続しない	凹面先端部板ナデ 垂れは指ナデ	色調-黒色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T2 W側 ビット
12	瓦	軒丸瓦	胴 部 長 - 29.2cm 幅 - 15.4cm 高 さ - 7.6cm 瓦 当 径 - 16.2cm	瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径8.3cm 頭は円形、尻は細く長い 珠文は推定14個、径9mmを 測り不揃い 釘穴は中心線より少しずれ る。径6mm	胴部外面は縦方向のヘラナデ 内面は2方向の糸切り、紐(5 mm)の跡を残す。側辺の面取 り幅0.5~1.8cm 瓦当裏面は指ナデ	色調-灰色 胎土-密 焼成-良好	B-T1 第4層
13	瓦	軒丸瓦	厚 さ - 2.2cm 瓦 当 径 - 16.1cm	瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭は円形、尻は細く長い 珠文は13個。径6mmを測り ほぼ円形	接合部内面ナデ 接合部外面ヘラ圧痕	色調-灰色 胎土-砂を含む 焼成-良好	本丸北側 表採
14	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 16.4cm	瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭は円形で高く、尻は細く 長い 珠文は推定14個。径8mmを測 り不整形	接着面は、ナナメ方向櫛目 瓦当裏面は指ナデ	色調-黒灰色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 I区 石垣4前 面
15	瓦	軒丸瓦	高 さ - 8.2cm 厚 さ - 2.4cm 瓦 当 径 - 15.5cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 径7.6cm 頭は大きく高い。尻は短い。 珠文は17個。径9mmを測り、 低い	胴部凸面は縦方向ヘラナデ 凹面は糸切り、布目 側辺の面取りは幅1.1~1.5cm 接合部外面ナナメ方向ハケメ 裏面指ナデ	色調-灰色 胎土-砂を含む 焼成-良	8T 2トレン チ
16	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 15.6cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 径7.8cm 頭は大きく高い。尻は短い。 珠文は17個。径8mmを測り 高い	接着面はナナメ方向櫛目 瓦当裏面は指ナデ	色調-灰色 胎土-密 焼成-良	
17	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 15.8cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 頭部端が尖り低い。尻は長 く低い 珠文の数は9個とすくなく 径8mmを測る	裏面指ナデ	色調-灰白色 胎土-密 焼成-不良	B-T1 E拡 第3層
18	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 17.8cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 頭部は厚く、尻部は細く低 い 珠文は17個。径9mmの円形	瓦当面はなれ砂付着 接着面は櫛目 瓦当裏面は指ナデ	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-不良	B-T6 排土
19	瓦	軒丸瓦		瓦当面の文様、三ツ巴(左) 頭・尻とも高く稜がつく 珠文は15個。径12mmと大き く高い	瓦当面はなれ砂付着 接着面は櫛目 瓦当裏面は指ナデ	色調-黒色 胎土-密 焼成-不良	A-T8 II区西側 瓦溜
20	瓦	軒丸瓦	幅 - 12.1cm 高 さ - 5.7cm 厚 さ - 1.6cm 瓦 当 径 - 12.8cm	小型の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.5cm 頭から尻にかけ徐々に小さ くなる 珠文は14個。径6mm 釘穴は円形、径1.1cm	胴部凸面は縦方向ヘラナデ 凹面は糸切り、紐圧痕 紐の径4mm 面取り幅1.8~3.0cm	色調-灰白色~黒 胎土-砂を含む 焼成-不良	B-T2 内堀

No	種別	器種	法 量	形 態 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・焼成	備 考
21	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 13.8cm	小型の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.8cm 頭から尻にかけて徐々に小さくなる 珠文は14個。径7mm	瓦当裏面は指ナデ	色調 - 黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B - T2 内堀
22	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 12.8cm	小型の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.5cm 頭から尻にかけて徐々に小さくなる 珠文は14個。径7mm	接着面は櫛目 瓦当裏面は指ナデ	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B - T3 内堀
23	瓦	左隅瓦	厚 さ - 2.0cm 垂 れ 幅 - 4.6cm	瓦当面の文様、均正唐草文 中心飾りは下向き3葉 唐草は3対、中心から上方、 下方、上方、巻込みは強く、 高く稜がつく	斜辺はヘラ切り 垂れ裏面指ナデ	色調 - 黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A - T8 II区南側 掘り込み
24	瓦	左隅瓦	厚 さ - 2.0cm	瓦当面の文様 - 不明	斜辺はヘラ切り 垂れの接合部は指ナデ	色調 - 灰黒 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T8 I区 石組中
25	瓦	左隅瓦	厚 さ - 2.3cm	後端部分、釘穴円形。径1.1 cm	斜辺はヘラ切り	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A - T8 I区石組
26	瓦	右隅瓦	厚 さ - 1.7cm	瓦当面文様、唐草 (一部)	斜辺は鉛直にヘラ切り、さらに 凸面側面取り 垂れの接着面はナナメ方向の 櫛目	色調 - 灰白色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A - T2 W側 pit
27	瓦	平瓦	厚 さ - 2.3cm	凸面中央に4.2cm幅で連続 した三角文のヘラ描き	凹面は糸切りの跡を残す。調 整は水切りのための面取り 凸面は指ナデ	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A - T8 I区溝状 掘り込み
28	瓦	平瓦	厚 さ - 2.6cm	凸面中央に4.4cm幅で連続 した三角文のヘラ描き	凹面は横方向ヘラナデ、側辺部 縦方向のヘラナデ 側辺はヘラ切り 凸面は指ナデ	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A - T8 EW石列 前面遺構 面
29	瓦	平瓦	厚 さ - 2.1cm	後端中央を凸面側に曲げ引 掛け部を作る	凸面側に曲げた際の指頭圧痕	色調 - 灰白色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A - T8 II区西側 W側瓦溜
30	瓦	丸瓦	幅 - 9.0cm 高 厚 さ - 5.6cm 厚 さ - 2.7cm	小型軒丸瓦の玉縁片？ 釘穴は円形。径9mm	胴部外面は縦方向のヘラナデ 玉縁は横方向指ナデ 内面は糸切り、砂付着	色調 - 青灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好 (一部銀化)	B - T1 第4層
31	瓦	丸瓦	幅 - 17.0cm 狭 部 幅 - 10.4cm 厚 さ - 2.0cm	胴部と玉縁部の段がない	胴部外面は縦方向ヘラナデ 狭部は横方向指ナデ 内面には糸切り跡を残す	色調 - 灰色 焼成 - 良好	A - T8 II区 西側瓦溜
32	瓦	鳥 衾	厚 さ - 2.0cm 筒 部 幅 - 14.0cm 縦 - 10.8cm 瓦 当 面 幅 - 15.5cm 縦 - 19.0cm	鳥体部分、筒部は楕円 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 珠文は不整形で低い。径は 10mm程	型作りの痕跡がなく、文様 (巴・珠文)は削り出しと思わ れる 外面縦方向ヘラナデ 内面指ナデ	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	A - T8
33	瓦	軒丸瓦	厚 さ - 2.3cm 瓦 当 径 - 16.2cm	あご付棟瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭部は大きく高い、尻部は 細く、長い 珠文は13個。径6mm	外面は縦方向ヘラナデ あご部分は貼付指ナデ調整 瓦当裏面は指ナデ	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	A - T8、 5区耕作 土
34	瓦	鬼瓦？	瓦 当 径 - 15.5cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 径7.6cm 頭部は大きく、尻部は短い 珠文は17個、径9mm、高く 形も整っている	瓦当裏幅の広いヘラナデ	色調 - 灰黒色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T5 pit

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
35	瓦	鬼瓦	厚 さ - 2.2cm 側辺部厚 - 5.0cm	文様、左巻きの蔓状	飾りは貼付 裏面ヘラナデ	色調 - 灰黒色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T5 pit
36	瓦	鬼瓦	厚 さ - 2.2cm 側辺部厚 - 5.7cm	台形状、左上部分 文様は葉と茎の部分は粘土 貼付、葉脈と茎の中心はヘ ラ描	表面：指ナデ 裏面：ヘラ削り 側面：指ナデ	色調 - 灰黒色 胎土 - 密 焼成 - 良好	本丸北工 事中 表採
37	瓦	鬼瓦	厚 さ - 3.7cm 側辺部厚 - 6.3cm	文様は無文？ 丸瓦と組合せるため、円弧 をなす 下部は平坦、全体として三 つの円を重ねた形をなす	表面：指ナデ 裏面：ヘラナデ、ヘラ削り 側面：指ナデ	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を多く含 む 焼成 - 良好	A - T8、 5区中央 部カクラ ン層
38	瓦		厚 さ - 2.2cm	台形状 文様は不明 右側に釘穴	文様は粘土貼付 表裏面指ナデ 側面はヘラ切り	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を多く含 む 焼成 - 不良	B - T6 排土
39	瓦	鯨	厚 さ - 2 cm	鯨の部分 三角形の一边を弓状に切り 込む	鯨の文様はヘラ削りで表現 裏面は指ナデ 側面はヘラ切り	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B - T1 W側 1段上石 組の中
40	瓦		縦 - 26.7cm 横 - 13.8cm 厚 さ - 1.6cm 重 さ - 0.95kg	長方形の板状 文様は上り藤 蔓は左3巻、右2巻 釘穴5ヶ所、径6mm程	型作り 裏面はナデ、凹凸がある 側面はヘラ切り	色調 - 灰黒色 (一部 浅黄褐色) 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T2 swpit
41	瓦		縦 - 13.7cm 厚 さ - 1.7cm	文様、上り藤 釘穴径6mm	40と同範 裏面はナデ、凹凸がある 側面はヘラ切り	色調 - 褐灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	A - T2 swpit
42	瓦		縦 - 14.0cm 厚 さ - 1.9cm	文様、上り藤 釘穴径7mm	40と同範 裏面はナデ、凹凸がある 側面はヘラ切り	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	A - T2 swpit
43	瓦		縦 - 13.7cm 厚 さ - 2.3cm	文様、五七の桐 葉部分は肉厚 花筒は四角形で低い	型作り 裏面指ナデ 側面ヘラ切り	色調 - 灰色 胎土 - 砂を多く含 む 焼成 - 不良	A - T8
44	瓦		厚 さ - 2.3cm	文様、桔梗文 円文径11cm 中央と右上に釘穴、径10mm	型作り 裏面指ナデ	色調 - 黒色 胎土 - 密 焼成 - 良好	
45	瓦	軒平瓦	幅 - 27.3cm 厚 さ - 1.9cm 谷の深さ - 3.6cm 垂れの長さ - 12.8cm	瓦当面中央に「慶長十三年 八月吉日」銘	裏面縦方向指ナデ 瓦当裏面横方向指ナデ	色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	
46	瓦		高 さ - 7.6cm 柄 部 長 - 13.2cm 径 - 5.5cm	杓状 柄を固定する釘穴あり	内・外面指ナデ 柄部ヘラナデ	色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T1E 拵 3層

第7表 出土遺物観察表 (石製品 - 第42・43図)

No	種別	法 量	形態・技法の特徴	色 調 ・ 材 質	備 考
1	硯	長さ - 7.2cm + α 幅 - 4.8cm 高さ - 2.0cm	長方硯。表面・側面・裏面とも丁寧に磨い ている。海部は欠失	色調は灰赤色	A - T13 盛土褐色砂質土
2	鞆羽口	長さ - 8.1cm + α 胴径 - 12.2cm 孔径 - 2.0cm	円筒状	色調は灰白色 石材は阿蘇凝灰岩	A - T2

No	種別	法量	形態・技法の特徴	色調・材質	備考
3	不明	径 - 24.0cm 高さ - 6.8cm 孔径 - 2.3cm	円錐形。中央の孔はやや方形ぎみになると思われる	色調は白灰色 石材は安山岩	A-T11
4	石白	径 - 約34.0cm 高さ - 9.0cm	上白。上面内側にくぼみをもち、穿孔あり。裏面中心に芯受け用の孔があり、側面にも深さ約1.5cmの水平孔がある	色調は黄灰色 石材は安山岩	A-T11 石組排水溝に使われている
5	石白	径 - 約38.4cm 高さ - 11.5cm	上白。上面内側にくぼみをもつ。裏面の溝は磨耗によって浅くなっている。裏面中心に芯受け用の孔があり、側面にも深さ6.5cmの柄穴がある	色調は白灰色 石材は安山岩	A-T2
6	石白	径 - 約24.5cm 高さ - 11.8cm + α	下白。上面内側にくぼみをもち、その中央部に上白をのせる台がつくものであるが、その台は欠失している	色調は灰赤色 石材は安山岩の一種か	B-T1 SDI
7	相輪	径 - 16.5cm 高さ - 25cm + α	上下を欠失。	色調は淡黄褐色 石材は花崗岩	井戸

第8表 出土遺物観察表（鉄製品1、小札、A-T9灰層出土-第44図）

No		長さ	幅	厚さ	備考
1	左	6.4 cm	2.3 cm	0.2 cm	3連。一部に金箔が付着。
	中	6.4	2.5	0.2	
	右	6.4	2.4	0.2	
2		6.0	1.9	0.2	
3		6.3	2.5	0.2	
4		6.0	2.3	0.2	一部に丹が付着。
5		—	1.7	0.1	
6		6.7	2.6	0.2	
7		6.2	2.4	0.2	
8		6.0	2.2	0.2	
9		6.2	2.5	0.2	
10		6.5	2.1	0.2	
11		6.1	2.0	0.3	
12		5.7	2.4	0.2	
13		4.6 + α	2.5	0.2	
14		5.5 + α	2.3	0.2	
15		6.1 + α	2.1	0.2	
16	上	2.7 + α	2.3	0.2	一部に丹が付着。
	下	4.6 + α	3.1	0.2	
17		3.9 + α	2.6	0.2	

No.	長さ	幅	厚さ	備考
18	3.3+ α cm	2.6 cm	0.2 cm	
19	3.8+ α	2.3	0.2	
20	1.7+ α	2.7	0.2	
21	2.2+ α	3.6	0.2	
22	3.5+ α	2.1	0.2	
23	3.5+ α	2.3	0.2	
24	3.7+ α	2.0	0.2	
25	2.7+ α	2.5	0.2	
26	2.6+ α	2.3	0.2	
27	3.9+ α	2.3	0.2	
28	4.3+ α	2.5	0.2	一部に丹が付着。
29	5.2+ α	2.6	0.2	
30	4.6+ α	2.5	0.2	一部に丹が付着。
31	3.4+ α	2.4	0.2	

第9表 出土遺物観察表（鉄製品2、釘-第45図）

No.	長さ	厚さ	頭部長さ	頭部厚	備考
32	9.5 cm	0.7 cm	20.2 cm	13.9 cm	I区石組中
33	9.2		12	11	
34	8.9	0.9	15	14.5	
35	9.9	0.6			5区耕作土
36	6.2	0.9	0.9	0.8	
37	6.5	0.3	0.6	0.6	丸釘
38	5.8	0.9	0.9	0.6	
39	4.6+ α	0.6	0.85	0.65	A-T9灰層
40	6.5+ α	0.8			頂部欠失
41	9+ α	0.6			A-T9灰層
42	8.2+ α	0.8	1.2	1.2	
43	6.2+ α	0.5	1.62	0.75+ α	2区石組上部
44	6.6+ α	0.7	1.23	1.26	2区石組下層
45	6.9+ α	0.8			頂部欠失
46	6.5+ α	0.7			〃
47	5.8+ α	0.6			〃
48	3.7+ α	0.4			2区石組下層。頂部欠失。
49	3.8+ α	0.5	0.78	0.59	

No	長さ	厚さ	頭部長さ	頭部厚	備考
50	$4 + \alpha$ cm	0.5 cm	cm	cm	頂部欠失
51	$2.6 + \alpha$	0.4			//
52	$4.5 + \alpha$	0.9			A-T 9 灰層。頂部欠失。
53	$4.4 + \alpha$	0.7			頂部欠失
54	$5.8 + \alpha$	0.7			A-T 9 灰層。頂部欠失。

第10表 出土遺物観察表（銅・鉛製品—第46図）

No	種別	長さ	幅	厚さ	備考
1	柄頭？	$4.72 + \alpha$ cm	$2.14 + \alpha$ cm	0.08 cm	
2	筭	$6.16 + \alpha$	0.66	0.28	A-T 9 灰層
3	不明	10.3	0.25	0.25	A-T 9 灰層
4	不明	7.5	0.22	0.22	A-T 9 灰層
5	キセル	$4.1 + \alpha$	0.99	0.73	
6	銃弾	1.56	1.58	1.59	重量21.76 g、A-T 9 灰層、鉛製

第11表 出土遺物観察表（古銭—第46図）

古銭名	初鑄年	西暦	径(mm)	出土地
開元通寶	武徳4年(唐)	621年	23.8	A-T 10
太平通寶	太平興国元年(北宋)	976年	24.55	A-T 9 灰層
景祐元寶	景祐元年(北宋)	1034年	25.35	A-T 9 灰層
元豊通寶	元豊元年(北宋)	1078年	23.85	A-T 10
元祐通寶	元祐元年(北宋)	1086年	23.15	A-T 10
紹聖元寶	紹聖元年(北宋)	1094年	24.3	A-T 10
元符通寶	元符元年(北宋)	1098年	24.0	A-T 10
大観通寶	大観元年(北宋)	1107年	24.6	A-T 9 灰層
正隆元寶	正隆3年(金)	1158年	24.45	A-T 9 灰層
寛永通寶	寛永3年(日本)	1626年	22.4	A-T 8

第4章 まとめ

“現在残っている宇土城跡（城山）の石垣・縄張の殆んどは、小西行長没後に加藤清正が造ったものであり、小西の時代の遺構は地中深く埋もれてしまっている。”

調査に入った昭和53年当時、このような結論が出ようとは誰も予想だにできなかったことであるが恐らく間違いはないと思われる。以下、このような結論を出すに至った理由を項目ごとに整理し、結びとしたい。なお、諸般の事情で遺構・遺物個々の詳細な内容についての記述を割愛せざるを得ず、不完全な体裁となってしまったが、遺構については既刊2冊の調査概報を、^{(註1)(註2)}遺物については本書収録の遺物観察表をそれぞれ参照されたい。

層 序

今調査の最も重要な成果はA-T8において2期に亘る遺構を層的に把握できた点にある。^(註3)即ち、A-T8において検出された38.7mの石塁の上部に破壊された石垣の一部と裏込め石6mが確認され、時期は異なるもののそれらが城に伴う遺構であることが明らかとなり、重複するふたつの時期の遺構の存在が明確となった。

遺 構

A-T8における二時期の遺構のうち、上層期のものは打込ハギによる石垣であり、約80cm幅の裏込め石をもつ。下層期にあたる石塁は野面積みの手法をとる。

前者に伴う遺構が、本丸南西コーナー付近に以前から残っていた石垣や、今調査で検出された大半の石垣とその他の遺構であり、いまそれを列記すれば次のようになる。

A-T3礎石群、A-T6礎石、A-T8石垣、A-T8'門礎・石垣・排水溝、A-T11排水溝、A-T12石垣、B-T1石垣、B-T2石垣、B-T3石垣、B-T4石垣、B-T5石垣、B-T6石垣、B-T7石垣、B-T7'石垣、B-T8裏込め石、B-T9石垣、C-T1石垣、C-T2石垣

これらの遺構に共通してみられる打込ハギによる手法の多くが、関ヶ原の戦い以後に築かれた城にみられることは近年の石垣構築技術の研究によって明らかであり、これらの遺構が小西^(註4)行長没年（慶長5年）以降につくられたものであるという事実が大きくクローズアップされることになる。

後者に伴う下層期遺構は、いうまでもなく上層期遺構下に深く埋もれ、多くはそのまま残存

しているが、場所によっては上層期遺構形成時に破壊されたところもあるようである。検出された下層期遺構には次のようなものがある。

A-T 1 礎石建物跡・石列、A-T 8 石罌・門礎、A-T 9 石列・灰層

遺 物

出土した遺物は、弥生式土器と城に伴うものの2種に分類が可能である。

弥生式土器の殆どはA-T 10から一括して出土したものである。範囲が狭いためその遺構の実態を明らかにすることはできなかったが、集落に伴う土器溜として位置づけておきたい。器種構成にも特別な片寄りはみられず日常生活に伴うものと理解されるが、長方形透孔をもった大形器台の存在には注目すべき点がある。そのほか、一括遺物としても脚付甕・多様な壺類・大形壺・高坏・鉢・加工土器片などの様相を明らかにできた意義は大きい。

透孔をもった同種の器台は熊本県内においてははまだ報告されたものはなく、今回の宇土城跡のものが初例である。破片から推測される総数は10個体であり、3点は全形が復元できたが、基本形はいずれも同じである。近年、佐賀・長崎・福岡の各県から相次いで発見・報告されており、有明海沿岸に広く分布することが判ってきた。それらは何れも弥生終末期に位置づけられるものようではあるが、形態や文様に少なからずの変化がみられ細分が可能である。时期的にも若干の年代幅が考えられよう。

城に伴う遺物のうち、量的に最も多かつたのはいうまでもなく瓦であり、総数でコンテナ約200箱を数えた。それ以外の陶磁器・土師器・石製品等は、総量からいえば必ずしも多いものではないが、内容的には重要なものを含んでいる。

陶磁器のうちで、青磁(第21図1~20、第22図21~27)、白磁(第22図28~36)の大半は小片となったものばかりであり、僅かに27の1点が全形を復元し得たにすぎない。このうち、第22図21・26・27・29~32・35がA-T 9の灰層から出土したものである。青磁のうち、3・6・9・12・14・15の6点は中国の南宋頃に作られたものであり、小西行長築城にかかる宇土城以前の13・14世紀頃に位置づけられる。^(註5) 青磁の10・11・13・18・19・21・27、白磁の28~32・35・36などは明末の産と考えられ、宇土城跡下層期遺構に伴う16世紀末頃に用いられたものであろう。なお、27と同類の獣脚をもった盤は福井県朝倉氏館跡からも出土している。^(註6)

染付(青花)の大半は下層期遺構のA-T 9灰層より出土(第23図37~41・43~46・48~51・54~58、第24図59~65・67・68、第25図72~74・77)したものであり、後述のごとく一括遺物として取り扱うことができる。火熱を受けて釉薬が変色したり、煤が付着して黒くなったものなどがあるものの、何れも中国の明代の終りに作られたものと考えられる。坏・碗・皿・蓋などがあるが、文様表現はかなり頽れたものとなっている。77は赤絵。そのほか、A-T 8の

石罫に伴うものも同時期のものとしてよいもので、78は小破片ながら磁州窯の鉄絵の可能性もある。

上層期遺構に伴ったものとして第25図87・88があり、87は黄瀬戸。88は文様表現としては明代の終り頃とした下層期遺構の染付と比べれば呉須の色がうすく、時期的にはそれらより遅れる可能性が高い。第24図69は、見込み文様や「喜」の字もシャープに描かれ「大明宣徳年造」の釉裏銘が示すように15世紀前半のものとするに問題はなかろう。全国的にも類例の乏しい貴重例である。A-T13盛土中より検出されたものであり、小西築城以前に持ちこまれていた可能性が高い。

明確な形で遺構に伴ったものではないが、第25図79～81は国産の唐津焼であるが、79・81は見込みに重ね焼きの折の胎土目が、80には砂目が残っている。近年の研究によればこの手法は、前者を1580～1600年頃に、後者を1600～1630年頃に位置づけられるという。また、第25図82～86は伊万里焼であり、83～85はコンニャク判を用いた18世紀頃の所産と考えられる。^(註7)

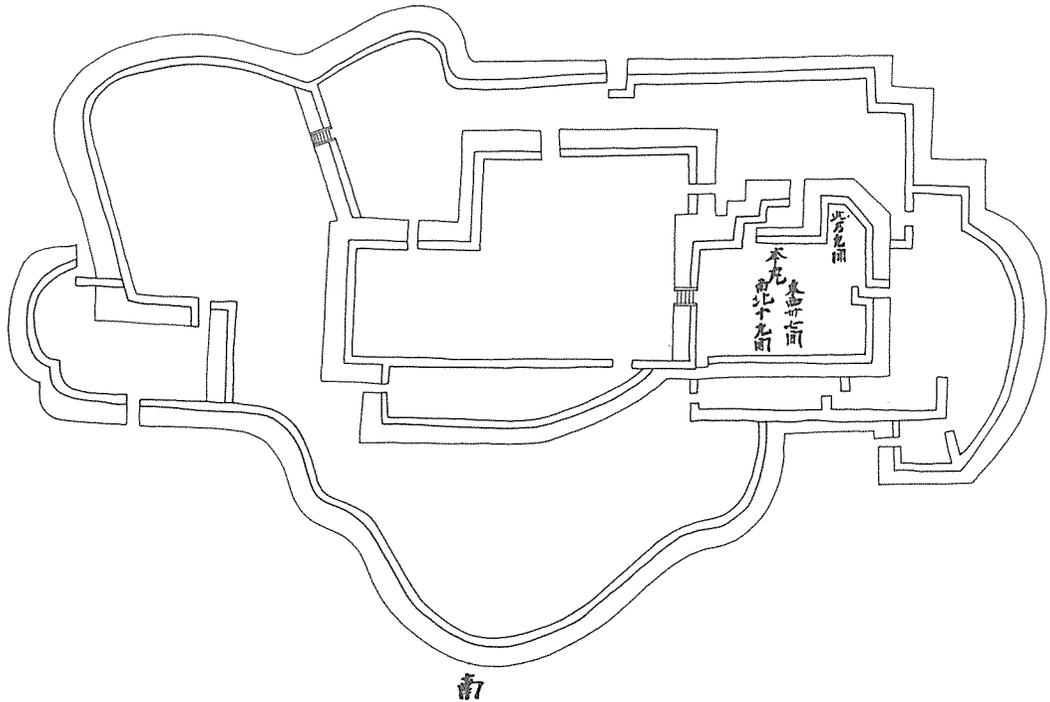
陶器のなかで注意をひくものに、徳利・四耳壺・壺・大甕などの備前焼がある。第26図1の徳利は完形をなす良品であるが、二次的焼成をうけた2と共にその形態はほぼ同一で、これらと同形態のものが香川県直島で引きあげられたなかに数点ある。間壁忠彦氏によれば、この直島海上りの資料は16世紀後半の元亀・天正頃より後の17世紀初期の段階に位置づけられ、慶長最末年まで降す必要のない極めて限定された時期の遺物であることを明らかにされている。^(註8)このことは宇土城跡の徳利が出土したA-T9の石列を覆う灰層が下層期遺構のなかで、慶長5年の加藤清正の宇土城攻めによって炎上したのかその直後の、少なくとも慶長13年までの間に燃えたものである可能性が極めて高いということからも裏付けできるのである。即ちこの層の出土遺物が小西行長時代のものであれば、本書掲載の大半の陶磁器や鉄小札(第44図1～31)・銃弾(第46図6)などもその時期に属することになり、時期の限定された一括遺物として重要な意義を併せもつことになるのである。

観察表にもあるように瓦の殆どは上層期の遺構に伴って出土したものであり、ここに掲載したものの大半がその時期に属する可能性が高い。瓦の殆どは平瓦・丸瓦の破片であり、全体量からいえば、軒平瓦、その他の特殊瓦の総量は極めて少ない。軒平瓦の文様は基本的には鋸歯文ぎみの青海波状文をもつもの(第34図6)と唐草文をもつもの(第34図7～11、第38図23・26)の2種で、前者が下層期、後者が上層期に属するものであるかもしれない。軒丸瓦は大小や文様表現方法に若干の異同はあるものの三つ巴に限られる。

発掘調査によるものではないが、以前から採集されていた慶長13年8月在銘の軒平瓦^(註9)(第41図45)や加藤清正の花紋のひとつである桔梗文のある瓦(第41図44)は、明らかに加藤統治時代のものであり、宇土軍記にみえる加藤の隠居所とするための普請に伴うものとみてよい。特殊瓦には、鳥龕・棟丸瓦・鬼瓦・鯨などがある。

宇土城の歴史

肥後南半国（宇土・益城・八代郡）の統治を小西行長が行うようになったのは天正16年（1588）のことであり、この年の6月に宇土城に入っている。その時の宇土城は宇土氏・名和氏が居城していた中世宇土城（宇土市神馬町字千疊敷・西岡・日平・三城・西平所在、国指定史跡）であり、^(註10)本書でいう宇土城とは位置が異なる。小西は翌、天正17年（1589）に宇土城修築を行なったといわれ、この折に旧城の東方約200mのところにならなる宇土城を築いたのである。これが今回発掘調査を行うようになった宇土城であり、宇土市古城町字古城から宇土市神馬町字古城にかけて広がっている。城の規模は、本丸の東西37間、南北19間をはかり、城門5箇所を置いた。^(註11)縄張を示す絵図はかなり知られており、「主図合結記」のものを第47図に示す。



第47図 宇土城絵図

発掘調査によって石列や石塁、門礎などが検出されており、下層期遺構としたものがこれにあたる。遺構の大半は上層期遺構の下に埋もれているため、天守の位置などはもとより詳細を明らかにし得ない。慶長5年の関ヶ原の戦いによって行長は没し、弟小西隼人の守る宇土城は加藤清正によって開城させられている。同年12月には小西領をも含めた肥後国主に加藤清正が

なり、加藤は宇土城城代に並河氏之を置いた。^(註12)慶長12・3年の頃になると清正は、宇土城を隠居所とするための大幅改築を行なっている。^(註13)これが現在残っている宇土城の縄張であり、殆どの石垣をはじめとする上層期遺構がこれにあたる。

慶長15年になると加藤清正は尾張の名古屋城の天守の普請を命じられ、これには当時の宇土城々代中川太郎平も参加していることが最近明らかになった。^(註14)清正は翌16年の6月には没しており、隠居所としてはつかわれなかった。しかも慶長17年(1612)6月には、幕命によって宇土城の破却が命じられており、極めて短期間でしかも殆ど利用されることなく破壊されてしまったことになる。このことは、宇土城の上層期遺構に伴う陶磁器などが殆ど検出されていないことから明らかである。

寛永14年(1637)に島原の乱が起こったことによって再び宇土城の石垣はとり壊されて、堀も埋められた。以後、城として利用されることはなく荒地として放置されたままになっていたようである。

(高木・木下)

第12表 関係年表

西暦	年号	月	主なできごと	今回の調査で検出	その他の調査で検出
1576	天正4年		織田信長、安土城を築く。		
1587	15	4	宇土顕孝、豊臣秀吉に降り宇土城(旧城)を開城退去。		三ノ丸掘立柱建物跡 S B01・溝 S D03
1588	16	5	小西行長、宇土・益城・八代の三郡を領す。		
		6	小西行長、宇土城(旧城)に入る。		
1589	17		小西行長、宇土城(新城)築造にとりかかる。	下層遺構 A-T1礎石建物跡・石列、A-T8石塁・門礎、A-T9石列	
1592	文禄元年		文禄の役。		
1596	慶長元年		慶長の役。		
1600	慶長5年	9	関ヶ原の戦い。		
			加藤清正、宇土城を攻める。		
		10	小西行長、京都六条河原にて処刑される。 宇土城落城。留守居小西隼人切腹。	? A-T9石列上の灰層	
		12	加藤清正、肥後国主となり肥後南半をも領す。宇土城代に並河氏之をおく。		
1601	6	8	加藤清正、隈本(後、熊本と改む)城を築造。		
1603	8	2	徳川家康、将軍となり江戸幕府を開く。		
1607	12		熊本城完成。		
1608	13		このころ、加藤清正が宇土城を隠居所とするために宇土城を改築。	上層遺構 A-T3礎石群、A-T6礎石、A-T8石垣、A-T8'門礎・石垣・排水溝、A-T11排水溝、A-T12石垣、B-T1~9石垣、B-T7'石垣、C-T1・2石垣	三ノ丸石垣、三の丸石垣(S X01・02)、三の丸門礎(S B02)
1610	15	2	加藤清正、名古屋城普請役を命ぜられ名古屋城天守の普請にかかる(宇土城城代中川太郎平も参加)。		
1611	16	6	加藤清正死す。		
1612	17	6	幕命により宇土城を破却。		
1632	寛永9年	10	細川忠利、肥後国主(54万石)となる。		
1637	14	10	島原の乱起こる。 このころ、再び宇土城の石垣を取崩し、堀を埋める。		

註

- (1)木下洋介「宇土城跡（城山）—宇土城跡城山調査概報Ⅰ—」宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (2)木下洋介「宇土城跡（城山）—宇土城跡城山調査概報Ⅱ—」宇土市埋蔵文化財調査報告書第7集、1982年、宇土。
- (3)註1書、18頁 Fig 25。
- (4)松岡利郎ほか『城郭事典』小学館、1981年、東京。
- (5)矢部良明・長谷部楽爾『日本出土の中国陶磁』東京国立博物館、1978年、東京。
- (6)註5書に同じ。
- (7)前山博・大橋康二『国内出土の肥前陶磁』九州陶磁文化館、1984年、東有田。
- (8)間壁忠彦「備前焼の編年と分布」島根県立博物館調査報告第3冊、1982年、松江。
- (9)富樫卯三郎「宇土城跡（城山）出土の軒平瓦」宇土市の文化財第3集、1977年、宇土。
- (10)平山修一・高木恭二ほか「宇土城跡（西岡台）」宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (11)「主図合結記 第5」宇土城図、国立国会図書館蔵。
- (12)井上正「宇土城」日本城郭大系18、新人物往来社、1979年、東京。
- (13)井上正 校訂「肥後宇土軍記」宇土城跡（西岡台）史料編148頁、宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (14)名和達夫氏の御教示による。
朝日新聞（名古屋版）昭和58年11月2日付。
名古屋城天守閣石垣の隅石（北西角）に「加藤肥後守内 中川太郎平」と刻まれていることが明らかになった。なお、これまでに明らかにされていた他隅の刻銘は次のとおり。
- 南東 加藤肥後守内小野弥□兵衛
南西 加藤肥後守内中川□
北東 加藤肥後守内小代下総

圖 版

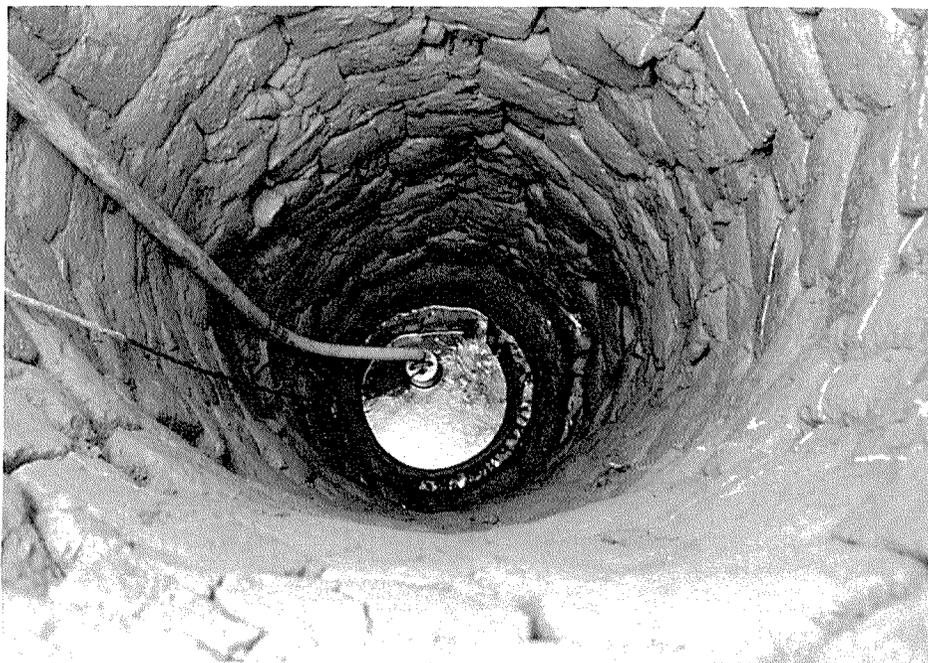


宇土城跡（城山）空中写真

图版 2

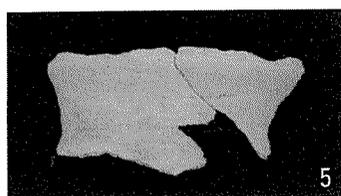
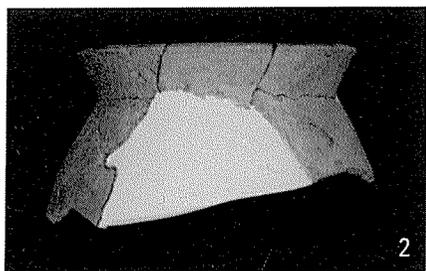
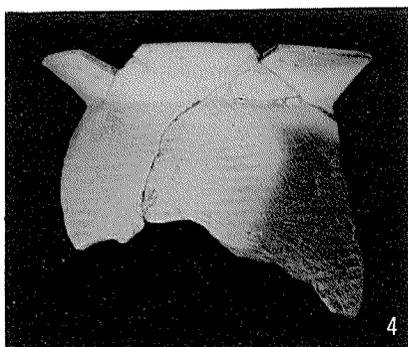
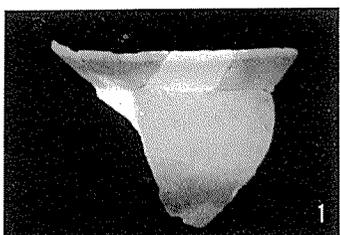


A-T12

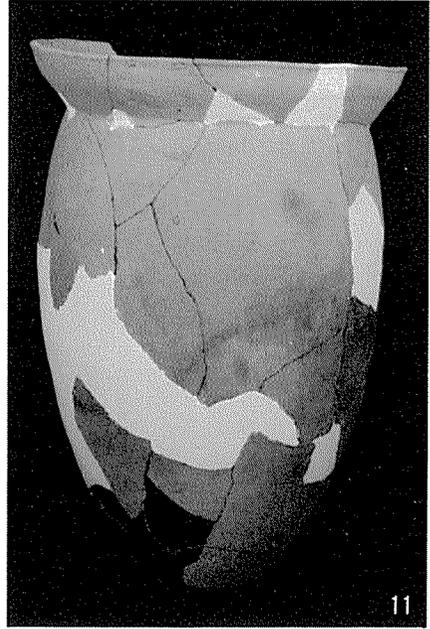
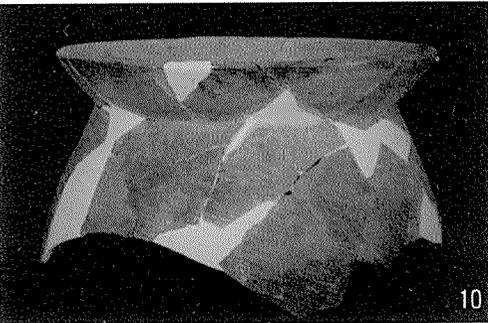
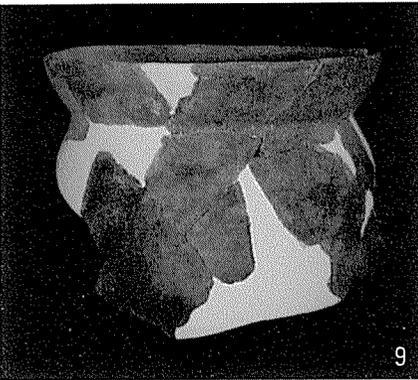
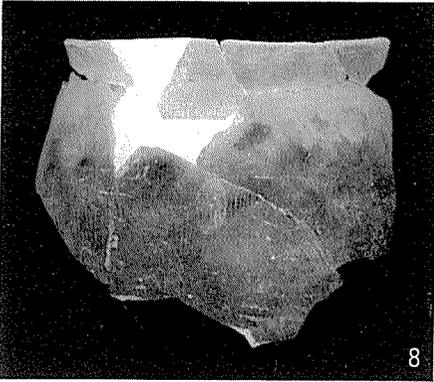
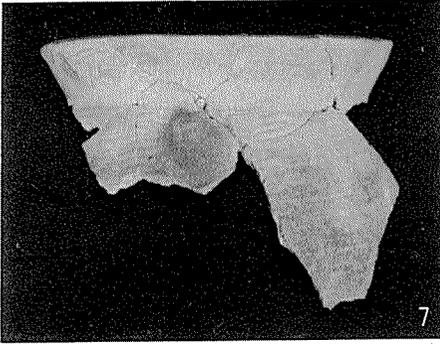


井 戸

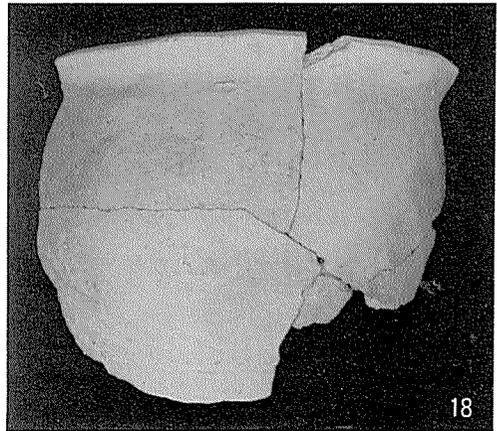
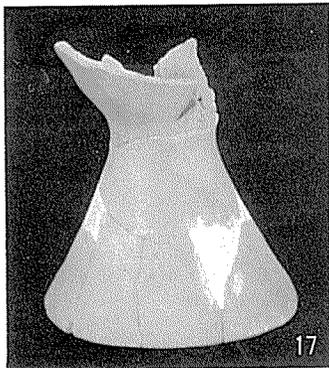
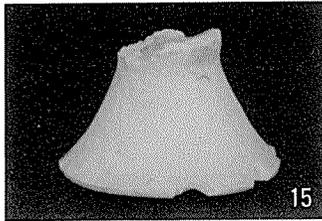
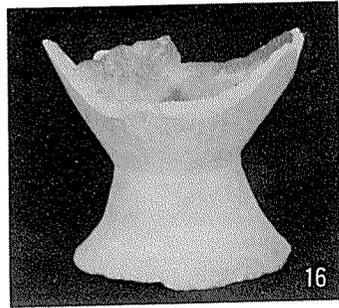
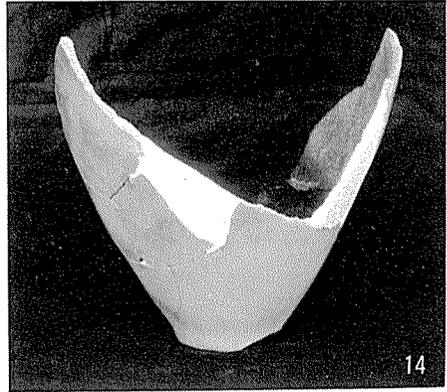
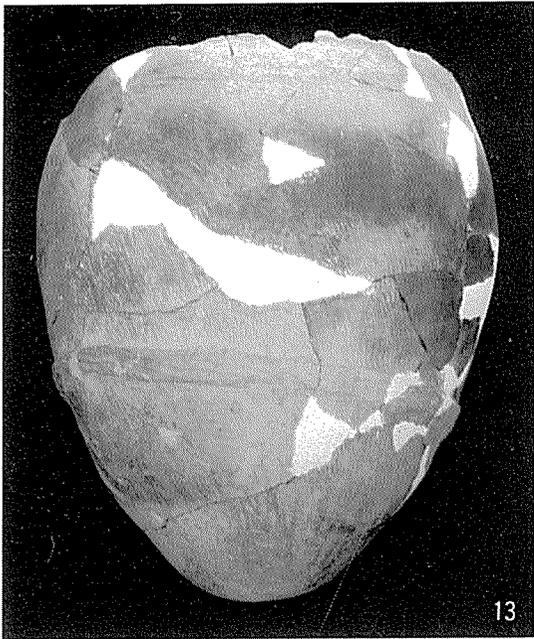
図版 4



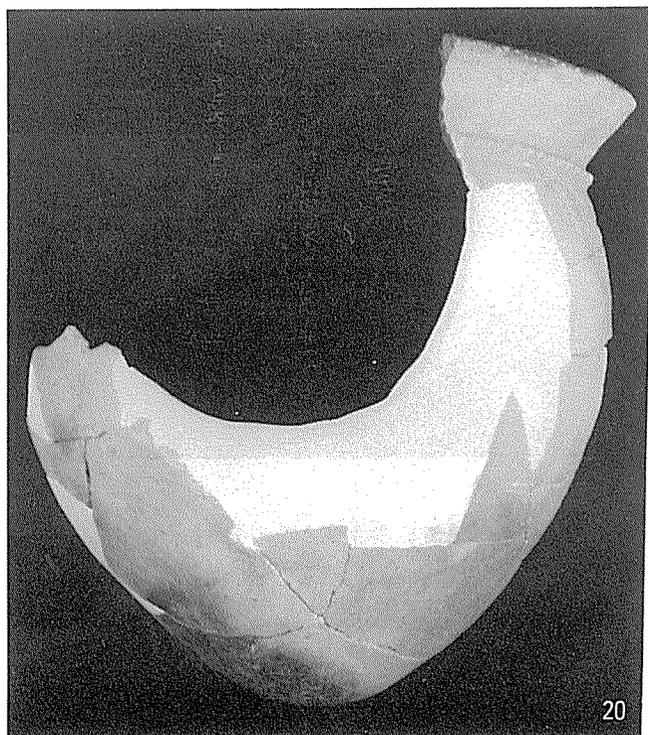
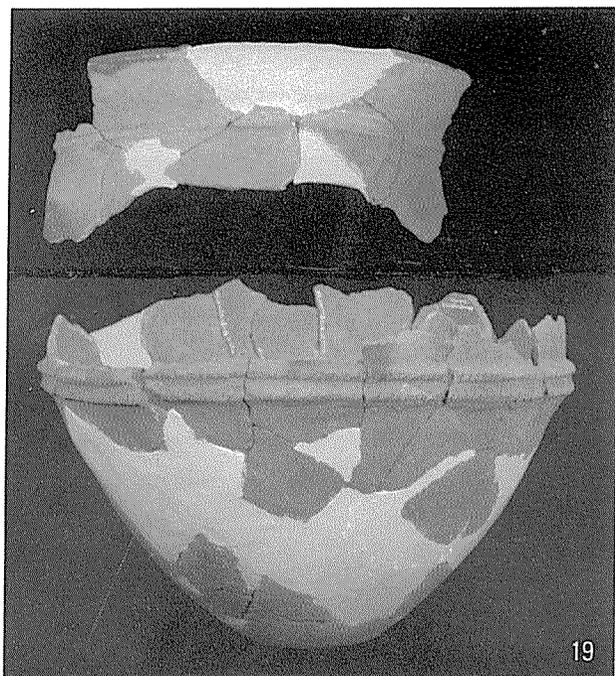
出土遺物(1) 弥生式土器 1 (約 1 / 4)



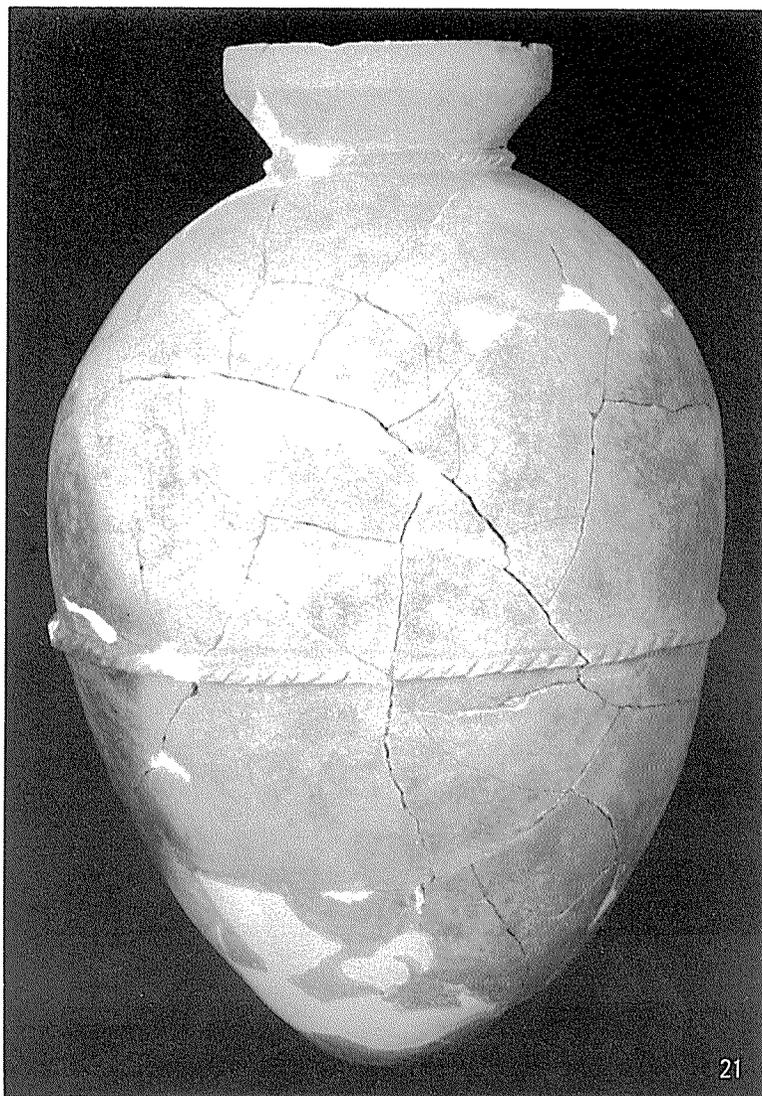
出土遺物(2) 弥生式土器 2 (約 1 / 4)



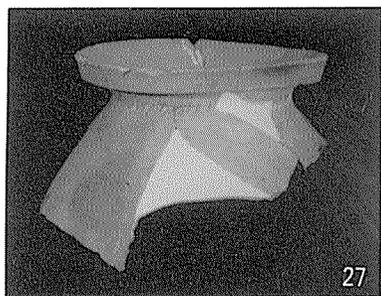
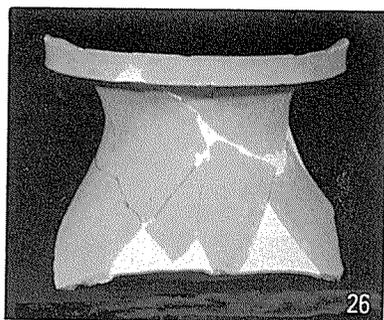
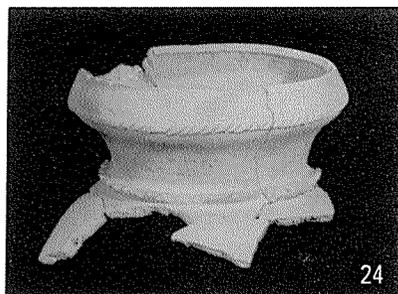
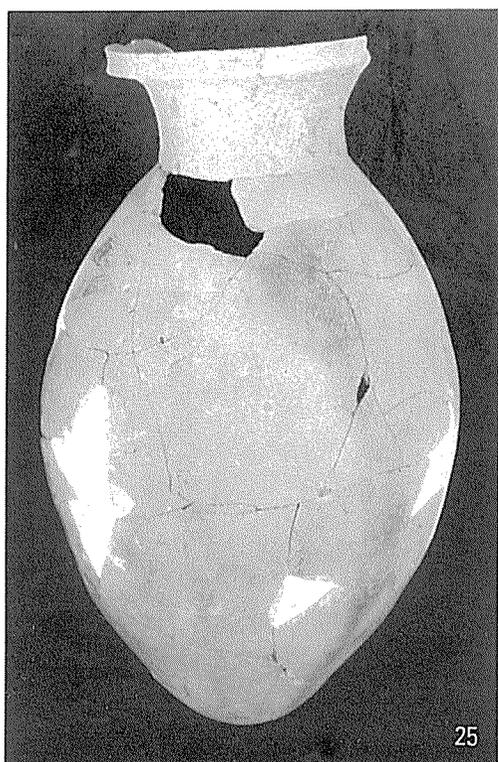
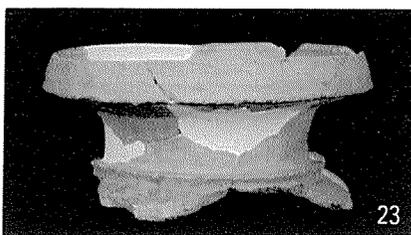
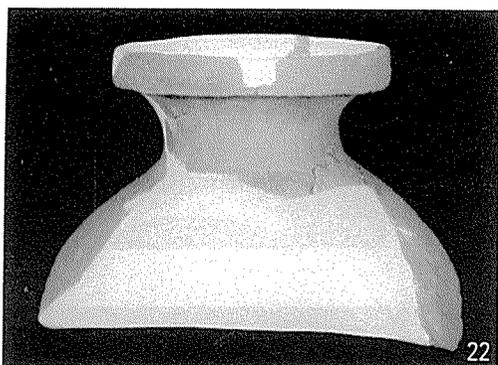
出土遺物(3) 弥生式土器 3 (約 1 / 4)



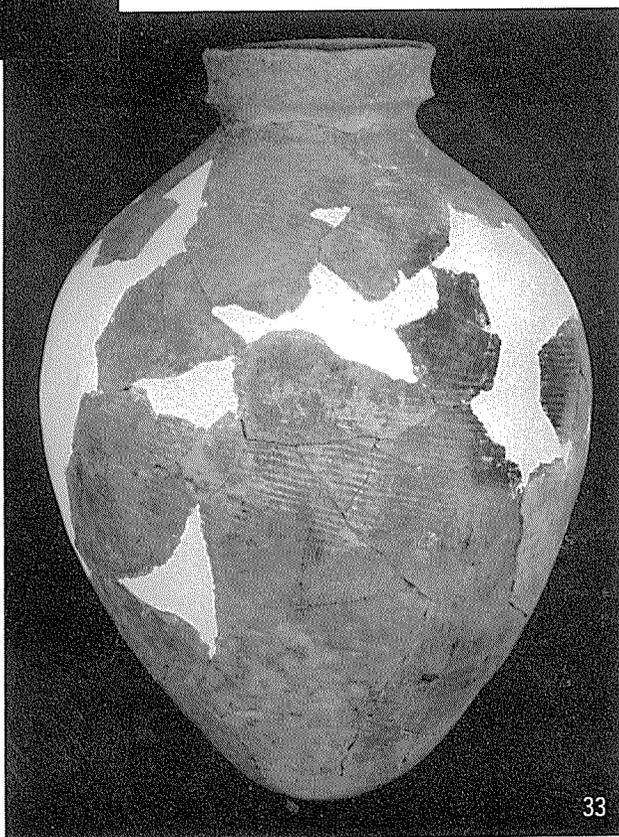
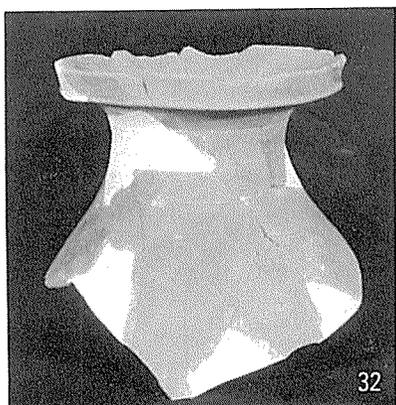
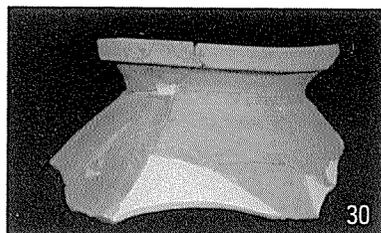
出土遺物(4) 弥生式土器 4 (約 1 / 4)



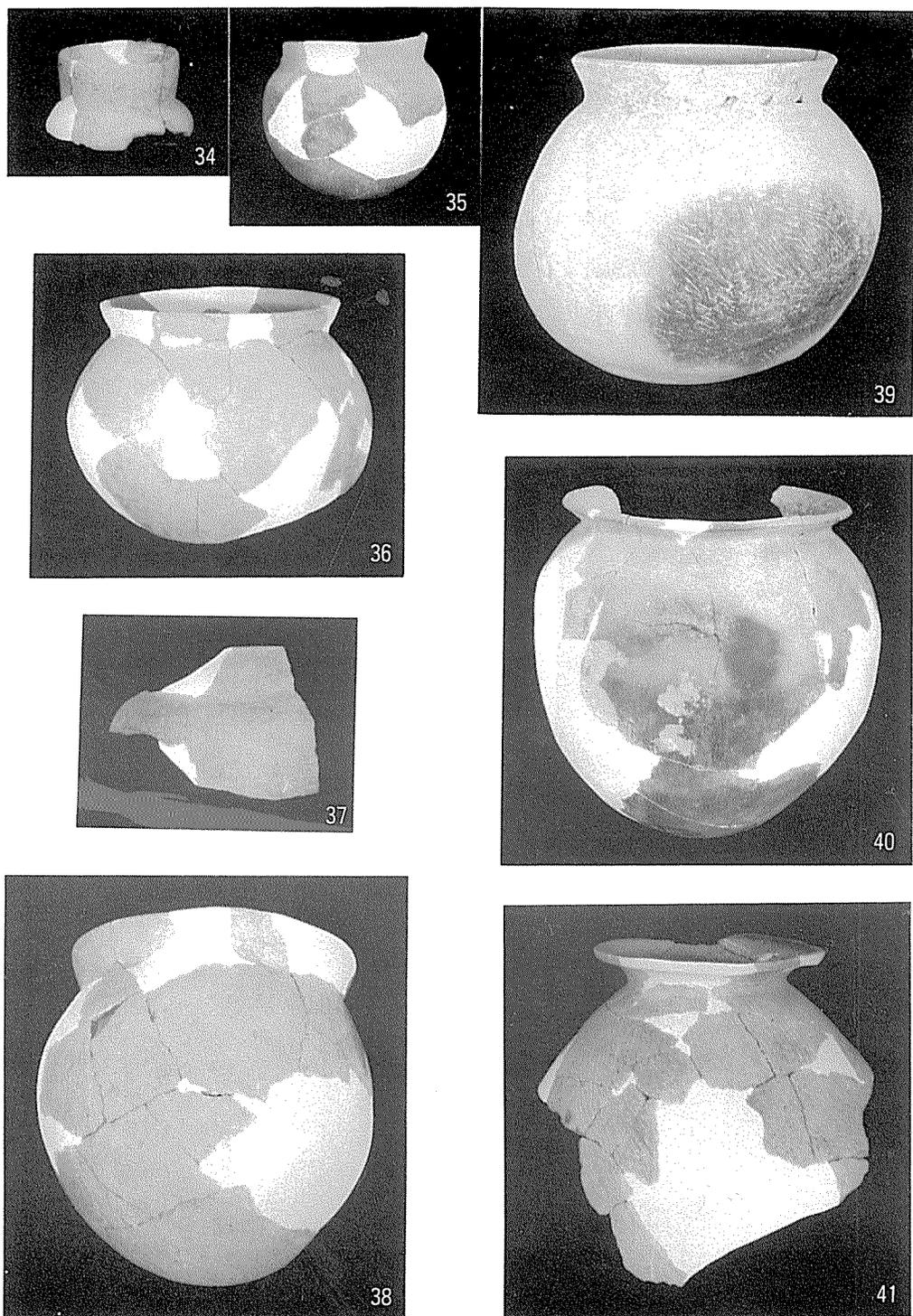
出土遺物(5) 弥生式土器 5 (約 1 / 6)



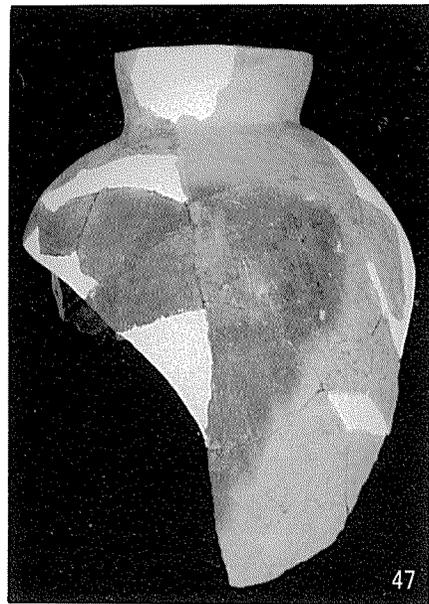
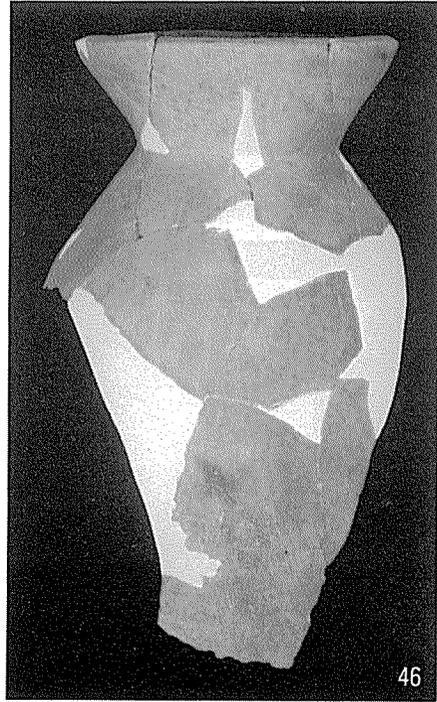
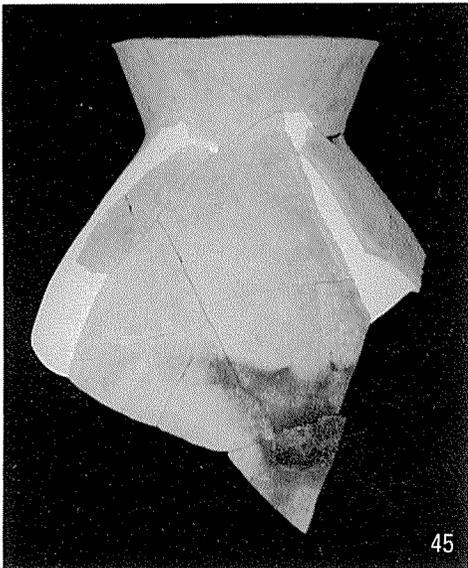
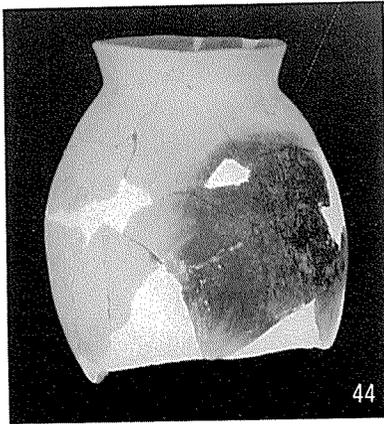
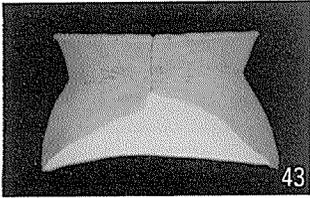
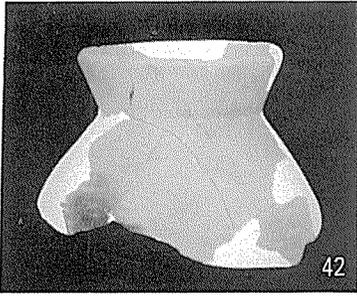
出土遺物(6) 弥生式土器 6 (約 1 / 4)

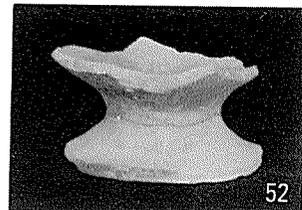
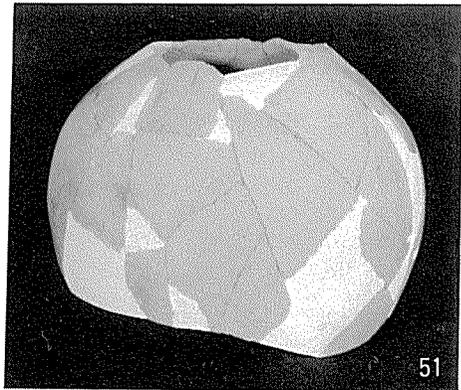
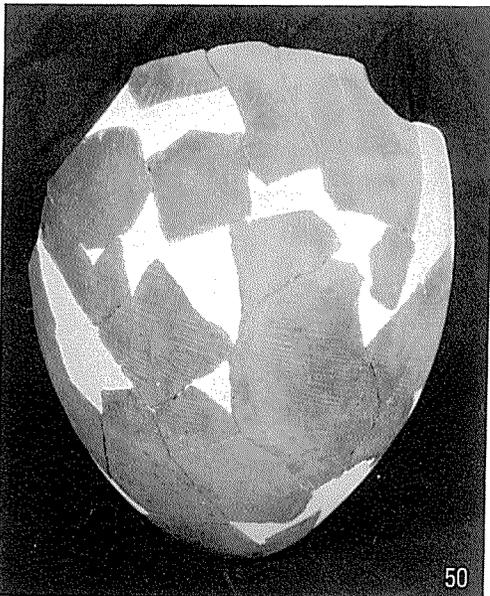
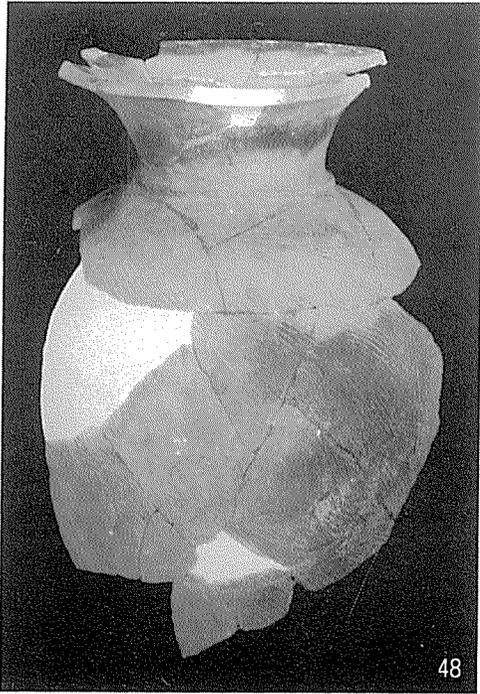


出土遺物(7) 弥生式土器 7 (約 1 / 4)

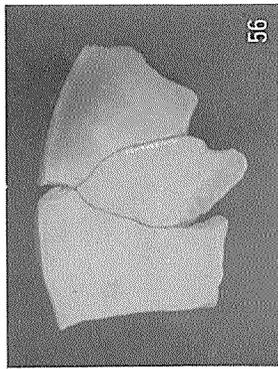
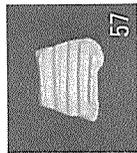
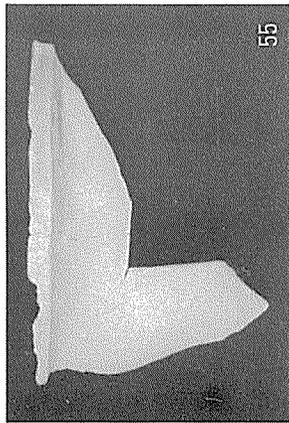
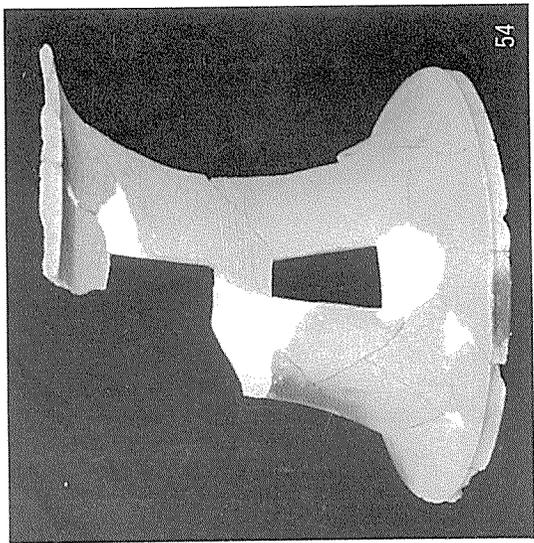
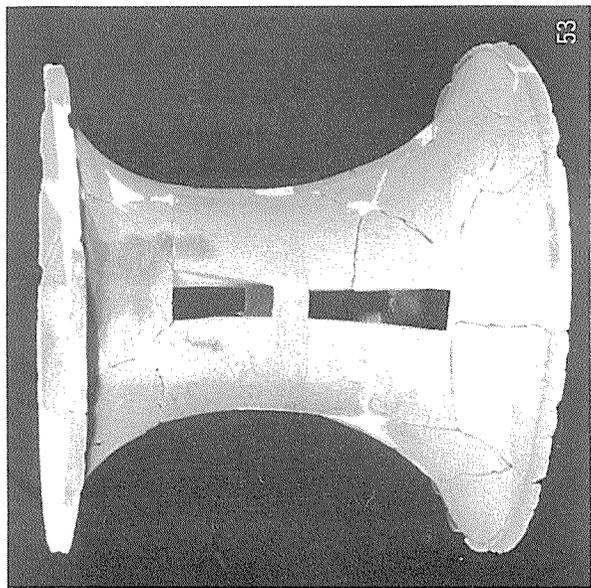


出土遺物(8) 弥生式土器 8 (約 1 / 4)

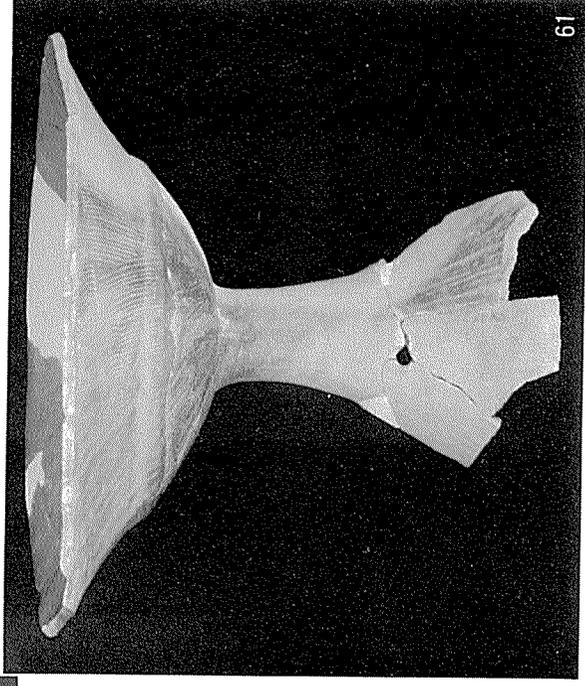
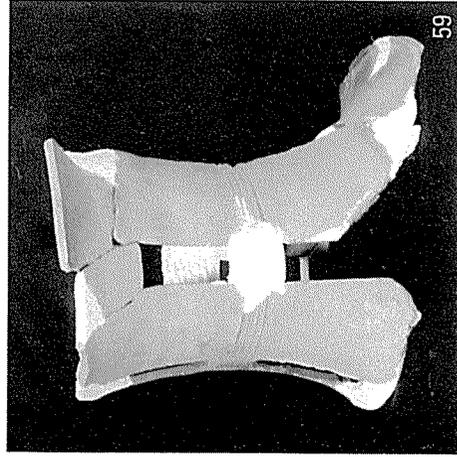
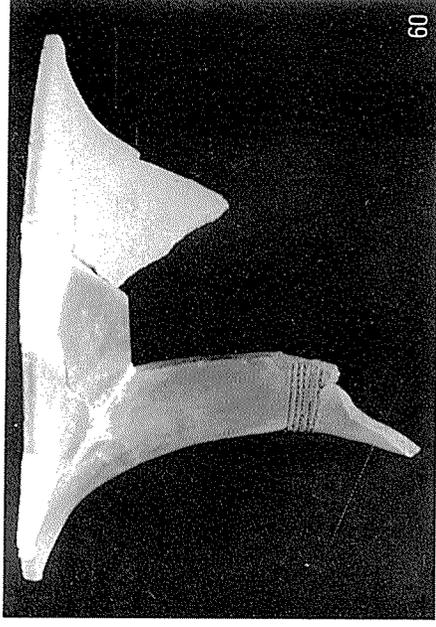
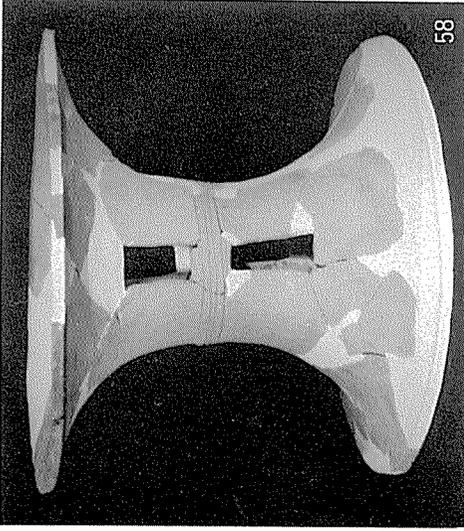




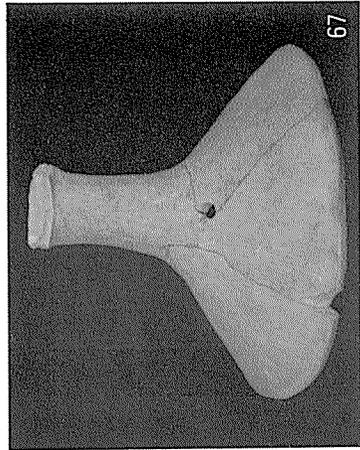
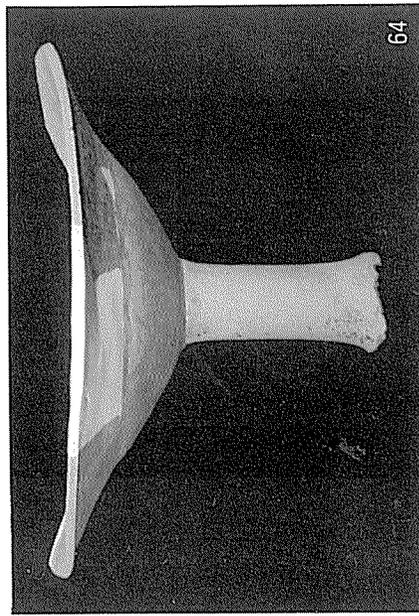
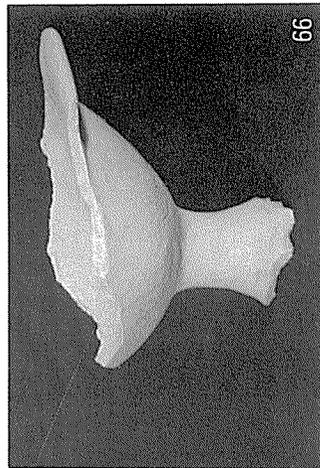
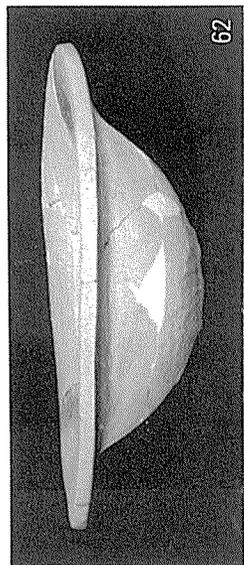
出土遺物(10) 弥生式土器10 (約 1 / 4)



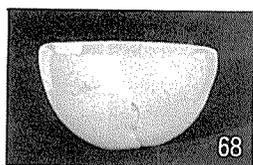
出土遺物(1) 弥生式土器11 (約 1 / 4)



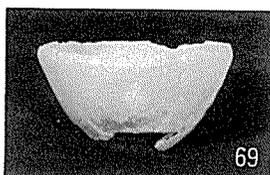
出土遺物(12) 弥生式土器12 (約 1 / 4)



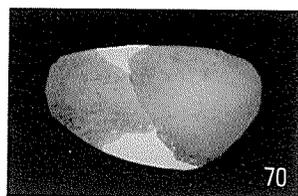
出土遺物(13) 弥生式土器13 (約1/4)



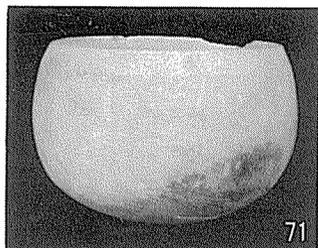
68



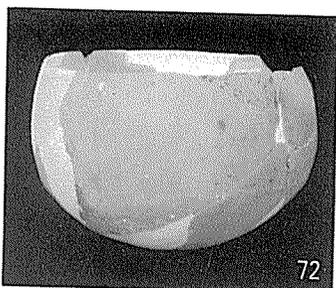
69



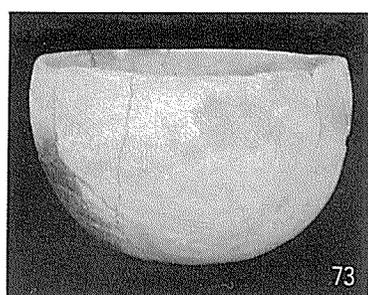
70



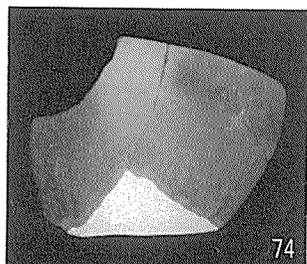
71



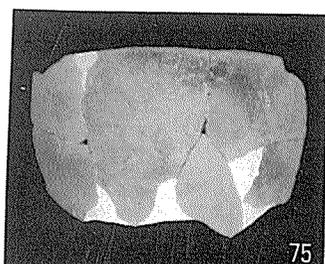
72



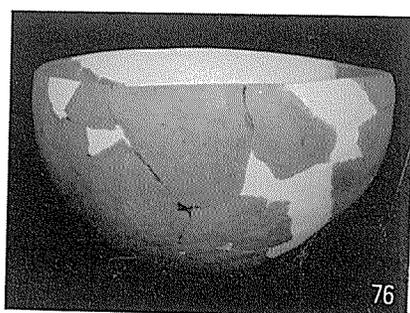
73



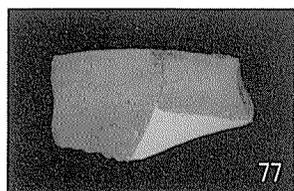
74



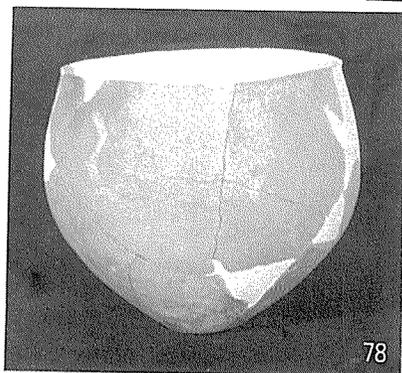
75



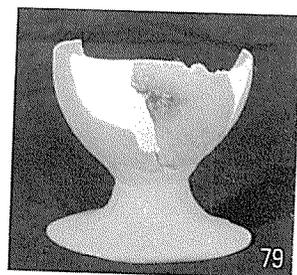
76



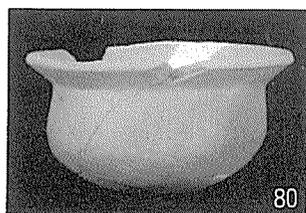
77



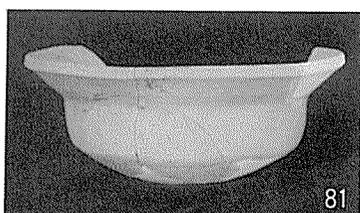
78



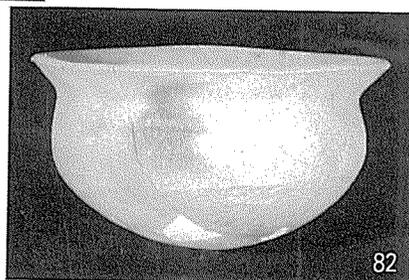
79



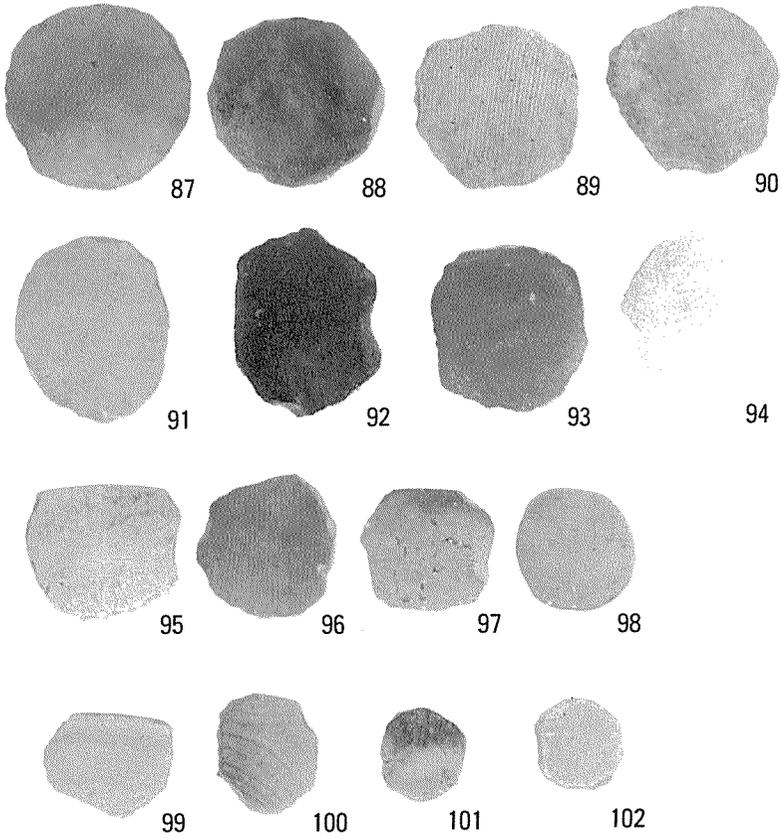
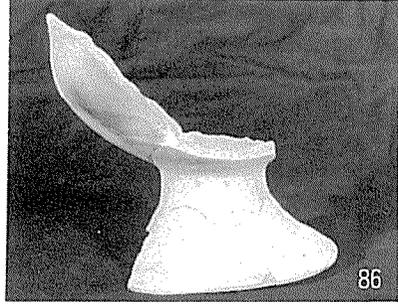
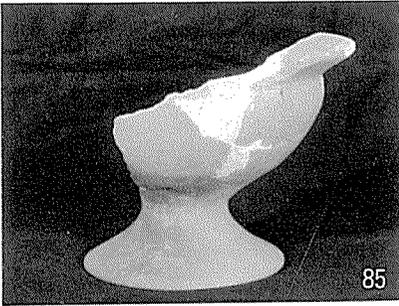
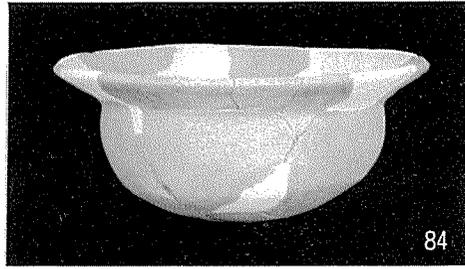
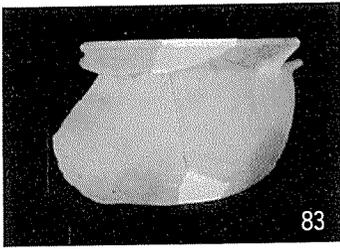
80



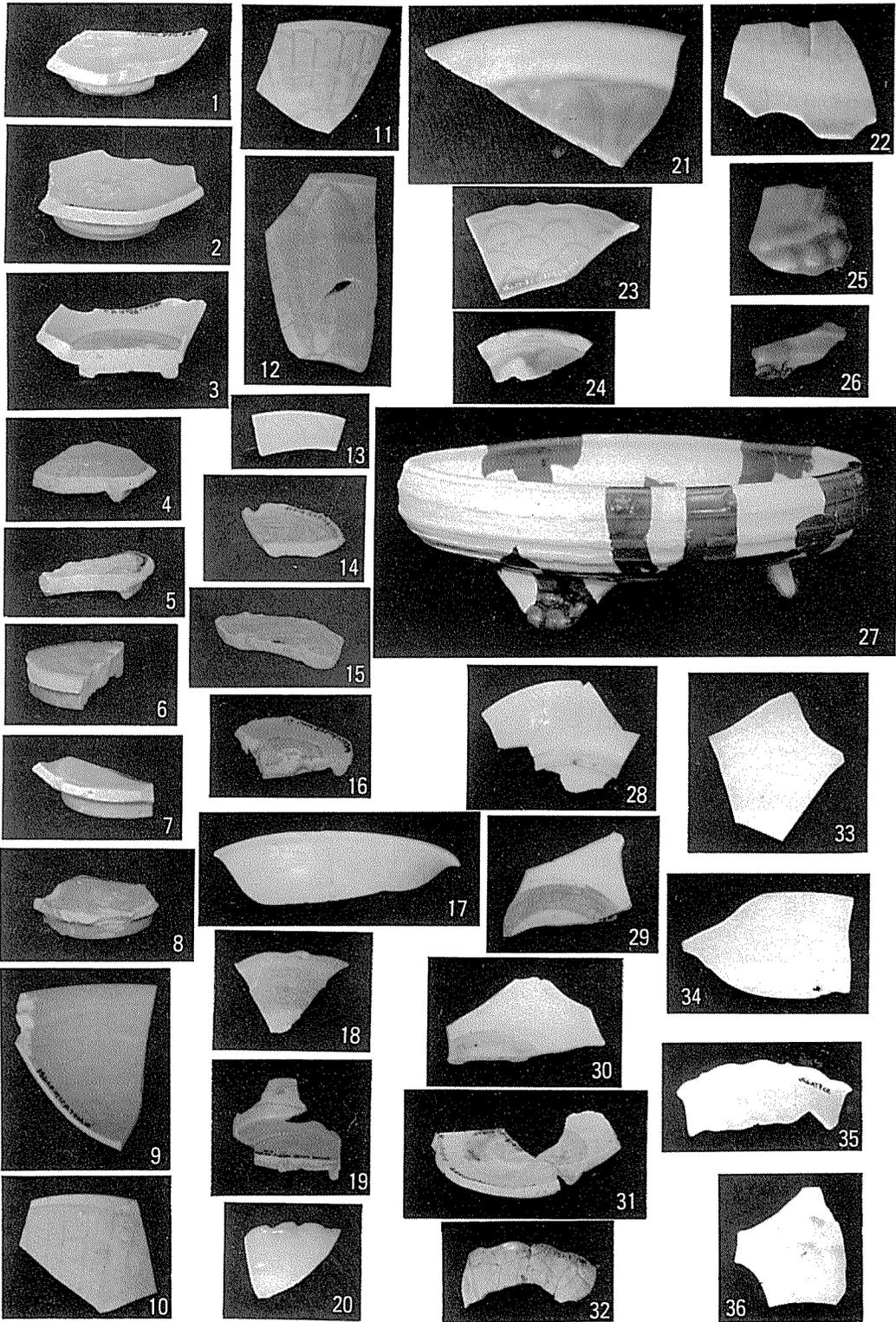
81



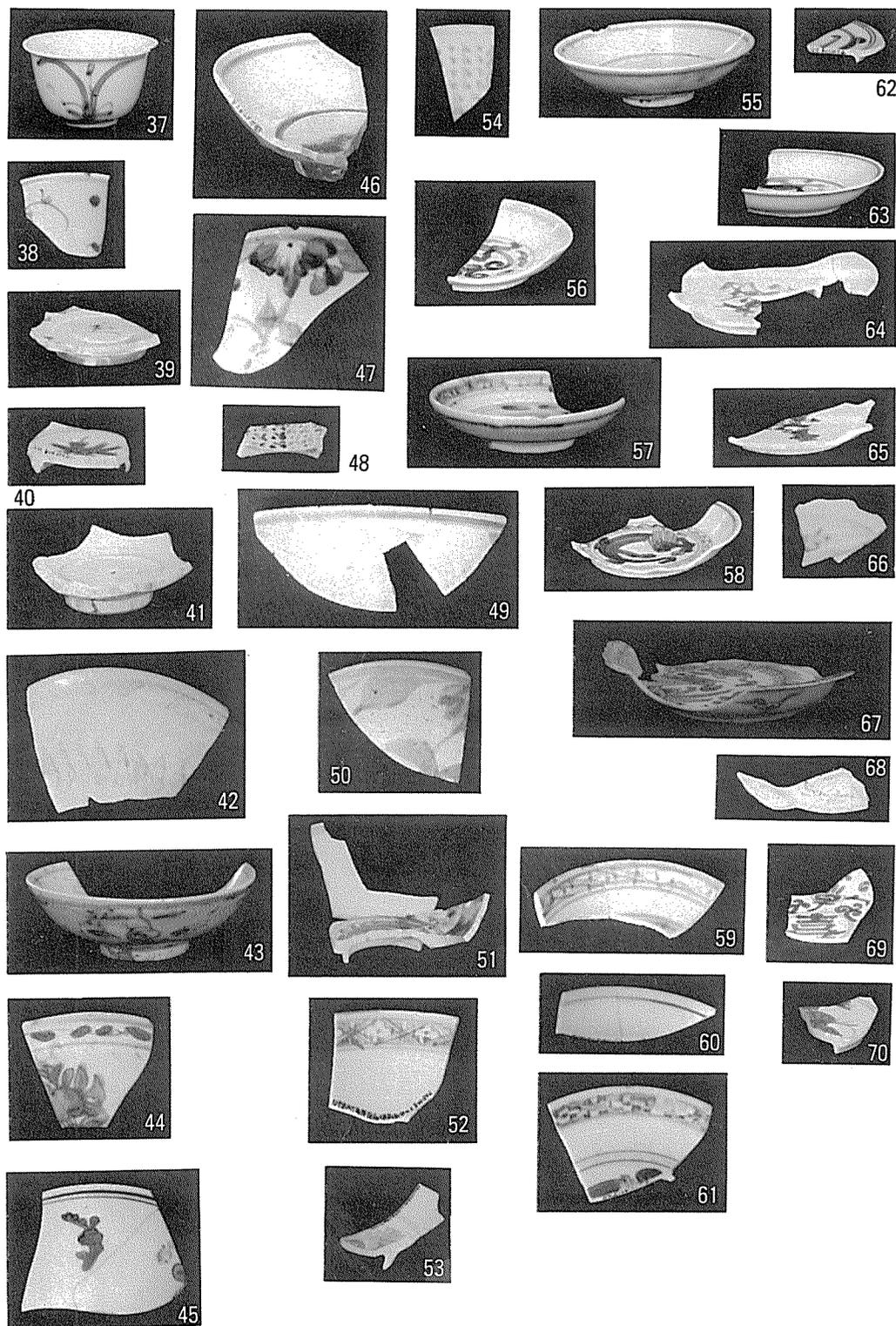
82

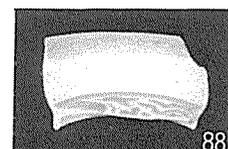
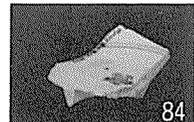
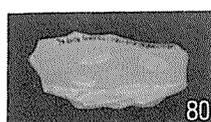
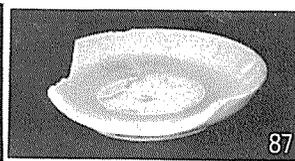
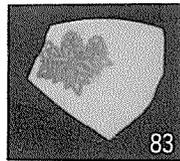
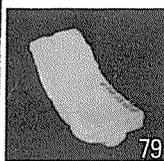
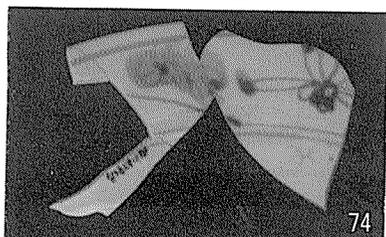
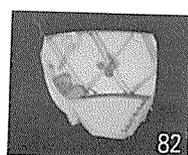
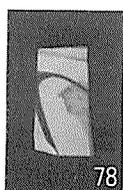
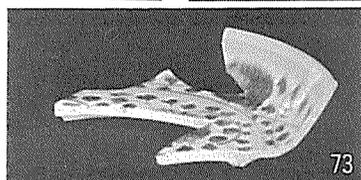
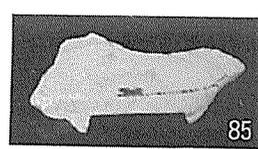
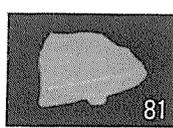
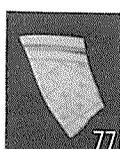
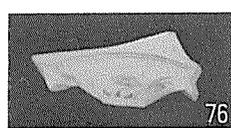
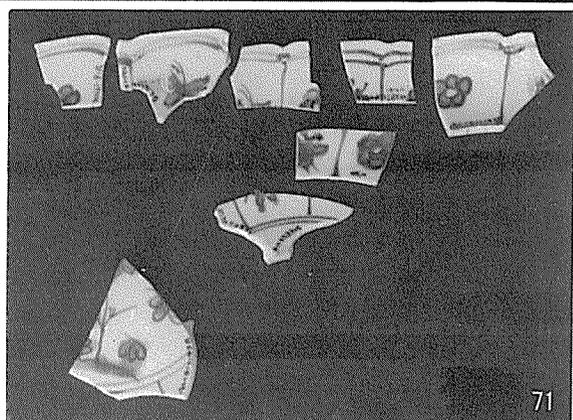
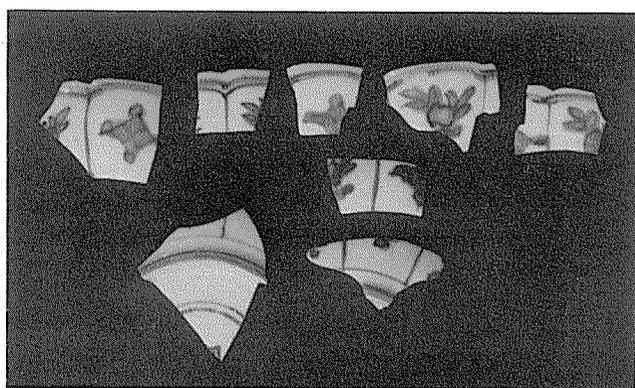


出土遺物(15) 弥生式土器15 (約 1 / 4) 土器片加工品 (約 1 / 3)

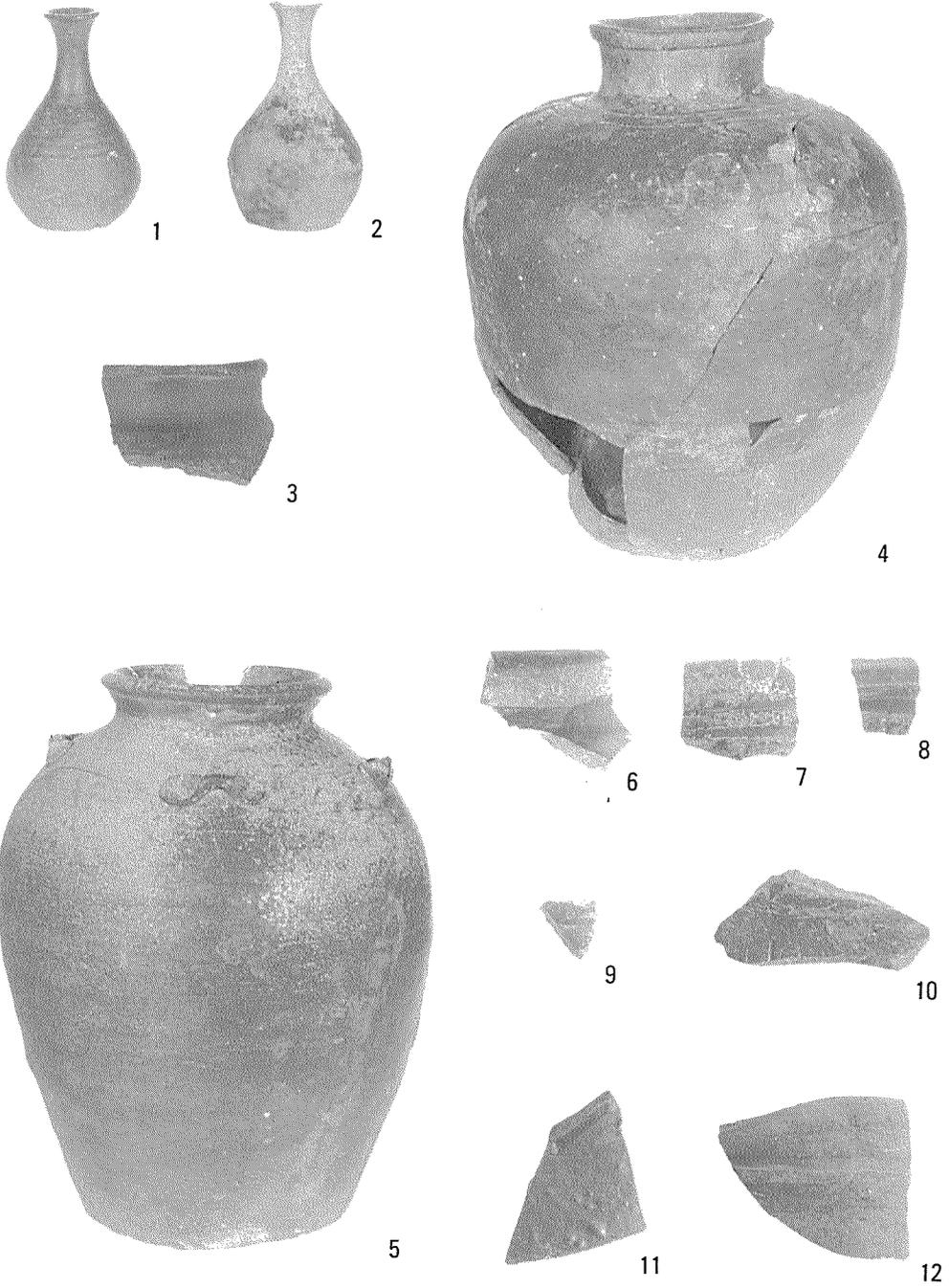


出土遺物(16) 磁器 1 (約 1 / 3、27は約 1 / 4)

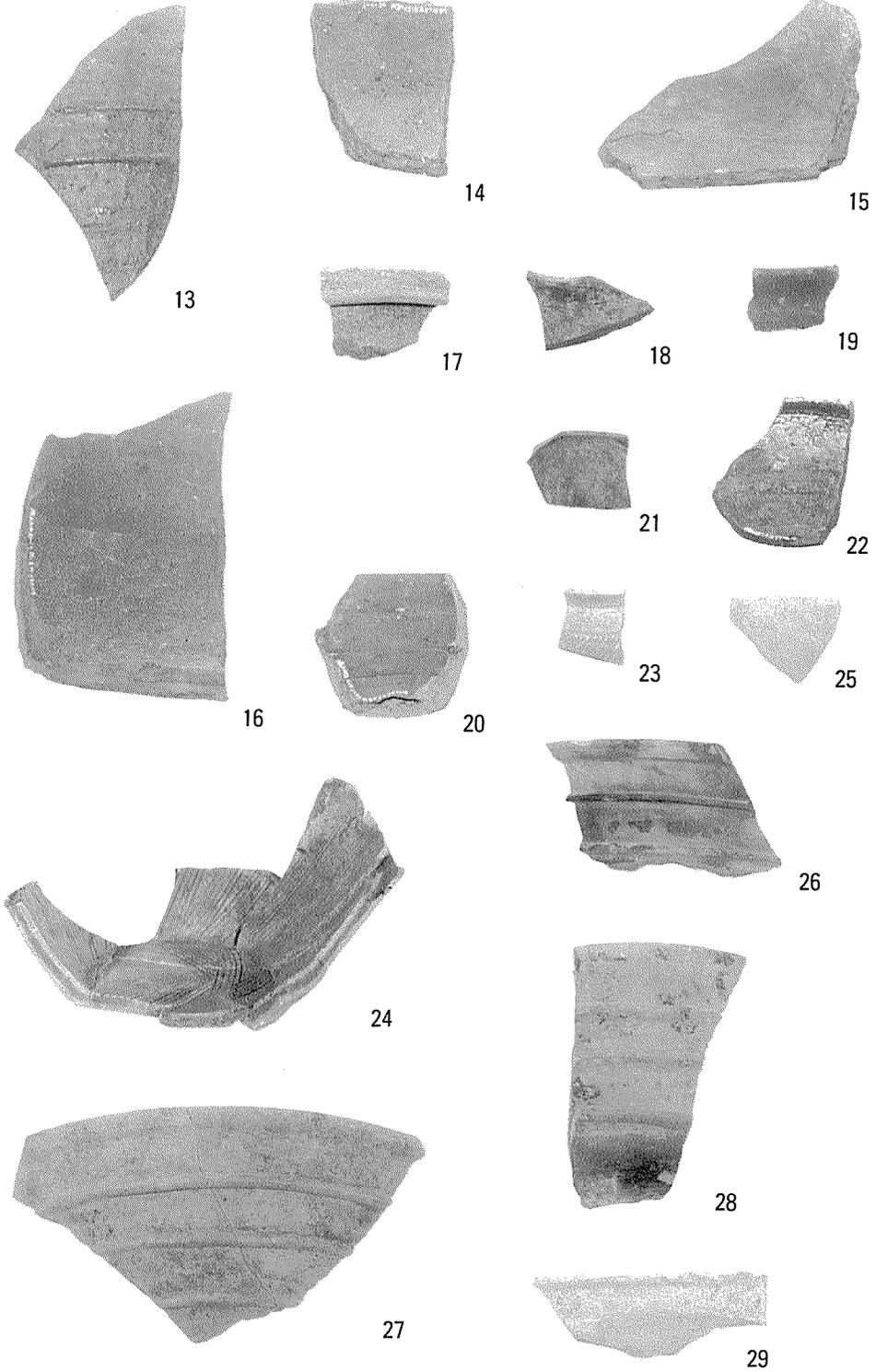




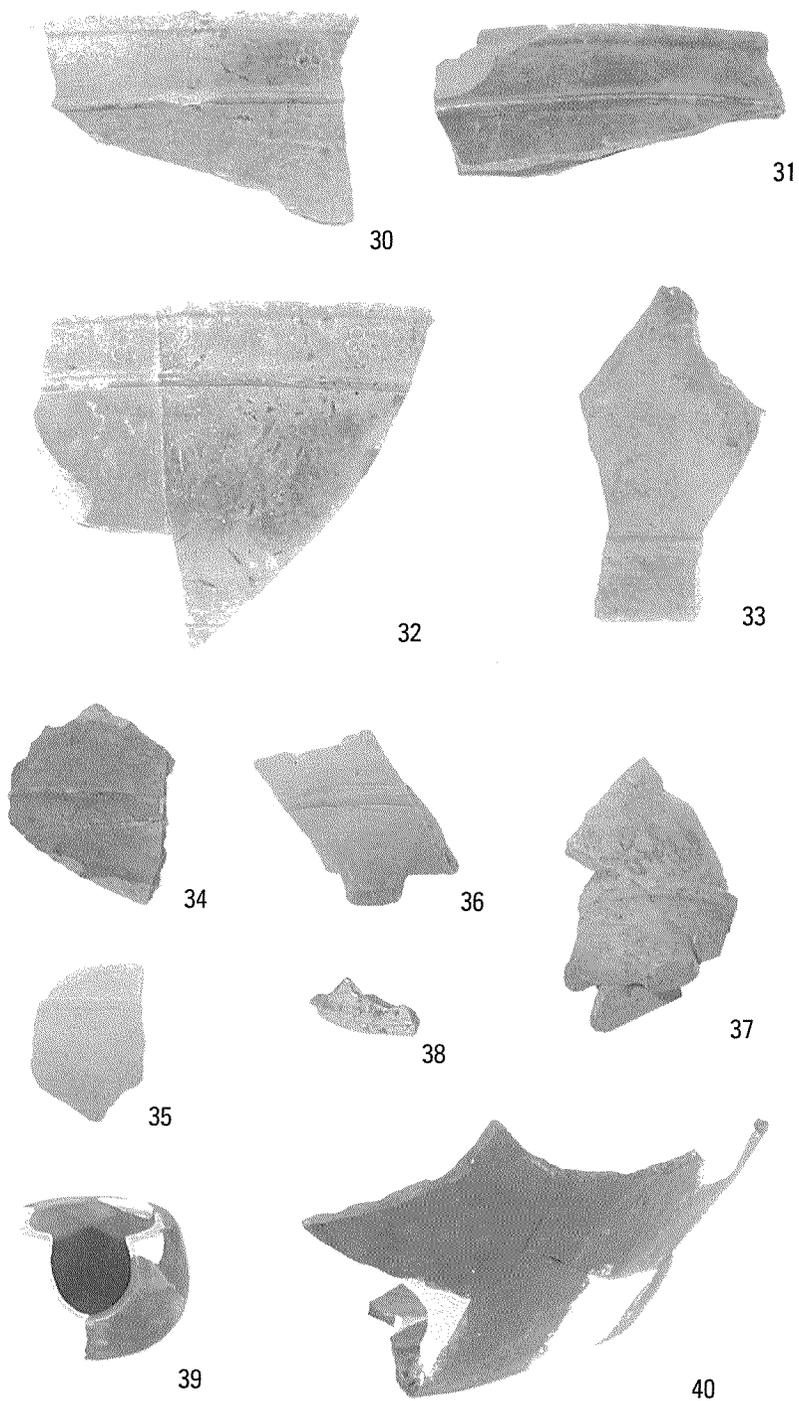
出土遺物(18) 磁器 3 (約 1 / 3)



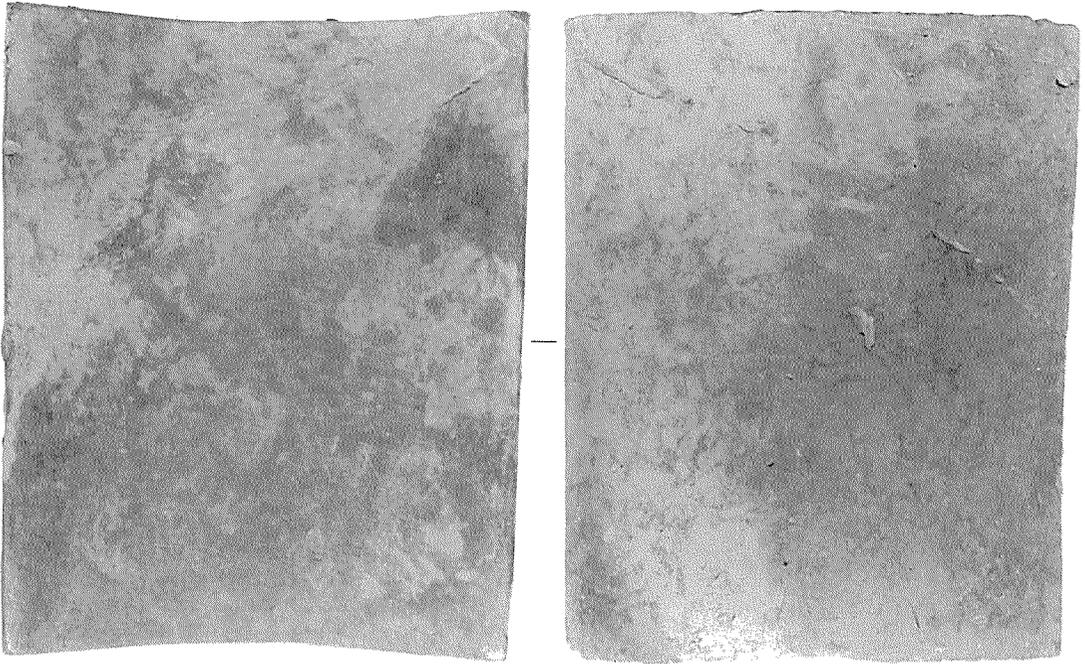
出土遺物(19) 備前焼 1 (約 1 / 4)



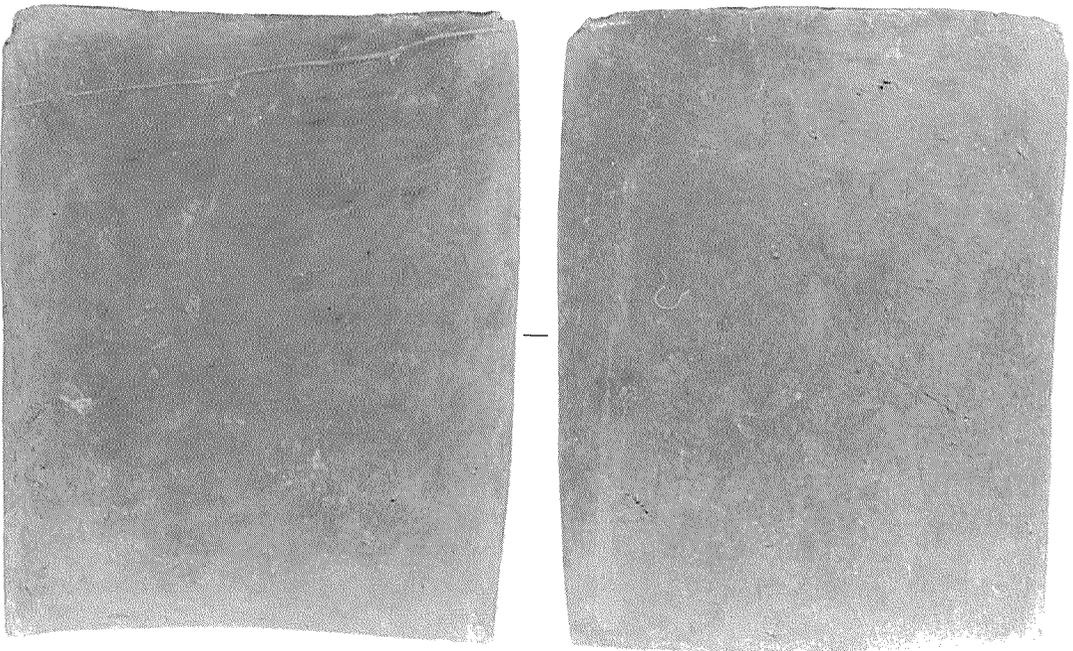
出土遺物(20) 備前焼 2・その他の陶器・瓦器 1 (約 1 / 4)



出土遺物(21) 瓦器 2 (約 1 / 4)

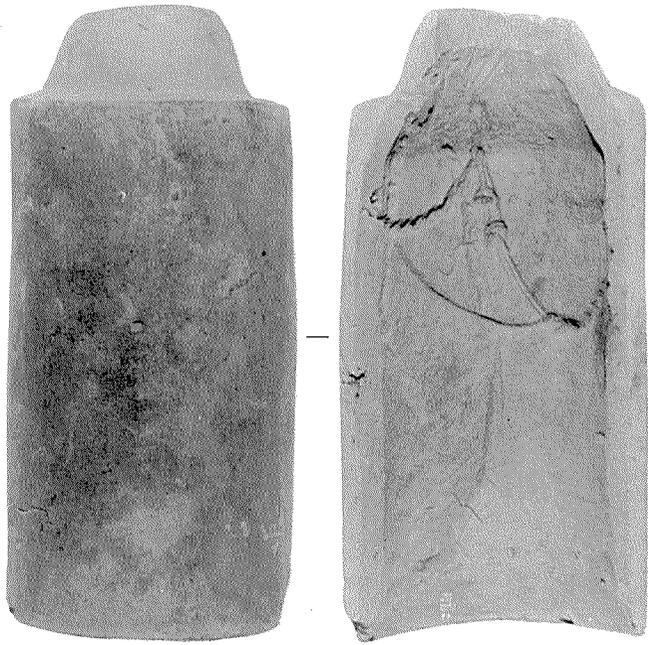


1



2

出土遺物(22) 瓦1 (約1/4)

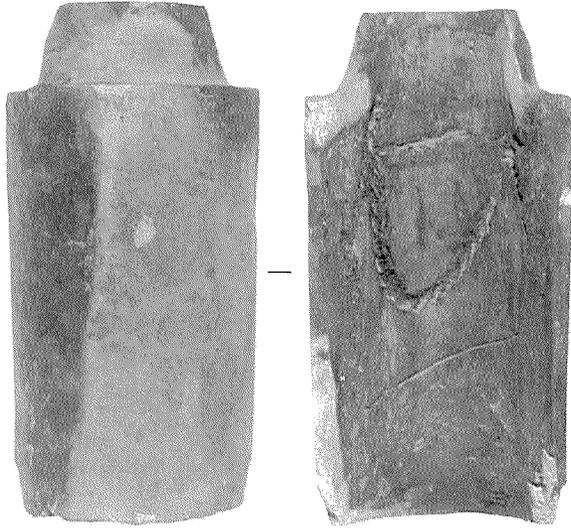


3

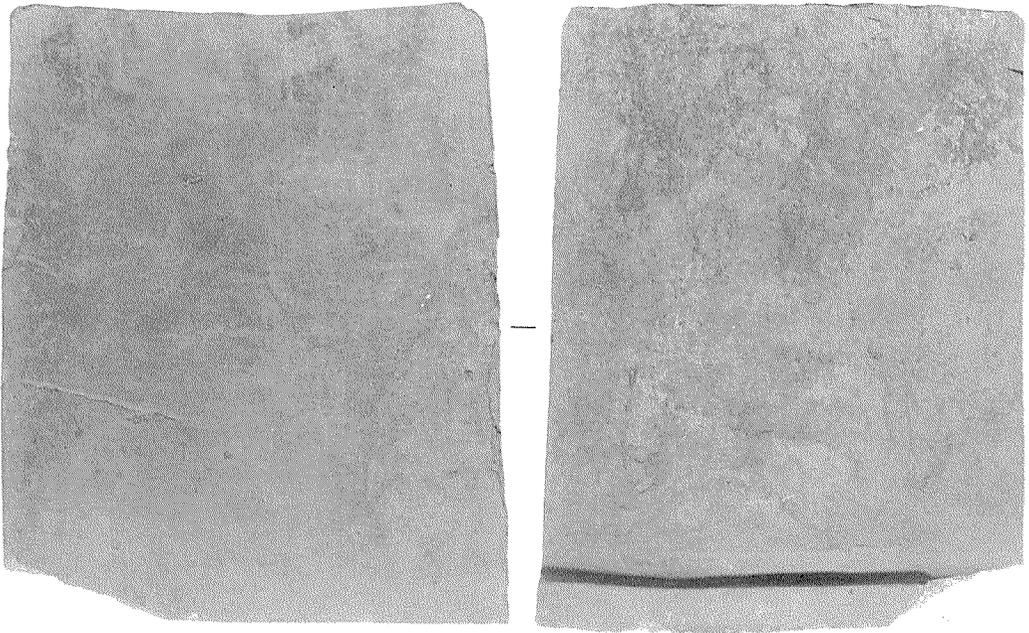


4

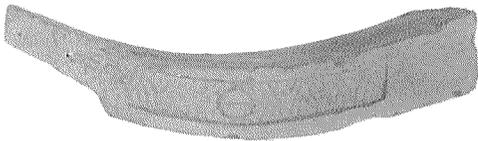
出土遺物(23) 瓦 2 (約 1 / 4)



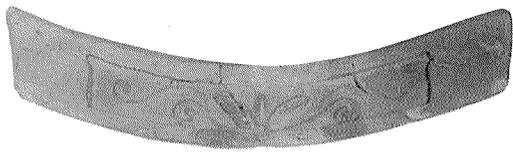
5



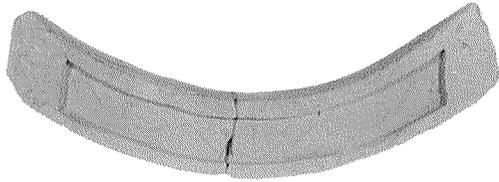
6



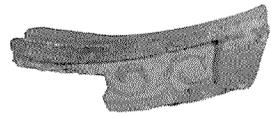
出土遺物(24) 瓦 3 (約 1 / 4)



7



8



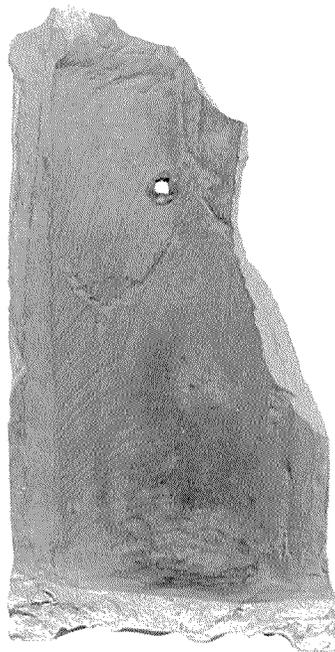
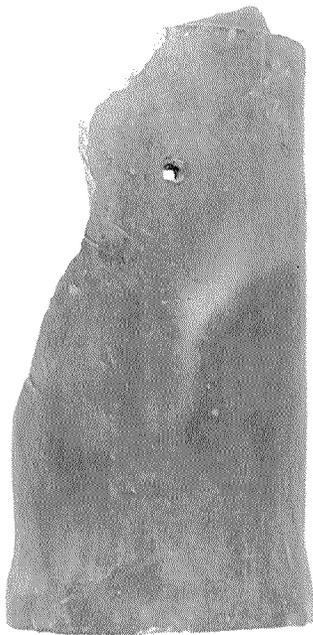
9



10



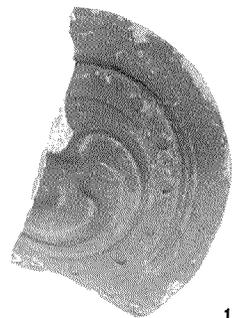
11



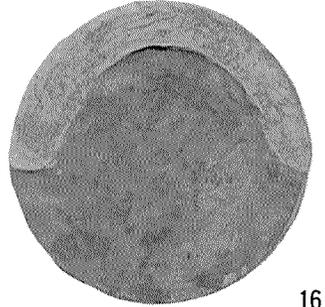
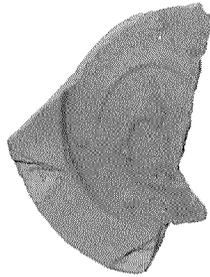
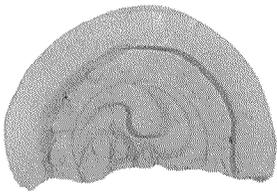
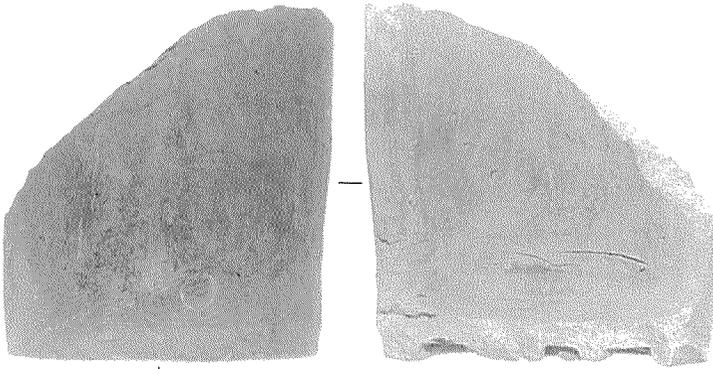
12



13



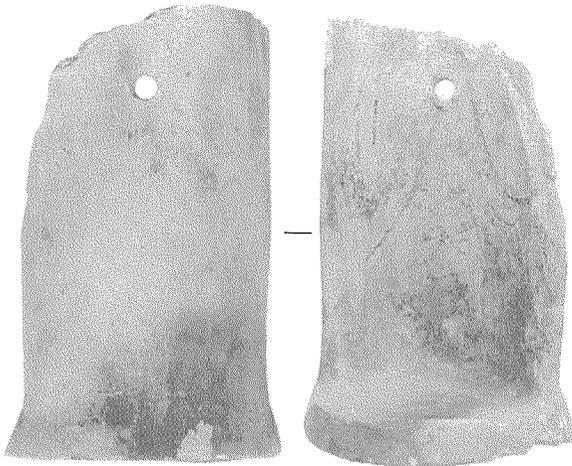
14



15

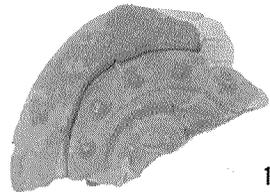
17

16

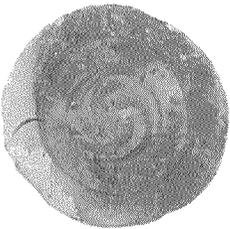


20

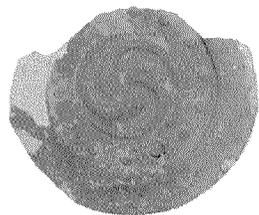
18



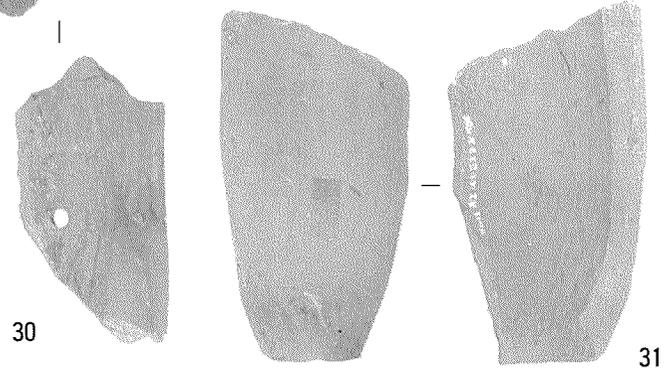
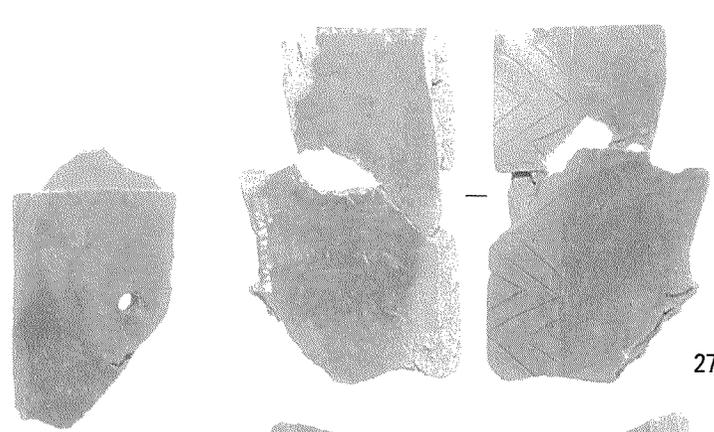
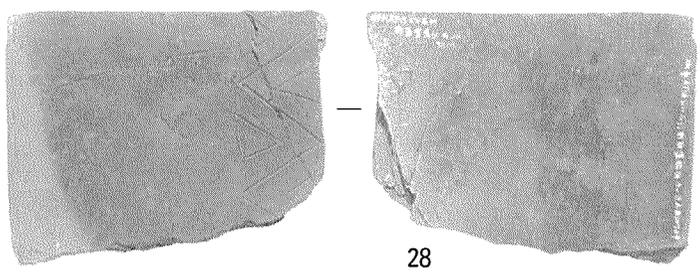
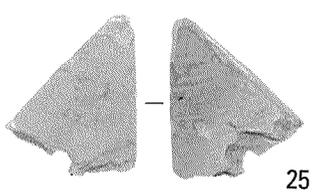
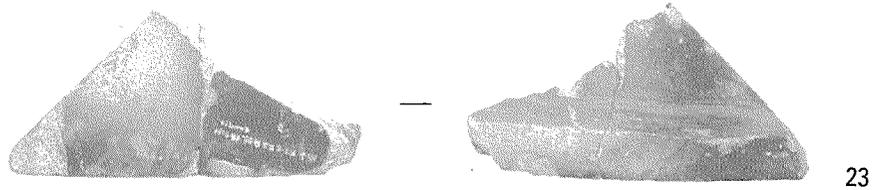
19



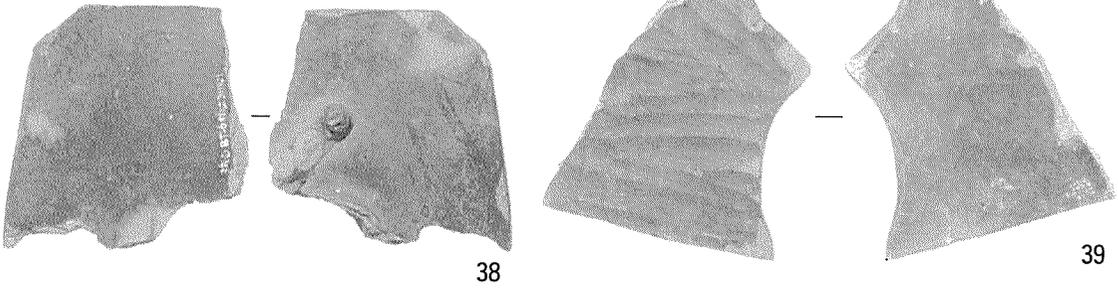
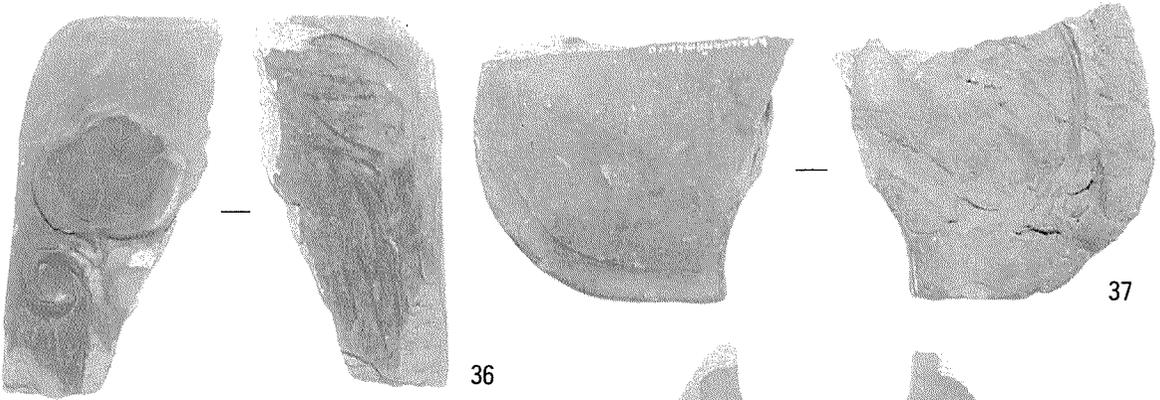
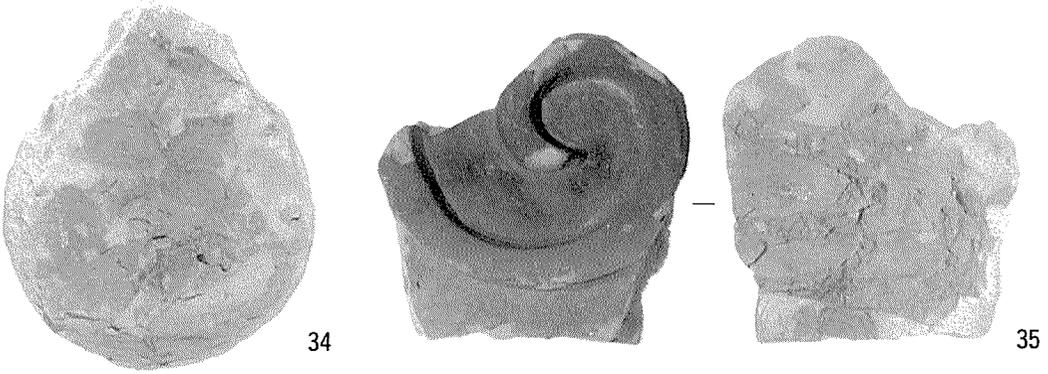
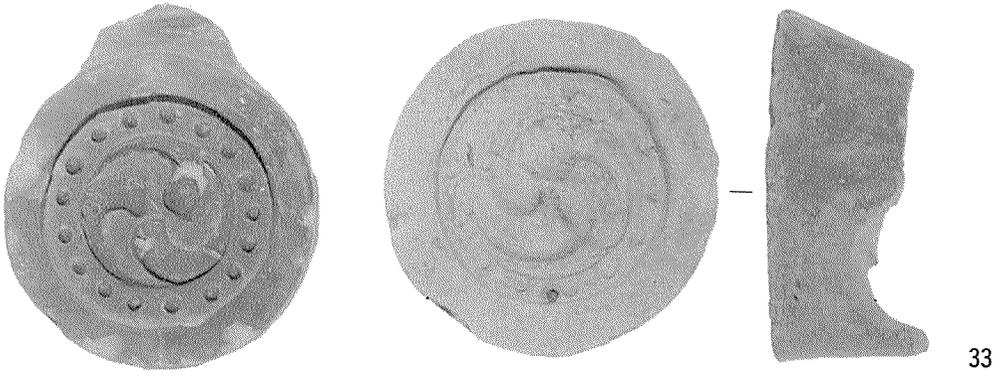
21



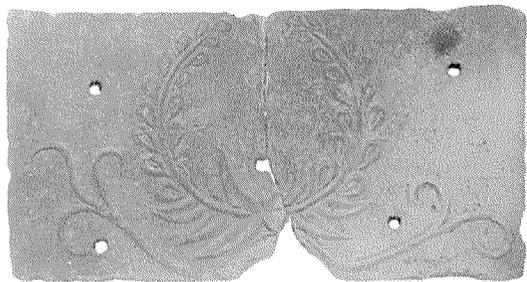
22



出土遺物(27) 瓦 6 (約 1 / 4)



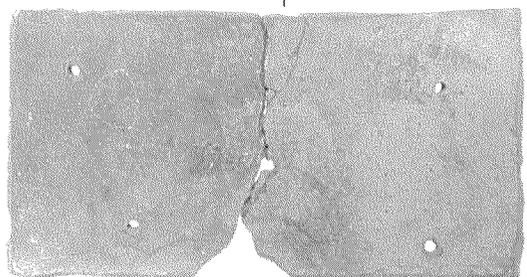
出土遺物(28) 瓦 7 (約 1 / 4)



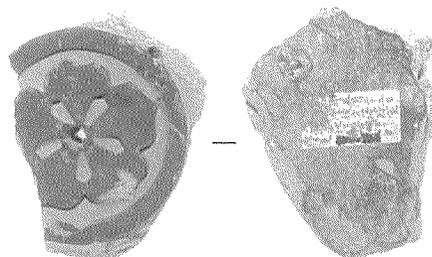
1



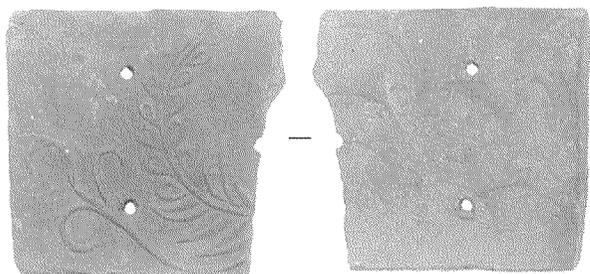
43



40



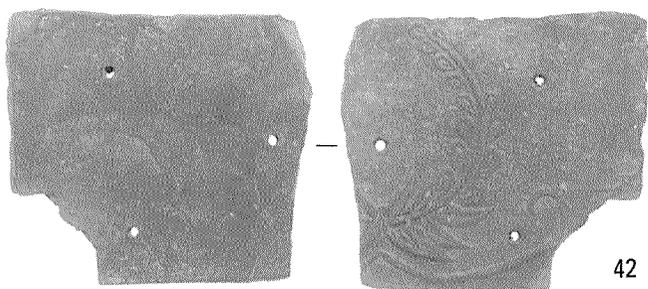
44



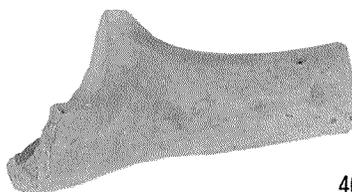
41



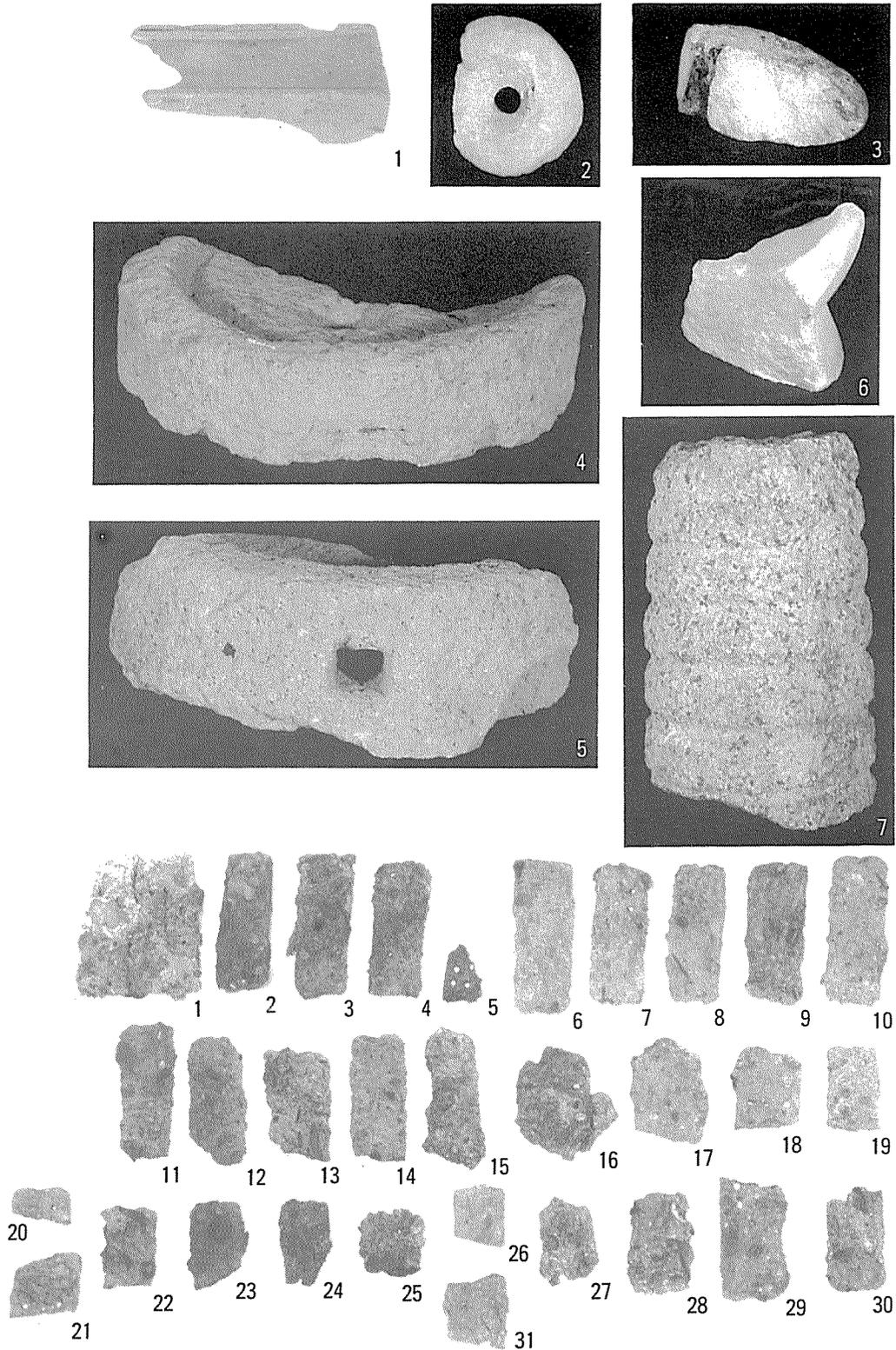
45



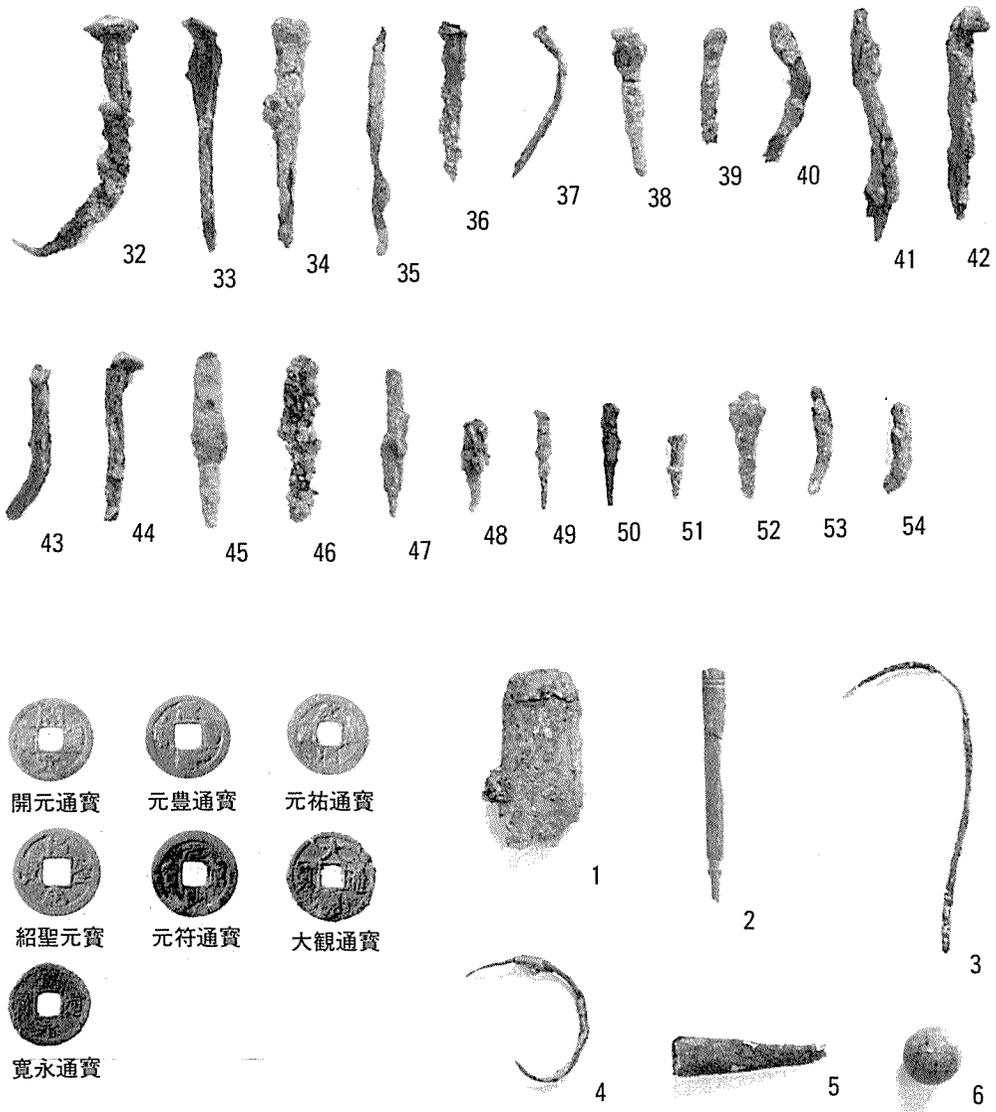
42



46



出土遺物(30) 石製品 (約 1 / 4) ・鉄製品1 (約 1 / 3)



出土遺物(31) 鉄製品 2 (約 1 / 3) ・ 銅製品 (約 1 / 2)

宇 土 城 跡 (城山)

宇土市埋蔵文化財調査報告書 第10集

1985年3月31日

発行 宇土市教育委員会

印刷 (資) 下 田 印 刷

加藤清正伝 (中野嘉太郎)

加藤清正公伝 (斎藤員象)

有馬晴信記

石田三成 (渡辺世祐)

概説石田三成 (池崎忠孝)

石田三成 (今井林太郎)

安國寺惠瓊 (河合正治)

天草時貞 (岡田章雄)

島井宗室 (田中健夫)

千利休 (芳賀幸四郎)

高山右近 (海老沢有道)

高山右近大夫長房伝 (片岡弥吉)

高山右近の生涯 (片岡弥吉)

ジユスト高山右近 (和仁三郎)

黒田家譜 (貝原益軒)

黒田如水伝 (金子堅太郎)

黒田如水 (福本日南)

賢君寺沢志摩守 (松代松太郎)

立花宗茂 (古賀敏夫)

島津義弘公記 (谷山初七郎)

島津中興記 (渡辺盛衛)

島津國史 (山本正誼)

改定史籍集覽一五

小早川隆景 (渡辺世祐)

日本西教史 (ジャン・クラセ)

キリシタン大名 (ミカエル・シュタイシエン)

日本史 (ルイス・フロイス)

日本教会史 (シャルヴォワ)

日本切支丹宗門史 (吉田小五郎訳)

日本基督教史 (比屋根安定)

キリシタン大名 (岡田章雄)

九州の古城とキリシタン (パチエコ・ダイエゴ)

結城城主ジョルジ結城弥平次 (パチエコ・ダイエゴ)

八代切支丹史 (夕葉文庫)

鹿児島島のキリシタン (パチエコ・ダイエゴ)

日本二十六聖殉教者 (小沢謙一訳)

キリシタンの英雄たち (マレガ)

高山右近の横顔 (パチエコ・ダイエゴ)

幸田成友著作集 (中央公論社)

切支丹研究 (山田野理夫)

朝鮮西教史

キリシタンと茶道 (西村貞)

宇土郡村誌

宇土郡誌（宇土郡役所）

宇土市史（宇土市）

宇土半島 自然と文化（宇土半島研究会）

不知火町史（不知火町）

下益城郡誌（下益城郡教育支会）

松橋町史（松橋町）

城南町史（城南町）

村誌富合の里（富合村）

町誌中央（中央町）

小川町史（小川町）

小川年代記

八代郡誌（八代郡教育支会）

八代市史（八代市）

水俣市史（水俣市）

上益城郡誌（上益城郡）

矢部町の文化財（矢部町教育委員会）

天草郡史料（天草郡教育会）

天草の歴史（本渡市教育委員会）

鹿本郡誌（鹿本郡）

鹿本町誌

乗燭雜錄二二七

太宰管内志（伊藤常足）

佐賀県史（佐賀県史編纂委員会）

佐賀県史料集成（佐賀県立図書館）

佐賀県の歴史（文画堂）

鎮西町史（鎮西町史編纂委員会）

名護屋城秘史（名古屋經一）

名護屋城詞華集（名古屋經一）

岐阜県史（岐阜県）

岐阜県百科事典（岐阜日日新聞社）

関ヶ原町史（関ヶ原町）

関ヶ原合戦史料集（藤井治左衛門）

関ヶ原合戦（藤井治左衛門）

関ヶ原町の名所古跡（関ヶ原町）

堺市史（堺市）

堺文化伝（堺市教育委員会）

豊公遺文（日下寛）

太閤記（小瀬甫庵）

豊臣家譜

豊臣秀吉（鈴木良一）

繪本太閤記（武内確斎）

- 左大史孝亮記
- 関原始末記
- 塩尻
- 大垣藩地方雜記
- 関原御合戦当日記
- 庵主物語
- 内府御陣場覚書
- 関ヶ原一乱志
- 寛永諸家系圖伝
- 美濃雜事誌
- 梵舜日記
- 時慶卿記
- 押小路氏之日記
- 義演准后日記
- 関ヶ原御陣之圖及略記
- 言經卿記
- 東照宮御年譜
- 肥後宇土軍記
- 石田軍記
- 関原軍記大成
- 備前老人物語
- 続亀之助覚書
- 改訂史籍集覽二五
- 改訂史籍集覽二六
- 日本隨筆大成三期九、一〇
- 関ヶ原合戦史料集
- 大日本古記録
- 甲子夜話三〇
- 宇土市埋藏文化財調査報告書一
- 国史叢書三八
- 国史叢書八一
- 雜撰錄九五
- 秉燭雜錄四五
- 八代郡内略記
- 石瀨漫錄(草野石瀨)
- 熊本の城(熊本日日新聞社)
- 熊本の古戰場(熊本日日新聞社)
- 肥後史話(卯野木卯一良)
- 日本戦史 関原役
- 国郡一統志(北嶋雪山)
- 菊池伝記(井沢蟠龍)
- 肥後地誌略(井沢蟠龍)
- 新編肥後国誌草稿(成瀬久敬)
- 肥後國志略(森本一瑞)
- 増補肥後国誌(水島貫之)
- 肥後国陳跡略誌(水足屏山)
- 古今肥後見聞雜記(寺本直廉)
- 熊本県史(熊本県)
- 熊本県史料―中世編(熊本県)
- 熊本県の歴史
- 相良家文書
- 熊本市史
- 三宮社記録
- 秉燭雜錄三六五
- 肥後國地誌集
- 秉燭雜錄一九九
- 肥後國地誌集
- 大日本古文書家わけ五
- 平野乍

- | | | | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 元親記 | 統群書類從二三輯上 | 島津家文書 | 大日本古文書家わけ一六 |
| 黒田長政記 | 統群書類從二三輯上 | 立花文書 | 熊本県史料中世五 |
| 安西軍策 | 改定史籍集覽七 | 異称日本伝 | 改定史籍集覽二〇 |
| 氏郷記 | 改定史籍集覽一四 | 懲惑録 | |
| 福富半右衛門親政覚書 | 改訂史籍集覽一五 | 平壤録 | |
| 老翁物語 | 改訂史籍集覽一五 | 武備志 | |
| 脇坂家伝記 | 改訂史籍集覽一五 | 晋州壬癸事蹟 忠烈録 | |
| 松永道斎聞書 | 改訂史籍集覽一六 | 日本戦史 朝鮮役 | |
| 戸川記 | 改訂史籍集覽二五 | 藤公遺業記 | 肥後文獻叢書四 |
| 面高連長坊高麗日記 | 改訂史籍集覽二五 | 旦夕覚書 | 肥後文獻叢書四 |
| 朝鮮日々記 | 改訂史籍集覽二五 | 拾集物語 | 肥後文獻叢書四 |
| 清正高麗陣覚書 | 統統群書類從四 | 拾集昔語 | 肥後文獻叢書四 |
| 魚住道庵覚書 | 肥後古記集覽八 | 渡辺建長以來之故事 | 肥後文獻叢書四 |
| 奥関助覚書 | 雜撰録一 | 早川故事 | 肥後文獻叢書四 |
| 天野源右衛門覚書 | 雜撰録九二 | 鶴頭夜話 | 日本戦史関原役 |
| 魔积記 | 藻塩草一二 | 続武者物語 | 日本戦史関原役 |
| 島津世祿記 | 藻塩草五〇 | 眞田軍功家伝記 | 日本戦史関原役 |
| 近代雜記 | 大日本古文書家わけ二 | 甲子夜話(松浦清) | |
| 浅野家文書 | 大日本古文書家わけ八 | 慶長見聞書 | 改訂史籍集覽一〇 |
| 毛利家文書 | 大日本古文書家わけ九 | 武功雜記 | 改訂史籍集覽一〇 |
| 吉川家文書 | 大日本古文書家わけ一一 | 川角太閤記 | 改訂史籍集覽一九 |
| 小早川家文書 | | | |

- 一話一言
 朝野雜載
 秉燭譚
 中世堺を代表する俊傑小西行長（池永晃）
 鉄の首枷（遠藤周作）
 小西行長（田村襄治）
 宇土と小西行長（宇土中学校）
- 蜀山人全集五
 益軒全集八
 日本隨筆全集一期六
- 高橋記
 九州記
 九州治乱記
 日本戦史 九州役（参謀本部）
- 吉備群書集成三
 西國太平記
 古今武家盛衰記
 豊臣記
 南海通記
 新撰事蹟通考
- 吉備群書集成三
 国史叢書七
 国史叢書四五
 統群書類從二〇輯上
 改訂史籍集覽七
 肥後文献叢書三
- 清正記
 續撰清正記
 清正行狀
 加藤家伝（森本一友）
 清正勲績考（黒木石水）
 天草郡史料（天草郡教育会）
 天草合戦記
 天草由來記
 常山紀談
 水野日向守覚書
- 肥後文献叢書二
 肥後文献叢書二
 統群書類從二三輯上
- 藩翰譜（新井白石）
 豊薩軍記
 九州御動座記
 城戸左右兵衛覚書
 筑前国續風土記
 竹内吉兵衛覚書
 島津家記
- 改訂史籍集覽七
 大宰府・太宰府天満宮・博多史料
 藻塩草一九
 益軒全集四
 雜撰録一
 統群書類從二三輯上
- 豊鑑
 脇坂記
 朝鮮記
 島津家高麗軍秘録
 吉野甚五左衛門覚書
 本山豊前守安政父子戦功覚書
- 群書類從二〇
 統群書類從二〇輯下
 統群書類從二〇輯下
 統群書類從二〇輯下
 統群書類從二〇輯下
 統群書類從二〇輯下
- 改訂史籍集覽一六
 有朋堂文庫
 藻塩草一七

- ⑤2 行長報復
- ⑤3 秀吉逐明使命再征
- ⑤4 明使滞留于界
- ⑤5 行長屯釜山阻漕正渡海
- ⑤6 沈惟敬報南原虛實于行長
- ⑤7 破閑山水師
- ⑤8 行長取南原島津義弘等取全州
- ⑤9 明將劉綎誣行長講和攻順天
- ⑥0 元帥秀秋還
- ⑥1 明軍圍順天行長撤退上船啓海戰
- ⑥2 行長等敗奔加德島東旋
- ⑥3 行長清正等互聞罪案于大老
- ⑥4 行長黨三成謀亂
- ⑥5 庚子亂遁關原奔槽河
- ⑥6 林藏主擒行長致草津
- ⑥7 關原驛長說行長事
- ⑥8 行長奉天主教不自戮
- ⑥9 誅行長三成惠瓊

二五六 宇土城・小西行長關係資料・出典目錄

肥後古城主考 (辛島道珠)

古城考

古城主記

肥州城址旧知考

肥後文獻叢書一

肥後古記集覽三三二

宇土城跡 (西岡台) 史料編 (宇土市教育委員會)

熊本城 (藤岡通夫)

八代城志 (磯田正敬)

野史 (飯田忠彦)

武家事紀 (山鹿素行)

和泉名所圖會

日本人物史

武德安民記

武家盛衰記

武者物語

兵家茶話

太閤時世大名分限帖

和漢三才圖會 (寺島良安)

名將言行錄 (岡谷繁実)

神谷宗湛筆記

慶長三年大名帳

廢絶録

渡辺幸庵對話

卜齋記

豊公逸事録

堺鑑

泉州志

廣文庫

続群書類從一九輯下

続群書類從二五輯上

改訂史籍集覽一一

改訂史籍集覽一六

改訂史籍集覽二六

雜撰録一七

泉州史料二

泉州史料二

録實就其刑也。挽首淒然。檢監使人問其意。行長曰。祕旨殊令士人竊聞之。行長瞋目厲聲曰。勇者臨就刑。何言之有。爰問之愚。延頸被斬云。武者物語、

- ① 小西行長 父壽德館待秀吉
- ② 兵庫小西次忠謁明世宗
- ③ 行長爲岡山賈人養子出入宇喜多氏周旋京畿之間
- ④ 秀吉擢用行長授豐臣氏
- ⑤ 封肥後半國治宇土城
- ⑥ 平天草土寇
- ⑦ 行長清正爲征韓先鋒啓露
- ⑧ 藥囊草旗
- ⑨ 先發渡韓取釜山浦鑿八千五百人
- ⑩ 拔西平浦多大浦
- ⑪ 拔東萊城梁山鶴院
- ⑫ 略慶尙右道圍金海城
- ⑬ 慶尙右兵使金誠一左道安集使金功
- ⑭ 拔尙州城李鎰敗竄
- ⑮ 取忠州
- ⑯ 朝鮮王遁義州二王子逃全寧
- ⑰ 行長清正兩路入京城
- ⑱ 行長阻清正進軍
- ⑲ 行長先入京城
- ⑳ 王宮焚
- ㉑ 破臨津至大同江
- ㉒ 柳川調信始議和
- ㉓ 行長諡降
- ㉔ 王昭奔寧邊我軍取江灘入平壤
- ㉕ 韓民避難
- ㉖ 毒井
- ㉗ 平壤京城間分寨
- ㉘ 破明援軍于安定
- ㉙ 三奉行入京城
- ㉚ 伐韓將李元翼等
- ㉛ 明主託講和徵兵
- ㉜ 沈惟敬與行長議和
- ㉝ 停戰禁標
- ㉞ 與沈惟敬書
- ㉟ 明提督李如松渡大同江到安定館
- ㊱ 行長惟敬密議
- ㊲ 玄蘇詩
- ㊳ 李如松殺我間諜
- ㊴ 行長不知明軍到而迎李如松
- ㊵ 明軍圍行長于平壤
- ㊶ 大友義統不援行長奔京城
- ㊷ 行長棄平壤奔龍山
- ㊸ 撤大同江以南守備
- ㊹ 小早川隆景破如松于碧蹄館
- ㊺ 三奉行殺京城士民
- ㊻ 沈惟敬見行長再議媾和
- ㊼ 敵焚京城龍山倉絕我糧
- ㊽ 撤京城守備屯釜山
- ㊾ 明軍入京城
- ㊿ 沈惟敬贈賄
- ① 小西如安往北京約和議

略、代督戰。行長併舟圍璘。幾獲之。茫麾衆救之。健鬪破圍。燬文
煥等後船益至。鐵砲火矢四擯。我師敗績。船皆燒殘。乃求一島登之。虜
寨在焉。行長殺戍據之。璘等追至。連巨艦守之。行長夜以單舸奔
加德島。餘衆不能屬。義弘反船迎取。與明將陶明宰戰破之。獲明
宰。於是虜不復追尾。風潮亦便。我師乃蜚帆而歸。行長喜。清正回兵
援順天。拜謝請釋憾。清正辭曰。固所願也。然子與石治部善。竟不
可調停矣。豐臣家譜、逸史、慶長四年三月、先是行長征明陣中蘊結。與寺澤廣
高密議。數清正、長政、直茂、勝信等罪。書以聞大老。大老即投其書於
四人。四人各裁書。數行長罪狀。武德編年集、成大三川志、大老閱實。行長遂決詐約
多。東照公曰。太閤薨而後。未幾構訟相諍。甚不可。俱解宿憾。宜親交。
強而後從焉。大三川志、安民記、行長黨三成謀亂。征明之役。少雖樹功。素起
自卑賤。超列侯位。心懷驕侈。慢侮諸士。惟欲一身樹功。每與衆
不協。不知三省之慎。頻猜忌人。然惟剛勇。屢雖說計策。三成弗從。
庚子秋九月。與三成及秀家、義弘。據大垣城相議。遣島勝猛於株瀨川。
分兵援岐阜城。及東軍西上。岐阜陷。與敗衆。恇怖。更無機勢。或云。
待而戰于曠野。行長不聽。而曰。岐阜之陷也。非戰之罪。以守將怯弱
也。頃聞內府已達赤坂。今宵急襲。其備未定。有得利矣。衆議不決。
三成等亦議。退列陣于關原。行長制止而不聽。怒歸陣營。三成等聞。東
師將夜擊。十四日。宵拂陣。經牧田。退陣關原。會暴雨。諸部亂擾爭逃。
行長不得止。退慚。悔黨三成。特期死。與親臣斟酒。以歎東明。中
盛哀十五日。行長及義弘等涉關藤川。陣小關。秀家及大谷吉隆。平塚爲
廣。戶田重政。津田信成等。下古原嶺。踰川出關原北。行長分隊爲二。

即與本多忠勝等相挑交綬。迄三成等敗。行長前隊又自亂。行長傳令。
少卻而回計。欲取次勝。東師謂行長又走。爭萃。於是軍遂潰。行長麾
衆大呼曰。走者斬矣。弗聽。乃挺身而逃。三成味於兵機。但以其挾異
圖也。舍資招致諸侯賓客。誓諸亡命。故軍鋒甚銳。殺傷又過當。土死勢
窮。而後走。行長勇悍練武事。然嗜利不好客。首佐異圖。而益事封
殖。士又無歸者。故及大事。人不出。闔軍潰散。世以爲笑。倭云。落穗
集
石田軍記。行長軍行至糟河近境。士民聞關原敗。遁逃者多。分部搜索。相川
僧林藏主者。德川記、退私錄
稿、石田軍記
○板坂卜齋慶長記。關原正偽。並作土民探。逋亡人捕行長。庚子明
年秋。卜齋與城昌茂。宿關原驛。問去年合戰於驛長某。某年六旬餘。
剃髮爲道人。道人所對首尾最詳云。土人探索逋亡。不遑枚舉。僕
爲此里長。誡土人曰。勿悔土人。嘗聞本多正純弟仕宇喜多氏。儻
過拘此人。則他日必被嚴罰矣。偏經廻山野。偶會一土人。僕曰。請
疾去。強之不從。其言曰。我小西攝津守也。係標而致。當得賞云。僕
猶喻遁去。曰。我奉天主教。故不得自殺云。會土民率問。不得已
誘歸僕家。以達竹中殿。乃付驛馬。以致草津行營。賜黃金十枚云
云。
嘗入禪室。好武戲。有膂力。退私
錄稿搜索谿澗。遇行長。物色之。行長告
實曰。我德汝。拘而往。林曰。事至此。公之驍名。盍自引決。行長曰。我
嘗奉天主教。法禁自刃。乃解刀授之。光忠林即縛而致竹中重門。重門
携而送草津行營。賜林以金百兩。國史實錄、
石田軍記命使村越直吉監護。賜衣
食。實錄、
慶長十月朔。行長及三成。惠瓊。徇京師。處斬梟首于三條。磔川

虜船四散分漂不知方向。均收餘船還。至加德島。虜皆渴甚。爭下船取水。我兵從島中突出掩之。行長又反擊。斬首四百餘。均奔巨濟。泰川島權標在圓城。以均無所得。檄召均杖之。督令更進。均還到軍中。益忿懣。飲酒醉臥。諸虜欲見均言事。不得。夜半行長進襲之。均走至海邊。棄舟登岸。欲走而體肥鈍。坐松樹下。左右皆散。或言斫殺。或言走。全羅右水使李億祺從舟上投水。慶尙右水使裴楔。先是屢諫。均必敗。是日又言。泰川島淺窄。不利行舟。宜移陣他處。均皆不聽。楔私約一所領船。戒嚴待變。見我師進奪港。先走救其軍。獨裴楔還。至閑山島。縱火焚爐舍糧穀軍器。縱餘民之留在島中者。使避銃而遁。於是海路始通。天津東萊皆可揚帆。豐臣家譜 愆惑錄 閑山一失。京西水道。無處不通。於是我兵水陸並進。軍艦泊光陽豆恥津。距南原甚近。釜山。西山之師。又由慶尙右路。往會南原。權標。元翼等兵勢。不能阻截。皆伴趨於東偏。我兵益張行。楊元一聞警報。十日。先遣家丁。將行李二箱。押回平壤。平壤 豐臣家譜 國史實錄 大三川志附錄 並錄 毛利秀元 宇喜多秀家 今從 溫故私記 逸史 步騎五萬。行長為先鋒。將攻南原。當拈圍。欲往全州。而繼南原之後援。島津義弘。加藤嘉明等圍。二人率兵向全州。是以陳愚衷不能救南原。行長率兵與諸將進。十二日。攻南原。楊元及全羅兵馬使李福男固守。銃矢連發。秀元進衆四面攻擊。造雲梯懸樓。以傳城。又刈田稻填濠。又於濠外築木柵三層以阻。虜突出攻拒。四日猶不拔。師退而遠圍焉。虜見之。以為勢撓不能攻。咸謂困羸。解甲脫弦而安臥。十六日黎明。行長麾衆肉薄奪南門。虜遽不能拒備。秀元亦與蜂須賀家政。長曾我部元親等。繼進入城。楊元在帳中。驚遽不得被衣甲。盤礴

跣足遁走。傳報官甯固取衣靴帶隨。從家丁十八人。逃出西門。李福男死之。遂奪城。斬虜二千餘。擒口又多。義弘。嘉明又攻全州。陳愚衷棄城而走。實錄 統宗 明主聞之。譴朝鮮王昭曰。為日本取敗者。朝鮮之罪。明之恥也。王昭懼而頻促兵於八道。實錄 豐臣家譜 續 豐臣家譜 逸史 三年正月朔。行長及諸將由海路救蔚山。大破明虜。王代一覽。七月。明將劉綎統率所部居水源地。將攻順天寨。寨近大海中。綎兵不能達。乃謀襲。惟敬故智。欲誘行長而擒之。因使間使吳宗道等來告。行長曰。先鋒昔年曾以請和與中國盟誓。本出誠心。特緣清正邪謀。惑亂關白。致有今日。我大兵遠來異國。爾衆亦渡海間關。今兩下師老財匱。終非全計。今提督欲親會通好。仍結前盟。以遂夙願。行長初猶未信。後譯使荐至。劉綎單騎。俟於中道。以示不疑。行長因信諾。八月朔。相與約定。行長將出赴會。我兵有降在綎部中者。密告其謀。行長大驚。從中道還去。綎計不就。遂率兵來攻。行長拒擊破之。監軍王士琦聞報。怒。綎不用力。傳令縛綎于營。綎懼不敢歸。乃率諸師奮勇還來攻。行長復擊卻之。大三川志附錄 武備志 十月。元帥秀秋撤釜山營。先選到對馬。清正撤蔚山。義弘撤泗川。劉綎聞之。復圍順天。行長告急。義弘。清正分兵反擊。解其圍。行長乃撤順天。以十六日皆上船。水路將陳璘等謀而知其期。合衆艦遮擊。鄧子龍及朝鮮李舜臣 以巨艦為先鋒 清正先歸 義弘且戰且退 抵加德島 明師萃於行長 行長苦戰 士卒多死 子龍乘之 兵鋒益銳 會虜大煩誤中 子龍船 折檣焚樓 我兵乘機覺之 斬子龍 其下殲焉 舜臣方血戰 望子龍危 轉艦赴救 流丸洞胸而仆 瞋目曰 事方殷 勿言我死 言未畢而絕 兄子亮有膽

問行長。行長無異辭。乃具揭到石星。因行長聽命。復令惟敬催小西如安等入京。如松師歸。正遇惟敬。携重賄蟒衣三十。玉帶七條。及花布四十。攬往送行長。如松哂謂曰。日本方畏寒。今給以此。所謂賈寇兵而賞盜也。蓋惟敬再入我營。不止貨物。帶去書籍。有大明一統志。大明官制。武經七書。悉以遺之。及回私受我旗五面。徐璋得其一。送提督。乃告養謙。詰之。惟敬以游言自解之。平壤錄十二月。如安往北京。石星遇對甚渥。如三公。決和議。如安殊揚之。過關不下。彼要以三事。一勸師盡歸營。二封外不與貢。三誓無犯朝鮮。如安一一親書聽從。平壤錄尋石星。趙志臯。徐文璧。孫丕揚等俱集左闕。研審情由。問答十一事。俱聞明主。決封事。平壤錄慶長元年正月。行長歸報款局。實錄九月二日。太閤秀吉引見明使。聞封冊之言。彪怒。命再征。使清正。行長復爲先鋒。詈行長曰。女罪當斬。姑假借以卒事。宜以功自償。豐臣家四日。明使揚方亨與惟敬。商議于界浦。曰。我儕遠來萬里。不得一的信回去。有何面目。且諭書三事。皆行長再議定。還就行長去。申前約。秀吉怒罵。惟敬不曾圖。遂日本所求。但爲朝鮮謀事。我不再見。迫請回去。行長以此言告。二人心內快快。住數日。秀吉遣人賜二使。禮亦優厚。皆行長調停其間。平壤錄二年正月。行長。清正將航海。秀吉所命爲仲春。行長懼秀吉怒。先期踰海。而屯釜山浦。二月。行長等改築釜山故壘。建樓濠。溝。圍木柵。定爲元帥營。小早川秀秋據之。其餘諸將連營列艦。周亘津要。爲久頓之計。傳令嚴禁。鹵掠。豐臣家行長志清正益深。其初發也。潛遣謀者。來往金應瑞等陣。密言曰。我將行長言。和議之敗。職由清正。今清正當渡海。朝鮮善

水戰。君要諸海中。可以敗殺。慎勿失也。應瑞以聞。海平君尹根壽尤踴躍。以爲機會難失。屢言之。速催全羅水軍李舜臣前進。舜臣疑有詐謀。遲回者累日。於是謀者又至曰。清正今已上陸。朝鮮何不要截。伴致恨惜之意。元均因譖之王。遂滅舜臣。死下獄。以均代領其軍。懲密錄逸。沉惟敬所虜。痛恨楊元。無由報復。被擒之日。暗令婁國安脫身。報行長南原虛實。令起兵襲南原。南原者朝鮮要地。副總兵楊元以遼兵三千扼其地。延綏遊擊陳愚衷統兵二千往全州。以協助之。且特韓將金應瑞。李元翼兵在雲峯外。權標兵在閑山內。又元均督舟虜守拒。各爲障蔽也。無何行長得惟敬之報。即欲進攻南原。而七月初。大雨數日不歇。晝夜如注。平地皆爲巨浸。三江大河一望滔天。朝鮮水營將元均在閑山謀舉兵。約令明人搗釜山浦不意。金應瑞在宜寧。陸路虛張聲勢。元均約明人搗釜山浦。日期漏于行長。行長欲攻南原。清正虜元均襲其後。一聞此信。就中用計。欲襲元均水軍。平壤錄八月七日。閑山舟軍潰。初元均至閑山。盡變舜臣約束。擊愛妾。居運籌堂。嗜酒觸事怒。刑罰無度。行長又遣謀者。謂金應瑞曰。我船某日當至朝鮮。舟師獨可激擊。權標尤信其說。且以舜臣逗遛已得罪。日促元均進兵。均又以已前言舜臣見敵不進。以此陷舜臣。而已得代其任。至是雖知其勢難。而慙無以爲。只得率舟艦進前。我營之在岸上者。俯視船行。互相傳報。均至絕影島。風荒浪起。日已昏。船無止泊處。望見我船出沒海中。均督諸軍進戰。舟中人自閑山。終日搖櫓。不得休息。又困飢渴。疲不能運船。諸船縱橫進退。乍前乍卻。我欲疲之。與虜船相近。輒尙佯引避而去。不與交鋒。夜深風惡。

虜又死亡數千人。是日晡如松收軍城外。初虜之至也，行長告急於鳳山寨。大友義統恆撓，無意救之。聞其謂師二十萬而曰：大兵若斯，行長決不_レ生矣。棄寨頗沛奔于王城。長政等又以兵寡，隔河不_レ援。行長點檢兵士，死傷者三分之二，而餘兵不過五千。自度不可克，率餘衆，連夜遁還。氣之足疲，跛躄而行。或匍匐田間，指口乞食。李時言尾其後，不敢逼。但斬飢病落後者六十餘級。率餘而下從懲忿錄行長踏水渡江，奔龍山寨。黎明，如松等競攻，圍牙城。初識宵走，悔怒，乃分兵追之而不_レ及。行長暨義智走到龍泉城。此城黑田長政臣小川傳右衛門所守也。傳右遣人副鳥銃一百，迎之爲殿。或作長政聞行政走，自白川初義統之走，遣人謂傳右曰：寡兵臣守，請疾去。對曰：未聞君命，何去矣。長政白川營，違龍泉七里。行長馳入，謂長政及毛利秀包曰：請偕去。不_レ聽而曰：未見虜旗，而去者恥也。與小早川氏議，擊虜矣。卿力罷則去。大三川志附錄，大同江以南，黃州、中和、鳳山等諸寨，相議皆撤守備，會王城。小早川隆景特不聽，三成等強之。乃撤開城，違王城三里而藉陣。御年譜十九日，如松等入開城，將攻王城。先是戰以聊有利，意輕我，出相地形，僅以家丁二三千自隨。隆景圍之，碧蹄館精悍十萬繼之。如松鼓衆力戰，見敗危急，會楊元援兵至，僅免逃歸開城。豐臣家譜，三奉行等恐韓虜爲內應，收王城士民數百人，悉殺之。逸史三月初，如松克平壤，鋒銳甚。囚沉惟敬，不復問和議，及碧蹄之敗，氣大索。且不_レ習水土，海氣蒸濕，溫疫盛作，益圖結局。而我師亦芻糧既盡，衆生惡瘡。行長最心折思歸。韓民不得樹麥，餓卒相望。於是和議復行。逸史四月，如松實惟敬，來見行長。申前議，約以七事。一曰：歸俘，蓋送

朝鮮王子已下也。二曰：割地，蓋割慶尙、忠清、全羅三道附我，還其餘于朝鮮也。三曰：入貢。四曰：封冊，蓋修足利氏故事也。他三事祕不傳。豐臣家譜，實錄行長及秀家，三奉行之徒，皆苦在陣之久，懷鄉國之情深。甚信惟敬之言，且皆不學亡術，以入貢爲隣交之禮。以封冊爲封，秀吉於明，喜受約。玄蘇等雖粗知字，又記誦陋習，不識國體。未嘗辨折其不遜。後雖知封貢爲國恥，而惟敬諂我情，欺罔百出。行長等意疑平壤之軍，惟敬有內應，惟敬歸與石星議，遣徐一貫，謝用梓於行長，多贈金幣。又說和親。行長及三奉行，皆與清正不相善。故猜忌，清正建功，欲還生虜于韓。且糧米漸竭，士卒患瘧而死者多，皆有欲還軍于釜山浦之意。惟敬百方諭和。行長等甘心聽納，申報行臺。惟敬請先撤王城兵，以爲信。諸將勉強從之。豐臣家譜，逸史龍山倉者在王城。朝鮮二百年租賦之所入，盡積于此。行長率兵就食焉。宋應昌密遣部將，率死士夜焚之。我師絕食，惶惶。秀家亟召行長，入問計。行長曰：明虜銳不可當。不如早講解。竊恐王城又不可恃。秀家頗不然之。而部下平壤之敗卒，往往私議。一軍惆悵，心思不一。秀家始危議。平壤家譜我師自去歲屯王城，故朝鮮四民皆復故。勤其業者，多於我兵。豐臣家譜十八日，縱火城中，乘烟撤兵。步步相顧，一番輪殿。虜既屯鳥嶺，懼不敢迫。師渡漢江，斷橋沈舟而退。皆隆景之策也。豐臣家譜，實錄朝鮮謀士勸如松曰：日本既退歸，若追之則寇可殲焉。如松弗聽。實錄如松聞行成，神稍定，始進兵。二十日，入王城。我師屯釜山浦。列營於蔚山、西生、東萊、金海、熊川、巨濟。依山擁海，爲久頓之計。虜亦分守諸要，而不_レ出。逸史明將孫鑽代顧養謙統兵。又不信惟敬言，復遣人以其言語

能識我事情，故薦用之。應昌到遼陽，提督李如松率兵，涉鴨綠江，分虜爲三列。楊元在中列，如松爲右列，世爵爲左列。惟忠領南虜三千，屬右列。總軍五萬餘。是月二十七日，出山海關。家譜十一月，行長猶在平壤，曠日引久，惟敬過期不來。乃怒戒戰期。會惟敬至，留宿城中。行長等傳譯密議。累日而去。語祕不傳。逸史十二月，李如松等盟于師渡江。家譜文祿二年正月，李如松到安定館，遣別將查大受，抵順安。詐曰：明主已許和。沉遊擊且至。玄蘇喜賦詩曰：扶桑息戰服中華，四海九州同一家。喜氣忽消實外雪，乾坤春早太平花。逸史愆

○鄰交徵書引仙巢稿云。此文多誤不可解玄蘇字景轍，號仙巢。以酌菴祖

嗣法湖心。從是役。掌書牘之事。後文祿四年二月，明神采賜本光禪師號，并蜀錦伽梨。其劄曰：兵部爲欽奉聖諭事照得，頃日因關白具表乞封，皇上嘉其恭順，特准封爲日本國王，已足以遠慰內附之誠，永堅外藩之鎮矣。但關白既受皇上錫封，則行長諸人，卽爲天朝臣子，以應酌議量授官職合給，共戴天恩，永爲臣屬。恭候命下。特

僧玄蘇授日本禪師官職，以示獎欽。擬合給劄，爲此合劄。本官遵照劄內事理，永堅恭順。輔適國王，恪遵劄本，官遵照劄內事理，永堅恭順。輔導國王，恪遵王朝，拘束不得。別有他求，不得再侵朝鮮，不得擾掠沿海。各保職位，共享太平。一有背違，王章不肯項主劄符者，右劄符日本光禪師玄蘇准此。

先是如松拘惟敬，李成男，捕種人金順良，拷掠鞠之。乃吐實曰：爲日本間，受傳令及祕密公文，直入平壤東敵。敵將置傳令於案上。公文則見扯裂之，賞一牛。同爲間者徐漢龍，賞紬五匹，約更探外事，期

十五日來報，故聽出矣。柳成龍問：爲間者獨汝乎，更有幾人。對曰：凡四十餘人。每散出安順，江西諸陣，以至肅州、安州、義州。無不貫穿行走，隨事輒報，乃急通諸陣捕之。或得或逸。斬順良於城外，不久明虜至，而我不知，行長遣牙將逸見好官，迎惟敬于順安。查大受誘飲之酒，伏起縱擊之，擒好官，斬戮從卒幾盡。三人逸馳歸，我師始知虜之至。大擾。逸史愆行長大駭，遣小西如安詰如松。如松見如安於肅寧館，慰解還之。逸史六日，如松等虜五萬，韓屬虜。或謂兵二十萬至平壤。行長始覺其詐，分兵登陣，遣步卒試之。明虜李寧擊走之，擒七人。

行長遽築飛樓，決墻穴。御年譜七日，平壤錄。八日，圍合，獨之爲地也。東有大同江，西北背山。違城二里許，牡丹臺側修築柵，以爲牙城。如松等進兵，先欲拔牡丹臺，往攻之。守固拒備，如松使吳

惟忠攻牡丹臺，其餘皆向平壤。
○逸史作韓李鎰、金應瑞門于含毬門，城兵堅拒卻之云。

是夜，行長擁衆十萬，設伏斫李如柏陣，而不失利。御年譜八日，圍合，獨缺東西。如松門于小西門，如柏門于大西門，吳惟忠、駱尙志門于北門，祖承訓門于南門。以我嘗易韓也。承訓軍詭韓裝，不敢前。行長督衆拒小西門，弓銃叢發，虜少卻。如松擇死士，攀鈎梯直上，我兵方翁力於此，輕南面不備。

○豐臣家譜云。西面守備疎，張世爵察之，率南兵一萬急進入。承訓乃卸裝，露明甲，肉薄而登。城中大驚，急分兵捍禦。刀槊下垂若蝟，如松與松柏、惟忠等，外布鐵蒺藜數重。已奪門，三面齊入，火器並發。烟焰蔽空。我兵殊死巷戰，死者千六百四十七，退保牙城。豐臣家譜平壤錄

丸而斃。承訓單騎遠渡二水而逃。尙恐追至，遂還遼東。明虜初來也三千，其免死者僅十許人。朝野震愕。御年譜是月，石田三成、增田長盛、大谷吉隆抵王城。西征日記八月朔，朝鮮李元翼、李養率數千虜，陣于順安。部將金應瑞等率龍岡、三和、甌山、江西四邑兵，分爲三十餘屯，陣于平壤西。金德秋率水軍，陣于大同江上流。十日，元翼等進兵。行長先鋒木戶憲重與之遇戰。尋後軍大至，遂擊走之。大三川志附錄祖承訓之敗也。行長傲朝鮮，有羊群放虎之語，聲言且暮渡鴨綠。義州荷擔而立，明聞聲息，上下震駭。明主命大徵發，以備東北。知我兵鋒不可當也。欲以講和紓事，乃募能使我師者。官市人沈惟敬，多齎金幣，如朝鮮關說。逸史沈惟敬者，亡命無賴人也。嘗潛來被讖於行長。歸國之後，通于吳妓陳澹如。澹如僕有鄭四者，先被執于我，是歲得逃歸。遇惟敬，具談我國事。惟敬爲人頗有才思。聞鄭四言，而謂方今明動干戈，以拒日本。當此際，吾將樹勳功。卽往北京，揚言曰：我能識日本之事。是時兵部尙書石星，掌朝鮮兵馬事。一聞朝鮮警，方博采群畫。其妾父袁茂偶遊澹如宅，聞惟敬之言，薦之於石星。石星召惟敬與語，大喜曰：吾得人也。乃假說和議于惟敬。惟敬領諾。乞重貨於石星，石星許可。於是惟敬散千金，買蟒衣玉帶花幣，入朝鮮。先遣人于平壤，挑行長之意，而以書報，卑辭請和。行長遣僧玄蘇、宗逸報之。而惟敬先致金幣，自以黃袱裹書，使家丁一人脊負，騎馬直馳，由普通門而入。行長見其書，卽回報，求面見議事。遂與宗義智等，陣于平壤城北十里乾福山麓。懲愆錄作降福山下盛設軍容。惟敬從三四家丁至，矯情示不懼。行長曰：若欲定和議，當亟發使者航海。乃約數條，惟敬務欲

以弭兵爲己功，曲意承當，應答如響，楚楚可聽。因言歸取報而來，期以五旬，請以平壤西北十里爲經界，互不得出入，卽踰期不至，任客所爲。行長許之。實錄、逸臣家譜、逸史

○懲愆錄云：惟敬日暮而去。明日行長遣書致問。且曰：足下在白刃中，顏色不變，雖我人無以加也。惟敬答曰：足下不聞唐朝有郭令公者乎？單騎入回紇，萬軍中曾不畏懼。因約曰：吾歸報聖皇，當有處分。以五十日爲期，足下衆毋得出平壤西北十里外，侵掠朝鮮人毋八十里內與日本鬪。乃於地界立本爲禁標而去。

乃與諸將議，皆信惟敬之言。謂蒞其報至，而撤平壤之戍矣。行長與惟敬書曰：我邦勘合絕久矣。數年雖求和親於朝鮮，朝鮮不應。故太閤勃怒，進節旌於鷄林也。今足下來欲結和交，是國家承平之基乎。速奏明主，發使者，以爲親交之左券。則何慶加焉。使者如來則以五旬爲期。若人誤期者，則難留。我諸將於朝鮮城中，且贈甲冑鉞弓靴及刀劔。明日惟敬懇求鳥銃。時行長又寄書云：昨呈兵器若干，且有鳥銃之求，雖裝飾甚醜，纔以一奏，書一道從來命呈上之，不知適意也否。又書尾，爾到義州告之，進發上都，請莫少留義州。若中路而遲滯，則恐使期出五十日乎。是以云爾。又示說僕及傍將姓名官位，僕攝津州前司小西祕書少監豐臣行長，傍將對馬州前司宗拾遺侍中豐臣義智，書呈焉。又示北虜晝達之事，渠以足下登庸開賈，則開我來往之路，又未爲難事，餘付譯舌。惟時霜遲菊未花，自愛保重，書意頗懇，乃以木標界而去。實錄、平壤錄十月，明主以總兵李如松爲提督，南北各鎮之，兵士多屬之。侍郎宋應昌爲經略使，促衆虜以救朝鮮。應昌自謂

爲實遁矣。將追尾。命元制止，不聽。應寅、砬及權徵等，將涉水。應寅別將劉克良、年老練武事，曰：不可。而不聽，將斬焉。克良怒而涉水。砬等遂涉。我師棄兵仗而走。虜追及于兩山際。左右伏起。鳴金鼓，縱矢砲。宗義智、及小西主殿助、木戶憲重等，或迴斷虜後路，夾擊之。克良及砬戰死。殘虜遁江邊，多投江水溺死。命元、應寅遂逃走平壤。大三大三志附錄師遂濟至安城驛。分路行長自平安道。史是日，柳川調信遣書於朝鮮，初講和。西征日記行長至大同江。初王昭入平壤，爲久駐計，以蒞明救。地險而糧仗充溢，人心稍固。及師進大同、城中大擾。王昭荐告急于明，遂議出走。行長使人報王城，諸將曰：平壤可指日而定。平壤既下，當飲馬鴨綠江，長驅入明。請諸君爲後軍矣。秀家以全羅、黃海諸部落未下，恐孤軍深入。歸路隔絕，誠之曰：當蒞舟師自全羅至，戮力渡鴨綠。行長恚，乃令柳川調信、僧玄蘇以書召李德馨，諭降。豐臣家譜又贈書於王昭曰：我師奉太閤之命，將伐明。我邦混一之後，國饒民殷，曾無奪國之意。況於貪財乎。朝鮮介于二國之間，故路經朝鮮，以不得擊。頃聞國王在鴨綠江，我師薄之，將在近耳。王昭懼，頻乞援于明。明亦以頻年干戈屢起，兵羸師憊，而不果。實錄、豐臣家譜李德馨來議江中，依違不決。調信、玄蘇勸聲曰：今日之事，不須多言。女君第亟御壁，導我師。問罪於明而已。不諧而罷。行長聞而忿，據江東布陣。六月十一日。王昭奔寧邊，使相尹斗壽將金命元守平壤，且使李潤德備江灘。我師營東岸，相持數日，不幾而命元遣別將高彥伯、夜來斫我營，師擾。行長勵衆格鬪，宗義智勒兵繞出虜後，夾擊殲之。虜逃去，

涉自灘淺處。行長望見曰：水可涉，麾衆從之。師畢濟。潤德不戰而潰。斗壽、命元震怖，沈器械於池，開門出其民，挺身而遁。韓虜工商，往逃自王城，群居于此者，悉奔走，婦兒叫泣路傍，所齎絹布器械及書籍，既俱散爲路側塵埃。或其勢豪大戶，逃入山藪，潛匿妻孥。初我未知之，遙望炊烟，往探，衆盡散走。入見其所居，竹柱茅簷，繞以金屏，積桶爲竈，或有數樽，收貯牛豕粕醢或米酒也。我兵取以救飢，或奪而歸。韓虜初東時，投毒於井及河上而去。我不知而飲者或斃。室町殿史我師入平壤，得糧食十餘萬石。韓量一斗當我三升五合，以十五斗爲一石，當我五斗二升五合。行長就次平壤，投書曰：我舟師十餘萬口，從西海來。未知大王龍御，自此拜之。懲忿錄乃分兵四出攻略。日望舟師報，平壤以違王城遠，大友義統在鳳山，黑田長政于白川，小早川隆景于開城，毛利秀包于牛峯，與諸將列城寨，達王城，互爲應援。豐臣家譜王昭聞我師繼進，乞救于明不已，於是遼東巡按李時莘、遼陽守道荆州俊受明主之命，遣遼東副總兵祖承訓及遊擊將軍史儒以救。七月，祖承訓、史儒涉鴨綠江，至義州。二人共不諳地理，又未知我師強弱，攻戰計策。一進一退，十八日，次安定館。行長夜出步卒試之。虜營驚擾。行長晒曰：明虜又易辨耳。實錄、異稱日本傳引、明政統宗時霖雨彌月，山川洪漲，浸潤糧穀，浮漂陣營，爲將帥者，凌雨于傘下，士卒被甲胄睡，流水漂膝帶，或因憊不覺浸體，炊烟不起，上下疲苦，馬蹄爛，士足裂。室町殿日記、豐臣家譜十九日，行長進與明虜戰于安定。迫以銃手、承訓等遠來，士馬俱罷。望見我旗甲鮮明，馬皆龍獸具裝，悉褫氣，馬駭而逸。師鼓譟乘之。承訓等諭兵士，令下騎而戰，泥路滑滑，沒腰埋足。行長麾兵急奄擊。明虜遂敗績，史儒中

氣。行長隨以_二大兵_一迫以_二銃手_一。殪者如_二麻_一。鎰急呼_二軍虜_一叢射。箭數十步輒墜。行長麾_二兵奮擊_一。分_二左右翼_一欲_二繞出_一虜後。鎰知_二事急_一。乘_二馬先遁_一。軍大亂。褊裨朴虎、尹暹已下。無_二得脫者_一。我追_二鎰甚急_一。鎰乘_二馬裸體而走。聞_二申砮_一或在_二忠州_一投_二之_一。行長斬獲最多。猶進_二慶尙_一。聞慶虜悉敗走。西征日記申砮或在_二忠州_一投_二之_一。行長斬獲最多。猶進_二慶尙_一。聞慶虜悉敗走。西征日記初申砮至_二忠州_一。得_二忠清道兵八千_一。欲_二進扼_一鳥嶺之險。猝聞_二尙州敗_一。膽落不_二能前_一。史行長將_二進兵于忠州_一。狄鞮曰。忠州土地豐饒。爲_二王城護衛_一。兵多糧溢。且遣_二善射者_一戍_二之_一。北城未_二陷_一。故王城未_二甚亂_一矣。行長領_二之_一。而聞_二清正等軍已至_一。與_二家人議_一。進取_二元帥秀家_一。恐_二行長疾軍有變_一。分_二部將_一赴_二援_一。家譜二十七日。行長遣_二督兵_一。鳥嶺。兩峽如_二束_一。巨川盤紆。路出其間。行長再四偵探。知_二無虜_一。乃_二扑舞而過_一。或報_二砮曰_一。寇已踰_二險_一。砮以爲_二妄言_一。斬_二之_一。乃_二出_一兵于彈琴臺。背_二江水_一布_二陣_一。二十八日。行長從_二丹月驛_一。分_二兵夾擊_一。砮先走_二溺_一江。餘衆脫者皆死_二水_一。遂取_二忠州_一。

○國史實錄、豐臣家譜並云。遽攻_二忠州城_一。時已人定。虜不意事發。驚睡錯亂潰走。虜數千猶留。縱_二箭揮_一刀禦戰。行長遣_二兵廻_一城後。燒_二山下_一。至_二是城遂陷_一。死亡者多。與_二逸史所載異_一。西征日記云。二十七日。過_二安保護_一。忠州。自_二王城_一。來兵數萬。違_二十里程_一。屯_二松山_一。見_二我師至_一。走。行長揭_二旌旗_一。逐_二北_一。斬_二首三千餘_一。生虜數百口。

當_二是時_一。慶尙、忠清二道已敗。全羅、黃海、江原三道。危在_二旦夕_一。朝鮮王李昭聞_二忠州之敗_一。狼狽。晦出_二王城_一。走_二義州_一。王子肆、王子璵、顛沛逃_二全寧_一。官僚諸屬爭_二路遁去_一。西征日記室。行長及清正、鍋島直茂、黑田長政等來議_二忠州_一。分_二路入_一王城。清正進曰。我爲_二前鋒_一。行長曰。征明先鋒乃我

也。太閤所_二命_一。今私違乖。我不_二敢_一。清正曰。法令雖_二然_一。前鋒者在_二勇武_一矣。行長怒。撫_二劍詬罵_一。直茂居_二間曰_一。先鋒固在_二行長_一。雖_二然_一。行長既拔_二諸城_一。非_二莫_一功勳。不_二如_一入_二王城_一。各相分異_二路而進_一矣。行長諾曰。自此達_二王城_一。有_二兩路_一。西大門行程百里。且有_二巨流_一。東大門百有餘里。雖_二遠不_一險。宜_二任_一卿所_二請_一。清正曰。縱有_二大河_一。吾從_二其邇_一耳。於是行長自_二東路_一。清正自_二西路_一。進。行長乃遣_二生虜二十口_一于漢江。悉截_二流其南岸舟筏_一。豐臣家譜初行長拔_二蔚山_一。捉_二郡守李彥誠_一。而肆赦。傳_二書於朝鮮王_一。諭_二降_一。彥誠回_二畏_一。罪不_二敢發_一書。尙州之捷。禽_二其和學通事景應舜_一。授以_二秀吉書契_一。送還_二責_一彥誠報。且曰。朝鮮有_二意_一與_二櫬_一。可_二令_一李德馨會_二我於忠州_一。德馨嘗接_二伴我使者_一。故行長召_二之_一。王昭計窮。使_二德馨挾_一應舜往_二途聞_一忠州陷。德馨先使_二應舜往探_一。清正禽_二應舜_一。聞_二其爲_一行長使_二也_一。乃殺_二之_一。德馨中路走還。史行長至_二灑水江原_一。助防將元豪據_二北岸_一。堅拒。行長撤_二民廬舍_一。結_二長筏_一。中流覆沒。死者甚多。會_二江原道巡察使柳永吉_一。召_二豪歸_一本道。行長始得_二濟_一。王城留守李陽元聞_二之_一。奔_二揚州_一。史五月三日。行長抵_二王城東門_一。將_二入_一門。門扉牢鎖。石壁高聳。不_二得_一輒入。或謂曰。開_二水門_一。則可_二得_一入乎。行長令_二探_一之。水門十五尺。以_二鐵打_一之。木戶憲重脫_二銃臺_一。以_二筒推_一。憂_二之_一。水門僅得_二闕_一。行長乃令曰。勿_二混_一次。勿_二濫掠_一。勿_二入_一酒鋪。而後整_二旅而入_一。闕然無_二人_一。乃分_二兵守_一四門。實錄豐四日。清正至_二王城_一。七日。秀家與_二群將_一至_二縱_一火燬_二王城_一。宮室軒廊盡爲_二焦土_一。西征日記十四日。與_二會_一臨津。布_二軍江東_一。韓人金命元及韓應寅。分_二兵於江灘諸處_一。嚴戒。聚_二舟於北岸_一。行長等到_二南岸_一。無_二舟楫_一。唯挑_二矢耳_一。行長約_二諸將_一。令_二諸部破_一壞江邊陣營。燒_二材木_一爲_二退勢_一。應寅及申砮以

長。信長迺引見使者。厚賞遣之。使者遂發幣於公卿庶尹。行長往反京畿。措辨其事。周旋甚忙。直家乃置行長于京師。以爲行人。既而秀吉愛行長才。召予祿二百石。中興盛衰記。逸史。行長好兵善鬪。從軍屢有功。中興盛衰記。

太閤竊遇日溼。加予食邑一萬石。敘從五位下。任內匠頭。後改攝津守。太閤○按。歷名土代職。天正十三年七月十五日。平重長叙從五位下。疑是矣。累加邑十萬石。授豐臣氏。太閤天正十六年。佐佐成政自盡。關白秀吉割肥後半國。封行長。食邑二十四萬石。治宇土城。國史實錄。中興盛衰記。采邑天州地土寇起。行長出伐之。魁酋大山彈正

率賊八百餘。屢侵掠郡縣。行長乞援于加藤清正。清正來援。乃與擊之。彈正奮怒血戰。行長爲所敗。清正終獲彈正。餘賊盡平。碎玉話。文祿元年正月。秀吉命行長爲征明前鋒。賜駿馬。號大黑。清正亦賜章旗。二人拈鬪。隔日爲先驅。行長起身於藥戶。驍勇好戰。矜伐不相下。逮分封而侯。亦不修隣好。清正負系譜。心鄙行長。是日拜賜而出。顧行長曰。我當揭此章旗。宜布武威於殊域。子何以爲標旗。行長應曰。我將

以朱圈巨紙囊。揭竿頭。蓋巨囊。藥戶招牌。清正晒而止。從此尤險益深。逸。四月。西征日記。大三川志。並作二月。行長及松浦鎮信。有馬義純。大村喜前等。發那古耶行營。以風波。故泊風本。意謂清正等聞我發艦。則不辨風波之怒。棄生路。必發。然則我計空矣。及風稍殺。潛令部下戰艦。乘夜而發。抵對州豐碕。以宗義智爲嚮導。衝風發。豐碕。颶風猶不止。行長慮清正等可至。自起促水手。矢以死。危而達釜山浦。實

十三日也。實錄。豐臣家譜。釜山夷民。嘗與我小民通婚嫁。來往交易。我民多在。此。行長以爲先導。海濱所在小夷。望見周章。東西逃走。朝鮮釜山僉使鄭撥出獵。聞警狼狽而還。守禦不備。行長隨圍其城。一鼓拔之。獲撥。

鑿八千五百人。擄二百餘口。室町殿日記。西征日記。遂分兵拔西平浦。多大浦。獲多大僉使尹興信。行長執狄鞮者。訊問要地。答曰。西北二十里。有東萊朝鮮蓋以我六町爲一里。行長謂衆曰。我欲休兵弛勞。然東萊聞釜山之敗。則守備必嚴。今乘其未定。先取之如何。衆皆踴躍。十五日。西征日記。川志附錄。逸史。進兵圍東萊城。行長部將小西主殿助。木戶憲重等督衆。肉薄而登。虜創釜山之敗。不得拒禦。棄城而走。追北斬首九百級。其府使采象賢堅坐。受刃而死。行長善其節。殮葬而標之。虜懼曰。東萊諸軍。神乎鬼乎。能踰城壁。豐臣家譜。西征日記。進拔梁山鵠院。分兵長驅郡府州縣望。風降潰。其巡察使金晔自晉州赴援。東萊路聞。敗恆撓卻走。行長檄列邑。書榜曰。令散民速還于本宅。而男耕稼。女桑蠶。四民各修職業。若吾軍士。有犯法以妨汝之業者。必罰焉。西征日記。作三十間城。而移榜云。諭民避兵。慶尙右道頓空。而圍金海城。黑田長政至。伐樹芟麥。填隍而登。守將徐禮元棄城而遁。行長略定右道諸邑。初朝鮮以金誠一爲慶尙道右兵使。誠一晨夜赴任。行長與之遇。誠一兵走。誠一踞胡床不搖。命軍官迎射殪一人。行長兵不敢前。誠一招離散。謀守禦。朝鮮王以誠一嘗謂我爲虛喝。以誤國事。逮下獄。未至。赦以爲慶尙道招諭使。以金功。或作金功。爲左道安集使。行長截其中路。不通聲息。其守令皆棄官而逃。逸史。行長欲取尙州。會巡邊使李鎰。西征日記。作季旭。歷聞慶縣而至。行長曰。韓虜怯懦。生兵新來。又不足畏。進抵善山。而鎰不知。或報曰。敵進。鎰以爲惑。衆斬以徇。布陣於州北。行長使數十騎往覘。虜望見不敢言。二十四日。載。日從。西征日記。行長拔尙州。縱火於城中。鎰望烟始使騎出探。我兵伏橋下。射以銃斃之。虜擺

不致成就候事、

一上様御逝去之刻、請大名衆ニ御遺物被下候、我等式者不寄存候而在

之處ニ、有方方承付儀候間、治少へ相尋申候處ニ、失念之由候而、

至其時 御太刀拜領仕候事、

一大閤様 御感狀之寫如此ニ候、此御正判國本ニ御座候間、於 御不

審者、可奉懸 御目候事、

一大閤様へ中國方奉得御意候儀最初黒如水、蜂彦右以御取次之筋目、

萬事得如水御指南申候、然者、右兩人近年御奉行衆と半御座候ニ付

而、我等身上之儀不達 上聞候事、

以上

慶長十九年十一月十一日

(自署) 廣家(花押)

①廣家、三成ニ對スル所存

②三成秀吉ノ薨後廣家ノ采邑ヲ毛利秀元ニ渡サントス

③廣家ノ女ヲ秀吉ニ謁見セシメズ

④朝鮮在陣所役ノ不當

⑤廣家ノ朝鮮ニ於ケル軍忠

⑥蔚山河越ノ先馬

⑦京城ノ戰

⑧京城河下城ノ戰

⑨三奉行衆

⑩秀吉ノ廣家書院御成ヲ成就セシメズ

⑪秀吉ノ遺物ヲ廣家ヘ分與スルヲ失念ス

⑫秀吉ノ感狀寫

⑬黒田孝高蜂須賀家政ト奉行衆トノ不和

⑭廣家ノ迷惑

二五五 野史

(卷二百九)

武臣列傳第一百一十七 小西行長

小西行長、和泉界浦人也。未詳姓氏、父名壽德、或稱如清、初字清兵

衛。住界浦、鬻樂種爲業、家資豪富。中興武家盛衰記 太閤記老居京師、交遊權

貴。太閤秀吉微時、每館於壽德、深德之。

○野史氏。今按、蓋警錄云。攝州兵庫小西氏、稱彦兵衛。其先曰次忠、

號久清。天文十九年、携夥伴一人、回易入唐。時明世宗嘉靖二十九

年、同夥畢事先還。次忠因緣得見明主、日出入殿廷、累蒙恩賚、多

賜金珠、回國隨意。在明十三年、家有老母生妻、并遺一男、母妻

懇訴同伴、願再航海入明。偕次忠還家。同伴不得辭、復裝貨

入海。告次忠以情。次忠望請回本國、明主喻允賜歸。乃命畫工、

肖次忠相貌。肖子福松供奉圖二幅、其一明主自隨、備時展覽。其

一授次忠曰。必可再渡也。若不能則必遣福松來。又賜鈴一口。

以爲徵。遂得還本國。時福松歲十三云。既歸欲遣福松、以全其

信。妻不肯聽、猶豫之間、世宗已殂云。久清、福松於如清暨行長、未

知其援爲何。姑附以備考。

行長、剛勇有機警。中興盛衰記 太閤記字彌九郎。爲備前岡山賈人養子。逸史

家頗富。每出入宇喜多氏。上下貴重。太閤記當天正七年、羽柴秀吉征播磨

日、宇喜多直家選衆學行長。先是直家遣使者于京師、依壽德、行貨

於織田氏諸貴。壽德曰。欲右府親昵乎。莫若因羽柴氏。直家聞之、

以行長嘗與秀吉狎相親、命適三木、見秀吉喜。爲言之右府信

二五二 加藤清正黒印狀 (紙切)

(熊本県史料中世 四六) 志岐文書

〔包紙〕慶長六年十月晦日清正方志岐藤右衛門へ被遣候書付壹通入

〔封紙ツハ書〕

志岐藤右衛門尉とのへ

宛行所領之事、宇土郡古保里内立岡村を以、四百貳拾石遣之候、全令所務、可抽忠勤之狀如件、

慶長六年

十月卅日

志岐藤右衛門尉とのへ

①宇土郡古保里立岡村四百二十石ヲ宛テ行ウ

(加藤) 黒印

清正

應道 應乾

二五三 加藤清正黒印狀

(熊本県史料中世 二三) 馬場文書

宛行所領之事、益城郡守富庄榎津村之内を以、百石遣之候、全令所務、可抽忠勤之狀如件、

慶長六年

十一月十七日

伊藤四郎兵衛とのへ

①益城郡守富庄榎津村百石ヲ宛テ行ウ

(黒印)

清正

應道 應乾

二五四 吉川廣家覺書

(吉川家文書 九一八)

對石治少我等所存之事

一 上様以 御説出雲伯耆ニ被 下置候領地之儀、御他界之後、宰相へ渡可申旨被申出候事、

一 我等女五ヶ年之間、雖在伏見候、終不致 御目見候之儀、治少以時分可申由候而打過候事、

一 高麗地御付城被 仰出候刻、二三ヶ國組ニ一城宛被仰付候、我等國者方角他國ニ相替候、都合八万石之領地役とて、とくねきと申城五ヶ年之間相拘候事、

一 大明之人數、加肥後城うる山へ罷向候時、從 上様七人之御目付衆御相談之刻、我等所存之段、彼衆中へ得御意候事、

一 うる山河越之時致先馬、大明之者壹人我等打捕申候、此兩条を黒筑前存知之前ニ候事、

一 至高麗都大明衆相動候刻、柳川、小早川致先手候、其一戰之時、壹人我等討取候事、

一 高麗都河下ニ彼國之者共、一城取付在之處ニ、備前中納言殿、三奉行衆并前但馬、加遠江、小攝津守其外被相動候、二之丸乘崩候刻、

我等被疵候、手之者共頸五ツ討取候、本丸者かこひ能御座候て持居候、左候處ニ、大刑少被罷越、我等者共可引取旨被致下知、被引取候事、

一 於伏見 上様書院之御成申上度存、五ヶ年之間石治少雖奉頼候、終

此分者、最前可令上洛用意ニ舟子のせくませ候舟も、此分にてハ有之間敷候、其上今度宇土領舟其外舟子の儀をも申付候、さよう之舟并舟子をハ、いかやうニ仕なし候哉、一切難心得候、何とて如此儀も改不申候哉、沙汰之限ニ候、きと可相改候、右舟子令穿鑿、舟有次第米大豆積、(三角)ミすミ迄可差出候、薩摩之儀御佗言ニ相究候者、やかて令上洛事も可有之候、然者下關方上かたへ召連候人數をものせ候ハん間、得其意、宇土領之舟ニ舟道具不足之舟有之由候、左様之所をもいそき取

そろへ、又舟造作をも仕候ハて不叶舟候者、見計、きと可申付候、何篇不可有由斷候、又諸代官所當年者、一廉年貢可納所儀候之間、其段

兩人折帑を以可相觸候、無沙汰之在所、又八年貢など、よく相そたて候所、付分候て、可差越候、無沙汰之所者、きと可作曲事候、在々年貢納次第、熊本・高瀬・河尻いづれも例年如申付候、在々二片時も不立、其年寄くへ可出之旨、堅可申付候、奉公人配當之割符、やかて可遣候間、可得其意候、猶追々可申遣候、謹言、

(慶長五年カ)
十一月十五日
(加藤) 清正 (花押)

加藤喜左衛門尉殿
(清之)
(元直) 下川又左衛門尉殿

①薩摩出水口ニ出動セントス
②島津佗言ヲ入レ取リナシラケウ
③兵糧舟數ノ少ナキヲ責ム
④年貢所納ヲ報告スベシ
⑤奉公人配當割符追ツテ遣ワスベシ

二五一 加藤清正黒印狀寫

(熊本県史料中世一五)
(加藤清正文書集一)

急度致言上候、薩州之儀、井伊(直政)兵部少輔を以、御佗言申上候條、其間働之儀相延候様ニと、立花左近所迄、龍伯(島津義久・忠恒)・又八郎方(宗彦)兩使を差出候付而、只今押給申儀、上意如何と存、如水令談合、此堺目水俣之城仕置丈夫ニ申付、先人數打入申候、就夫薩州方御理之様子者、奉對内

府様、兵庫頭無調法をいたし、嶋津家之越度不過之候、龍伯又八郎ニをいてハ毛頭不存之由被申分と相聞候、大ニ相違仕候、其故者宇土ノ城取詰候内、爲後卷、嶋津圖書頭(忠長)・新納武藏(忠元)・伊集院下野(久治)・本田六右衛門(忠親)・本郷佐左衛門、此等五人佐敷表ニ至而雖相働候、仕置等丈夫ニ申付、依而佐敷之城堅固ニ相抱ニ付而失手、水俣ニ引取、彼所ニ城を

こしらへ、それ方八代ニ加勢をいたし候、宇土落去ニ付而、彼八代城主加勢共ニ舟にて夜落ニ仕、其足にて水俣も明退候、如此候時者、龍伯・又八郎不存と申儀、相違候て御座候坎、近日罷上候て、此面前後之様子、可致言上之条、此等之趣可然様御披露所仰候、恐々謹言、

(慶長五年)
十一月廿五日
(黒印) 清正
應乾

(康政) 榊原式部大輔殿

①島津義久井伊直政ニ頼リ助命ヲ請ウ
②清正等水俣城ニ備ウ

②漆

③求磨口ヲ封鎖ス

④立花攻ニ出陣

二四七 加藤清正判物(折紙)

(熊本県史料中世
天草文書 二四)

宛行所領之事、八代郡海道村之内を以、貳百石遣之候、全可所務、於
抽忠勤者、可致加増之狀如件、^①

慶長五年

十一月三日

天草喜右衛門とのへ(種實)

(加藤)
清正 (花押)

①八代郡海道村二百石ヲ充テ行ウ

二四八 加藤清正判物寫

(熊本県史料中世
天草文書 三四)

(宛行所領之事脱カ)
八代郡海道村之内を以、五百石遣之候、全可所務、於抽忠勤者、可
加増之狀如件、^①
(致脱カ)

慶長五年十一月三日

天草新介とのへ

(加藤)
清正花押

①八代郡海道村五百石ヲ充テ行ウ

二四九 相田一良・并河氏之連署奉書寫(折紙)

(熊本県史料中世
鳥居文書 三三)

感狀

貴殿事、於宇土表鎗下之高名無比類思召候、因茲急度御加増可被遣之
由、御意候条、此旨可被相心得者也、仍而狀如件、^②

(慶長五年)

(。年月
欠く)

鳥井次良右衛門尉殿(元幸)

(並河氏之
并志摩守 (花押)
(相田一良
相内匠 (花押)

①宇土表ノ戦功ヲ賞ス

②慶長五年九月加藤清正小西行長ノ宇土城ヲ攻ム

二五〇 加藤清正書狀

(熊本県史料中世
下川文書 二五)

(端裏切封ウハ書)

加藤喜左衛門尉殿

下川又左衛門尉殿

追而、此書狀飛脚申付、久留米へいそぎ可遣候、かしく、

書狀加披見候、此表之儀、出水口へ可及行ニ相究候之處、御佗言申上

度候条、御取次をも申候様ニと、兩使を以申越候間、此方方も様子申遣、

重而之一左右迄、働之儀相延有之事情、少も機遣成儀無之候間、可心

安候、次ニ兵糧積候舟數之書立差越、令披見候、思外舟數すくなく候、

二四三 加藤清正判物寫

(関ヶ原合戦史料集 五一四頁)
(関原軍記大成所引)

今度於宇土表、無_レ比類_二働、神妙に候。為_レ其褒美、加増領地千石遣_レ之候。全令_二所務_一候。猶可_レ抽_二忠勤_一之狀如_レ件

慶長五年十月廿日

(加藤)
清正花押

三宅喜藏どのへ

二四四 加藤清正判物寫

(関ヶ原合戦史料集 五一四頁)
(関原軍記大成所引)

今度於宇土表、無_レ比類_二働神妙に候。為_レ其褒美、加増千石遣_レ之候。全令_二所務_一候。猶可_レ抽_二忠勤_一之條如_レ件

慶長五年十月廿日

(加藤)
清正花押

飯田角兵衛どのへ

二四五 加藤清正判物(紙切)

(熊本県史料中世)
(熊本市立博物館所藏文書 五二)

今度於宇土表、無_レ比類_二働神妙候、爲_レ其褒美、領知七百石遣_レ之候、全令_二所務_一、於抽_二忠勤_一者、可加増之狀如_レ件、

慶長五年
十月廿日

(加藤)
清正(花押)

井村彦右衛門とのへ

①宇土表ニテノ戦功ヲ賞シ七百石ヲ宛テ行ウ

二四六 加藤清正書狀(紙折)

(熊本県史料中世)
(加藤清正文書集 三二)

昨日廿日之書狀、今日至_二南關、加披見候、

一、小西美作下代不相見之由、不及是非候、此方_レ代官申付、きと相改可令所務候事、

一、浦々舟奉行申付由、切手無之舟を出候事、堅可令停止候事^①

一、佐敷への書狀相届之由、其上堺目無機遣之段、先以令満足候事、

一、うるし之儀、百姓中へ申觸之由尤候事、

一、求广口出入一切無之様ニ相留候由尤候、与左_二門方_一へも左様之通

可申遣候事、

一、町人百姓人質相改請取候旨、尤候事、

一、柳川表龍造寺及一戰彼得勝利候、此方_レも美作・橘左_二門申談、

町口迄押詰候へ共、此方へハ行可仕様子無之由候、我々明日彼地へ

可令著陣之条、落去程有間敷候之間、機遣_二仕間敷候事、

一、其許へ遣諸侍、万事心付を仕、安堵候様可申付候、當座之儀にて

も無之、ゆくゆく迄も預_レ置事候間、可得_レ其意候、其地普請道具な

とニなり候、然共材木已下無沙汰ニ申付、公新_二なとにさせ申間敷候、

下_二迄其許居あらし候ハ、可爲_レ曲事候旨、可申付候、追而吉左右

可申聞候、謹言、

慶長五年
十月廿一日

(加藤)
清正(花押)

吉村左近とのへ

①浦々舟奉行切手ナキ出舟ヲ禁ズ

に無御座候、(鍋島勝茂)信濃守儀も、上方へ出勢仕候所に、逆徒敗軍に付、肥前

江罷下候儀、又關東へ參陣も、誰を頼み可申様も無之、本願寺を頼

關東御味方候得は、其通りに相叶候に付、先達申越候、貴様御歸城前

より加賀守儀、筑後表え勢を出し申之由、及承候、黒田如水事も、

大友一揆討果し候而、無事故、豊後國中靜謐申候付、其表え急度出勢

可仕候間、我等えも其旨相心得、早々出陣可仕候由、申越候、定而加

賀守へも、其段可申談と存候、加賀守其表へ罷出候共、爲差儀も

有御座間敷候、拙者儀は宇土表之儀取締候に付、其表へ罷出候儀、

急に成申間敷と申遣候、拙者事ハ其元え向ひ候共、弓矢八幡も照覽あ

れ、合戦仕覺悟に無御座候、此節之儀候間、關東へ御無事之取扱

ひ、心之及丈ケ可仕候、則關東へ飛脚を以而、貴様御事、逆徒に少

も御一味無之に、若君様御意をかり申遣候催促に任せ、御上洛有之、

大津を被敗候儀は、出陣之上、とかく不及是非、被相働たるに

て候、是非京極と扱と被成候上ハ、關東に至ても、御別心可有之

所は無御座候、貴様御事、數年御入魂に申承り、御心底存分たる儀

に候間、我等手前方申談候は、柳川表之取扱之儀、被仰付様にと

申越候間、京極方も和談之子細、慥成儀、可被仰越候、黒田鍋島

杯、御領内へ相働候共、御かまひなく可被召置候、如水事は、尤

左様可有儀に候、加賀守儀、身之科之遁れ道なき故、其表え出陣之

望、近頃以て比興に存候、不及申候得共、今度之儀に於ては、拙者

存命なさへ有之候は、身上を抛ち、隨分取持可申候間、少も聊尔

成御分別等、御無用ニ可被成候、右之趣爲可申述、如斯御座候、

恐惶謹言、

二四一 立花宗茂書狀寫

(日本戰史附錄 九九頁 淺川聞書所収)

御事多所、思召寄、預細書、忝存候、久敷き御なしみ迪、思召不被
忘、御懇意、殊以御禮難申述候、左様ニ被仰聞候段々、少しも
御虚言可有之儀と不存候、然共、我等は、只今出來之珍事と不
存候、兼而か様に有御座へく存候、秀元(毛利)えも、心之及丈け、諫言申
候、時宜を以、御聞可被成候、如仰、大坂關東御別儀無御座候上
は、今更拙方、少しも別心無御座候段、御紙面之通に候、近日自
是以使者、委細可申述候心事難成細書候間早々如此御座候、
恐惶謹言、

○二書月日署名ヲ脱ス蓋シ十月十七日間ノ往復ナル可シ

二四二 加藤清正判物(紙折)

(熊本県史料 中世 佐久間文書 二二)

今度於宇土表^①、無比類働神妙候、爲其褒美、領知五百石遣之候、全可
令所務、於抽忠愍者、可加増之狀如件、

慶長五年

十月廿日

佐久間角介(正頼)とのへ

(加藤) 清正 (花押)

①宇土表ノ働ヲ賞シ五百石ヲ宛テ行ウ

二三八 加藤清正書狀

(熊本県史料中世 五)

(切封ウハ書)

加主計

浅左京様

清正

人々御中

已上

急度申入候、今度者彼惡逆人共徒黨を企候處、早速御上候て、於濃州

面御手柄之由承及候、然處内府様御出勢ニ付而、於關原面被成御合戰、

悉所被討果、打續各御手柄共御羨敷候、此等之儀爲可申入、同名右馬

允指上候、其元之様子、一々被仰越候て可給候、此面事、只今宇土之

城取詰、本城二丸迄ニ仕成候間、落去程有間敷候、然者其面より被討

洩立花左近、妻子をぬすみ取罷下、則柳川へ令入城候、彼者罷下事、

少ハ拙者仕合ニ候、宇土面隙明次第相働、則時討果御注進可申候、不

及申候へ共、九州中之表裏もの共、一人も不被成御免候様ニ、連々可

被仰上候、上方いつれの國々にも惡黨同心之者共、身上無恙不被成

御赦免候様ニ、是又可被仰上事尤ニ存候、定而上かた御手ニ立もの

之間敷候、國々之様子具ニ可被仰越候、此面之儀、何も如水申談、き

つと可申付候間、可御心安候、恐々謹言、

(慶長五年) 十月二日

清正 (花押)

浅左京様

人々御中

①関ガ原合戦

②清正宇土城ヲ攻ム
③立花宗茂柳川城ニ入ル

二三九 加藤清正制札

(熊本県史料中世 一三)

禁制 六殿大明神

一、於當社軍勢陳取乱妨狼藉之事、并放火之事、

一、伐採竹木之事、

一、對社僧・社人、非分之儀申懸事、

右條々、若違犯之輩於有之者、速可處嚴科者也、

慶長五年十月六日

清正 (花押)

①木札高サ三六、七種 幅五一種

二四〇 加藤清正書狀寫

(日本戰史附録 九七頁) 浅川聞書所収

加藤清正ト立花宗茂ノ往復書 (二通) のうち

今度上方御出勢、無御恙御歸陣、目出度候、貴様御事、高麗以來預

御芳志候儀、少も失念不仕候、今度之御出勢、本より逆徒一味に

ては無之、只若君様御意と申、秀元之催促に付而之儀に候間、難默

止思召御上洛、尤に候、大津江被相働、京極下城之儀、是亦御出勢

之上は、尤左様に可被成事に候、大坂と關東御和談、大方相調候段、

今日飛脚到來仕候、此上は、貴様御事も、關東に異儀可被思召所

より御取巻之由、尤ニ存候、はや内より懇望申候由、落居程有間布候、

爰元も其地より直ニ相働、一昨日宇土へ押寄、外搦一皮押破、町悉令放

火、はたか城ニ仕置候、内之躰ハ丈夫なるふりを仕候、一段と人すく
なに相見え候、町人百姓城まハりの人質を丈夫ニ取籠置候、今之分ニ

候ハ、急度落居程有間敷候と存候、併より口一切無御座付而、城中

雖小勢と可仕やう無之躰候、但ふけの方へもむめくさおほく候間、仕

寄三方より五口申付候、其しより口を押寄、ふけの内之惣搦を押破打

果し候ハ、弥落居程有間敷かと存候、兵糧も無之由申候、其外隣國

機遣なる儀も無之候間、可御心安候、次柳川面働之儀心え申候、縦鍋

加加勢候共、働申にをいてハ不苦やうに覺悟いたすべく候、其上隙未

明候之間、若隙明相働時分ハ、自是可申談候間、可御心安候、東より

の御左右無之候哉、承度候、恐惶謹言、^④

(慶長五年)

九月廿三日

(黒田孝高)

如水様

加主計

清正書判

まいる御報

① 清正宇土城ヲ攻ム

② 町人百姓ノ人質ヲトル

③ 柳川城攻ヲ約ス

④ 日本戦史関原役附録八六頁 一一九号 黒田文書

関ヶ原合戦史料集 四八〇頁

二二六 鍋島直茂書状

(佐賀縣史料集成 二一)
(坊所鍋島家文書 二七)

此比御左右不承候間可申入と存候処、預飛札珍重ニ存候

(中略)

一 肥後表之儀、加主宇土へ取懸、防戦候て、限本之衆手をくれの由、

筑後表より到來候、事実之儀承合、重而可申入候、加主事昨日まで

八宇土城ちかく被相控候哉、鉄炮火色相見之由申候、宇土城之儀ハ

可爲堅固様ニ承候間、可御心易候、尚互可申承候、恐々謹言

(慶長五年)

九月廿六日

森兵庫殿

(鍋加寺)

直茂 (花押)

二二七 加藤清正禁制

(熊本県史料中世 一三)
(藤野文書)

益城郡内

高野村

禁制

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、

一、放火之事、付田畠立毛苅取事、

一、對地下人百姓等非分之儀申懸事、

右條々、若違犯之輩於有之者、速可處嚴科者也、

慶長五年九月晦日

(加藤)

清正

(黒印)

一 熊谷城より御引取候処に、人数を出し申候に付、引伏にて被_レ成_二御討_一之由、御調議御手柄の事

一 木付両人の衆大手柄之由、御出陣之競故と存候。拙者も一昨日松井^(松井康之)方よりの註進の趣にて驚き、昨日阿蘇迫着陣、今日小国まで拙者着

候。先鋒の者は、従_レ是二里三里宛、豊州境に陣取候。明後日は其元へ着陣可_レ仕候。義統首に被_レ成候はん御分別、肝要に候

紹忍^(田原)・掃部表裏は、不_レ及_二是非_一候。修理手前^(中川秀成)之儀、沙汰の限に存候に付て、昨日使者を遣し申候

其後へ前夜、修理所より両使被_二差越_一候。則追掛可_レ申与存、書状不_二請取_一候処ニ、同名右馬允、今少し致_二遠慮_一候へと申に付、先づ

人質を遣し候へと、申遣し候。紹忍・掃部妻子の義はいまだ申遣さず候。頓て従_レ是可_二申遣_一事

一大坂の様子被_二仰越_一候御書中、此方へも八日に大坂出船之者、昨日参候に付、其様子有増今朝申入候事

一 竹豆州妻子呼被_レ越候由、仕合無_二比類_一存候。就夫大津の様子被_二仰越_一、令_二満足_一候也

一 吉川筑中殿、雑説の由、此時分は定めて本説に可_二罷成_一也

一 早内右衛門人数を相立可_レ申由、一段の被_二仰付_一やうに候。此方よりも左様に仕候は、可_レ然由申遣候。定而後にて可_二罷成_一候。恐々謹言

(慶長五年) 九月十六日

(黒田孝高) 如水様貴報

(加藤) 清正花押

二二三 徳川家康感状

(関ヶ原合戦史料集 四四四頁) 竹中家所藏文書

小西撰津守召捕給候。被_レ入_二精段_一、祝着之至候。猶期_二後首_一候。恐々謹言

(慶長五年) 九月十九日 家康(印)

竹中丹後守殿

二三四 加藤清正禁制

(熊本県史料中世) 馬場文書 一三

禁制 益城郡 腰尾町

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、

一、放火之事、

一、對地下人百姓等非分族^(マ)申懸事、

右条々、違犯之輩於在之者、速可處嚴科者也、

慶長五年九月廿一日 清正(花押)

二三五 加藤清正書狀寫

(熊本県史料中世) 加藤清正文書集 九五

已上

追而御見せなされ候状、得其意候、則返進仕候、猶重而可得御意候、

(九月) 去十九日之御状、今月廿三日卯刻、至宇土令拜見候、仍熊谷城十七日

一 今度勢州口より被_レ働衆、中國は不_レ及_レ是非、其外長大_(大谷吉継)大刑并御弓

鐵砲衆も、長大安國寺一手ニ被_レ引向_レ様ニ相見え候間、大人數回リ

兼候、人數も少々そつに罷成體ニ候事、

一 丹後之儀、隙明之由ニ候、少にても、外聞ニ候間、彼表之衆、當表

被_レ立候様ニ可_レ然候、恐々謹言、

(慶長五年)
九月十二日

石田治部少輔
(三成)

増田右衛門尉殿
(長盛)

二二九 安國寺等連署書狀寫

(関ヶ原合戦史料集 三七二頁)
(関原軍記大成所引)

一 秀頼公十五歳ニ被_レ為_レ成迄は、関白職を秀秋卿へ可_レ譲渡事
(小早川)

一 上方為_レ御賄、播磨国一円ニ可_レ相渡、勿論筑前は可_レ為_レ如_レ前々事
(稲葉正成)

一 於_レ江州十萬石宛、稲佐渡守・平岡石見守兩人に、從_レ秀頼公可_レ
(賴勝)

被_レ下之事

一 為_レ当座之音物、黄金三百枚づゝ、稲葉・平岡に可_レ被_レ下之事

右之条々於_レ違交申_レ者 (以下神文略す)

(慶長五年)
九月十四日

安國寺判
(惠境)

刑部少輔判
(大谷)

治部少輔判
(石田)

大藏大輔判
(長束)

撰津守判
(小西)

(小早川)
秀秋卿

二三〇 徳川家康書狀

(松ヶ原合戦史料集 四一七頁)
(松平義行氏所藏文書)

今月十五日午刻及_レ一戦、治部少輔・島津刑部少輔・備前中納・小西
(石田三成)

人數悉討捕候。今日佐和山着馬候。大柿も則取候間可_レ心安候。一戦
(豊久カ)

場より早々申越候。恐々謹言

(慶長五年)
九月十五日

家康 (花押)
(徳川)

石川日向守との
(家成)

二三一 徳川家康書狀

(伊達家文書 七〇六)

「御正判紛無御座候 梶左馬助手跡」
(包紙)

今十五日午刻、於_レ濃州山中及_レ一戦、備前中納言・島津・小西・石
(秀家)

治部人衆、悉討捕候。直_レ佐和山迄今日着馬候。大柿も今日則捕候。
(義弘)

可_レ御心安候。弥其表之様子御仕置等、尤候。恐々謹言
(行長)

(慶長五年)
九月十五日

家康 (花押)
(徳川)

大崎少將殿
(政忠)

二三二 加藤清正書狀寫

(関ヶ原合戦史料集 四三三頁)
(黒田家文書)

一 昨十四日之御狀、今日未の刻に拝見申候

一 義統取上げ候に付きて、何れも所を被_レ捨置、御押詰御先手衆、手
(大友)

柄を被_レ仕候由、御満足奉_レ察候。於_レ拙者珍重存候事

之妻子御成敗穩便故、先書にも如_レ申、犬山加勢衆謀叛なども、出來候歟、去_レては有間敷儀なから、是も妻子氣遣無_レ之故と、下々申候、爰元諸侍申され候も、敵方之妻子五三人も成敗候は、心中替可_レ申と、申事に候、爰元承候通、申入候、御分別に不_レ過候事、

一大津之儀、去_レては、此節、根をたやされ候_レハてハ、以來御仕置のさはりたるへきと存候、殊_ニ伊奈之侍從殿、當表にて種々と才覺、御推量之外にて候事、

一敵方へ人を付置聞申候、佐和山口より被_レ出候衆の中、大人數もち、敵へ申談らるゝ子細候とて、此中相尋候、其故は、勢州へ被_レ出陣をも申留、各面々在所々々に被_レ相待候様にと、申談なと_レ申、此二三日ハ、頻にかげの口有_レ之、敵方いさみ候つる、然るに、江州之衆、悉山中へ被_レ出候とて、かけの口違候様に、敵申候とて、唯今申來候、兎角今之世ハ、人質不_レ入體二見え申候、終に出し候人質無_レ御成敗候間、人質に不_レ構_レも、無_レ餘儀候事、

一何れ之_レ城之傳々にも、輝元御人數入被_レ置候御分別、肝要に候、此段子細有_レ之候間、御分別あつて、勢州を初、太田・駒野に今度城を構_レ候而能候はんと存候、江・濃之境目松尾之城、何れの御番所に共、今時分は、國郡之心さし有_レ之付て、人之心難_レ計候、御分別之前に候事、

一當表之儀は、何とそ諸侍之心揃候は、敵陣は、廿日之中二破り候はん儀は、何れの道にも可_レ多_レ安_レ儀に候へ共、此分にては、結句味

方中二不慮出來候はん體、眼前に候、能々御分別肝要に候、(島津義弘)羽兵入(不西行)小攝杯も、某被_レ申様_レ候へとも、遠慮有_レ之と見え申候、拙子儀は、存知之たけ不_レ殘申候、

一長大安國寺(長束正孝)存之外遠慮深く候、哀_レ々、貴所に、當表之儀、一目御目二懸度候、扱_レ敵之うつけたる體、家中之不_レ揃儀、思召之外に候へ共、それよりは、味方中、事をかき體に候事、

一輝元御出馬無_レ之事、拙子體は尤と存候、家康不_レ被_レ上_レにハ、不_レ入かと存候へ共、下々ハ、此儀も不審たて申事に候事、

一度々如_レ申入、金銀米錢遣はさるへき儀も、此節に候、拙子なども、以合に早、手之内有_レたけ、此中出し申候、人をも求め候故、手前之逼迫、御推量可_レ有_レ候、然ハ此節に極り候と存候間、其元も可_レ有_レ其心得事、

一從_レ江州被_レ出候衆之手前、自然之不慮之儀も候へはと存、是のみ迷惑二候、輝元御出馬無_レ之候は、佐和山下へ、中國衆五千計、入可_レ被_レ置候儀、肝要之御仕置二候、兎角勢州へ被_レ出衆之歸りは、大垣佐和山の通路にも不_レ構_レ自然之時分は、太田并駒野へ取つき、

一備前中納言殿(宇喜多秀家)今度之覺悟、さりとは御手柄、是非なき次第二候、此段自_レ諸口可_レ相聞候間、申二不_レ及候、一命を棄而御かせぎの體二候、其分御分別御心得可_レ有_レ之、羽兵入小攝、同前之事、

一當分御成敗有_レ之間數人質妻子、宮島へ御下可_レ有_レ之歟、御分別不_レ可_レ過候事、

一、放火之事、付立毛苅取之事、

一、對地下人百姓非分之儀申懸事、

右條々、違犯之輩有之者、速可處重科者也、

慶長五年九月五日

清正

應乾履道

二二七 徳川家康書狀

(伊達家文書 七〇三)

急度申入候。濃州大柿城へ備前中納言・島津兵庫(義私)・石田治部(三丞)・小西撰津守(行長)逃入候所を、先手之衆取巻通路取切、顔戸川を切懸の由申来候間、則令出馬候。落居程有間敷候条、可御心安候。其表之儀、三河守有相談被入御精尤候。委細者宗薫可申候。恐々謹言、

慶長五年九月七日

徳川家康 (花押)

大崎少將殿

二二八 石田三成書狀寫

(日本戦史関ヶ原役附録 七四頁) 古今消息集

態申入候

一敵至今日、赤坂何之行も無之、延々と居陣、ものを待様に、しかと有之體に候、不審成と、各申候事、

一從江州勢州罷出候衆、參着候はんとて今日たきのかなやと申所へ被出逢候、拙子儀はおほかきに在之事に候、當城近邊の人質、伊藤家來のもの、并町人のしちもつ迄入置候、敵より火付之才覺、

伊藤若輩故、家中之者共、様々之才覺仕候に付て、心ゆるし不成候、殊に拙子もの共、さき手に有之所ハ、敵相二町三町の間候之條、拙子ハ城中にしかと有之體に候、今日の談合にて、大形味方中の仕置可相究候、あらくなから、一昨日、長安國寺(長安正家 意逸)卷題、陣所へ、我等參、彼内存承候分にては、諸事相濟間敷と存候、その故は、殊之外敵を大事に懸られ候て、縦敵はいくん候共、中々可相果行も無之、兎角身の取まはし積り計にて候、陣所は、垂井の上の高山に、山取之用意に候、彼山は人馬之水も有之間布程の高山にて、自然之時は、掛合にも、人數の上り下りも不成程の山にて候、味方中も不審可仕候、敵も可爲其分事、

一爰元、苅田候へは、兵糧は何程も有之事に候へとも、敵を大事ニ懸られ、苅田にさへ、人を不出候、兵糧ハ、江州より可出之由に候間、成次第持出可申候、近比味方中、ちみたる體ニ候事、
一味方勢州江州之人數出候は、何とそ一行可有之と存候處ニ、延々としたる體に候、依之敵もくつろきたる體にて候、拙者所存之通、長安國寺へも申候へ共、一圓御取合無之候間、其通ニ仕候事、

一兎角如此延々と候は、味方中も心中難計、御分別の前に候事、敵味方下々の取沙汰にハ、妻子人質之儀ハ、何様にても苦しかるましき體に候、増右内府へ被仰合筋目有之、とても妻子など、一人も成敗之義有ましきと、申なし候、是も黑白を存たる者は不申、下々申事に候、併申も無餘儀候、既に如斯討被討候へ共、其者

即取卷可成_レ水責と、早速令_レ出馬候、坂戸へ敵於_レ相働は、無油
斷加勢、尤に候、切々飛脚被_レ遣、被_レ添力事、肝要候、恐々謹言、

九月朔日

家 康判

眞田伊豆守殿

慶長五 九月五日

(石田) 治部少 (花押)

(小西) 撰津守 (花押)

(島津) 兵庫守 (花押)

(手喜多) 秀家 (花押)

二二三 徳川家康書状寫

(日本戰史関ヶ原役附録 六九頁)
(古文書集)

急度申候、仍大柿に、治部少輔、島津、備前中納言、小西攝津守籠居

候、即取卷可被_レ成水責として、早速令_レ出馬候、自然景勝其口於_レ

相働は、眞田伊豆守、本多豊後守、平岩主計頭、牧野右馬允申付候條、

各へ談合、其許城、堅固可被_レ相抑、肝要候、爲_レ其以_レ飛脚申候、

恐々謹言、

九月朔日

家 康判

堀丹後守殿

二二五 石田三成等連署禁制寫

(関ヶ原合戰史料集 三六二頁)
(西円寺所藏文書)

禁制 あかさかさいゑん寺

一 当手軍勢乱妨狼藉之事

一 伐採竹木之事

一 放火之事

右条々於_レ違背者、速可_レ処_レ嚴科者也、仍如_レ件

慶長五 九月五日

(石田) 治部少花押

(小西) 撰津守花押

(島津) 兵庫頭花押

(手喜多) 秀家 花押

二二四 石田三成等連署禁制

(関ヶ原合戰史料集 三三三頁)
(西円寺文書)

禁制 あかさかさいゑん寺

一 当手軍勢乱妨狼藉之事

一 伐採竹木之事

一 放火之事

右条々於_レ違背者、速可_レ処_レ嚴科者也。仍如_レ件

二二六 加藤清正禁制

(熊本県史料中世
本郷氏所藏文書 一三)

宇土郡内

禁制

松山村

一、軍勢甲乙乱妨狼藉之事、

まいる

- ① 帖佐勢ノ急派ヲ望ム
- ② 上方ノ情勢變レルニ依リ龍伯ノ上洛ヲ止ム
- ③ 忠恒伏見留守番ノ軍勢ヲ送ラズ
- ④ 惟新忠恒ニ派兵ヲ促ス
- ⑤ 島津氏ノ在京勢七千人ト定メラル
- ⑥ 九州衆過半在京シ秀頼ニ味方ス
- ⑦ 忠恒派兵ノ諾否ヲ答ヘズ
- ⑧ 惟新忠恒ノ確答セザルヲ詰ル
- ⑨ 豊臣家奉行衆ノ下知ニ從ヒ垂井ニ出陣ス
- ⑩ 島津氏ノ軍勢伏見城攻メニ死傷多シ
- ⑪ 出水表并ニ肥後表ノ事

二一九 石田三成等連署禁制

(関ヶ原合戦史料集 三二〇頁)
(顯性寺文書)

一 当手軍勢於此村、竹林の外なに事によらず、乱妨狼藉少も仕ましか候也

慶長五 八月廿七日

(石田) 治少 三成 (花押)
 小にし 行長 (花押)
 (島津義弘) 羽兵庫 惟新 (花押)
 (宇喜多秀家) 備中 秀家 (花押)

はやしむら

二二〇 小西行長等連署禁制寫 (関ヶ原合戦史料集 三六一頁)
(神戸町所藏文書)

林村禁制 はやしむら

一 当手軍勢於此村、竹木の外なに事によらず、乱妨狼藉少も仕ましか候也

慶長五年八月廿七日

小にし 行長 花押
 (島津義弘) 羽兵庫 惟新 花押
 (宇喜多) 備中 秀家 花押

二二二 徳川家康書状寫

(日本戦史関ヶ原役附録 六八頁)
(古文書集)

御状令得_(宇喜多秀家)其意候、備前中納言島津石田治部小西、大柿に楯籠由候、幸之儀ニ候條、夜を日に續、可_(義弘)令_(行長)出馬候間、御談合候て、無_(天垣)聊尔様、尤候、我々參候間、少々ノ儀、御心得可_(天垣)然候、猶期_(天垣)面談候、恐々謹言、

(慶長五年) 九月朔日 (徳川) 家 康判

(福島正則) 清須侍從殿
 (長政) 黒田甲斐守殿

二二三 徳川家康書状寫

(日本戦史関ヶ原役附録 六九頁)
(古文書集)

急度申候、仍大柿_(大垣) 治部少輔、島津_(義弘) 備前中納言、小西攝津守籠居候、

一 龍伯様御上洛之儀被聞召合之由、御尤ニ存事候、然者、被成御上洛、(義弘) かつ様へ御替候はん哉と申越候も、世上靜謐之時分、(家康) 内府公御意候条、右之分中越候ッ、當時者上方之成立、譜式被成改易候条、于今者龍伯様御上洛之儀不入儀候、委細先書ニ申下候条可相届候、
一 去春以來、伏見御留主番ニ付而、人衆可被差上由、数度雖申下候、無合點候哉、終ニ一人も不被差上候、千萬無心元存候、
一 今度上方就轉變、前嶋「太郎兵衛尉差下、様子具ニ申越候、雖然、御人衆被差上候之共、^④ 又者被上間敷とも、否之返事無之、大方成御文牒ニ候、畢竟太郎兵衛尉若輩故、委細不申届候哉、不審深重ニ存事候、連々御家中方在京之人衆七千人之御盛、^⑤ 兼日相定由及承候条、先其内を半分と存、三千五百程急度可被差上由、前嶋太郎兵衛尉を以申越候キ、如此申下候様子者、御國元之儀も心遣存候ての申事候、然処、九州衆過半被成在京、當時 秀頼様御用ニ被相立候、^⑥ 在國之衆者皆々被召上候、其上分國よりも御人衆馳走可仕由被仰聞候間、其後申越候ハ、最前三千五百人可被差上由雖申下候、他國(慶長以下十一ヶ所)なみの儀候間、有様之軍役」被仰付肝要之由、細々申下候、然者、此度之御書中、何方とも無一着、遠慮之牒と相見得申候、定於御心中者、別儀有間敷候へ共、何としたる御事候哉、無心元存事候、^⑦
一 今度之御使、態上方亂入之牒、被及聞召、被差上候御札候之条、上方之行、御國元之仕置、旁被入御念、被仰越候へは、愚意も又在之儀候、然処、一着之様子も無御座、一段大方成書面、無心元事深重ニ存候、

一 秀頼様御奉公と申、御家御爲と申、拙者儀一命を捨可申事覺悟之前候、然間、不顧恥辱御奉行中任御下知、濃州垂井と申在所迄出陣仕候、當分在京之人衆ハ、かこ嶋・富隈(忠恒方)・富隈(龍伯方)・富隈(惟新方) 怙佐役人存知之前候条、人衆付今度差下不申候、伏見御城攻ニ手負死人多々御座候間、^⑧ 弥無人共、中々可申様無之候、今申分成共、御人衆被仰付、早々可被差上事、且 秀頼様への御忠節、且御家之御爲、旁以御分別此時候、必拙者へ御見次と申事にてハ曾以無之候、
一 御奉行中へ書狀認可申由候て、判紙二まい(隨) 上着申候、雖然、此度上方就物念、御入衆可有御馳走共、又者上せ有間敷共、更ニ御書中ニ相見得不申候条、書可申様雖無御座候、餘無音ニ罷成候、又爰元成合次第と承候条、後日之首尾を不存候へ共、書狀調申候、案文差下申候、
一 内府致御供被罷下候上方之人衆并井伊兵部(直改)「榊原式部東國之人衆引率、尾州至清洲上着之由申來候間、定近々可被及一戰候、然時者、再書可進之事不存儀候条、不遣胸懷申達候、
一 出水表之儀、定可爲不番候之条、被添御心候而可預候、將又、肥後表之御人衆、^⑩ 此度之覺悟何程ニ御座候哉、無申迄候へ共、可被聞合事肝要候、不可有御由斷候、
一 此書狀長文にて候条、御六」ヶ敷被思召候共、よく被御覽届候而可預候、恐々謹言、
八月十九日(慶長五年)
忠恒家久(忠恒家久) 少將殿
惟新(義弘) 花押

一 五百人 (惠) (祐後) 伊藤豊後

一 三百六十人 (隆重) 竹中伊豆守

一 千五百人 (秀成) 中川 修理

一 五百廿人 (秀望) 木村彌市右衛門

以上 六千九百十人

大坂御留守居 七千五百人

御小姓衆 八千三百人御馬廻

御弓鉄砲衆 五千九百人

前備後備 六千七百人

輝元衆 ○即チ秀就
前田玄以 一萬人

德善院 (長盛) 千人

増田右衛門尉 (長盛) 三千人

此外七千人伊賀在番

以上四萬貳千四百人

都合拾八萬四千九百七拾人也 ○上文大坂留守ノ小計ハ伊賀在番ヲ省ケ
リ故ニ之ヲ合算スレハ實數拾九萬千九百
七十人ナリ

(慶長五年)
八月五日

○此書ノ部署及兵數必シモ事實ニ合ハス高次宗茂ヲ伊勢ニ出ルト
爲シ及惟新ノ兵ヲ五千人ト録スルノ類是ナリ蓋シ記憶ノ偶々誤ル
カ其輝元自ラ伊勢口ニ出ルト爲スカ如キハ異日ノ事ヲ豫定スルナ
リ翌六日ノ書及翌々七日義宣ニ與ヘタル書中の語以テ見ル可シ

①慶長見聞書ニ同趣旨ノ備書アリ

二二七 徳川家康書狀寫 (関ヶ原合戦史料集 二三五頁)
古今消息集

雖今度上方鉾楯候、御方之儀別条無之由、祝着之至二候。然ハ肥
後・筑後兩國進置之間、成次第、可被申付候。此節候条、随分
無油断様ニ専一に候。猶津田小平次・佐々淡路守可申候間、令省
略二候。恐々謹言 (慶長五年(二日イ)
八月十二日)

(御判イ)
家康花押

(雷正)
加藤主計頭殿

進之候

①徳川家康、加藤清正ニ肥後・筑後ヲ進ス

二二八 島津惟新書狀(切紙) (島津家文書 一一六一)

(端裏封)
小

猶々、内府公方貴所へ預候之鷹、こゝもと陣立ニ付而、取亂候間、
幸山路市兵衛尉罷上候条、下申候、將又、帖佐方之人衆、定可罷
上候、自然濱市・かこしま之人衆、同前ニ罷立候へなと候てハ、
可致遅々事可在之候、帖佐之人衆者今程過上御座候条、盛にてハ
罷成ましく候、伊勢平左衛門尉・本田六衛門尉兩人として、人衆
すゝめ候て、早々可差上よし被仰候而可給候、

七月廿九日之書狀、八月十七日、濃州至垂井上着、令披見候、

以上 七萬九千八百六十人
 ○合計實ハ八萬云々ナリ然ルラ七萬云々トナスハ蓋シ秀就ニ屬スル一萬ヲ除算シタルナリ

美濃口

- 一 六千七百人 某(石田治部)(三成)
- 一 五千三百人 岐阜中納言一手
- 一 一千四百人 羽柴右京(稻葉貞通)
 稻葉彦六(典通)
 羽柴兵庫頭(島津義弘)
 小西攝津守(行長)
- 一 一千九百人 同 與力衆四人
- 一 四百人 稻葉甲斐守(通重)
- 以上 貳萬五千七百人

北國口

- 一 一千二百人 大谷刑部少輔(吉繼)
 若狹少將(木下勝俊)
 同宮内少輔(木下利房)
 同野木公賴等(小野木公賴等)
 丹波七頭衆(小出・齋村)
 但馬二頭衆(賴繼)
 木下山城守(木下家定)
 播摩姫路衆(長谷川守知(卿一)
 越前東江衆(重政)
 戸田武藏守
- 一 一千五百人
- 一 八百人
- 一 七百人
- 一 二千五百人
- 一 一千五百人
- 一 二百人
- 一 五百人

- 一 五百人 福原右馬允(長義)
- 一 三百人 溝口彦三郎
- 一 五百人 寺西下野守(清行)
- 一 三百人 上田 主水(重安)
- 一 五百人 奥山雅樂頭(正之)
- 一 二千五百人 小川土佐守(祐忠)
- 同 左馬亮 生駒 雅樂(親世)

一 千人

但主煩故家老名代人數召連候

- 一 二千九百人 同 與力衆四人
- 一 四百人 稻葉甲斐守(通重)
- 以上 貳萬五千七百人

主煩故家老名代

- 一 六千人 青木紀伊守(一矩)
- 一 八百人 青山 修理(宗勝)
- 以上 三萬百人

勢田橋東番衆

- 一 一千廿人 太田飛彈守(驥一)(二吉)
 同 美作守(二成)
 垣見和泉守(二直)
 熊谷内藏丞(直盛)
 秋月長門守(種長)
 相良左兵衛佐(賴房)
 高橋 右近(元德)
- 一 四百五十人
- 一 四百五十人
- 一 六百人
- 一 八百人
- 一 八百人

候、可安御心候、我々も連々御見舞申迄候、其元 (加藤清正) 主計頭様御前出入之時者、御取合奉頼候、萬端期後音之時候、恐惶謹言、

嶋津小七郎

拾一月十三日

忠豐(花押)

嶋津

相良殿

小七郎

參人々御中

①島津忠豐牢人の體

二二五 島津惟新書狀寫

(日本戰史関ヶ原役附録 二二三頁)
(薩藩旧記)

雖未申通候、令啓候、今度内府貴國江出張に付、輝元秀家を始、大坂御老衆、(行長)小西大刑少治部少被仰談、秀頼様御爲ニ候條、貴老御手前同意可然候由、承候間、拙者も其通候、委曲石治可被申候、以上、

(慶長五年)

七月十五日

(上杉) 景勝

人々御中

羽兵入惟新花押 (義弘)

二二六 三口へ之御人數備之覺寫^①

(日本戰史関ヶ原役附録 四一頁)
(眞田軍功家伝記)

伊勢口

- 一 四萬千五百人 (毛利輝元) 安藝中納言殿
- 一 右之内一萬人息藤七殿 (秀越) 付在之右三萬餘八輝元自身召連出馬
- 一 一萬八千人 (宇喜多) 秀家
- 一 八千人 (小早川秀秋) 筑前中納言殿
- 一 二千百人 (長曾我部盛親) 土佐侍從
- 一 千人 (京極高次) 大津宰相
- 一 三千九百人 (宗茂) 立花左近
- 一 千人 (毛利秀包) 久留米侍從
- 一 五百人 (広門) 筑紫主水
- 一 九千八百人 (高房) 龍造寺
- 一 千二百人 (安治) 脇坂中書
- 一 三百人 (氏善) 堀内安房守
- 一 四百人 (瀧川雄利) 羽柴下總守
- 城加番
- 四百人 (左京) 山崎右京 (定勝)
- 三百七十人 (廣定) 蒔田權之助
- 三百九十人 (江) 中居式部少輔
- 千人 (正家) 長東大藏大輔

靜御座候、已上、

先日者爲御返事貴書拜見忝候、伊集院源十郎事、爲可被加御成敗御出

馬之催^②、得其意尤至極令存候、然ハ、小西攝津守・寺澤志^(正成廣高)・羽左

近^(義)、庄内江可被相動旨候、私以下も可罷立所存候、將又、京都江御注

進飛脚、私与垣見和泉兩人かたへ參候へと於被仰付者、早舟を以伏見

江送^(一)可届候、若御斟酌かなされ候てハ、專なき事と存、兵庫殿御狀

被進候、從薩州注進者送迎いたされ候へと、中川修理^(秀成)・大田飛彈至兩

人、内府公御書被遣候間、其御心得有へく候、兵庫殿御氣遣候間、此

使者具被仰聞、早速し可被下候、則兵庫殿可進上ためニ候、御吉左右

奉待候、恐惶謹言、

(慶長四年) 十月四日 直盛 (熊谷) (花押)

(切封ウハ書) 熊谷内藏允 直盛

(忠恒家久) 羽少將様 直盛

人々御中

①直盛下國ス

②忠恒庄内ニ出馬セントス

③行長正成親成直盛等參陣ノ事

④薩摩ヨリ京都へノ飛脚ノ送迎ノ事

二二三 小西行長書狀(折紙)

(島津家文書 一〇八二)

以上

(寺澤正成廣高) 寺志被越候以後、御左右不承候間、飛札を以申上候、庄内表へ御働之

由其聞候、定而可被任御存分ニ与奉察候、不及申上ニ候へ共、寺志被

成御入魂、何之道にも相濟申様ニ可被成御分別事、專一ニ奉存候、猶

追々可得貴意候、恐惶謹言、

(小西) 小攝津

(慶長四年) 十月晦日 行長 (花押)

(忠恒家久) 羽少將様

人々御中

①寺澤正成薩摩ニ下向ス

②忠恒庄内表出陣ノ事

二二四 島津忠豐書狀

(相良家文書 八一七)

猶々、便之時者、書狀を成共進上可申候へ共、せかれの事ハ、今

ほとらう人にて候へハ、公儀□存候間、御無沙汰のみに打過し候事、

口惜まてに候、いか様御歸朝之節、可得御意候、以上、

幸便之条、用一書候、其後者無音、心外之至、不及是非之事候、其地

へ長々御辛勞之處、無申計候、拙子も其表へ御見廻雖可申候、窄人之

躰^①、中々可有御察候、隨而、宇土への 御物様御上下、何様御健敷共

二〇六 村尾七郎右衛門尉書狀

(相良家文書 八四四)

(年欠) 五月十三日 省略

①御馬飼ノタメ古閑村百石ヲ宛テ行ウ

須佐美太郎左衛門殿 參

二〇七 島津忠清書狀

(相良家文書 八一六)

(年欠) 七月廿日 省略

二一一 小西行長書狀(折紙)

(島津家文書 一〇七六)

以上

二〇八 小西行長書狀

(相良家文書 八三四)

(年欠) 十月十二日 省略

二〇九 村尾彌七書狀

(相良家文書 八三五)

(年欠) 十月十二日 省略

歸國仕候付て、聞召被届、早々御使札致拜見候、自是も使を以申上候、定而參着可仕と存候、庄内表之儀付て、從内府様御使者下着之由被仰聞候^②、於伏見拙者罷下刻も、依様子、爲御加勢我等式も罷立儀可有之旨、内々御意候、左様之儀も爲可得貴意、使者を以申上候、何之道ニも、可被任御存分儀、程有間敷と存候、將亦、爲御音信縮貳拾端被懸御意、御懇意忝存候、猶御使者へ申上候、恐惶謹言、

(慶長四年)

八月十五日

行長(花押)

(小西) 小攝津守

(家久) 羽薩少將様

まいる御報

二一〇 小西直好書狀(紙)

(熊本県史料中世 熊本市立博物館所藏文書 二二)

爲御馬之養、古閑村にて知行百石進之候^①、口上ニ兒嶋三郎左衛門可申候、恐々謹言、

慶長四年

小西作右衛門尉

卯月十八日

直好(花押)

二一二 熊谷直盛書狀寫(折紙)

(島津家文書 一〇八〇)

私事、去月廿六日大坂を罷出候而、當月朔日下着仕候^①、京都一段

一九五 豊臣氏奉行衆連署状

(島津家文書 九九〇)

二〇〇 小西行長書状

(相良家文書 八三三)

(年欠) 十一月三日 省略

(年欠) □月廿七日 省略

一九六 加藤清正書状

(島津家文書 九七四)

二〇一 小西行長書状

(相良家文書 八三六)

(年欠) 十一月十六日 省略

(年欠) 三月十日 省略

一九七 欽差委官守備都僉事劉等連署諭帖

(熊本県史料中世
加藤文書 二六五)

二〇二 村尾七郎右衛門尉書状

(相良家文書 八三七)

萬曆貳拾陸年拾壹月廿六日 省略

(年欠) 三月十日 省略

一九八 小西行長書状

(相良家文書 八三二)

二〇三 村尾七郎右衛門尉書状

(相良家文書 八三八)

(年欠) 二月四日 省略

(年欠) 卯月十一日 省略

一九九 島津忠清書状

(相良家文書 八一五)

二〇四 井上正次書状

(相良家文書 八三九)

(年欠) 二月五日 省略

(年欠) 五月十二日 省略

二〇五 小西行長書状

(相良家文書 八四三)

(年欠) 五月十三日 省略

一八五 浅野幸長蔚山籠城以下萬事之覺書 (淺野家文書 二五五)

(慶長二年)
(年欠) 十二月二日 省略

一九〇 宮本豊盛・徳永壽昌連署起請文前書案

慶長三年八月廿二日 省略

(島津家文書 九八二)

一八六 浅野幸長高麗陣雜事覺書 (浅野家文書 二五六)

(年月日欠) 省略

一九一 豊臣氏朱印状案 (島津家文書 九八三)

慶長參年八月廿五日 省略

一八七 豊臣秀吉朱印状寫 (豊臣記)

慶長三年五月三日 省略

一九二 加藤清正書状 (島津家文書 九六九)

(年欠) 九月廿七日 省略

一八八 熊谷直盛・垣見一直・福原長堯連署状

(島津家文書 九七八)

一九三 豊臣氏五大老連署状 (島津家文書 四三九)

(年欠) 十一月二日 省略

(年欠) 五月廿六日 省略

一八九 小西行長・寺澤正成廣高連署状 (島津家文書 一〇六六)

(年欠) 七月廿六日 省略

一九四 欽差提督劉諭帖 (熊本県史料中世加藤文書 二四)

萬曆貳拾陸年拾壹月初二日 省略

一七五 村尾彌七書狀

(相良家文書 八二八)

一八〇 島津義弘外十二名連署全羅道海南定榜文寫

(年欠) 六月二日 省略

(島津家文書 九七一)

慶長二年九月 日 省略

一七六 小西行長書狀

(相良家文書 八二九)

(年欠) 六月五日 省略

一八一 宇喜多秀家外十四名連署言上狀案 (島津家文書 九八八)

(年欠) 九月十六日 省略

一七七 村尾彌七書狀

(相良家文書 八三〇)

一八二 島津義弘等連署覺書寫

(年欠) 六月五日 省略

(日本戰史朝鮮役付録 二五四頁)
征韓録

一七八 島津義弘外五名連署言上狀案 (島津家文書 九六七)

(年欠) 十月晦日 省略

(年欠) 七月十六日 省略

一八三 小西末鄉書狀 (相良家文書 七九二)

一七九 淺野幸長蔚山籠城以下萬事之覺書 (淺野家文書 二五五)

(年欠) 拾一月十一日 省略

(年欠) 七月十九日 省略

一八四 小西末鄉書狀 (相良家文書 七九三)

(年欠) 十一月廿二日 省略

一六三 小西行長書狀

(相良家文書 七八二)

一六九 朝鮮北海松雲書狀

(熊本県史料中世加藤清正文書集 五五)

(年欠) 二月三日 省略

皇明萬曆二十五年三月二十一日 省略

一六四 村尾彌七書狀

(相良家文書 七八三)

一七〇 小西行長書狀

(相良家文書 七九九)

(年欠) 二月三日 省略

(年欠) 卯月八日 省略

一六五 小西末郷書狀

(相良家文書 七九〇)

一七一 村尾彌七書狀

(相良家文書 八〇〇)

(年欠) 二月十二日 省略

(年欠) 卯月八日 省略

一六六 豊臣秀吉朱印狀

(相良家文書 七九四)

一七二 小西行長書狀

(相良家文書 八〇一)

慶長貳年二月廿一日 省略

(年欠) 卯月九日 省略

一六七 豊臣秀吉高麗陣陣立書

(相良家文書 七九五)

一七三 小西行長書狀

(相良家文書 八〇二)

慶長貳年二月廿一日 省略

(年欠) 卯月十一日 省略

一六八 小西末郷書狀

(相良家文書 七九一)

一七四 村尾彌七書狀

(相良家文書 八〇三)

(年欠) 三月五日 省略

(年欠) 四月十四日 省略

一五二 小西行長書狀

(相良家文書 七六二)

一五八 小西行長書狀

(相良家文書 七七二)

(年欠) 五月八日 省略

(年欠) 八月十四日 省略

一五三 小西末郷書狀

(相良家文書 七六三)

一五九 小西行長書狀

(相良家文書 七七三)

(年欠) 五月八日 省略

(年欠) 十月七日 省略

一五四 小西行長書狀

(相良家文書 七五四)

一六〇 村尾彌七書狀

(相良家文書 七七四)

(年欠) 六月九日 省略

(年欠) 十月七日 省略

一五五 小西行長書狀

(相良家文書 七五五)

一六一 小西行長書狀

(相良家文書 七七五)

(年欠) 七月十九日 省略

(年欠) 十月九日 省略

一五六 相良長每覺書案

(相良家文書 七六八)

一六二 宇喜多秀家等連署狀寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一三三二頁)
(征韓錄)

(年月日欠) 省略

一五七 安宅秀安書狀

(相良家文書 七七二)

(年欠) 壬七月十五日 省略

(慶長二年カ)
(年欠) 正月廿六日 省略

一四一 小西行長書狀寫 贈禮曹

(日本戰史朝鮮役附録 一九四頁)
(再造藩邦志)

一四六 小西末郷書狀 (相良家文書 七五六)

(年月日欠、文祿四年二月頃) 省略

(年欠) 三月六日 省略

一四七 小西末郷書狀 (相良家文書 七五七)

一四二 明朝割付寫 (小早川家文書 六)

(年欠) 三月九日 省略

萬曆貳拾參年貳月 日 省略

一四八 山中長俊書狀 (相良家文書 七五三)

一四三 小西行長書狀 (島津家文書 一〇六〇)

(年欠) 卯月十六日 省略

(年欠) 三月十一日 省略

一四九 小西行長書狀 (相良家文書 七五九)

一四四 小西行長書狀 (相良家文書 七五〇)

(年欠) 卯月廿四日 省略

(年欠) 十一月廿一日 省略

一五〇 石田三成書狀 (相良家文書 七八一)

一四五 小西行長書狀 (相良家文書 七五一)

(年欠) 卯月晦日 省略

(文祿五年カ)
(年欠) 正月十二日 省略

一五一 小西行長書狀 (相良家文書 七六一)

(年欠) 五月七日 省略

一三二 劉艇書狀寫 贈小西行長 (日本戰史朝鮮役附錄 一七六頁)
乱中雜錄

(年月日欠、文祿二年九月頃) 省略

一三六 豐臣秀吉降表寫 (宣祖實錄)

(日本戰史朝鮮役附錄 一八二頁)
乱中雜錄

萬曆二十一年十二月二十一日 省略

一三三 小西行長書狀寫 復劉艇

(日本戰史朝鮮役附錄 一七七頁)
乱中雜錄

一三七 小西行長書狀

(相良家文書 七三三)

(年月日欠、文祿二年九月頃) 省略

(年欠) 十二月三日 省略

一三四 小西行長書狀寫 復劉艇

(日本戰史朝鮮役附錄 一八〇頁)
乱中雜錄

一三八 加藤清正書狀

(熊本県史料中世 九九)
下川文書

(年月日欠、文祿二年十一月九) 省略

(文祿三年九)
(年欠) 三月四日 省略

一三九 豐臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 六五)
加藤清正家蔵文書

一三五 小西行長書狀寫 與沈惟敬

(日本戰史朝鮮役附錄 一八一頁)
宣祖實錄

(年欠) 卯月十六日 省略

一四〇 高麗國出陣人數帳

(島津家文書 九五七)

(年欠) 十一月五日 省略

文祿四月正月十五日 省略

一一〇 長東正家書狀

(小早川家文書 四一六)

一一六 劉艇書狀寫

贈加藤清正 (日本戰史朝鮮役附錄 一六一頁)
亂中雜錄

(年欠) 五月十九日 省略

(年月日欠、文祿二年六月九) 省略

一一一 豊臣秀吉朱印狀案

(島津家文書 九五五)

一二七 小西行長寺澤正成連署狀

(相良家文書 七二八)

文祿^(秘)貳年五月廿日 省略

(年欠) 七月四日 省略

一二二 伊東祐兵書狀

(相良家文書 七二〇)

一二八 小西行長書狀

(相良家文書 七二四)

(年欠) 六月四日 省略

(年欠) 七月七日 省略

一二三 豊臣秀吉朱印狀寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一五四頁)
太閤記

一二九 小西末郷書狀

(相良家文書 七二五)

(年欠) 仲夏日 省略

(年欠) 七月七日 省略

一二四 豊臣秀吉朱印狀寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一五八頁)
太閤記

一三〇 豊臣秀吉朱印狀寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一六二頁)
黒田家譜

(年欠) 六月廿七日 省略

(年欠) 七月十一日 省略

一二五 豊臣秀吉朱印狀寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一六〇頁)
太閤記

一三一 小西末郷書狀

(相良家文書 七二六)

文祿二年^{癸巳}六月廿八日 省略

(年欠) 七月十九日 省略

一一〇 豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書 二九六)

一一五 宇喜多秀家等連署状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一二六頁)

(年欠) 二月廿八日 省略

(年欠) 卯月十七日 省略

一一一 宇喜多秀家等連署状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一〇三頁)
(南路志)

一一六 石田三成外二名連署状寫

(毛利家文書 九三〇)

(年欠) 三月三日 省略

(年欠) 卯月十八日 省略

一一二 豊臣秀吉朱印状

(淺野家文書 二六三)

一一七 豊臣秀吉朱印状案

(島津家文書 九五四)

文祿二年三月十日 省略

文祿^(謙)二年五月朔日 省略

一一三 豊臣秀吉朱印状寫

(毛利家文書 九二八)

一一八 豊臣秀吉朱印状

(島津家文書 三九二)

(年欠) 卯月十二日 省略

(年欠) 五月朔日 省略

一一四 大友吉統書状

(日本戰史朝鮮役附錄 一三七頁)
(豊公遺文)

(年欠) 卯月十四日 省略

(年欠) 五月朔日 省略

九八 豊臣秀吉朱印状

(小早川文書 三四二)

一〇四 小西行長書状

(吉川家文書 七四七)

(年欠) 十一月十日 省略

(年欠) 正月十三日 省略

九九 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮役附録 加藤光泰軍功記 七〇頁)

一〇五 伊達政宗書状

(日本戦史朝鮮役附録 伊達家文書 九一頁)

(年欠) 十一月十日 省略

(年欠) 二月十一日 省略

一〇〇 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮役附録 鍋島直茂譜考補 七二頁)

一〇六 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮役附録 黒田文書 九二頁)

(年欠) 十一月十日 省略

(年欠) 二月十六日 省略

一〇一 豊臣秀吉朱印状

(日本戦史朝鮮役附録 慶元古文書 七三頁)

一〇七 豊臣秀吉朱印状寫

(浅野家文書 二六二)

(年欠) 十一月十日 省略

文祿貳年二月十八日 省略

一〇二 吉川広家書状

(日本戦史朝鮮役附録 黒田文書 八三頁)

一〇八 小早川隆景等連署状寫

(日本戦史朝鮮役附録 武家事紀 九六頁)

(文祿二年九) (年欠) 正月十二日 省略

(年欠) 二月十八日 省略

一〇三 小早川隆景書状寫

(日本戦史朝鮮役附録 黒田家譜 八四頁)

一〇九 宇喜多秀家外十六名連署契状 (吉川家文書 一三六)

(年欠) 正月十三日 省略

(年欠) 二月廿七日 省略

八六 豊吉秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮役附録 二四頁)
黒田家譜

九二 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世 一三)
鍋島文書

(年欠) 卯月廿五日 省略

天正二十年六月三日 省略

八七 豊臣秀吉朱印状案

(島津家文書 九五三)

九三 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世 二八)
小早川文書

(年欠) 卯月廿八日 省略

(年欠) 六月十九日 省略

八八 豊吉秀吉朱印状

(熊本県史料中世 一六)
加藤文書

九四 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世 二三)
加藤文書

(年欠) 五月十六日 省略

(年欠) 七月二日 省略

八九 豊吉秀吉朱印状

(小早川文書 二九九)

九五 小西行長書状寫

(日本戦史朝鮮役附録 六二頁)
朝鮮征伐記

(年欠) 五月十六日 省略

壬辰九月初三日 省略

九〇 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮役附録 三三頁)
對馬史料

九六 加藤清正書状

(熊本県史料中世 一五)
加藤清正文書集

(年欠) 五月十八日 省略

(年欠) 九月廿日 省略

九一 豊臣秀吉朝鮮役陣立書

(熊本県史料中世 三四)
加藤清正家藏文書

九七 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世 一四五)
加藤文書

天正廿年六月三日 省略

(年欠) 十一月十日 省略

しミ仕、不致由斷様ニ、右兩人へ追々可申遣候、御動座砌、各出向候
事不入義候、^①成其意、壹岐對馬ニ陣取、不可由斷候也。^②

(天正廿年)
三月朔日 ○(秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ
(小早川隆景)

羽柴豊後侍從とのへ
(大友吉統)

羽柴薩摩侍從とのへ
(島津義弘)

① 秀吉動座ノ節在陣諸士ノ出向ヲ止ム

② 同日附、毛利老岐守・黒田甲斐守・鍋島加賀守宛、同趣旨

七九 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世
加藤清正家藏文書 五)

今度唐入付而、諸國軍勢與^(諸國之軍勢與州外派イ)勿津輕外湊迄御人數罷立、御先勢つかへ候

条、來廿日被成御動座候間、可成其意候、然者高麗儀、羽柴對馬侍從^(宗義督)

・小西攝津守渡海候、異國者手ぬるく候とて、不致由斷様ニ追々可申^(浦斷イ)

遣候、九州四國中國之人數、先書如被仰出候、高麗一里二里之際嶋々^(著イ)

へ其方相渡、其外九州衆四國中國衆ハ壹岐へ罷渡、可陳取由被仰付候、^(陣イ)

對馬守・小西一左右可相待候、無一左右高麗へ不可相渡候也。^②

(天正二十年)
三月八日 ○(秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ
(清正)

① 九州四國衆ハ壹岐へ渡ルベシ

② 同日付、加藤清正宛、同趣旨 (紀伊国古文書)

八〇 豊臣秀吉朱印狀 (マ)
(天正二十年カ)
三月十三日 省略
(毛利家文書 八八五)

八一 豊臣秀吉朱印狀
(年欠) 三月十三日 省略
(浅野家文書 七七)

八二 唐入軍勢進發次第書
(年月日欠) 省略
(浅野家文書 八一)

八三 豊臣秀吉朱印狀寫
(年欠) 三月十三日 省略
(小早川文書 五)

八四 豊臣秀吉朱印狀寫
(年欠) 三月二十三日 省略
(日本戦史朝鮮役附録 二二頁
黒田家譜)

八五 豊臣秀吉朱印狀寫
(年欠) 卯月二十二日 省略
(日本戦史朝鮮役附録 二三頁
鍋島直茂譜考補)

七五 豊臣秀吉朱印狀

(日本戰史朝鮮役 附錄九頁)
黒田文書

高麗國へ爲^(行長)御使、小西攝津守被^(行長)差遣候條、其返事申上候迄は、壹岐島・對馬ニ、諸勢陣取して可^(行長)相待候、高麗へ人數一人も差渡間敷候、右之通、國衆へも、入^(行長)念可^(行長)申聞候、委細之儀、小西攝津守可^(行長)申候也、

(天正二十年)
正月十八日(秀吉朱印)

毛利壹岐守とのへ
(吉成)

加藤主計頭とのへ
(清正)

黒田甲斐守とのへ
(長政)

七六 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 五)
加藤清正家藏文書

急与^(度イ)被仰出候、高麗儀、對馬守・小西攝津守相越、^(宗義智)三月中ニ可^(行長)究旨、先度申上候、然者兩人者高麗へ相移候間、^(可相移候イ)其方ハ高麗一里二里之際之嶋^(主計事ハ高麗へ一里二里之際島へ可陣取旨被仰出候イ)へ可^(各者至對馬可着陣候イ)令著陣、^(四國衆は壹岐に令着陣イ)其外九州四國者共、壹岐・對馬ニ陣取、對馬守・小西一左右可相待候、異國者てぬるきと存、あなつり申間敷候、御目少御養生付て、三月十日比ニ可^(比可被成御動座候)被成御動座候、十日比ニ御出馬候共、依様子早船にてても不移時日、可^(マ)爲御著座候間、不可^(マ)存由斷候也、

(天正二十年)
二月廿七日(秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ
(清正)

①小西行長出陣二伴ヒ二番・三番・四番手ニ近島待機ヲ命ズ

②同日付、小早川羽柴侍從宛、羽柴薩摩侍從宛、黒田甲斐守(羽柴筑前侍從)
・毛利壹岐守・鍋島加賀守宛、征韓録、同趣旨

七七 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(毛利家文書 八七二)

尙以、早々可有渡海候、雖然、順風見届、無聊尔様ニ可^(宗義智)被申付候、急度被仰出候、仍對馬守、小西攝津守高麗へ於罷渡者、加藤主計頭事、高麗へ一里二里之際之嶋ニ陣取候て、右兩人一左右可相待由、被仰付候、^(行長)其外九州衆、對馬四國衆、其方事ハ、壹岐迄有渡海、彼一左右ヲ可^(清正)相待候、^(マ)異國者ニ候とて、物いやしミ仕、不致由斷様、對馬守、小西かたへ追々可申遣候、其方儀も不可^(マ)有由斷候也、

(天正廿年)
三月朔日(秀吉朱印)

(輝元)
羽柴安藝宰相とのへ

①宗義智小西行長加藤清正等ノ渡海
②輝元ヲシテ壹岐ニ在リテ先鋒ノ情報ヲ待タシム

七八 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(小早川家文書 二九七)

尙以、早々可有渡海候、雖然、順風見届、無聊爾やうに可^(正成)申付候、先書雖被仰出候、寺澤忠次郎被差遣候間、重而被仰遣候、對馬守、小西攝津守高麗へ於罷移者、加藤主計ハ高麗一里二里之際之嶋々へ令着陣、^(行長)九列四國者共、對馬壹岐陣取、對馬守、小西一左右可相待候、物いや

③ 証明の計畫

④ 黒田小西加藤ニ命ジ名護屋ノ營ヲ造ラシム

⑤ 筑紫衆ノ軍役三分一ヲ免ズ

七二 小西行長宛行狀

(熊本県史料中世 一一三)
小早川文書

於八代郡□内百五拾石宛行之訖、全可令領知也、

天正十九

十一月廿日

(小西)
行長 (花押)

(〇宛名)
(欠く)

① 八代都ニ於テ百五十石ヲ宛テ行ウ

七三 豊臣秀吉禁制

(熊本県史料中世 六一三)
本妙寺文書

禁制

高麗國

一、軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事、

一、放火事、

一、對地下人百姓等、非分之儀申懸事、

右条々、堅令停止候畢、若違犯之輩於在之者、可處嚴科者也、^①

天正廿年正月日

(秀吉朱印)

① 同様ノ禁制、熊本県史料

中世五所收、阿部四郎五郎所藏文書二号、同月付。
加藤清正家藏文書三〇号、同月付。毛利家文書八八〇号・八八一号・八八二

号・八八三号、四月廿六日付。豊臣秀吉禁制、毛利家文書九〇一号・九〇二号アリ

七四 豊臣秀吉條書

(熊本県史料中世 三七五)
加藤清正家藏文書

一、今度唐入ニ付而、中國四國九州より東人數者被召連、如書付、四月朔日より九月中御兵糧被下候事、

一、中國四國九州軍勢事、面々としてその家中く知行取にも、又船

かた以下ニ至る迄も如軍役著到の面、四月朔日より九月中扶持方をいたし可遣之事、

一、人數持候族家中者ニ、六ヶ月分自分之兵糧有次第可相渡候、若一ヶ月も二ヶ月にても不足分於有之者、書付を以可言上候、兵糧米於播磨・大坂可被成御借事、

右段、國衆其外下々迄、入念可申聞候也、^③

天正廿年正月五日

(秀吉朱印)

毛利壹岐守とのへ

加藤主計頭とのへ

黒田甲斐守とのへ

小西攝津守とのへ

① 唐入ニツキ四月一日ヨリ九月マデノ兵糧ヲ下附スベシ

② 兵糧米不足アラバ播磨大坂ニテ借ルベシ

③ 武家事紀同日附同趣旨、年号欠

ス、其後加藤主計頭預ニ成ル、
文祿元年高麗出陳渡海ス、
慶長十二年三月十五日肥後國於八代死去、本昌寺葬、法名蓮性院宗安
居士、

①以下親重譜中ノ記事ハ「清正記」ト略同文ナリ

七〇 志岐系圖親重譜

(熊本県史料中世 四)
志岐文書 五七

(〇前欠)

親重^① 兵部大夫^(マ) 藤右衛門尉
始親弘

天正八年薩州出水領主島津薩广守義虎嫡女妻成、

天正十年 島津義久公爲御味方、有馬十郎鎮貴於佐賀ニ手切防戰出來
故、鎮經・親重渡海ス、大閭秀吉公九州發向之時、依不順幕下ニ、天
正十六年近國之諸將蒙 上意押寄雖攻、戰依不得利、重テ加藤主計頭
清正出陣有テ攻給時、本戸城主木山彈正五百餘騎卒シ、濱鳴ノ尾ニ打
出攻戰、清正ノ大陳切崩レ、剩清正領シ給軍兵多打取、然共運命盡彈
正戰死ス、雖然城内堅固ニ後戰ノ守利ス、其後小西攝津守・加藤主計
頭・安國寺等蒙 上意、於本朝 秀吉公ニ不順無國、不有其儀、合戰
及數度、戰死ヲ數ニ無限、雖然年月經テ勝利不可有、只下城有テ多勢
之人命可助旨和談及數度、天正十七年志岐下城ス、從 秀吉公、加藤
主計頭ニ成預ニ、肥後國移ル、

文祿元年高麗出陳渡海ス、

慶長十二年三月十五日肥後國於八代死去、本昌寺葬、法名宗安、

①前掲系圖ノ鎮經ノアトニ続キシモノゴトシ

七一 石田正澄書狀

(相良家文書 六九九)

已上

御下國已來不申通候、何事無御座候哉、御左右承度候、

一若君様、去五日被成御他界候、就其、上様もとゆい被拂候、近所在^①

々者共、悉右之分候事、

一聚樂をハ、中納言殿關東御歸陣次第ニ、京廻御藏納以下悉相添、可

被成御渡之由候事、

一來年三月朔日ニ、唐へ可被入旨候、各も御出陣御用意尤候、なこ^③

や御座所御普請、黒田甲斐守、小西攝津守、加藤主計被 仰出候、

筑紫衆者、軍役三分一ほとツ、用捨仕候へと御詫候、定而兩三人も

如在有間敷候、猶承屈様子、追而可申入候間、不委候、恐々謹言、

石田木工

(天正十九年)
八月廿三日

正澄 (花押)

(頼房(マ))
相良宮内太輔殿

人々御中

①秀吉愛子ヲ失ヒ鬢ヲ拂フ

②聚樂ヲ秀次ニ讓ラントス

笠山二陣ヲ取、カウチノ浦ヨリ天草主水ト云者、七百人ニテ小西ガ陣所ヒ、ノ尾ノ笠山二陣ヲ取、城中へ申遣シケルハ、明朝切テ出ラルヘシ、然ニヲイテハ、三方ヨリ押ツ、ミ、加藤・小西ヲ打トラム事、案之内成トシメストイヘ共、城中ニモ小西謀略ヲ廻ニヨリ、謀叛人餘多コレ有ニヨリ、依之主水ハ、ハカノシキ事有マジトテ、カウチノ浦へ引戻シ、ホント籠城之用意トシテ歸陣ス、木山彈正ハ天草ヲ出シ時一戰ヲセズンバ歸陣スマジキト誓文ヲ立シ事ヲ胸ニ納メ、是非主計(付)ト一戰ト定メ、清正之陣所之上山ニ陣ヲ取、清正、行長へ使ヲ以被申シハ、彈正ハ我ト一戰ト定タル躰也、一番岡田善右衛門・山岡肥前・加藤傳藏・山口与三右衛門・南部無右衛門・近藤四郎右衛門・天野助左衛門ヲ頭トシテ、都合三千先手ト定、明朝辰ノ一天ニ押上ルヘシトテ、二番加藤清兵衛・片岡右馬允・長尾安右衛門・加藤与左衛門ヲ頭トシテ二千、三番旗本ト相定ラル、辰ノ上刻ニ一番備三千本道筋ヲ押上ル、二番備ハ左之尾崎ヲ押上ル、清正旗本之者ニ申サレシハ、先手心元ナシ、自然一番敗軍(マ)セハ、旗本勢ハ横筋カヒニ鐘ヲ入ヘシトテ、自身八十騎計ニテ一番備ニ乗込押上ラル、案ノ如ク彈正ガ三百張之弓ニ射立ラレ、一番備悉ク敗軍シ、登モ立得ス、清正庄林隼人ヲ使トシテ被觸シハ、清正是ニ有、棧敷之前之軍ナリ、臆病心ナクシテ押上レトノ下知ナレ共、乱立タル敗軍之勢成ハ、耳ニモ入ス散乱ス、清正傍ニ有者ハ、庄林隼人・森本儀大夫・柏原藤五郎・池田甚四郎・和田竹丸、弓持之水谷案之丞、馬印持善吉、草履取乙若・大吉・ヒゲ大工甚七也、清正下知ニ曰、先勢敗軍之躰也、追返シ討取ヘシト、イサミ

身ヲモミ給フ、清正十騎計ニテ馬印ヲ押立踏留リ、卅人計之一揆之中へ十文字之鐘ヲ持、四方八面ニ拂イ給ヘハ、二人カケタラサル、庄林モ敵一人ツキフセ、息ヲ入ス相戰所ニ、左右ヨリ五六人弓ヲ清正之馬印ノバレンヲ見テ、御大將ニテハナキカ、木山彈正ナリ、一矢マイラ(マ)セント云、清正返答ニ、主計頭爰ニ有、大將之出合ニ飛ツルギ入ヘキヤ、太力打セント、十文字之鐘ヲカラリト捨ラレテ、彈正モ心得タリト弓ヲスツ、清正鐘ヲヲツ取、彈正カタカモ、カケ落シ投給ヘハ、谷合ヘコロビ落、庄林・森本、彈正カ手勢之者ニツイテカ、レハ、彈正打死之上ハ、其イキヲイニ追立ラレ、此時清正之十文字片鎌折テ、片鎌ニ成、清正難義ニ及給フヲ、旗本勢ヨリ見合テ、横合ニドツトツイテ入、一番飯田角兵衛・新美藤藏・松下清藏・奥田九右衛門鐘ヲ入、續テ佐々平左衛門・近藤四郎右衛門・齋藤立本・山内甚三郎・舞野助兵衛筋カイニツイテ掛レハ、一揆ノ者共悉クツキ立ラレ敗北ス、敵之數四百六十三討取、清正終ニ勝利ヲ得給フ、味方討死之侍九十一人、雜兵二百七十九人、天正十七年霜月五日辰之上刻ヨリ午ノ下刻迄之合戰也、行長ハ清正一戰心元ナクシテ手勢二百計ニテ出サレシカ、清正猛威ヲフルハレ、勝利ヲ見テ本陣ヘ引ノキ給フ、備木山彈正カ首ヲ初メ四百六十之首ヲ、志岐之濱手ヘ掛ラレケレハ、志岐内々和平之便ヲ申立、清正へ使ヲ立、城ヲ渡申ヘキ条、ヨキニ頼ト申シカバ、下城有ヘシト小西相談シ、城ヲ行長請取、林專ハ下城ニ及ケル、右之一ヶ条相違仕候故、此節相改書載置也、秀吉公下知ニ依テ、小西攝津守預ニ成リ、肥後之内八代ニ志岐藤右衛門居住ス、攝津守都方之軍ニ付切腹

有馬修理(マ)大夫晴純五番目之男子、六歳之時養子成、

天正八年薩州出水領主島津薩(マ)守義虎嫡女妻成、

天正十年 島津義久公爲御味方、有馬十郎鎮貴於佐賀ニ手切防戰出來

故、鎮經・親重渡海ス、小西攝津守行長領分天草郡ノ地侍志岐林專・

天草伊豆守、小西下知ニ不隨、然所ニ小西ハ宇都(マ)ト云所ニ城普請等經

榮ス、小西家中同前ニ普請可仕旨、志岐・天草へ申遣ス、兩所返答ニ、

先年 秀吉公薩摩御進發刻、筑前國秋月迄罷出、薩(マ)へノ御先手被仰

付候ハ、千臺川(マ)へ船ヲ押込、忠勲(マ)ヲヌキンスヘキ旨申上ル、 秀吉公

御褒美有テ、天草郡ヲ兩人ニ永々下シ給トノ、御朱印頂戴仕、天下之

御普請・陣立之時者、行長ニ付ヘシ、其外行長之私普請仕儀者難成、

私式モ似合之カキ上城ヲモ持、手前ニモ普請繁多候由申越ニ依テ、攝

津守右之旨 秀吉公(マ)奉細被申上シカバ、左様之六ヶ敷奴原ヲ小西誅

伐スベシト被仰出、依之伊知地文大夫ト云者ヲ大將トシテ、人數三千、

天草郡之内志岐ト云所へ差向、志岐之城主林專種々手段ヲメグラシ、

文大夫ヲ初メ袋之浦ト云所ニテ一人モ不殘討取、歸陣スル者ハ、船頭

・水子計也、攝津守大キニ驚、人數ヲ集、(加藤清正)主計頭へ加勢ヲ乞、自身渡

海被致、清正ヨリ佐々平左衛門・古橋又助・瀧野讚岐・山内甚三郎ヲ

大將トシテ千五百、小西手勢六千五百、都合八千ニテ押出シ、志岐之

城付袋之浦へ押上ル、城ヨリ人數ヲ出シ、小西陣キワ迄千方之濱ヲ寄

來、散々悪口ス、京衆々々ナゼ鎗センゾ、カブスノカハ(スモトリ)ノスモリカト、

歌ニ作笑フ、其時清正加勢之四人コラヘカ子、千五百之者共、濱邊へ

付テ出ル、小西人數モ押出ス、小西内木戸作右衛門一番ニ鎗ヲ入、續

テ古橋又助鎗ヲ入、宮部忠弥ト云者、又助相ヅキニ戰シガ、忠弥ヲ終

ニツキタラシケレ共、又助モ左ノ胸ノハヅレヲツキヌカル、其ヨリ一

戰始リ、敵之首廿一討取、其勢ニ城涯迄押寄、城主林專二千ニテ楯籠

ル、與天草ヨリ弓・鉄砲三百挺加勢トシテ相コムル、志岐之城ト申ハ

南ハ深山、西北ハ侍町へ續、里其外ハ海ナリ、東ハ深キ谷底ハ河也、

塀涯ハ岩也、軍勢谷合迄仕寄ヲ付、有馬・大村・平戸・唐津勢モ志岐

之城へ押詰、丸山ニ陣ヲ取、林專ト有馬ハ縁者之事ナレハ、小西有馬

ヲシテ和平ヲ入、林專下城ニヲヒテハ 秀吉公へ申、能ニ可計由、誓

文狀ヲ調差越(マ)ルニ付、有馬其狀ヲ城中へ送届ニヨリ、大方ハ和睦セ

ント、林專内存ニ有シカドモ、未返答無之付テ、惣軍勢昼夜之境モナ

ク、竹タバヲ以押寄寄ル、加藤主計頭ハ兼テヨリ小西攝津守行長手勢

計ニテハ一揆退治スル事成マシト、軍勢ヲ集、手勢一万騎ニテ隈本ヨ

リ川尻ト云所迄五十町有所之、川尻ニテ惣軍勢船ニ乗浮へ、十月廿九

日川尻ヲ乗出シ、寺田篠介ト云者、林專へ使ニ申付、小舟ヲ先へ押出

ス、篠介ハ志岐之湊へ舟ヲ著、口上ニハ主計頭アツカヒニ罷越条、

可率様ニ相計可申トノ儀ヲ云被遣シカハ、城中ヨリモ内々小西和平

之事云通(マ)ゼシカハ、喜悅ヲナシ、迎トシテ侍十人計濱ギワ迄出向、

主計頭ハ直ニ志岐之湊へ舟ヲ付、鉄砲ヲ打掛、迎ニ出タル侍共討タラ

シ、心ヨゲニ押上リ、追手門之向ナルハゲ山ニ陣ヲ取、小西陣所へ參

ジ、城(マ)ゼメノ評義ヲナシ、小西人數手ウスシ、人數加勢申サントテ、

千五百人相加、然所ニ志岐之後詰ノタメ天草伊豆守所ヨリ木山彈正ト

云者ヲ頭トシテ、弓三百挺、歩立之侍二百、都合五百ニテ清正陣所之

可申候也、

(天正十七年) (秀吉朱印)

十一月廿一日〇

(清正)

加藤主計頭とのへ

〔包紙折封ウハ書〕

加藤主計頭とのへ

①天草志岐城ノ鎮圧ヲ賞ス

六六 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 一五)
〔加藤文書 一一〕

志岐城落居之様子言上候、小西攝津守同前ニ相動、碎手之由被聞召届

候、無由斷儀、尤ニ被思食候、次天草表儀、是又小西相談、無越度様

可申付候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(長吉) (天正十七年) (秀吉朱印)

十二月五日〇

(清正)

加藤主計頭とのへ

〔包紙折封ウハ書〕

加藤主計頭とのへ

①志岐城陥落ヲ賞ス

②天正十七年加藤清正、小西行長天草ヲ平定ス

六七 豊臣秀吉内書案 (折紙)

(熊本県史料中世 四四)
〔志岐文書 四四〕

〔十二月五日小西攝津守殿へ

秀吉公方之御狀・壹通入 〕

志岐城落居之様子言上候、早速申付候段、尤思召候、志岐事、雖助命

候、妻子以下不殘行長近所へ引越候て、彼城にハ別人可入替候、然而

天草表へ及行由、加藤主計頭相談、無越度様ニ可申付候、次五嶋・平

戸八幡者共、高麗之儀被聞召届候、猶淺野彈正少弼可申候、以上、

(長吉) (天正十七年)

十二月五日

(行長)

小西攝津守とのへ

①志岐城落居

②志岐助命シ妻子以下小西方ニ移スベシ

③五嶋平戸ノ八幡者共ニ高麗ノコトヲ命ズ

六八 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世 一八)
〔加藤文書 一八〕

天草伊豆守居所本渡之城、去月廿五日乘崩、一人も不殘首七百卅余討

捕之、清正手前無比類段、書中被加上覽候、粉骨之至候、彌無越度殘

黨成敗之儀、小西攝津守相談可申付候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(長吉) (天正十七年)

極月十九日〇

(清正)

加藤主計頭とのへ

〔包紙折封ウハ書〕

加藤主計頭とのへ

①天草本渡城攻略ヲ賞ス

六九 志岐系圖親重譜

(熊本県史料中世 五六)
〔志岐文書 五六〕

親重 ①兵部大夫 藤右衛門尉
始親弘

爲御先勢被指遣候處、其方高麗江渡海仕、當夏中、國王令心可罷上候、御人數被遣候而者、迷惑仕由候條、今少可相延旨被仰遣候、成其意、國王參洛之儀、可相急、肝要候、少も於相滯者、京都迄程遠候、小西攝津守加藤主計頭方迄、一左右可申候、其次第可相働旨、堅被仰出候、其段相心得、兩人かたへ早速可申届候、不_レ可_二由斷_一候、猶淺野彈正少弼可_レ申候也

(天正十七年) (秀吉) 三月二十八日 判

(義尊) 宗對馬守とのへ

六三 豊臣秀吉朱印狀

(日本戰史朝鮮役 附錄一頁) 松浦家所藏文書

急度被仰出候、日本國々之事者不_レ及_レ申、海上迄靜謐被仰付候、故、從大唐令懇望、相渡候進物之船、罷出候處、去春其方自分領、號_二商賣船_一てつくわい_{〇蓋シ徐碧溪ノ訛ト}申唐人爲_二大將_一、八幡罷越、彼唐船之荷物令海賊候由、被_二聞召候間_一、右之商賣舟之由にて、去春罷出候てつくわい、其外同船之輩、何も不_レ殘可_二差上候_一、於_二此方被_レ遂御糺明、可_レ被_二仰付候_一、自然彼者共何角申族有_レ之、於_二不_レ罷出_一者、其方迄可_レ爲_二曲事候條_一、成_二其意_一、早々可_二差上候_一、猶小西攝津守可_レ申候也

(天正十七年) (秀吉) 十月三日 (朱印)

(義尊) 松浦兵部卿法印

六四 小西行長書狀寫

(日本戰史朝鮮役 附錄二頁) 武家事紀

一五島平戸之唐人、八幡仕候由、被_レ成_二御朱印候_一、昨日致_二頂戴候_一、即平戸・五島、是_二在陣仕候間_一、上意之旨申聞、當春大唐へ商賣罷出候唐人、其外何モ相留、改申候、不_レ殘召集、可_二罷上候事_一、一從_二高麗_一、對馬守_{〇宗義}飛脚ヲ差越申候、高麗出仕儀、シカト御請申之由、申越候、雖_レ然異國ニテ御座候故、年内彼國往來モ難_レ成候間、正月中召連、罷渡由申候ヲ、對馬守ハ高麗ニ、ソレマテ逗留仕候、對馬守ニ相添、高麗へ遣申候拙者使島井宗室、今明中ニ罷歸候間、是又召連罷登、彼國ノ樣體可_二申上候_一、兎角日本へ罷渡候由申旨、慥ニ申越候間、先御註進申上候事、

右之趣、宜御披露奉_レ頼候、恐惶謹言、

(天正十七年) 十一月八日

(長吉) 進上 淺野彈正少弼殿 行長

小西攝津守

六五 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世 一七) 加藤文書

書狀被加御披見候、志岐城爲成敗、小西相動ニ付、人數相添遣、自身又渡海之旨尤候、然而爲後詰天草出候處ニ、其方於手前追崩、悉切捨之由、手柄候、遠路首不及差上候、重而志岐・天草物主共申付次第、彼首共ハ可持上候、猶以及行之儀、涯分惜手無越度様ニ、小西攝津守可相談候、每候て卒爾之動不可仕候、猶淺野彈正少弼、増田右衛門尉

(長吉) (行長) (長盛)

隣國へ買取相越由、被聞召候、任 御法度旨、早々召返、如先々還任^(任)可申付候、若違背之族於在之者、急度言上可仕候、右之趣堅申觸、可召返候也、

(天正十六年)

八月廿九日 御朱印

(正成廣菴)

寺澤志广守とのへ

①薩摩出水并ニ肥後水俣ノ地ヨリ薩摩大隅日向等へ賣ラレタル者ヲ還任セシム

五九 小西行長判物寫

(碩田叢史
鳥飼文書)

於八代郡内、六百石宛行訖、全令領知候、坪付之儀別紙申渡候也、如件、

天正十六年九月廿五日

(小西) 行長 (花押)

鳥飼權右衛門殿

六〇 小西行長知行預ケ狀寫

(熊本県史料中世
天草文書 一四)

以上

態申遣候、本砥之儀、天草殿へ爲代官預け置之間、百姓中何も可得其意候也、

(天正十七年)

三月十日

(小西) 行長花押

本砥百姓中

①天草郡本砥ヲ預ク

六一 加藤清正書狀寫

(熊本県史料中世
大矢野文書 三四)

一書令啓達候、今度小西攝津守各意違之儀ニ付、既及大儀候、就中麟^(志)泉短慮故歟、尤各親縁之御中と謂、雖一同之儀ニ候、其分者在候歟、定可爲一同之御所意候、我等儀以神和之取暖、可申心後^(マ)ニ而、志岐に攝津渡海之節、爲後詰勢被指越候事、御無用ニ存候、委細使者柏原左馬介ニ申含候条、被召出可有御聞候、猶期後音之時候、恐々謹言、

(天正十七年)

(〇年月)

加藤主計頭判

(種基) 大矢野民部大輔様

參

①小西行長ニ対シ志岐麟泉叛ク

六二 豊臣秀吉直書案

(日本戦史朝鮮役
附録一頁)
榊原家藏文書

(天正十五年)

去々年九州御進發之刻、以レ次高麗之儀爲レ被レ仰付、御人數被指遣候處ニ、父子^(宗義)出仕候砌於ニ箱崎、高麗之事、何様御意次第之趣、御佗言被ニ申上、去年高麗國王可有ニ參内ニ由被レ申ニ付、被レ成^(十六年)御延引候、雖レ然、至^(十七年)于ニ當年ニ遲參候、自然又如ニ去年、滯儀も可^(清正)レ在^(行長)之被ニ思召、小西攝津守加藤主計頭兩人ニ、筑紫御人數共被ニ指副、

五四 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 阿部四郎五郎所藏文書 五)

(清正) 加藤主計頭とのへ

閏五月廿五日書狀披見候、其許彌相靜候由、可爲言分候、諸城普請主目等儀、入念申付候段尤候、其國事、先事如被仰下候、小西某兩人ニ領知方被宛行條、相守其旨、人數相集、諸事無由斷可申付儀肝要候、有付候上ニて、在番之者共をも相甘、城ニ儀可被立置と、又不入をハ破却之所も可有之候、小西ニも此道申聞、萬事追々可致言上候也、

(天正十六年) 六月十三日 ○ (秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ

①肥後國ヲ清正行長ニ充テ行ウ

五五 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 下川文書 三)

豊後國之百姓、其外上下不限、男女童近年令賣買、肥後國ニ在之者之事、申付急度可返付候、殊去年以來買捕候人之事、猶以可爲買損之旨、堅可申付候、於難澁者可爲由事旨、可申觸候也、

(天正十六年) 八月二日 ○ (秀吉朱印)

(清正) 加藤主計頭とのへ

(行長) 小西攝津守とのへ

①肥後國ニ買ワレタル豊後國ノ百姓童ヲ返還スベシ

五六 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 小早川文書 二七)

肥後諸城番手之儀、十月中所務等取納候迄、在番可被申付候、打續造作儀候也、

(天正十六年) 八月十日 ○ (秀吉朱印)

(小早川秀秋) 羽柴筑前侍從とのへ

①肥後諸城番手申付

②同趣旨ノ文書、同日付筑紫文書 (熊本県史料 中世五) 四号、筑紫左馬頭宛、龍造寺文書 (熊本県史料 中世五) 三二号、羽柴肥前侍從宛アリ

五七 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 鍋島文書 一一)

(包紙ウハ書) 「鍋嶋飛驒守とのへ」

草野中務少輔息事、肥後江被遣候条、肥前國在之彼等跡識、御藏入ニ被仰付候間、其方致代官、可運上候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(天正十六年) 八月廿七日 ○ (秀吉朱印)

(直茂) 鍋嶋飛驒守とのへ

①草野氏旧領ヲ藏入トス

五八 豊臣秀吉朱印狀案 (折紙)

(島津家文書 九六八)

薩州和泉并肥後水俣之不寄侍百姓、男女共ニ、薩劬・大隅・日向其外

曲事者候條、尼崎ニ追籠、番衆を被付置、つくしへ被遣候上使歸次第、各國之者共成敗之仕様をも被聞召、其上にて陸奥守をハ國をばらハせられ候欵、又者腹をきらせ候欵、二ヶ條に一ヶ條可被仰付と被思召候處、肥後事ハ不及申、九州悉相靜、國人千余刎首、其内ニ而大將分百計大坂へもたせ上候、然者喧嘩のあい手國々者共刎首むつのかみあいたすけさせられ候へハ、殿下御紛かと、國々のもの共存候へ者、如何被思召候條、不便なから後五月十四日陸奥守ニ腹をさらせられ候事、

一、むつのかみ肥後ニ有之者共、曲事ニあらず候間、其ぶんくニ知行可被下候條、くまもとニ堪忍可仕事、^⑦

(天正十六年) (秀吉朱印)
閏五月十四日

小早川左衛門佐とのへ

- ①九州征伐ノ後肥後國ヲ与エラル
- ②秀吉熊本・宇土等ノ城主女子ヲ大坂ヘ召シ上ゲテ國患ヲ絶ツ
- ③成政國人ヘノ本知新知ヲトリ押サウルニヨリ一揆起ル
- ④一揆ノ者千余ノ首ヲ刎ヌ
- ⑤喧嘩兩成敗トシテ成政ニ切腹ヲ申シツク
- ⑥肥後ニアル成政家臣ハ構ナシ
- ⑦同趣旨ノ文書、同日付龍造寺文書(熊本県史料 中世五) 三六号、龍造寺民部大輔宛、島津家文書三八一号島津兵庫頭宛、立花文書(熊本県史料 中世五) 一〇号、立花左近宛アリ

五二 豊臣秀吉朱印狀

(折紙)

(熊本県史料中世 二〇五)
加藤文書

其方事、萬精を入、御用ニも可罷立与被 思食付而、於肥後國領知方一廉被作拜領、隈本在城儀、被仰付候条、相守御法度旨、諸事可申付候、於令油斷者、可爲曲事候、就其陸奥守事、以一書被 仰出候こと(佐々成政)く、去十四日腹を切させられ候、雖然、家中者之儀者不苦候間、其方(行長)小西相談、其々ニ見計、知行念を入遣之、爲兩人可拘置候、猶淺野彈(長吉)正少弼・戸田民部少輔可申候也、

(天正十六年) (秀吉朱印)
後五月十五日

加藤主計頭とのへ

加藤主計頭とのへ

- ①肥後國ヲ領地シ隈本ニ在城スベシ
- ②佐々成政ノ家中者ヲ召シ拘ウベシ

五三 豊臣秀吉朱印狀寫

(熊本県史料中世 二四)
大矢野文書

肥後國天草郡内千七百五十五之事、此度以御恩地之上、爲被宛行之訖、^①全令領知、小西攝津守于致合宿、可抽忠節候也、

(行長)
天正十六 後五月十五日 御朱印

大矢野民部大輔とのへ

①天草郡ノ内千七百五十五石ヲ檢地ノ上宛テ行ウ

五一 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 小早川文書 二五)

陸奥守前後惡逆事

(佐々成政)

(勝家)

(余彦)

一、天正拾貳年、柴田 殿下へたいし謀叛あひかまへ、江州北郡よこ表へ亂入いたし候ニ付て、關白殿自身かけ付させられ切崩、其足にて越前北之庄討果させられ候處、むつのかみ、しは田と令同意、越

(佐々成政)

(柴田勝家)

中國ニ有之、加賀國かなさわの城佐久間玄番居城、柴田相果候ニよ

(金沢)

(盛政)

(勝家)

り、明退候處、陸奥守かなさわの城へかけ入、相踏候間、從越前國直ニ御馬をいたされ、彼かなさわ城とりまかせられ候處、あたまを

そり可被刎首由申候て走入候間、かうべをもはねさせられず、如先

越中一國被下、飛彈國取次迄被仰付候事、

(織田)

(マ)

一、天正十三年に信雄尾張國ニ有之、不相届刻、彼むつのかみ又候哉、人質を相捨、別儀をいたし、加賀國はしへ令亂入、城をこしらへ

(富山)

候間、則被出御馬、は城うちはたさせられ、越中陸奥守居城と山の城とりまかせられ候之處、又候哉、むつのかみあたまをそり走入

候間、あはれニ思召、不被作刎首、城をうけとらせられ、越中半國被下、女子をつれ、在大坂有之ニ付て、不便ニ被思召、津の國のせ

(攝津)

(能勢)

郡一職ニ、女子爲堪忍分被下、剩位儀公家ニまで被仰付事、

一、つくし御成敗、天正十五年、殿下被出 御馬、一へんニ被仰付候刻、むつのかみ信長御時、武者の覺かいらきかましきと人の申成、

殿下にも見およはさせられ、つくしの内肥後國よき國ニ候間、一國被仰付、兵糧鉄炮の玉薬以下迄、城へいれさせられ、普請等まで

被仰付、陸奥ニ被下候事、

(限本)

一、御開陳之刻、國人くまもとの城主・宇土城主・小代之城主かうべをゆるさせられ、堪忍分を被下、城主女子共ニ大坂へ被召連、國ニ

(2)

やまいのなき様ニ被仰付、其外殘の國人之儀、人質をめし被置、女子共陸奥守有之在くまもとニ被仰付處、國人くまへ但馬、豊後と令

(限部親水)

一味、日來無如在者之儀ニ候間、本知事ハ不及申、新知一倍被下も

の、所へ、大坂へ一往之御届不申、陸奥守取懸候ニ付て、くまべあたまをそり、陸奥守所へ走入候之處、其子式部太輔につられ候とて、

(限部親水)

(山鹿)

(3)

山賀之城へ引入在之、國人并一揆をおこし、くまもとへ取懸候て、陸奥守及難儀候間、小早川・龍造寺・立花左近を始、被仰付、くま

(隆景)

(政家)

(宗茂)

(龜元)

もとへ通路城へ兵糧入させられ候へ共、はか不行ニ付て、毛利右馬頭被仰付、天正十六年正月月中旬寒天之時分、如何雖被思召候、右之人數被仰付、肥後一國平均ニ罷成候事、

一、右之曲事條ニ雖有之、其儀をかゝり見させられず、肥後國被仰付候に、月を一ヶ月共不相立、國ニ亂をいてかし候儀、殿下迄被失御

面目候間、御糺明なしにも、むつのかみ腹をさらせらるへきと被思召候へ共、人の申成も有之かと被思召、淺野彈正・生駒雅樂・蜂須

(長吉)

(近親)

賀阿波守・戸田民部少輔・福嶋左衛門大夫・加藤主計頭・森壹岐守

(勝隆)

(正則)

(清正)

(毛利吉成)

・黒田勘解由・小西攝津守被仰付、右之者共人數二三万召連、肥後

(赤松)

(行忠)

國へ爲上使被遣、くまもとニ有之陸奥守をハ曲事ニ被思召候間、先八代へ被遣、國之者共をハ、忠不忠をわけ、悉可刎首由、被仰遣候

處、又候哉、むつのかみ上使ニも不相構、大坂へ越候間、如一書條

四九 長岡玄旨細川藤孝・石田三成連署書狀

(熊本県史料中世 三五)
新納文書

長岡兵部入道
石田治部少輔

新納武藏守殿

御返報

三成

恐々謹言、

(天正十六年)
五月十五日

淺野彈正少弼

長吉(花押)

加藤主計頭

清正(花押)

福岡左衛門大夫

正則(花押)

小西攝津守

行長(花押)

黑田勘解由

孝高(花押)

毛利壹岐守

吉成(花押)

戶田民部少輔

勝隆(花押)

蜂須賀阿波守

家政(花押)

生駒雅樂頭

近親(花押)

(忠元)
新納武藏入道殿

御宿所

五〇 淺野長吉・加藤清正等連署書狀(熊本県史料中世 五)
態申入候、肥後國惡徒等少々北退候之間、其元於有之ハ、急度被成御
成敗、天下へ御注進尤存候、其御國在々へも堅可被仰付事、肝要存候、

二月五日之御狀、於京都令拜披候、仍肥後表江卒數輩、武庫御働、殊
更貴殿御先手之由、寒天之砌、御苦勞共ニ候キ、以其故一國平均屬御
本意之段、御手柄不及是非候、然處ニ相良構逆心、路次等成障之由、
沙汰之限候、近々武庫可爲御上洛候条、以對談有様之旨、可達 上聞
候、將亦八代・葦北之儀、承候、様子得心候、不可有疎意候、次ニ御
息左京亮殿之儀、被仰越候、御存分之通、伺 御氣色申上、臆而返下
可申候、由斷有間敷候、恐々謹言、
(天正十六年)
卯月廿三日

三成(花押)

玄旨(花押)

(忠元)
新納武藏守殿

御返事

① 島津勢肥後ニ出勢ス

② 相良路次ヲ妨グ

① 肥後惡徒敗走

誠長、打續苦勞故、早速屬平均段、感思食候、彼表置目等并筑後・筑前儀、是又被聞召届候、委細右兩人被仰含候條、相談、可被申付候也、

(天正十六年) (秀吉)
二月十六日 (花押)

(隱景)
小早川左衛門佐とのへ

①一揆平定ヲ賞ス

四六 豊臣秀吉朱印狀 (紙折)

(熊本県史料中世 二二五)
小早川文書

至肥後兵糧三千石被遣之候、然者從小倉ちりく迄中途にて、黒田勘解由・森壹岐守手前より、其方請取之、ちりくへ相届、龍造寺民部太輔ニ相渡、舟にて早々熊本浦迄相著、檢使共ニ可相渡由、可被申付候、
(征々成政) 陸奥守事、尼崎迄罷上後、弥曲事ニ被思召候、雖然、肥後へ被遣候檢使共罷上次第三、様躰被聞召、猶以被遂御糺明、陸奥守被加御成敗候欵、又八國端へも被遣候欵、否之後、可被 仰出とて、先尼崎ニ被留置候也、

(天正十六年) (秀吉朱印)
二月廿日 ○

(隱景) (マ、)
小早川左衛門とのへ

①兵糧三千石ヲ肥後ニ送ル

②佐々成政尼崎ニ至ル

四七 豊臣秀吉直書

(熊本県史料中世 二四一)
小早川文書

去月三日書狀披見候、九州様子爲言上、安國寺雖差上之、至肥後檢使被差下付而、從中途重而罷下之由候、就其、榎首座申含到來候、委細被聞召候、於様躰者、檢使共ニ被仰付候條、被得其意、可遂相談候、
猶榎首座可申候也、

(天正十六年) (秀吉)
三月六日 (花押)

(隱景)
小早川左衛門佐とのへ

(廣家)
吉川藏人とのへ

①報告ノタメ上京セル惠瓊途中ニテ肥後檢使ト共ニ下国ス

四八 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(島津家文書 三八〇)

肥後表令一着付而、歸陣之由尤候、爲祝儀、太刀一腰、黄金十兩到來、悅思召候、然者、先度日向巢儀被成朱印候、雖爲誰、知行内、堅申付、從其方巢鷹取可被上候、但、其領主可差上之由於申者、入念墨付可被取置之、委細者長岡法印、石田可申候也、
(藤孝) (三成)

(天正十六年)
卯月二日 ○ (秀吉朱印)

(義弘)
嶋津兵庫頭とのへ

①義弘肥後ヨリ歸陣ス

②秀吉義弘ニ日向巢鷹ノ進納ヲ促ス

四一 豊臣秀吉朱印狀

(相良家文書 六九八)

爲年頭之祝儀、黃金拾兩到來、悅被思食候、次去年以來長々在陣、辛勞候、其國之儀、御置目等爲可被仰付、御上使被遣候、陸奥守依所行、百姓等企一揆之条、檢地被仰付候、雖然、其方本知新共被差除条、得其意、尙以可抽粉骨候、委細石田治部少輔可申候也、

(天正十六年) 正月廿三日〇 (秀吉朱印)

(頼房マ) 相良宮内大夫とのへ

① 頼房ノ在陣

② 秀吉肥後國ノ檢地ヲ命ズ

③ 相良氏領ハ檢地ヲ除外ス

四二 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 五五) 立花文書

(包紙折封ウハ書)

立花左近將監とのへ

度々如被仰聞候、肥後其外國、置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、被成其意、愈不可有由斷事專一候、永々在陣被痛思召候、仍馬一正被遣之候、委細淺野彈正少弼可申候也、

(長吉) 正月廿七日〇 (秀吉朱印)

(統虎) 立花左近將監

とのへ

四三 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 五) 小早川文書 二二

度々如被仰聞候、肥後其外國、置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、成其意有相談、弥不可有由斷事專一候、其方之儀者、南關邊迄可被打越候、誠永々在陣、粉骨之至、被感思召候、仍馬一正被遣之候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(天正十六年) 正月廿七日〇 (秀吉朱印)

(隆景) 小早川左衛門佐とのへ

四四 豊臣秀吉直書案

(島津家文書 九五二)

差上使者言上之趣、被聞召届候、至肥後境目在陣之由候、雖然、彼國靜謐之上者、可有歸陣候、日州知行分出入之由申越候、罷上候節、是又可被仰付候、猶石田治部少輔可申候也、

(三成) 二月十一日御自判 (秀吉)

(義弘) 嶋津兵庫頭とのへ

① 秀吉義弘ニ肥後境目ヨリ歸陣ヲ命ズ

② 日向知行分ノ出入

四五 豊臣秀吉直書 (折紙)

(熊本県史料中世 二二) 小早川文書

肥後表在陣、別而被入精之通、黒田勘解由・森壹岐守罷上、言上候、

(孝高) (毛利吉成)

与思召候處、大友指出、(吉統) 佗言可申由、沙汰之限候、舊冬ハ無余日付

而、寒天之刻痛入、御人數差遣候つる、早爲御先勢、蜂須賀阿波守

・生駒雅樂頭・淺野彈正少弼・福嶋左衛門大夫・戸田民部少輔・加藤主計・小西攝津守、其外貳万余被差遣候間、於逆徒族者、一人も

被成御助間敷候條、可被得其意候、

一、九州を堅被仰付候へハ、唐國迄思召儘ニ可被仰付との事候條、大

坂之つほの内同前ニ被成御心得候間、各も成其意可然候、寔去々年

以來辛勞共痛入候也、

(天正十六年) 正月五日(花押)

小早川左衛門佐とのへ(隆景)

①有動兼元限部親泰ノ降服ヲ拒ミ城ヘ追イカエシ妻子一類悉ク誅スベシ

②阿蘇モ成敗スベキトコロ大友義統佗言ヲ申シ入ル

三九 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 鍋島文書 一〇五)

去十二月九日書狀、於京都披見候、肥後和仁・邊春令誅罰之趣(親覽) 被聞

召候、誠抽粉骨付而、早速屬平均、悅思食候、先書如被仰遣候、爲御

上使、四國之者共、淺野彈正少弼・加藤主計頭・小西以下被差遣候條、

各遂相談、彌無由斷、可入精事專一候也、

(天正十六年) 正月十九日(秀吉朱印)

鍋嶋飛騨守とのへ(直茂)

①和仁刃春服誅

四〇 豊臣秀吉直書

(熊本県史料中世 小早川文書 二〇五)

去十二月廿一日之書狀、於京都到來、披見候、

一、肥後之様子、安國寺一書之通、被聞召候、屬平均、諸城へ人數丈

夫ニ指籠之由尤候、誠寒天之刻、長々在陣、別而痛入候、

一、有動事、先書ニ委細被仰遣通候間、可成其意候、則爲御上使、四

國衆・淺野彈正少弼・加藤主計正・小西攝津守・其外貳万余、明日

廿日ニ被差遣候、於様子ハ被仰含候間、遂相談、可被申付候事、

一、阿蘇之儀も、一揆棟梁人可在之候間、有御糺明、可被加御誅罰と

思召候、以大友御佗言可申之由、沙汰之限候、是又様躰御上使ニ被

仰付候事、

一、豊前之惡徒等、悉令誅罰、首到來候、定而其方へも可相聞候、

一、九州儀者、度々如被仰遣候、何方迄も於惡逆之輩者、不殘此度可

被加御成敗と思召候條、彌無緩可被申付候事、專一候也、

(天正十六年) 正月十九日(花押)

小早川左衛門佐とのへ(隆景)

①有動ハ先書ノ如ク処置スベシ

筑紫左馬頭とのへ
(廣門)

高橋彌七郎とのへ
(兼通)

①和仁親実辺春親行ヲ誅伐セシヲ賞ス

三七 豊臣秀吉直書(折紙)

(熊本県史料中世 一八五)
小早川文書

去六日書狀昨日廿六日、於大坂加披見候、

一、和仁・邊春事、一人も不遁可勿首旨、被仰出候處、即時討果、彼等一類四人首差上候、誠粉骨段、感悦不淺候、殊其方精入付而一著儀、爲向後尤之儀候事、

一、於宇土忠節之族申越候通、被聞召候、追而可被加御意候事、
(兼元)

一、有動事者、今度一揆張本人儀候間、悉可被加誅罰候條、一人も不漏候様、可申付候、然者、肥後國人科之輕重、其外知行方、爲御糺明、人數二万余、正月廿日可罷立旨、早最前被仰出候、今以同事候、相越上使次第遂相談、有動可勿首候、但百姓として有動一類首をきり出候ニ付てハ、百姓之儀者可被助置候欵、猶御上使ニ可被仰合候事、

一、阿蘇事、神主若輩候間、下々猥可有之与被思食候、是又上使相談、遂糺明、一揆張本人成敗候者、をのつから不可有異儀候事、

一、肥前西目者共事、申越候通、具被聞召候、被遂御糺明、可被仰付候間、成其意、龍造寺申談、彌不可有緩候、是も今度被遣候もの与被申談、遂糺明、それ〱ニ可被申付事肝要候事、

一、龍造寺・同鍋嶋精入由、神妙被思召候、則被遣 御朱印候、立花
(廣門)

・筑紫・高橋かたへも被成 御朱印候事、

一、猶以逆意之族尋搜、悉可有成敗候、國郡荒候ても不苦候之間、逆

徒之儀者不及申、今度精をも不入、出陣をも不仕、世間之躰見合候族共、悉爲可被加御成敗、御人數被遣候間、被得其意、上使遂相談、可被申付候、寒天之刻、辛勞痛入候、併先手ニも被居候へハ、難通儀候之間、彌可被入精事專一候也、
(秀吉)
天正十五年

十二月廿七日(花押)
小早川左衛門佐とのへ
(盛恩)

①宇土衆遣ニ秀吉ニ通ス

②國郡荒ルルモ逆徒悉ク成敗スベシ

三八 豊臣秀吉直書

(熊本県史料中世 一九五)
小早川文書

十二月十七日書狀、昨日四日至大坂到來、加披見候、

一、有働大隅守・隈部式部太輔事、子共召連走入、城可相渡之由申付
(兼元)

而、安國寺ニ人數相添差遣之由候、彼兩人事者、一揆張本人候間、

非可被助置儀候、城を請取候て、御成敗候へハ、拔候様ニ可存候間、被成御赦免間敷 上意之由申候て、城を返、其城へ妻子一類共ニ追入、かへり鹿垣を結、一人も不洩様ニ可取卷候、逆徒等爲可被加御退治、從舊冬被成御陣觸、貳万余此廿日ニ罷立候、

一、阿蘇之儀も、一揆張本人共可有之候間、有御糺明、可被加御成敗

尉ニ彼知行可相渡事肝要候、自然龍造寺手柄ニ不成候者、幸明春御

人數被差遣候条、其節可被仰付候、得其意、聊爾之動仕間敷候事、

一、大村・畑・草野・有間儀(喜朝)・出人數無別条之由、重々申越候条、小

西攝津守被差遣、龍造寺相動候同前(有馬晴信)ニ、諸事覺悟可仕由被仰出候、

定而上意之段、相背間敷候哉事、

一、年内無余日候之間、何之道(秀長)ニも、明春者大和大納言(親長)ニ、御人數十

万計相副被差遣、國々逆徒等遂糺明、被加御成敗、國々置目等被遣

御念可被仰付候条、可得其意事、

一、龍造寺并其方事、諸式無如在様令覺悟、忠節專用思召候也、

(天正十五年) 霜月十五日 ○ (秀吉朱印)

鍋嶋飛驒守とのへ

① 肥後國侍一揆

② 西郷信尚ノ乱

三四 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 鍋島文書 九五)

(包紙ウハ書)
一 (異筆)

鍋嶋飛驒守とのへ

今度至肥後國早速相動、小早川相談、和仁・邊春悉令誅伐事、感思召

候、寔粉骨之段無比類候、然者彼國殘黨被遂御糺明、爲可被仰付、來

正月廿日、爲上使貳万余被仰付候間、成其意、西郷事、彌不遁様堅可

申付候、不可有由斷候也、

(天正十五年) 十二月廿七日 ○ (秀吉朱印)

鍋嶋飛驒守とのへ

① 和仁辺春誅伐

三五 豊臣秀吉朱印狀

(折紙) (熊本県史料中世 龍造寺文書 三四)

今度、至肥後國差遣鍋嶋飛驒守、精を入故、和仁・邊春早速誅伐段、

感思召候、彼國殘黨被遂御糺明、爲可被仰付、來正月廿日、爲上使貳

万余被仰付候条、成其意、西郷事、彌不遁様堅申付、可勿首候、不可

有由斷候也、

(天正十五年) 十二月廿七日 ○ (秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

① 鍋島直茂一揆退治ニ出陣ス

三六 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 小早川文書 一五)

今度至肥後國早速相動、小早川相談、和仁・邊春悉令誅伐段感思召候、

寔粉骨儀、無比類候、然者、彼國殘黨被遂御糺明、爲可被仰付、來正

月廿日爲上使貳万余被仰付候條、可成其意候、猶小早川左衛門佐可申

候也、

(天正十五年) 十二月廿七日 ○ (秀吉朱印)

立花左近將監とのへ

①和仁刃春一揆

②同趣旨ノ文書、同日付立花文書（熊本県史料 中世五）八、立花左近將監宛アリ

三一 豊臣秀吉朱印狀

（熊本県史料中世 一六）
小早川文書

去月十五日書狀被加披見候、并小西攝津守罷上、言上候通、一、被聞召候、和仁・邊春取卷之由、寒天之剋、痛入雖被思召候、併隆景外聞實儀候間、以仕寄責崩候歟、又者重、塀雲鷹以下丈夫相付、干殺ニ成候歟、何之道ニ成共、九州自今已後之爲見懲候間、一人茂不遁様可被申付候、殘黨之儀者、逆來春御人數被差遣、一、可被刎首候條、可被得其意候、誠打續在陣、苦勞感被思召候、委細者小西かた迄被仰出候間、定而可相達候也、

（親實）
（親行）
（天正十五年）
十二月十日 ○（秀吉朱印）

安國寺

小早川左衛門佐とのへ

①肥後田中城ヲ囲ム

三二 豊臣秀吉直書（折紙）

（熊本県史料中世 一七）
小早川文書

九州儀、小西攝津守罷上、言上之通具聞召候、其表有居陣、入精被申付之由尤候、然者肥後表之一揆和仁・邊春取卷由、寒天之剋、痛

入雖被思召候、併其方外聞候之間、以仕寄責崩候歟、又者重、塀雲鷹以下丈夫相付、干殺ニ成共、何之道ニも、自今以後見こり之ため候間、一人茂不遁様可被申付候、

一、右之取卷之人數迄にてはか不行候者、久留米ニハ留主居丈夫殘置、其方事肥後表へ被相越、和仁・邊春儀、是非干殺ニ可被申付候、
一、殘城を相拘、一揆於楯籠者、自是御人數被遣、可被仰付候事、
一、國、置目等、猥候由、被聞召候間、不斗乍御遊山被成御座、彌御改候て、可被仰付候、來春先爲先勢二三万御人數被遣、殘黨一、可被刎首候、猶追、可有言上候也、

（秀吉）
（天正十五年）
十二月十日（花押）

小早川左衛門佐とのへ

①和仁刃春城包围ノ陣ヲ見舞ウ
②來春ハ二三万ヲ差シ向クベシ

三三 豊臣秀吉朱印狀（折紙）

（熊本県史料中世 七五）
鍋島文書

〔包紙ウハ書〕
鍋嶋飛驒守とのへ

七月十二日之書狀、一書之旨、被聞召候、殊綱一懸志之程悦思召候、
一、肥後國、諸侍一揆共、陸奥守仕様惡由申候て、企謀叛之族、無是非次第候、就其、其方事、行等無由斷之段、尤苦勞共候事、
一、七郎左衛門尉ニ被遣候城知行へ、在陣之留主をねらい、西郷打入之由候、
②、彼者条、曲者候之間、急度討果、取分ニ申付、七郎左衛門

鷹以下丈夫相付、干殺ニ成共、何之道ニも、自今以後見こり之ため候間、一人茂不遁様可被申付候、

一右之取巻之人數迄にてはか不行候者、久留米ニハ留主居丈夫殘置、

其方事肥後表へ被相越、和仁、邊春儀、是非干殺ニ可被申付候、

一殘城を相拘、一揆於楯籠者、自是御人數被遣、可被仰付候事、

一國々置目等、猥候由、被聞召候間、不斗乍御遊山被成御座、彌御改

候て、可被仰付候、來春先爲先勢二三万御人數被遣、殘黨一々可被

刎首候、猶追々可有言上候也、

(秀吉)
天正十五年
十二月十日(花押)

(隆景)
小早川左衛門佐とのへ

①和仁邊春氏取巻

②戦況ニヨリ隆景モ肥後へ出陣スベシ

③殘城ノ討伐

二九 豊臣秀吉朱印狀(紙折)

(熊本県史料中世
龍造寺文書 三〇五)

九州之儀、小西攝津守罷上、申上之趣、逐一聞食候、然者、和仁・

邊春執巻由、寒天与云、別而痛入被思食候、併後、爲見懲候之間、

以仕寄責崩候欵、又者重、屏模鷹已下丈夫相付、干殺成候欵、何之

途にも、一人も不遁之様可申付儀、專要候事、

一、殘城を相拘、一揆於楯籠者、自是被遣御人數、可被 仰付事、

一、國々置目等、猥ニ候之由被聞候之間、乍御遊山、不圖被成御座、

彌御改候て可被仰付候、來春爲先勢二三万御人數被遣、殘黨一々可被刎首相定候之条、可得其意事、

一、執巻衆、兵糧無之者ニハ、申上次第可被下候之間、可成其意候、

次其方所勞得驗氣候由、被聞召候、尙以無由斷養生肝要候也、

(秀吉朱印)
天正十五年
十二月十日

(政家)
龍造寺民部太輔とのへ

①和仁邊春ヲ執リ巻見セシメノクメ一人モ殘サズ干殺ニスベシ

②遊山ヲ兼ネテ出動シ諸國ノ置目ヲ改ムベシ

三〇 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世
鍋島文書 八五)

九州之儀、小西攝津守罷上申上之趣、逐一聞食候、然者、和仁・邊

春執巻由、寒天与云、別而痛入被思食候、併後、爲見懲候之間、以

仕寄責崩候欵、又者重、屏・模鷹已下丈夫相付、干殺成欵、何之途

にも、一人も不遁様可申付儀、專要候事、

一、殘城を相拘、一揆於楯籠者、自是御人數被遣可被仰付事、

一、國々置目等、猥ニ候之由被聞候之間、乍御遊山、不圖被成御座、

彌御改候て可被仰付候、來春先爲前勢二三万御人數被遣、殘黨一々

可被刎首相定候之条、可得其意事、

一、執巻衆兵糧無之者ニハ、申上次第可被下候之間、可成其意候也、

(秀吉朱印)
天正十五年
十二月十日

(直茂)
鍋嶋飛驒守とのへ

(天正十五年) (秀吉朱印)
十一月十日 ○

(政家)
龍造寺民部大輔とのへ

- ① 一揆成敗ノタメ毛利輝元出馬ス
- ② 明春十万ノ兵ヲ遣ワスベシ

二六 戸田勝隆書狀 (紙)

(熊本県史料中世 龍造寺文書 三八)

(越カ) 上様被懸御目、一段仕合候 被仰越候段、何も生遍直ニ被 仰
 含 (秀吉) 可被申候、即被成御朱印候、肥後國人、對奥州一揆致同
 (中カ) 意「國□乱□□□不及是非候、來春者、御人數十萬程可被差遣旨候、
 (段カ) 拙者式も爲御先手可取越由、御誂候間、明春致著陣、可懸御目候、其
 間之儀、不及申候へ共、無御油斷御才覚、尤存候、此中之御才覚、被
 抽忠儀之段、被及聞召、一段御機嫌御座候、就其、爲御音信金子「五
 枚被懸御意候、每々御懇情之至難申謝候、尙□□可被申入候、恐々謹
 言、

(天正十五年) 十一月十六日 戸田民部少輔
 勝隆 (花押)

(政家(マ))
龍造寺民部太輔殿

御報

- ① 音信ノ金子ヲ謝ス
- ② 国一揆ノタメ兵十萬ヲ差シ向ケラルベシ

二七 安國寺惠瓊書狀

(熊本県史料中世 新納文書 二五)

去七日之御音札到來、不異面謁、再三披閱、歡拜至候、去夏者始而對
 談候之處、如舊識、于今御床敷候、併遠方、殊肥後錯乱付而、路次不
 入合期之故之故、乍存相過候、仍肥後一揆動乱、既限本難儀之由候条、
 懸下南關打入限本、通路切明、奥州抱所無著候、然者和仁・邊春楯籠
 一城取卷候、今五日之内可爲落去候、隙明次第山鹿・有動城可取詰
 候、此節候条、京都於御下知者、一勢被指出限本、御加勢肝要存候、
 將亦當夏御愁訴之地、石治少我等申定候之處、其以後相違候哉、不及
 是非候、何茂重而可申伺候、此口罷下候故、貴國御取成、疎略之段令
 迷惑候、何様連々之儀、不可存緩疎候、猶任察首座上候条、不能詳
 候、恐々謹言、

(天正十五年) 十一月廿六日 安國寺 惠瓊 (花押)
 (忠志) 新納武藏守殿 御返報

- ① 国一揆ニヨリ路次合期セズ
- ② 今五日内ニ和仁辺春ヲ落去セシムベシ

二八 豊臣秀吉直書 (折紙)

(小早川家文書 四八九)

九州儀、小西攝津守罷上、言上之通、具聞召候、其表有居陣、入精被
 申付之由、尤候、然者、肥後表之一揆、和仁、邊春取卷由、寒天之刻、
 痛入雖被思召候、併其方外聞候之間、以仕寄責崩候歟、又者重々摒雲

(惠境)
安國寺

① 國侍百姓等ノ申シ分ヲ聞キ注進スベシ

二三 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世 一五)
小早川文書 一一

去月廿六日之書狀、安國寺註進之趣、何も被聞召届、雖被成御書候、

猶其許様躰爲可被聞召、小西攝津守被差遣候、各遂相談、具可申越候、

肥前國一揆雖蜂起候、差儀在之間敷、併見計、聊爾之働無用候、毛利

右馬頭早出陣之由候間、定而可爲著陣候、其方左右次第、御人數之儀、

大和納言・近江中納言・備前宰相、其外四國之者共を始、出陣之儀

可被仰出候、弥粉骨專用候、時分柄迷惑之段、被痛入候、猶小西可申

候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

十月十四日

(隆景) 小早川左衛門佐とのへ

① 國一揆ニ對シ輕卒モ戒ム

② 四國衆モ出陣サスベシ

二四 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世 一四)
小早川文書

去六日書狀今月廿二日、於大坂遂披見候、

一、有動付城へ兵糧差籠、丈夫申付之由、尤思食候、殊其尅及一戰候

て、立花左近將監手へ頸數多討捕之由、雖不始于今儀候、手柄を仕

候粉骨、寄特思食候、被成下御書候間、得其意、態々可申聞候、重
而可被加褒美候、

一、野仲・城井兩人之奴原申合、豊前上毛郡野仲古城へ依罷出候、中

通一揆等も少々就令蜂起、黑田勘解由・森毒岐守豊前へ打歸之由、

被聞食候、輝元可爲著陣候條、遂相談、彼古城討果、一揆等撫切ニ

可申付候、猶以卒爾之動不可仕候、

一、彼惡逆人妻子共之事、大友左兵衛督かたへ御書被成候間、持せ堅

可申聞候、

一、西肥前之者共かたへも、追々被仰出候、

一、度々如被仰聞候、御人數之儀者、左右次第可被差遣候、其面之樣

子切々可致言上候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

十月廿二日

(隆景) 小早川左衛門佐とのへ

① 立花統虎ノ戦功ヲ賞ス

② 豊前城井衆蜂起

二五 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世 三五)
龍造寺文書

就一揆成敗、毛利右馬頭令出馬、及行旨言上候、其方事、輝元・隆景

令相談、凶徒誅罰儀、無由斷可精入候、根もなき一揆原の事候條、手

間不可入与思召候、明春始、大和納言御人數十万計被差遣之、國々

置目等之儀、可被仰付候間、可成其意候也、

之儀、輝元可被申付候事、

(天正十五年)
十月十四日

増田右衛門尉

長盛 (花押)

石田治部少輔

三成 (花押)

淺野彈正少弼

長吉 (花押)

(患境)
安國寺

(秀包)
小早川藤四郎殿

① 肥後國ヲ与エラル

② 秀吉ノ下知ニ背キ失政ス

③ 唐南蛮マデモ仰セツケラレントスルニヨリ九州ヲ畿内同前ニセントス

二〇 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世
鍋島文書 六五)

(包紙ウハ書)
「鍋嶋飛驒守とのへ」

急度染筆候、肥前國一揆等、端々令蜂起之由、被聞食候、定差儀有間敷候件、其元見計、無越度様可申付事、專一候、毛利右馬頭自身罷立候間、早速可爲著陣候、其内様子可爲可被聞召届、小西攝津守被遣候、各相談、具可申上候、随其大和之大納言、江州中納言、備前宰相其外四國之共を始、出陣儀可申付、九州儀者、五畿内同前思食候条、何之道にも御人數被遣、堅可被仰付候間、成其意、丈夫ニ可申付候、委細

(行長)
小西ニ被仰合候也、

(天正十五年)
十月十四日〇 (秀吉朱印)

(患境)
鍋嶋飛驒守とのへ

二一 長岡玄旨 細川・石田三成連署書狀 (紙切)

(熊本県史料中世
新納文書 一五)

(包紙ウハ書)

新納武藏守殿

長岡兵部入道
石田治部少輔

玄旨

就肥後面之儀、条々以御書被仰出、被差下伊集院右衛門大夫ニ委細被仰合候、武庫被應下知、行等不可有由斷候趣、相心得可申之由候、始末相顯御書候間、不能一二候、恐々謹言、

(天正十五年)
十月廿一日

(石田)
三成 (花押)

(長岡)
玄旨 (花押)

(患境)
新納武藏守殿

① 肥後國一揆ニツキ待機セシム

二二 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世
小早川文書 二三)

肥後國侍同百姓以下申分於在之者聞届、可遂言上候、被聞召届、可被加御下知候也、

(天正十五年)
十月廿一日〇 (秀吉朱印)

米ニ在之事情、毛利右馬頭早速可著陣候間、相談、無越度様專一候、
御人數之儀者、左右次第可被仰付候、其上和^(豊臣秀長) 刃大納言・江^(豊臣秀次) 中納言・
備前宰相被差越、唐國迄可被仰付候、九州事五畿内同前ニ被思召候條、
可成其意候也、^(宇喜多秀家)

天正十五年
十月十三日〇 ^(秀吉朱印)

波多下野守 ^(信時)

とのへ

① 国一揆ニヨリ軍勢ヲ遣ワス

② 唐國マデモ支配スベシ

③ 同趣旨ノ文書、同日付鍋島文書 (熊本県史料 中世五) 五号、鍋島飛彈守
宛。龍造寺文書、龍造寺民部大輔宛アリ

一九 豊臣氏奉行連署状

(熊本県史料中世五)
小早川文書 二六

一、先年柴田對天下企逆心、至江北罷出候處、被遂御一戰、悉被討果
候、陸奥守も柴田令一味之條、同事可被加御退治与思召、既加州金
^(佐々成政)
澤迄被寄御馬候處走入、種々御佗言申上付而、被助置、剩越中一國
^(織田信雄)
被仰付候、雖然無幾程志忘恩賞、尾州与御鉾楯之刻、陸奥守構別心、
能^(宇喜多秀家) 劬賀州へ妨を成候付而、重而爲御誅罰、被成 御動座、越中久利
賀良峠ニ被立 御馬、彼國富山を被取卷、既陸奥守可被刎首候處、
かしらをそり、御先手へ走入候條、不便ニ思召、被助置、其上越中
ニおいて一郡被下候、然者妻子召連、在大坂付而、於上方壹万石被
下候而、外聞可然様ニ被仰付候事、

一、右之分にても猶以不便ニ思召、又者御用にも可立かと被 思召、
今度於九州肥後一國被仰付、於彼國肝心之城々をハ被立置、其外城
破却被 仰付、其上鉄炮玉藥兵糧已下迄被下候、并城主共妻子以
下天下へ被召上、靜謐之御國被成、御預ケ候處、無幾程陸奥守背
御下知、彼國侍ニ以 御朱印被 仰付候少知をも不相渡、及迷惑候
事、^(顯元)

一、彼國百姓共も有付候様ニ令分別、可申付之由、重疊被 仰出候處、
檢地を仕、其上百姓ニ對し、下々非分等申懸ニ付而及迷惑、一揆を
起候由候事、

一、今迄諸事被 仰出儀、上下共ニ相背族無之處、陸奥守被相背 御
朱印旨候事、被 仰出之趣、相違之様ニ候て、御外聞如何与被思召、
御機嫌以外候事、

一、唐南蠻國迄も可被 仰付与思召候之條、九劬之儀者、五畿内同前
ニ被仰付候ハて不叶儀候間、早速可被遣御人數候へ共、國々者共所
行爲可被 御覽分、毛利右馬頭九州へ被相越、堅可被申付由、被
仰出候、隨其御人數可被差遣事、
^(顯元)

一、輝元被罷出候ても、一簾無之ニ付而ハ、太和大納言・江^(秀次) 中納言
^(宇喜多秀家)
・備前宰相、其外四國衆を始、不殘出陣之儀、被 仰觸候、然者各
存分^(行長) 之通、爲可被 聞召、又者其表之様子爲可被見及、爲御使、小
西^(行長) 攝津守被差遣候間、被承合、能々被申上尤候事、

一、各々可被下ため、御兵糧もはや被仰付候條、小倉ニてハ、森壹岐
^(毛利吉成)
守御くらのもりをも相留、可相待候、關戸にてハ、最前之御藏修理

大矢野民部大輔とのへ^(種基)②

①天草郡ノ内九十町ヲ宛テ行ウ

②原本所在不明ニ付キ大矢野氏先祖付ニ拠ル

一五 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 九五)
立花文書

〔包紙折封ウハ書〕

立花左近將監

とのへ

急度申遣候、肥後面儀、一揆少々令峰起、隈本へ通路さ々ハリを成候
由候、其方堺目之儀候間、相催人數、早速罷立、隈本へ入相候而、陸^(佐)
奥守令相談、一揆其外國侍不相届者於在之者、可加成敗候、此節候間、
不可有御由斷候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

九月七日〇

立花左近將監^(統虎)

とのへ

一六 戸田勝隆書狀

(折紙)

(熊本県史料中世 三五)
龍造寺文書 三七

尚々爲御音信、縮貳端被懸御意候、

成御上

存候、然者我等かたへの五枚之御

折帟、慥請取候、

六枚之金

わせも請取申候、肥後

表之儀、雜說在之様承候、

可被副御

表之儀、相

治候ハ、聽而御上洛、奉待存候、御母儀御馳走仕^(坂)候、大
□へ申越候へとも、我等留守之儀候間、定而御馳走仕間敷と存、迷惑
仕候、猶御使者申入候、恐々謹言、

戸田民部少輔

勝隆 (花押)

(天正十五年)
九月廿一日

龍造寺民部大輔殿^(政家)

御報

①肥後表ノ雜說

一七 豊臣秀吉朱印狀

(折紙)

(熊本県史料中世 三五)
龍造寺文書 三三

去月廿三日書狀到來、於京都加披見候、肥後表之儀、委細被聞召候、
追々如被仰遣候、小早川有相談、行可入精事專一候、切々使札心入之
段、尤候、猶重々期言上候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

九月廿四日〇

龍造寺民部大輔とのへ^(政家マ)

①肥後表ヨリノ報告

一八 豊臣秀吉朱印狀

(折紙)

(熊本県史料 中世五 九)
小早川文書

肥前國一揆端々令峰起之由候、差儀雖不可在之候、迎御人數被遣儀候^(隆景)
間、卒爾之動不可仕候、小早川左衛門佐・黒田勘解由・森壹岐守久留^(孝高)
^(吉成)

有緩候、先度小西攝津守被差遣候、委細彼口上可申候也、

(行長)
天正十四年
十月廿二日〇(秀吉朱印)

松浦道可入道とのへ
(隆信)

松浦肥前守とのへ
(鎮信)

一一 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(吉川家文書 一一一)

其面令在陣、色々入精被申付之趣、小西攝津守申上之處具聞召候、寒

天之刻長々苦勞痛被思食候、城井事取詰落居不可有幾程之由尤候、將

亦、肥後表之事、和仁邊春取卷之由候、自今以後爲見懲候之間、一人

茂不遁可責殺候、殘黨之事者逆明春御人數被差遣、無殘所可被仰付候

条、可成其意候、何も追々可有言上候也、

(天正十四年)
十二月十日〇(秀吉朱印)

(押紙)

城井之城責ハ藏人也筆者無安内故か
(廣家) (案)

吉川治部少輔とのへ
(元長)

①城井城攻撃

②肥後方面への計畫

一二 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(熊本県史料中世 三二五)
(龍造寺文書)

至肥後兵糧米三千石被遣候条、ちりく迄者、森壹岐・黒田勘解由并小
(千栗) (毛利吉成) (孝高)

(隆景)
早川可相著候間、於彼地、其方請取之、舟申付、至肥後熊本浦まで相

届、則淺野彈正・戸田民部少輔・加藤主計・生駒雅樂頭・蜂須賀・福

嶋左衛門大夫・小西三可相渡候也、
(行長) (親正) (家忠)

(天正十五年)
二月廿日〇(秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ
(政家) (マ)

①兵糧米三千石ヲ千栗ヨリ熊本マデ送ルベシ

一三 小西行長等連署禁制

(新田神社所藏)

禁制 宮内

兵船軍勢乱妨 九鬼大隅守 (花押) (嘉隆)

狼藉放火堅令停 脇坂中務少輔 (花押) (安治)

止候此旨相背輩 加藤左馬助 (花押) (嘉明)

可加成敗者也 小西日向守 (花押) (行長)

(天正十五年)
卯月廿七日

一四 豊臣秀吉朱印狀寫

(熊本県史料中世 一四)
(大矢野文書)

於肥後國天草郡内九十町之事、此度爲御恩地被仰付候上者、全致領知、

可與力羽柴陸奥守、向後可抽奉公之忠、勲者也、
(佐々成政) (マ)

天正十五

五月晦日 御朱印
(豊臣秀吉)

五 小西如清ら連署狀

(リスボン日本
屏風下張文書)

省 略

也、

(天正十四年
十月廿二日○(秀吉朱印)

波多下野守
(信時)
とのへ

六 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(小早川家文書 四三五)

去月廿六日之書狀、安國寺註進之趣、何も被聞召届、雖被成御書候、
猶其許様躰爲可被聞召、小西攝津守被差遣候、各遂相談、具可申越候、
肥前國一揆雖蜂起候、差儀在之間敷候、併見計、聊爾之働無用候、毛
利右馬頭早出陣之由候間、定而可爲着陣候、其方左右次第、御人數之
儀、大和(秀長)大納言、近江中納言、備前宰相、(秀忠)其外四國之者共を始、出陣
之儀可被仰出候、彌粉骨專用候、時分柄迷惑之段、被痛入候、猶小西
可申候也、

(天正十四年
十月十四日○(秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ
(隆景)

①秀吉小西行長ヲ下シ隆景ト軍議セシム
②毛利輝元ノ出馬

七 豊臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三三六)

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動事專一候、不可
有緩候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰合候條、定而可相達候

八 豊臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三三七)

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動候、不可有緩候、
先度小西攝津守被差遣刻、委細被仰合候條、可相達候也、

(天正十四年
十月廿二日○(秀吉朱印)

大村とのへ
(純忠)

九 豊臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三三九)

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動事專一候、不可
有緩候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰合候條、可相達候也、

(天正十四年
十月廿二日○(秀吉朱印)

有馬とのへ
(晴信)

一〇 豊臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三四〇)

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動事肝要候、不可

一 羽柴秀吉書狀(折紙)

(小早川家文書 二八三)

態令啓候、仍來三月廿一日、至紀州表可令出馬候、然者、先度如申候、御分國中諸浦警固船事、不殘被仰付、廿一日ニ至泉州岸和田表着船^②、尤候、御人數并水主以下兵糧米事、播州英賀ニ候而、可申付候間、被書付可承候、尙追々可申候、謹言、

(天正十三年)

二月十三日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

(隨景)

①秀吉紀州表出馬ノ期

②隆景分國內ノ警固船ヲ泉州岸和田ニ向ケシム

二 羽柴秀吉書狀(折紙)

(小早川家文書 二八四)

急度申候、去々年以來、根來惡黨雜賀一揆原相語、對秀吉令慮外條、爲成敗、去廿一日出馬候之處、自雜賀根來泉州岸和田表搆城、相防之處、押詰、則小山田中城兩城、申刻責崩、一人も不殘根來雜賀奴原依、勿首候、明候城之事、畠中 積善寺 千石堀 岸 佐和 佐野 以上六ヶ城令退散候間、廿三日ニ不繼息根來寺へ押懸候處、山々ニ城を拵、雖相踏、右ニ責殺城ニおゐて、用ニも立候者共討殺候ニ付而、少も不相抱、北散候、即根來寺不殘令放火、廿四日ニ雜賀表へ取懸、土橋平直城先手之者共取卷候處ニ、夜落ニ行方不知罷成候、此表依爲多人數、手を分、千石權兵衛尉、中村孫平次、小西彌九郎其外人數、至湯川館

差遣候處、畠山式部太輔、村上六右衛門親子三人柏原父子、根來寺法

(貞政々々)

師運藏院以下數多討果、畠山居城戸屋城乘捕候、三日之内ニ泉州紀州

(紀伊)

任存分候、然者湯川一城相抱候條、即取卷、秀吉儀者紀湊ニ拵城、國中置目等爲可申付、可令逗留覺悟候、猶追々可申候、謹言、

(天正十三年)

三月廿五日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

(隨景)

①根來惡黨雜賀一揆ノ征伐

②小西行長等湯川ノ館ヲ攻ム

③和泉紀伊秀吉ニ歸ス

三 豊臣秀吉朱印狀(紙切)

(熊本県史料中世熊本市立博物館所藏文書 一)

(二)

來廿七日至南方可令出馬候、然者其方警司事、船數隨分相揃、廿四五

日比ニ此表へ可有著岸候、猶小西弥九郎可申候、謹言、

十月十一日

秀吉(朱印)

須佐美甚太郎殿

高橋木工殿

①出陣ニツキ警司船ヲトノエシム

四 小西弥九郎書狀

(リスボン日本屏風) 下張文書

省 略

例 言

- 一、この史料集は、宇土城及び小西行長の徴証となる文書を中心とし、関連を有する文書・史料の一部を収録した。
- 二、史料は主として同時代に成立した文書・記録・圖書から採録し、年代順に配列した。
- 三、文書は先ず「熊本県史料中世編」から収録し、次に他の史料集から補足し、それぞれ出典を明記した。
- 四、本文の假名・字体など旧態を改めたものがある。
- 五、本文の異同等につき、できるだけ註記を加えた。
- 六、先学の頭註・傍註についても必要に応じ補正を加え、頭註は本文末尾に移した。
- 七、小西行長伝記を附載した。
- 八、文書のうち、朝鮮の役関係等宇土城と関係が薄い史料は本文の印刷を省略した。
- 九、その他理解の助けとなる記録・系圖もあるが、本文自体の印刷は都合により省略した。参照の必要に備へて資料名及び其出典の目録を添付して大方の参考に供した。
- 十、史料は井上正が光永文熙及びスタッフの協力を得て編輯した。

二二三	小西行長書狀……………	41	二三五	加藤清正書狀寫……………	51
二二四	島津忠豐書狀……………	41	二三六	鍋島直茂書狀……………	52
二二五	島津惟新書狀寫……………	42	二三七	加藤清正禁制……………	52
二二六	三口への御人數備之覺寫……………	42	二三八	加藤清正書狀……………	53
二二七	徳川家康書狀寫……………	44	二三九	加藤清正制札……………	53
二二八	島津惟新書狀……………	44	二四〇	加藤清正書狀寫……………	53
二二九	石田三成等連署禁制……………	46	二四一	立花宗茂書狀寫……………	54
二二〇	小西行長等連署禁制寫……………	46	二四二	加藤清正判物……………	54
二二一	徳川家康書狀寫……………	46	二四三	加藤清正判物寫……………	55
二二二	徳川家康書狀……………	46	二四四	加藤清正判物……………	55
二二三	徳川家康書狀寫……………	47	二四五	加藤清正判物……………	55
二二四	石田三成等連署禁制……………	47	二四六	加藤清正書狀……………	55
二二五	石田三成等連署禁制寫……………	47	二四七	加藤清正判物……………	56
二二六	加藤清正禁制……………	47	二四八	加藤清正判物寫……………	56
二二七	徳川家康書狀……………	48	二四九	相田一良・并河氏之連署奉書寫……………	56
二二八	石田三成書狀寫……………	48	二五〇	加藤清正書狀……………	56
二二九	安國寺等連署狀寫……………	50	二五一	加藤清正黒印狀寫……………	57
二三〇	徳川家康書狀……………	50	二五二	加藤清正黒印狀……………	58
二三一	徳川家康書狀……………	50	二五三	加藤清正黒印狀……………	58
二三二	加藤清正書狀寫……………	50	二五四	吉川廣家覺書……………	58
二三三	徳川家康感狀……………	51	二五五	野史 武臣列傳 小西行長……………	59
二三四	加藤清正禁制……………	51	二五六	宇土城・小西行長關係資料・出典目録……………	70

一六九	朝鮮北海松雲書狀……………	36	一九一	豐臣氏朱印狀案……………	38
一七〇	小西行長書狀……………	36	一九二	加藤清正書狀……………	38
一七一	村尾彌七書狀……………	36	一九三	豐臣氏五大老連署狀……………	38
一七二	小西行長書狀……………	36	一九四	欽差提督劉諭帖……………	38
一七三	小西行長書狀……………	36	一九五	豐臣氏奉行衆連署狀……………	39
一七四	村尾彌七書狀……………	36	一九六	加藤清正書狀……………	39
一七五	村尾彌七書狀……………	37	一九七	欽差委官守備都僉事劉等連署諭帖……………	39
一七六	小西行長書狀……………	37	一九八	小西行長書狀……………	39
一七七	村尾彌七書狀……………	37	一九九	嶋津忠清書狀……………	39
一七八	島津義弘外五名連署言上狀案……………	37	二〇〇	小西行長書狀……………	39
一七九	淺野幸長蔚山籠城以下萬事之覺書……………	37	二〇一	小西行長書狀……………	39
一八〇	島津義弘外十二名連署全羅道海南定榜文寫……………	37	二〇二	村尾七郎右衛門尉書狀……………	39
一八一	宇喜多秀家外十四名連署言上狀案……………	37	二〇三	村尾七郎右衛門尉書狀……………	39
一八二	島津義弘等連署覺書寫……………	37	二〇四	井上正次書狀……………	39
一八三	小西末鄉書狀……………	37	二〇五	小西行長書狀……………	39
一八四	小西末鄉書狀……………	37	二〇六	村尾七郎右衛門尉書狀……………	40
一八五	淺野幸長蔚山籠城以下萬事之覺書……………	38	二〇七	島津忠清書狀……………	40
一八六	淺野幸長高麗陣雜事覺書……………	38	二〇八	小西行長書狀……………	40
一八七	豐臣秀吉朱印狀寫……………	38	二〇九	村尾彌七書狀……………	40
一八八	熊谷直盛・垣見一直・福原長堯連署狀……………	38	二一〇	小西直好書狀……………	40
一八九	小西行長・寺澤正成 <small>廣</small> 高連署狀……………	38	二一一	小西行長書狀……………	40
一九〇	宮木豊盛・徳永壽昌連署起請文前書案……………	38	二一二	熊谷直盛書狀寫……………	40

一二五	豐臣秀吉朱印狀寫	32	一四七	小西末鄉書狀	34
一二六	劉艇書狀寫 贈 加藤清正	32	一四八	山中長俊書狀	34
一二七	小西行長寺澤正成連署狀	32	一四九	小西行長書狀	34
一二八	小西行長書狀	32	一五〇	石田三成書狀	34
一二九	小西末鄉書狀	32	一五一	小西行長書狀	34
一三〇	豐臣秀吉朱印狀寫	32	一五二	小西行長書狀	35
一三一	小西末鄉書狀	32	一五三	小西末鄉書狀	35
一三二	劉艇書狀寫 贈 小西行長	33	一五四	小西行長書狀	35
一三三	小西行長書狀寫 復劉艇	33	一五五	小西行長書狀	35
一三四	小西行長書狀寫 復劉艇	33	一五六	相良長每覺書案	35
一三五	小西行長書狀寫 與沈惟敬	33	一五七	安宅秀安書狀	35
一三六	豐臣秀吉降表寫 (宣祖夷錄)	33	一五八	小西行長書狀	35
一三七	小西行長書狀	33	一五九	小西行長書狀	35
一三八	加藤清正書狀	33	一六〇	村尾彌七書狀	35
一三九	豐臣秀吉朱印狀	33	一六一	小西行長書狀	35
一四〇	高麗國出陣人數帳	33	一六二	宇喜多秀家等連署狀寫	35
一四一	小西行長書狀寫 贈 禮曹	34	一六三	小西行長書狀	36
一四二	明朝割付寫	34	一六四	村尾彌七書狀	36
一四三	小西行長書狀	34	一六五	小西末鄉書狀	36
一四四	小西行長書狀	34	一六六	豐臣秀吉朱印狀	36
一四五	小西行長書狀	34	一六七	豐臣秀吉高麗陣立書	36
一四六	小西末鄉書狀	34	一六八	小西末鄉書狀	36

八一	豊臣秀吉朱印状	28	一〇三	小早川隆景書状	30
八二	唐人軍勢進發次第書	28	一〇四	小西行長書状	30
八三	豊臣秀吉朱印状寫	28	一〇五	伊達政宗書状	30
八四	豊臣秀吉朱印状寫	28	一〇六	豊臣秀吉朱印状寫	30
八五	豊臣秀吉朱印状寫	28	一〇七	豊臣秀吉朱印状寫	30
八六	豊臣秀吉朱印状寫	29	一〇八	小早川隆景等連署状寫	30
八七	豊臣秀吉朱印状案	29	一〇九	宇喜多秀家外十六名連署契状	30
八八	豊臣秀吉朱印状	29	一一〇	豊臣秀吉朱印状	31
八九	豊臣秀吉朱印状	29	一一一	宇喜多秀家等連署状寫	31
九〇	豊臣秀吉朱印状寫	29	一一二	豊臣秀吉朱印状	31
九一	豊臣秀吉朝鮮役陣立書	29	一一三	豊臣秀吉朱印状寫	31
九二	豊臣秀吉朱印状	29	一一四	大友吉統書状	31
九三	豊臣秀吉朱印状	29	一一五	宇喜多秀家等連署状寫	31
九四	豊臣秀吉朱印状	29	一一六	石田三成外二名連署状寫	31
九五	小西行長書状寫	29	一一七	豊臣秀吉朱印状案	31
九六	加藤清正書状	29	一一八	豊臣秀吉朱印状	31
九七	豊臣秀吉朱印状	29	一一九	豊臣秀吉朱印状寫	31
九八	豊臣秀吉朱印状	30	一二〇	長束正家書状	32
九九	豊臣秀吉朱印状寫	30	一二一	豊臣秀吉朱印状案	32
一〇〇	豊臣秀吉朱印状寫	30	一二二	伊東祐兵書状	32
一〇一	豊臣秀吉朱印状	30	一二三	豊臣秀吉朱印状寫	32
一〇二	吉川広家書状	30	一二四	豊臣秀吉朱印状寫	32

三七	豊臣秀吉直書	12	五九	小西行長判物寫	20
三八	豊臣秀吉直書	12	六〇	小西行長知行預ケ状寫	20
三九	豊臣秀吉朱印状	13	六一	加藤清正書状寫	20
四〇	豊臣秀吉直書	13	六二	豊臣秀吉直書案	20
四一	豊臣秀吉朱印状	14	六三	豊臣秀吉朱印状	21
四二	豊臣秀吉朱印状	14	六四	小西行長書状寫	21
四三	豊臣秀吉朱印状	14	六五	豊臣秀吉朱印状	21
四四	豊臣秀吉直書案	14	六六	豊臣秀吉朱印状	22
四五	豊臣秀吉直書	14	六七	豊臣秀吉内書案	22
四六	豊臣秀吉朱印状	15	六八	豊臣秀吉朱印状	22
四七	豊臣秀吉直書	15	六九	志岐系圖親重譜	22
四八	豊臣秀吉朱印状	15	七〇	志岐系圖親重譜	25
四九	長岡玄旨 <small>細川藤孝</small> ・石田三成連署書状	16	七一	石田正澄書状	25
五〇	淺野長吉・加藤清正等連署書状	16	七二	小西行長宛行状	26
五一	豊臣秀吉朱印状	17	七三	豊臣秀吉禁制	26
五二	豊臣秀吉朱印状	18	七四	豊臣秀吉條書	26
五三	豊臣秀吉朱印状寫	18	七五	豊臣秀吉朱印状	27
五四	豊臣秀吉朱印状	19	七六	豊臣秀吉朱印状	27
五五	豊臣秀吉朱印状	19	七七	豊臣秀吉朱印状	27
五六	豊臣秀吉朱印状	19	七八	豊臣秀吉朱印状	27
五七	豊臣秀吉朱印状	19	七九	豊臣秀吉朱印状	28
五八	豊臣秀吉朱印状案	19	八〇	豊臣秀吉朱印状	28

目 次

<p>一 羽柴秀吉書状…………… 1</p> <p>二 羽柴秀吉書状…………… 1</p> <p>三 豊臣秀吉朱印状…………… 1</p> <p>四 小西弥九郎書状…………… 1</p> <p>五 小西如清ら連署状…………… 2</p> <p>六 豊臣秀吉朱印状…………… 2</p> <p>七 豊臣秀吉朱印状…………… 2</p> <p>八 豊臣秀吉朱印状…………… 2</p> <p>九 豊臣秀吉朱印状…………… 2</p> <p>一〇 豊臣秀吉朱印状…………… 2</p> <p>一一 豊臣秀吉朱印状…………… 3</p> <p>一二 豊臣秀吉朱印状…………… 3</p> <p>一三 小西行長等連署禁制…………… 3</p> <p>一四 豊臣秀吉朱印状寫…………… 3</p> <p>一五 豊臣秀吉朱印状…………… 4</p> <p>一六 戸田勝隆書状…………… 4</p> <p>一七 豊臣秀吉朱印状…………… 4</p> <p>一八 豊臣秀吉朱印状…………… 4</p>	<p>一九 豊臣氏奉行連署状…………… 5</p> <p>二〇 豊臣秀吉朱印状…………… 6</p> <p>二一 長岡文旨<small>細川藤孝</small>・石田三成連署書状…………… 6</p> <p>二二 豊臣秀吉朱印状…………… 6</p> <p>二三 豊臣秀吉朱印状…………… 7</p> <p>二四 豊臣秀吉朱印状…………… 7</p> <p>二五 豊臣秀吉朱印状…………… 7</p> <p>二六 戸田勝隆書状…………… 8</p> <p>二七 安國寺惠瓊書状…………… 8</p> <p>二八 豊臣秀吉直書…………… 8</p> <p>二九 豊臣秀吉朱印状…………… 9</p> <p>三〇 豊臣秀吉朱印状…………… 9</p> <p>三一 豊臣秀吉朱印状…………… 10</p> <p>三二 豊臣秀吉直書…………… 10</p> <p>三三 豊臣秀吉朱印状…………… 10</p> <p>三四 豊臣秀吉朱印状…………… 11</p> <p>三五 豊臣秀吉朱印状…………… 11</p> <p>三六 豊臣秀吉朱印状…………… 11</p>
---	--

宇
土
城
跡
(城山)

— 史料編 —

